

一日の下には新しいものはない」という『伝道の書』の言葉をそのまま肯定しようとは思わないが、今日の日本企業にみられる株主への消極的利益還元姿勢とか、インベスター・リレーションズ（IR）の不在、というよりも、系列取引情報開示強化に対する反発や決算公表日の集中などに具体的に現れる、情報開示への忌避的態度ないしは経理内容秘密主義とか、損失補填やインサイダー取引などの、仲間内の利害ばかりが優先される経営体質は、私の目には、江戸時代の商家とそれほど差がないように映ってしまう（という言い方をすると、もし、江戸時代の商人が聞いたら、封建社会の中で士農工商の最下位に身分付けられ、自らの才覚と財力の他に頼るものなかつた自分等と、種々の社会制度の整備されている今の経営人とを一緒にするな、と怒るかも知れない）。また、よくいえば現場情報重視、別の言い方をすれば場当たり的という日本の技術発展一般にみられる傾向が、簿記処理技法においても江戸時代以来連綿と続いているように思われる。

それとはともかく、江戸時代、京都・江戸・大坂（大阪）の三都を中心に店舖網を展開して事業部制的な組織を築いた三井家の会計をみると、階層的な（Hierarchic）組織単位間の内部会計報告に基づいた業績責任会計の基本的技術を開発していたといえよう。そこには、収益・費用の見越・繰延、引当金・積立金の設定・取崩、為替換算、繰延資産の償却、有形固定資産の再評価、企業分割・再結合、傘下店への投資の処理、内部振替取引、業績管理基準、内部監査などの様々な会計問題が見出させる、そういうことを少しでも明らかにしようというのが本論文の意図である。

序章では、まず、江戸時代に開発された和式複式決算簿記が二重分類簿記体系に所属する簿記法であることを論証する。そして、一七世紀後期の上方大商家で発達した複式決算簿記が、一九世紀には地方商家にも波及していった具体的事例を追跡した上で、資本測定と利益計算や支店網の業績責任会計がどのように行なわれていたかを概観する。

第一章は、一七世紀末から一八世紀初頭の三井家初期の決算報告記録を分析する。三都に展開した三井の諸店の中で、非複式決算から複式決算に移行した店と非複式決算のままであった店の相違を、経営管理組織の整備との関連で考察する。

三井家は一七一〇年に、三井同苗各家を持分所有者とする「大元方」と呼ばれる中央機関を創設した。一七二九年までに大元方が傘下の京都呉服店、京都両替店、および三井家発祥地の松坂に所在する松坂店の三店に投融资し、京都の呉服店・両替店がそれぞれ自己の支店や傘下店をもつという階層的な管理組織を完成させた。

第二章では、諸営業店から京都の両統轄店を通じて大元方に至る内部会計報告制度を解明する。そして、大元方自体と、「本店一巻」と呼ばれた京都呉服店を中心とする店グループと、京都両替店傘下諸店グループである「両替店一巻」の、三つの組織単位それぞれの会計を分析する。

一七七四年に三井同苗一家が三集団に分裂し、各集団がそれぞれ本店一巻、両替店一巻、および松坂店を分有する形態となった。第三章は、この企業分割の会計処理と、それによって生じた会計組織の変化を述べる。第四章では、一七九七年の再結合の会計処理と、その後の大元方、本店一巻、および両替店一巻の会計組織について論ずる。

従来研究されてきた近世諸商家の現存会計史料の多く決算報告書に限られていたが、三井には日常取引を記録

する諸帳簿類が揃って残存している貴重な例がある。第五章では、大坂両替店を対象にして、現金式仕訳帳と総勘定元帳に相当する二つの帳簿を主要簿とし、それに店内部の部署を下位会計単位とした帳簿類を補助的に組み合わせた帳簿組織を分析する。第六章では、単一仕訳帳・元帳制に近い形であった大元方の帳簿組織を明らかにする。

本論文の主要部分の元になった既発表の拙稿は、巻末の「引用文献」リストの中に入れて示した。ただし、「三井大元方の総勘定元帳」「金銀出入寄（文化十一年）」「一八一四年下期」「商経論叢」第二五卷第四号（一九九〇年七月）と「三井大元方の現金式仕訳帳」「金銀出入帳——文化十一年——一八一四年下期——」「商経論叢」第二七卷第一号（一九九二年一月）との二つの史料紹介は、紙幅の制約から、本論文に収録していない。江戸時代の簿記会計に関する研究史を整理した序章と、三井家初期の会計史料を分析した第一章とを除けば、第二章から第四章までが会計を、第五章および第六章が簿記を扱っているともいえるかと思う。三井の会計についての旧拙稿では、概ね、組織単位別に論文をまとめて組織単位ごとの経年変化を追跡していったが、本書では会計に関する部分を時期別に章構成して、各章を組織単位別に節に分けた。

ところで、叙述に当たっては当時の言葉を多用し、表は原資料をできるだけ崩さないように心懸け、紙幅の許す範囲で原資料を翻刻して挿入した。煩雑・冗長になるのを覚悟の上でそうしたのは、当時の言葉を現代の会計専門用語に置き換えたり、処理方法を今日の会計用語で解釈することが、実態をよりよく理解することになるのだろうかという、疑念をもったからである。たとえば、今日、企業資金の調達源泉をなぜ負債と自己資本との二つに表別しなければいけないのか。BISの自己資本比率規制を見るまでもなく、永久劣後債と優先株とに大きな差はないなど、負債と自己資本の境界は曖昧に思える。また、自己資本を拠出資本と留保利益とに（資本金と

剰余金とに)分けよと会計学の通説で、はいわれるが、維持すべき資本としては両者は無差別であらうし、配当規制の方法ならば色々なものが考えられ得る。日本の会計学者の多くは、費用・損失に対するものを引当金に、利益処分項目を積立金にすべしという、しかし、今日の日本の制度・実務を離れたら、受け取った現金の相手勘定として、損益計算も利益処分計算も介さずに、設定されたりザープは、引当金と呼ぶべきなのだろうか、積立金と呼んだらよいのだろうか。また、当期のキャッシュ・アウト・フローがなく、将来の支払い義務がないものを、費用処理と利益処分に分ける絶対的な基準があるのだろうか。あるいは、複数種類の利益額が計算されている損益等報告書が与えられた際に、費用の区分計算と利益処分計算との境界をどうやって見分けたら良いのだろうか。などと書いてきたが、ここでは時間・空間を越えた普遍・一般理論の構築を目標と見分けたら良いのではない。また、会計についての比較文化論の研究を目的としたものでもない。そのような研究にいくつかの素材を提供することができるかも知れないが、それは、本論文の目的の範囲外である。

本文中で資料を引用する際には(会計史料のみならず文献も含む)、原則として、漢字の本字体は現行の(日本式)略(新)字体を用い、助詞の而(一)・者(は)・江(え)なども含めて変体仮名は平仮名に改めた。ただし、ろ(よ)り、べはそののまま使用し、片仮名と平仮名の混用も原文のままとした。また、読みやすくなるために適宜、分かち書きをしたり、読点(、)並列点(・)をつけ、ルビもなるべくふるようにした。なお、数字等が符丁で書かれている場合には、( )書きで実数を注記した。三井で使用された符丁は、イ〓一、セ〓二、マ〓三、ツ〓四、サ〓五、カ〓六、エ〓七、チ〓八、ウ〓九、シ〓十、舟〓百、仙〓千、メ〓貫、ノ〓匁、入〓分と、曾〓一、野〓二、見〓三、江〓四、佐〓五、留〓六、所〓七、於〓八、成〓九、敬〓十との二種類であるが、私の見た会計史料では前者の方が圧倒的に多い。



なお、本論文の作成の過程で、神奈川県大学の昭和六三年度宮陵会学術奨励金ならびに文部省の昭和六三年度および平成元年度科学研究費補助金奨励研究（A）を受けた。また、本論文の刊行予定にあたっては平成四年度科学研究費補助金「研究成果公開促進費」の交付が決定している。



目次

まえがき

序章 江戸時代の簿記会計

1	江戸時代の複式決算簿記	五
2	複式決算の濫觴と地方伝播	三
3	大商家の利益責任会計報告	一九
4	近世商家における会計上の認識	二四
5	明治期の洋式簿記の導入と在来帳合	三八
6	結語	三三
(補)	和式複式決算簿記の起源について	三四

(1) 中世イタリアと近世日本の共通性 三三

(2) イタリア式簿記と和式複式決算簿記の相違 三九

(3) 複式簿記起源論の世界史的問題 四五

1章 三井家初期(元禄期)の会計記録 〇

1 三井高利の創業と没後の集団指導 〇

2 江戸御用所の複式決算指向会計報告書 五

3 京都御用所における非複式決算から複式決算移行 六

(1) 京都御用所の初期の会計報告記録 六

(2) 黒字損益勘定および高勘定の出現 七

(3) 複式決算の完成と繰越欠損の処理 八

4 京都呉服店の非複式決算会計記録 〇

(1) 三都の呉服店の本支店合併貸借対照表 〇

(2) 京都呉服店の単独会計報告 九

5 結 語 九

2章 大元方成立後の三井家の会計 〇

1	三井家大元方の成立・発展過程	一〇三
2	大元方の会計	一一三
	(1) 『大元方勘定目録』の概要	一一三
	(2) 傘下店投融资の会計処理	一一七
	(3) 資本測定と損益計算	一二〇
	(4) 固定資産会計の特異性	一二四
3	本店一巻(呉服店等の店集団)の会計	一三五
	(1) 大元方成立直後の本店一巻各店の『口録』	一三五
	(2) 本店一巻の『大録』と『三年大勘定書』	一四〇
	(3) 寛保三年の本店一巻各店の『口録』	一五三
4	両替店一巻(両替店等の店集団)の会計	一五五
	(1) 江戸両替店の『勘定目録』	一五五
	(2) 大坂両替店の『日録扣』	一六二
	(3) 京都両替店(一巻の統轄店)の決算	一六七
5	結語	一七〇
3章 安永持分け(企業分割)とその後の会計		
1	三井家同族団の分裂とその会計処理	一七二

(1)	同苗一家の三分割	一八七
(2)	企業分割の会計処理	一八二
2	企業分割後の大元方の会計	一八七
5	両替店一巻新元方の会計	一八〇
(1)	『新元方勘定目録』の構造	一九〇
(2)	新元方の経営機能	二〇三
4	両替店一巻各店の付属明細書類と『勘定目録』	二〇六
(1)	両替店一巻各店の付属明細書類	二〇六
(2)	両替店一巻各店の『勘定目録』	二二二
5	本店一巻の会計	二二〇
6	結語	二二三
4章 寛政一致(再結合)以後の会計		
1	再結合とその会計処理	二二七
(1)	「寛政一致」の過程	二二七
(2)	再結合の会計処理	二三一
2	再結合後の大元方の会計	二三五

3	本店一巻の会計	三三八
4	両替店一巻の会計	三七一
5	結語	二九九

## 5章 大坂両替店の帳簿組織

1	『出入帳』の現金式仕訳記入	三〇四
2	『大福帳』への転記と集計手続	三〇六
3	決算と『勘定目録』	三〇五
4	店内部会計単位の『出入帳』(仕訳帳)と『仕分帳』(元帳)	三三〇
5	帳簿組織と付属明細書	三三六
6	結語	三三九

## 6章 大元方の帳簿組織

1	『金銀出入帳』の記帳方法	三三三
2	『金銀出入寄』の記録と『大元方勘定目録』	三三九
3	初期の帳簿組織(推定)	三四四

4 結

語

.....

三四六

引用文献  
あとがき



## 図・表・資料目次

図 0-1-1	二重分類簿記の諸類型	10
図 0-1-2	大規模商家同族団の組織構造モデル	11
図 2-1-1	三井家大元方システム 一七二〇(宝永七)年	105
図 2-1-2	三井家大元方システム 一七二九(享保一四)年	109
図 3-1-1	三井家大元方・内元方・新元方 一七七五(安永四)年	179
図 4-1-1	三井家大元方システム 一七九七(寛政九)年以後	184
図 6-1-1	大元方の文化期以降の帳簿組織	184
図 6-1-2	大元方の初期の帳簿組織(推定)	185
表 0-1-1	在米企業の洋式簿記の導入	11
表 1-1-1	江戸御用所の決算報告記録 一六九一(元禄四)年下期	16
表 1-1-2	京都御用所の決算報告記録(1) 一六九三(元禄六)年上期	19
表 1-1-3	京都御用所の決算報告記録(2) 一六九八(元禄一三)年下期	27
表 1-1-4	京都御用所の決算報告記録(3) 一七〇〇(元禄一五)年下期	28
表 1-1-5	御用所の繰越欠損勘定 一七〇五(宝永二)年上期	28
表 1-1-6	京都呉服店の売買師簡報告書 一六九四(元禄七)年上期	29

表1-1-7	京都呉服店の資金勘定	一六九四(元禄七)年上期・下期	三三
表2-1-1	大元方の開始貸借対照表『大元方開元日録』	一七一〇(宝永七)年正月	一〇五
表2-1-2 (a)	大元方の第一期貸借対照表	一七一〇(宝永七)年上期	二四
表2-1-2 (b)	大元方の第一期損益計算書	一七一〇(宝永七)年上期	二五
表2-1-3	両番店三店の決算報告記録の現存情況		一五七
表2-1-4	江戸両番店の貸借対照表と損益計算書	一七五六(宝暦六)年下期	一八
表2-1-5	大阪両番店の貸借対照表と損益計算書	一七二八(享保一三)年下期	一六五
表2-1-6	京都両番店の貸借対照表と損益計算書	一七二八(享保一三)年下期	一六六
表2-1-7	京都両番店の損益計算書	一七七二(安永元)年下期	一六八
表3-1-1	分割に際しての大元方の資産整理	一七七四(安永三)年下期末	一八三
表3-1-2	企業分割の会計処理	一七七五(安永四)年下期末	一八四
表3-1-3	大元方の収支構造の変化 (企業分割前・分割中・再結合以後)		一八八
表3-1-4	新元方の決算報告	一七九三(寛政五)年下期・一七九四(寛政六)年上期	一九七
表3-1-5	新元方の諸勘定	一七九四(寛政六)年上期	一九九
表3-1-6	糸店の貸借対照表と損益計算書	一七九三(寛政五)年	二二三
表3-1-7	京都両番店の損益計算書と両番店三店の結合損益計算書		二二七
表4-1-1	寛政一致(再結合)の会計処理「日録総言録」	一七九七(寛政九)年上期末	三三三
表4-1-2	本店一巻の決算報告書	一八一八(文政元)年下期	三〇〇
表4-1-2 (a)	『大録』(本店)合併財務諸表		三〇〇
表4-1-2 (b)	京都本店「日録」		三〇〇
表4-1-2 (c)	江戸本店「日録」		二四九

表 4-1-2 (d)	大坂本店『日録』	二五三
表 4-1-2 (e)	江戸芝口店『日録』	二五六
表 4-1-2 (f)	江戸向店『仕入方日録』	二六〇
表 4-1-2 (g)	江戸向店『商内充方日録』	二六四
表 4-1-2 (h)	上之店『日録』	二六六
表 5-1-1	大坂両替店『六福帳』(総勘定元帳)の勘定口座 (一七五四年 ・一七九八年・一八五二年各上期)	三〇七
表 5-1-2	大坂両替店の貸借対照表と損益計算書 一七九八(寛政一〇)年上期	三二六
表 5-1-3	大坂両替店小私方「仕分帳」の勘定口座 一八五二(嘉永五)年下期	三三三
資料 1-1-1	『元禄四辛未歳七月開張日録』(江戸御用所)	五九
資料 1-1-2	『永代目録帳』の『元禄六年癸酉季』の部分 (京都御用所)	六七
資料 1-1-3	『日録帳』の「寛」の部分 元禄七年甲戌(京都御用所)	八三
資料 2-1-1	『宗永七歳寅正月の七月迄京都日録』(京都本店)	三三八
資料 2-1-2	『宗永七歳寅七月の迄月迄日録』(大坂「吳照」店)	三六
資料 2-1-3	『享保四己亥年正月ヨリ七月迄大勘定』(大坂 本店)	一四七
資料 3-1-1	『寛政六年春新元方勘定日録』	一九一
資料 4-1-1	『日録簿』寛政十年丙午春季(京都両替店)	二七二
資料 4-1-2	『江戶店日録簿』寛政十年戊午春季(江戸両替店—京都両替店)	二八八
資料 5-1-1	『出入帳』と『六福帳』(大坂両替店) 寛政十年午春季	三〇九
資料 5-1-2 (a)	『六福帳』(大坂両替店) 寛政十年戊午春季(部分)の1	三三三
資料 5-1-2 (b)	『六福帳』(大坂両替店) 寛政十年戊午春季(部分)の2	三三二

資料 5-1-2 (c)	『大福帳』(大坂兩替店) 寛政十年戊午春季(部分)	その3)	三三三
資料 5-1-2 (d)	『大福帳』(大坂兩替店) 寛政十年戊午春季(部分)	その4)	三三三
資料 5-1-3 (e)	『大福帳』(大坂兩替店) 寛政十年戊午春季(部分)	その5)	三三三
資料 5-1-2 (f)	『大福帳』(大坂兩替店) 寛政十年戊午春季(部分)	その6)	三三三
資料 5-1-3	『勘定目録』と『大福帳』(大坂兩替店) 寛政十年午春季	………	三三三
資料 6-1-1 (a)	『金銀出入帳』(大元方) 文化十一年甲戌秋季(部分)	その1)	三三三
資料 6-1-1 (b)	『金銀出入帳』(大元方) 文化十一年甲戌秋季(部分)	その2)	三三三
資料 6-1-1 (c)	『金銀出入帳』(大元方) 文化十一年甲戌秋季(部分)	その3)	三三三
資料 6-1-2 (a)	『金銀出入寄』(大元方) 文化十一年甲戌秋季(部分)	その1)	三三三
資料 6-1-2 (b)	『金銀出入寄』(大元方) 文化十一年甲戌秋季(部分)	その2)	三三三
資料 6-1-2 (c)	『金銀出入寄』(大元方) 文化十一年甲戌秋季(部分)	その3)	三三三



序章

— 江戸時代の簿記会計

三井家に関する簿記会計という特殊事例研究である本書は、わが国近世における簿記会計の通史を明らかにしようということを意図しているわけではない。現在の段階では通史をまとめるには、この分野の研究蓄積は乏しい。とはいうものの、小倉榮一郎による『江州中井家帖舎の法』〔1962〕や河原一夫の『江戸時代の帳合法』〔1977〕という優れた会計史研究が存在する。また、江戸時代の簿記会計に多少とも言及した経済史や経営史の個別研究は決して少なくはないし、会計史家による論文も存在する。それらをサーベイして江戸時代の簿記会計をいくらかでも明確にし、本書理解の一助にしようというのが序章の目的である。

明治維新を起点とする日本経済の「近代化」の基本的条件の一つに、幕末開港前までに達成されていた江戸時代の経済発展があげられるということは、社会経済史や数量経済史、経営史ではいまや常識といってよいであろう。もちろん、「近代化」そのものはウェスタン・インパクトによって外から持ち込まれた要素が大であるが、「近代化」を受容する土壌が近世の社会にかなりの程度形成されていたと考えられる。藤田貞一郎の言葉を借りれば、「社会現象における連続と非連続は、……日本が後発資本主義国であるだけにあらゆるものについて問題とならざるを得ない」〔1986〕五八頁）とこうであり、会計史研究にもそのような視点が要請されよう\*。

\*会計学界では日本会計史研究そのものが乏しいが、そのほとんどは、「この分野〔近世会計史〕は現代の会计学に連なる要素がきわめて少ない。多分皆無かも知れない」(小倉〔1982〕五九頁。「」内は引用者が挿入、以下同様)というように、近世と近代とをまったく断絶したものととらえている。一九六〇年代までの日本会計史研究について詳しくは茂木〔1977〕

を参照されたい。

ところで、欧米における簿記会計の歴史では、リトルトンによれば、「一九世紀にいたって簿記は会計 accounting に発達した」といわれる (Littleton [1963] p.165, 片断訳 [1973] 二五五頁)。彼は簿記と会計とを区別する「規範」(element) もしくは会計への発達要因として、会計理論の生成、株式会社の影響(そのなかには、永続性ゆえの適切な期間利益計算、それに関連する減価償却、および有限責任性ゆえの資本金維持計算が含まれる)、職業会計士監査、そして原価計算をあげている(第二章参照)。これらの基準に従えば、日本には近代に移行する前には会計はなかったことになる。江戸時代には、記帳技法の解説書すら見当たらず、会計の明示的な(文書による)理論化ははかられた形跡は皆無である。近世の日本には、同族結合以外の共同企業があまり発達せず、株式会社は出現しなかった。また、産業革命を経験しなかったから、大規模な企業はほとんど商家(商業・金融業)にかぎられ、原価計算の発展の余地は乏しかったし、さらに、商家には減価性の固定設備資産もなかったから減価償却もほとんど問題にならなかった。

しかし、簿記と会計とをどう区別するかは別として、\*江戸時代も中期になると、大商家ではかなり高級な簿記会計が行われていた。商家では家産の基盤である家業の永続性が希求された。「血のつながりよりも、事業体(ゴイング・コンサン)としての「家」の存続にたいする優先的配慮こそが、商家の根強い存続を結果した」(ヒルシュマイヤー・由井 [1971] 四三頁。( ) 内も原文のまゝ) のである。有限責任性にもとづく債権者保護のための資本維持の要請はなくても、企業(家業)それ自体の存続のために、資本の維持計算が必要であった。また、支店網を有した大商家では、店の業績評価のための適切な期間損益計算が求められた。そこでは、すべての取引を二重分類する簿



記法が用いられ、損益(収益・費用)計算と財産(資産・負債資本)計算とによって(またはその変形計算によって)、純利益(または純資産)を二面的に測定する複式決算の会計報告が行われた。

\*簿記と会計との関係については、簿記を初級の会計、会計を高級な簿記とするもの、会計が基本的・内容的・実質的過程であり、付随的・外面的・形式的過程が簿記であるとするもの、日常取引の記録・計算過程が簿記、決算とその報告過程が会計であるとするもの、あるいは、単純な通例的操作群が簿記で、簿記に会計政策(例外的操作群)がプラスされたものが会計であるとするものなど、種々の見解がみられる。ちなみに、「簿記」「会計」という言葉は、江戸時代には用いらなかった。「簿記」は bookkeeping の、「会計」は accounting の訳語として、明治期の「日常語とは切り離された」「翻訳語」(柳父[1982]一頁参照)が成立するなかで、漢籍から採り出されたのではなからうか。江戸時代に用いられた簿記を意味する語は、帳合である。会計にはほぼ相当する語としては、勘定が考えられる。ただここでは、簿記と会計とを厳密に区別することに拘泥しない(簿記・会計・帳合・勘定という語については、西川登[1985]一七二―一七三頁を参照されたい)。

ここでは以下、洋式複式簿記も含む二重分類簿記体系のなかでの和式複式決算簿記の位置づけ、一七世紀後期から一八世紀初頭にかけて上方大商家で複式決算簿記が濫觴し、一九世紀には地方商家などへ波及したこと大商家の階層的管理組織における利益責任会計とその内部報告制度、および期末資本および期間損益を計算するうえでの会計の認識・測定問題について、それぞれ論じていく。そして、補節で和式複式決算簿記の起源について私(註)見を述べる。

## 1 江戸時代の複式決算簿記

第二次世界大戦前から一九五〇年頃までの簿記会計に関する研究史をみると、江戸時代に複式簿記が存在していたという報告もあるが（三井〔1932〕、柴〔1935〕）、わが国固有の複式簿記の存在を否定する見解が多い。そのなかには、江戸時代の帳簿は非体系的とするものもあれば（大森〔1921〕、木村〔1930〕）、合理的な体系性は認めても、形式的な面から複式簿記とはいえないとするものもあった（平井〔1936〕、山下〔1936〕、大谷〔1937〕）。

『近州中井家帖合の法』〔1932〕を著した小倉榮一郎は、他の会計学者との無用な論争を避けるために、中井家の簿記法を複式簿記とはいわず、その後の論文で「複式決算簿記」と表現した（〔1932〕七一頁）。そこでは、複式決算を「原理的には損益計算書と貸借対照表に二分された」決算構造と説明している（同頁）。江戸時代の会計報告書にみられる決算形式は、

期末資産－期末負債＝期末資本　および　期首資本＋収益－費用＝期末資本

という形で期末資本（純資産）を二面的に測定するものと、

期末資産－（期末負債＋期首資本）＝当期純利益　および　収益－費用＝当期純利益

というように純利益を二面的に測定するものとの、二つに大別できる（高寺〔1978〕九頁、〔1980〕二二七頁）。本書では以下、純資産を二面的に計算するものと、純利益を二面的に計算するものとの両者を合わせて、複式決算とよぶことにする。なお、高寺貞男は、洋式簿記法への接近距離を比較基準としてか、後者の方が「利益測定を遂行している以上、より発達した簿記法であることは疑いないであろう」としているが（同頁）、両者の違いは、発達の度

台というよりも、簿記目的の相違と解釈できないこともない。ちなみに、「江戸時代を通して、前者が後者に転化することはない」(末岡「SSC四八頁」)ことが多つうのようである。

一九六〇年頃より今日までに報告された江戸時代の経済史や経営史の研究のなかには、次節で述べるように、複式決算の例を報告しているものも多い。和式簿記すなわち帳合ちやごうのなかに複式決算があった事実は認めても、そのような帳合は複式簿記ではないとする会計史家もいた(西川孝「SSC」茂木「SSC」)。和式複式決算簿記が複式簿記ではないとする論者は、戦前の者も含めて、和式複式決算簿記が、今日の簿記入門書で教えられるような複式簿記の形式的諸特徴をもっていない点を、その論拠にしている。その諸特徴とは、取引の複記、借方・貸方を均衡させる左右対照式勘定、貸借複記式の仕訳記入、計算の自己検証機能などである。

しかし、複式簿記とはなにかという問いに対する答えは、論者によって一様ではない。「広辞苑」には、簿記が「単式と複式とに分かれ」とあるが、「単式簿記」とよばれるもののなかには、「複式簿記」にあらざるものすべが含まれることに、すなわち、単式簿記≡非複式簿記ということになる。非鉄金属といった場合に、銅やアルミニウムなどの種々の性質の違ったものが、なかにはニッケルのように化学的には鉄属のものも含まれる。それと同じように、「単式簿記」といわれるものの中には、単なる金銭出納計算やまったく非体系的な備忘録にすぎないものから、いわゆる「複式簿記」よりその一部を省略して発展した「略式」簿記(高寺「SSC」三二―三五頁)までが含まれることになる。どこまでが単式簿記でどこからが複式簿記かという境界線は、複式簿記の定義いかんによって動く。なにが複式簿記の計算機構の本質的な特徴といえるかについて、ここで若干の考察を試みたい。

洋式複式簿記の自検機能によって発見できる誤謬は、単純な計算間違いのみにすぎず、コンピュータならプログラムの組み方しだいで起こるはずもないものばかりである。逆に、複式決算で二面的に算出された利益額(資本額)

が一致すれば、取引の二面的把握が確かめられたことになる。また、貸借均衡（貸借平均）、左右対照勘定、および貸借複記式仕訳の三つも、複式簿記の本質的な計算原理とはいいいがたい。この三点は、むしろ、伝統的洋式複式簿記（イタリア式簿記）における記録・計算の形式の基本的枠組みにとりえることができよう。ここでは、簿記の記録計算体系を、①本質的な計算原理、②基本的な形式的枠組み、そして③便宜的な応用技法の三層構造で考えている。縦書か横書か（ちなみに、わが国初の簿記書といわれる福沢諭吉の『帳合之法』は縦書である）、算用数字か漢数字か、計算用具になにを使うかなどといったことは本質的でも基本的でもなく、便宜的な応用技法の問題といえよう（実務上便宜性がきわめて重要ではあるが）。

\* 合計試算表を作成したうえで精算表を作成するというのは、二重手間であらう。洋式複式簿記があえてこのような手間のかかる手法を開発したのは、算盤のような便利な計算用具がなかったためであらう。現代では試算表は、検証機能よりも、「元帳の縮図」としての「経営管理機能」が重視されるべきといわれる（中村・大森「168」七七頁）。諸勘定の総覧という点では、残高試算表よりも合計試算表の方がむしろ重要であらう。その意味では、合計試算表欄を精算表に組み込む方が便利ということも考えられる。もっとも、コンビニータ簿記では、伝統的な精算表の形式にこだわる必要はない。

イタリアに端を発した洋式複式簿記の勘定記入では、マイナスの数を用いない。そして、ユーロ×という形ではなく、ユーロ+×という形で勘定記入することを「加算的減算」とか「加算的減法」などと称し、複式簿記の大特徴であるかのように論者もいる。しかし、「加算的減法」という表現が形容矛盾である点は別にして、借方残高（貸方残高）を貸方（借方）に記入して貸借平均（貸借均衡）させるのは、ただ単に、足し算による驗算の形で記録しているにすぎない。「均衡性のみでは複式簿記は成立されえず、また、その欠如が（たとえば現代のコンビニータ・システム）完全に秩序整然たる記録をさまたげるものでもない。のみならず、均衡性は、すべての取引が記録

されることを保証するものではない」(Chaffield [1977] p.35; 津田・加藤(訳) [1978] 四三頁。( ) 内も原文のまま。訳文は引用者が一部修正)。小学校の低学年で引き算を学ぶと、「こたえのかず」に「ひくかず」を足して「もとのかず」になるかどうか、驗算を行う。「加算的減算」による残高記録というのはそれと同じことではないか。中学校での方程式の学習を思い出せば、 $2000 \times 2$ でも $2000 + 2$ でも本質的内容は同じであることが容易に理解できる。

左右対照式勘定ⅡT字勘定の標準式元帳で金額を増加欄と減少欄とに分けて書くのは、論理的必然性というより、むしろ、実用上の便宜性によるものといえる。左右対照の標準式元帳は、貸借平均による驗算をしやすくするために開発されたのであろう。日本の複式簿記実務では、左右対照の標準式元帳はほとんど使われず、金額欄を増加欄と減少欄と残高欄とに三分する残高式元帳が主として使われてきた。

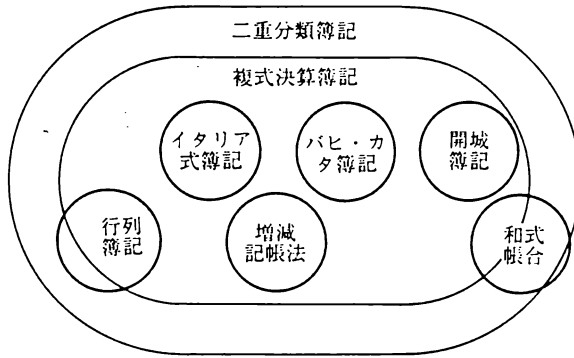
複記性についていえば、取引を二面的に把握することと複記をすることは同じではない。行列簿記——コンピュータ会計には行列簿記によってプログラムが組まれたものもある——ではすべての取引を二面的に把握するが、複記は行われず、単記である。単記のゆえに行列簿記が複式簿記ではないといえるだろうか。逆に、債権・債務だけを複記していても他の取引が記録されていなければ、それを複式簿記とはいえない。

貸借複記式仕訳記入は、「あらゆる取引に内在する二重性を明白に表現するがゆえに、複式簿記のいちじるしい特徴を現わす点においては元帳記入をしのぐもの」(Tillett [1933] p.111, [1966] p.107; 土野(譯) [1973] 一六六頁)であることは間違いない。しかし、貸借複記式仕訳記入が複式簿記の本質的計算構造に不可欠なものではない。イタリヤにおける複式簿記生成の歴史をみても、補脚でふれるように、仕訳は複式勘定記入が完成した後に簿記の構造に付加されたものである。現金式仕訳では(この原理は伝票式簿記でも使われる)、現金収支のともなわない取引以外は、貸借複記する必要はない。行列簿記では仕訳記入と勘定記入との区別がなく、取引記入は一回ですむ。「成長後の

おたまじゃくしの尾のように、「仕訳記入が」いつかまたたび複式簿記の構造から脱落するときがくるかも知れない」というリトルトンの六〇年前の予言は（同頁）、コンピュータ化の進展によって実現しつつあるようにみえる。

このようにみてくると、「複式簿記 (double entry bookkeeping) の重要な点は、各取引が二回記録されることではなく、むしろ各取引が二重に分類されるといふこと」がわかる」(Kemeny et al. [1962] p.347) といえる。複式簿記の計算原理の本質は、企業などの組織体（会計実体）に於て認識されるすべての取引が二重分類され、会計実体に関する貨幣的情報が二重分類取引記録から体系的に集計されることにある、と筆者は考える。もっとも、イタリア式簿記における記録・計算形式の基本的枠組みを備えたもののみを「複式簿記」と定義し、そうでないコンピュータ簿記などは「単式簿記」である、ということも可能ではある。したがって、以下の叙述では誤解を避けるために、イタリア式簿記のみならず行列簿記や高級な帳合などを含む広い概念として、二重分類簿記という言葉を用いる。二重分類簿記体系のなかでも、自己資本の増減を資本勘定に直接記録すれば、収益・費用に関する諸勘定がなくても、それなりに完結した二重分類記入の体系を得ることは可能である。しかし、そのような簿記と、純利益（または純資産）の二面的測定すなわち複式決算を行う簿記とは、計算目的意識に大きな差があるといえよう。そこで、二重分類簿記のうち、複式決算を行う簿記を複式決算簿記とよぶことにする。洋式複式簿記や中国の増減記帳法（西村 [1989]、服部編 [1980] 参照）、ぼとんどのコンピュータ簿記が、複式決算簿記に含まれることになる。また、歴史的にみれば、和式複式決算簿記——中小商家で用いられた帳合の多くは複式決算簿記あるいは二重分類簿記になっていなかったと考えられる——の他に、朝鮮の開城簿記や（大塚 [1922: 1923]、余 [1971]、尹 [1972: 4: 1972: 5: 1977]、孫 [1987] 参照）、中国在米簿記等の一掃（敦辺 [1938]、貝田 [1942]、伊岸 [1943]、第三編、註 [1986] 参照）、インドの、ヒ・カタ簿記なども (Lall Nigam [1986]、高井 [1988] 参照)、複式決算簿記に含まれると考えられる。以

図0-1 二重分類簿記の諸類型



上のような関係を图示すると図0-1のようになる。

ところで、近世中期以降の大商家の簿記について、「多帳簿制複式決算がそれらの共通性である」(小倉[59]七二頁)ということが通説化しているが、「多帳簿制」に関しては、その意味内容と「共通性」とを、さらに吟味する必要がある。小倉栄一郎の解明された中井家の「多帳簿制」は、原征<sup>1)</sup>士の指摘にあるように(〔197〕一三四、一三一〜一三二頁)、単一仕訳帳・元帳制のイタリア式簿記が一五世紀頃にベネチアで成立する前に、一三世紀末のトスカーナで用いられた「複冊帳簿制」(泉谷[58]四四頁)に似ているといえよう。また、和式簿記の現金式仕訳が、金銭出納帳にそのまま仕訳機能を付加したもののようにみえるのに対し、\*イギリスの一部で用いられた現金式仕訳帳(cash book)は、元帳の現金勘定を独立させて特殊仕訳帳に転用したもののように思われる。しかし、洋式簿記の歴史が複冊帳簿制から進んで単一仕訳帳・元帳制として成立し、そこからさらに分割帳簿組織制へと発展したからといって、和式簿記の「多帳簿制」が「遅れた」段階にとどまっていたとは即断できない。

\*高寺貞男は現金式仕訳にもとづく収支簿記法が「マジマ的共通性」〔58〕  
 であるというが、和式簿記の原始記入が現金式仕訳で一貫していたかどうかは、なお、検討を要しよう。

できあがった姿でみれば、和式簿記の「多帳簿制」は、仕訳方法のみならず諸分割元帳の利用の点でも、一部の英国簿記書で説明されているような帳簿組織に似ているといえないこともない。また、「今日の複雑かつ有機的な帳簿組織のもとにおいては主要簿と補助簿を区分する具体的な根拠は認めがたい」し(沼田[1988]二六二頁)、コンピュータ簿記ではデータ間の連環・整合制が確保されれば、多様なシステムが設計可能である。歴史的推移が、常に直線的・単線的に進化法則にのっとると考える必要もなからう。とはいうものの、江戸時代の簿記技法が、当時の西洋のものよりも、形式的な論理的・一貫性という面で劣っていたということは否めない。しかし、それは必ずしも実務上の不都合を意味するものではない。「総じて、『コン』による会得を身上とする日本の科学技術のあり方には、つねに、経験主義的な傾向が色濃く反映されている」(村上[1971]一八頁)けれども、現場情報を尊重する日本の伝統的科学技術アプローチは、論理的体系性を重視する西洋の科学的思考法よりも、応用技法に長けたものとなることありうる。記帳技術にもこのことは該当しよう。算盤というメモリー機能付きの便利な計算機を用いた日本の帳合の計算の正確性は、むしろ当時の欧米よりも上であつたと思われる\*。

\*一七世紀前半に二〇余年日本に在留したフランソワ・クロン(Francois Cron, 1600~1673)は、「和蘭におけるよりも、また速算家でない尋常の和蘭人が計算するよりも、一層迅速正確である」と記している(幸田記[1967]一八八頁)。

「多帳簿制」の「共通性」を云々するには近世の簿記技術に関する研究蓄積は乏しすぎる。和式簿記の帳簿組織の実態が解明されている例は少なく、『売上帳』、『当座帳』、『差引帳』、『大福帳』等々の帳簿の名称が知られていても、諸帳簿間でどのように記録されていたかは不明であることがほとんどである。『多帳簿制複式決算簿記』とは……一応は中井家帳合法に限っていえたのであり、わが国固有簿記法共通の性格を表わすというべき段階ではな



い」と小倉榮一郎が二〇年前に叙述した状況は(『三井』七一、七二頁)、いまもたいして変わりが無いといえよう。三井家の大元方では、後の6章でみるように、現金式仕訳帳の『金銀出入帳』と総勘定元帳に相当する『金銀出入寄』との二つを主要簿としていた。三井大坂両香店の帳簿組織は、5章で述べるように、店全体は単一仕訳帳・元帳制で、それに内部の、半独立的な会計単位となっていた各部署の帳簿を重層的に組み込んでいた(これも多くの帳簿を使っているという意味では「多帳簿制」といえないこともない)。だからといって、多帳簿制が一般的でなかったとか、三井家帳合の方が中井家帳合より「進んで」いたなどというつもりはまったくない。両香店が金融機関で、大元方も傘下店との金融取引が主業務であったということを考慮しておく必要がある。三井の呉服店は、おそらく、「多帳簿制」を採用していたであろう。和式簿記において、単一仕訳帳・元帳制を基本とするか、あるいは多帳簿制を採用するか、その際にどのような帳簿種類の組み合わせを用いるかは、業態に即していたと思われる。

ここに述べてきた和式複式決算簿記の起源は不明であるが、中世後期のイタリアと共通点を多くもつ近世前期の日本の経営環境のなかで、自生的に簿記法が発展したとみても、不自然でないように思われる。「過去においては、エジプトの数学、バビロニアの数学、ギリシャの数学、アラビアの数学、中世ヨーロッパの数学、インドの数学、シナの数学、日本の数学などと、幾通りかの相異なる種類の数学があったように思われる」(ボホナー、村田訳『1901年日本版へのまえがき』)と同様に、二重分類簿記も世界中に(ヨーロッパのなかにも)幾種類かのものがあつたのではなからうか。しかし、だからといって、イタリア式簿記の日本伝播説をまったく否定しきるつもりはない。戦国末期・近世初頭に日本の商人が南蛮貿易によってイタリア式簿記からなんらかのヒントを得たという可能性も考えられるし、日本に伝播したイタリア式簿記が痕跡のこさないほどに完全に日本的に消化されきつたということが、なかったとは断言できない。史料未(発)見が、事実そのものの不存在を証明することにはならない。数学において

一般的に不在の証明問題にむずかしいものが多いようであるが、歴史研究において「存在しなかった」と断定するには慎重さが要求されよう。

## 2 複式決算の濫觴と地方伝播

わが国に二重分類簿記が出現したのは、おそろく、近世に入ってからであらう。一五二〇（永正一七）年の徳政令のなかに『土倉帳』の名がみられるが、「未だ其例証は検出されない」という（奥野〔1933〕九八九頁）。「現存せる我国最古の帳簿」（大森〔1921〕七八三頁、〔1937〕一二頁）として、伊勢・松坂（松阪）の富山家のものがあげられる。

\* 「多くの史家は寛永一一年頃（明正天皇、徳川三代将軍家光 西暦一六三四年 大正一〇年より逆算二八四年前）に記録せられたる京都の材木商白木屋の帳簿（現東京白木屋呉服店蔵）を推せども」（大森 同頁。）（内も原文のまま、旧字体は新字体に修正、以下同じ）、と言及されている白木屋は、林 希子によれば、初代が一六三六（寛永一三）年生まれで、「初期の店御を記録してある『大福帳』の初年度分の日付が『慶安五年辰ノ正月吉日』となっているので、『京都での材木商』開店は慶安四（一六五二）年ないし五年であったと思われる」（〔1982〕一〇頁。）〔内は引用者が補う、以下同じ〕ということである。

「足利帳」とよばれるこの富山家の帳簿は、同家の純資産の増減を「元和元年（一六一五）から寛永一七年（一六四〇）までの二五年間にわたって記録」している（河原〔51〕八頁）。「足利帳」は、『算用帳』という名の貸借対照表（一六三八（寛永一五）年のものが現存）の計算結果を累年記録したものと考えられる。これを河原一夫は「単式簿記」と評価しているが（二七頁）、『算用帳』は実地棚卸にもとづく財産目録的貸借対照表であったのかもしれない。

(帳簿記録にもとづく誘導法によるものでなければ、二重分類簿記とはいえない)。逆に、複式決算が当時実際には行われていて、損益計算の記録がいまでは失われてしまったということも、まったく考えられないわけではない。富山家では、上州藤岡店(二六八八(元禄元)年出店)の一七〇七(宝永三)年の『算用帳』が、純資産を二重計算する複式決算になっているが、一六三三年から一六九九年にかけて出店した、江戸、京都、藤岡、大坂(大阪)の諸店の現存資料には、完全な複式決算になっていない例も多々みられる。「極度の秘密主義を意識するあまり、簿記の生命である記帳形式を阻害した」(河原「S」六三頁)ために、「当期純損益の算出が可能であるにもかかわらず、これを省略している」場合もあり(一〇五頁)、貸借対照表部分が「別に存在していたと思われるが、……現存していない」場合もある(九三頁)。

同じく伊勢商人・川喜田家の、江戸店(二六三六(寛永一三)年出店)の「毎年の店卸目録を寛文一一(二六七)年から元禄五(二六九二)年までまとめた(ただし記載内容は一六七〇年から一六九一年まで)『目録帳』」が現存している(林「S」七四頁。原文横書のため算用数字は漢数字に変換)。「目録帳」に収められている決算史料は二つの部分からなっている。すなわち、貸借勘定を示す『惣算用目録寛』と、損益勘定を示す『利金遣指引寛』であり(同七五頁)、複式決算となっている。ただ、貸借対照表部分では、当期純利益額を表示していないが、当年度自己資本額から前年度自己資本額を差し引くと、損益計算書部分で示される当期純利益額に一致する(ただし不動産取得のあった年は、その支出額が、損益計算には含められずに、直接に自己資本額から引かれる)。

近江商人の西川家の江戸支店である〇店の一六七二(寛文二)年の『〇店算用帳』では、売掛金・現金・棚卸資産の残高合計額から本店(本家)勘定残高を差し引く利益計算と、売上高から売上原価を差し引いて売上総利益を出し、そこからさらに営業諸経費を引いた利益計算とが一致する、複式決算になっていたものと思われる(西川社

史附録四九く五一、七二頁、資料が部分掲載なので、在庫商品などの計算方法などに疑問が残る、断定は控える。『算用帳』をもとに『勘定目録』が作成されたらしいが、現存する勘定目録写しの記載は一六六七（寛文七）年のものから始まる（同四九頁）。ちなみに、西川家の創業は一五六六（永祿九）年、<sup>田</sup>店の開設は一六一五（元和元）年であった（同二、一四頁）。なお、富山家や西川家にかぎらず、江戸時代には近江、伊勢出身の商人が江戸・京都・大坂（大阪）などの大都市で活躍した\*。

\*その背景の一つに、中世より交通の要路として栄えた近江・日野出身で、一五八四（天正一二）年に伊勢に転封となり、一五八八（天正一六）年に伊勢・松坂に居城を移した蒲生氏郷（一五五六〜一五九五）の商業政策があげられよう（北島 [1962] 一〜六頁参照）。

わが国の現存資料のうち、管見の範囲内で、これまでに複式決算の確認されている最古の例は、大坂の鴻池両替店の一六七〇（寛文一〇）年——内容は寛文九年九月からはじまる——の『算用帳』であり、ここでは期末純資産を二面的に測定している。「鴻池両替店では「一六七〇年に」一〇人両替の公用を開始するにあたって、……帳合を明確なものにしたと推測される」（作道 [1966] 二九〜三〇頁、[1971] 一四七頁）。鴻池が、同じく一〇人両替の一員であった天王寺屋から、簿記法を学んだということも考えらる（竹内 [1976] 八六頁参照）。

いずれにしても、寛文（一六六一〜一六七三）から元禄（一六八八〜一七〇四）の頃に、伊勢、近江、京都、大坂（大阪）など上方に本拠を置き、京都・江戸・大坂の三都で活躍する商家の間に、複式決算がある程度普及していったものと考えられる\*。逆にみれば、複式決算簿記は三都を中心に都市で活躍する商家にかざられていたと思われる。都市商人以外の古い現存史料として安芸・竹原の米屋（吉井家）や摂津・吹田の早田家のものが報告されているが

(中部「55」)、それらはいずれも複式決算になってはいない。米屋の『大福之本帳』には一六三三(寛永一〇)年分から記載があるが、それらは備忘録にすぎない。同家の一六五五(明暦元)年の「寛」では、塩田のみの損益計算が行われているが、在庫額の計算などにまったく考慮がなく、組織的な帳簿記録にもとづくものか疑わしい。摂津・吹田の早田家の『大福帳』に記載された一六七二(寛文一二)年分の『惣勘定』は、貸借対照表となっているが、「35欠程」、「50欠程」、「80欠程」などの銀額記載があり、他にも見積り額と思われる切りのよい銀額があるので(中部、二九―三二頁)。紹介されている資料の数値は引用論文中で「ラビヤ数字にかえ」てある、帳簿記録からの誘導法にもとづくものかどうか疑問が残る。

\*桂離宮の整備にもなって奥の下張りから一九八二年に見えられた反古紙のなかに、寛永(一六二四―一六四三)初年から一六六〇年頃までの『大福帳』や『万貫帳』などの帳簿断片があったという。しかし、「これらをもとの姿に復元することとは不可能であり、ここから帳簿の体系を把握することはできないようである」(岩辺「1988」六頁)。

さて、寛文―元禄期(一六六一―一七〇四)は、遠隔地商業や為替金融が発達し、三都と諸藩城下町の間全国的商品流通が成立した時期である。幕府による貨幣や度量衡の統一の完成、全国市場としての大坂米市場の成立、城下町の町人街の形成、近世問屋制の一般的成立、十人両替の形成などは、この頃に生じた。当時、農工生産力において畿内が、とくに手工業技術では圧倒的に京都が、優位に立ち、人為的急造巨大消費都市・江戸を支えた。このような経済的背景のもとに、近世初期の特権的冒険商人に代わって台頭してきた新興商人が、和式複式決算簿記濫の担い手となったといえよう。

一八世紀中に複式決算の出現が現存資料から確認できる商家は、いずれも上方出身の商人であり、以下のものが

あげられる。本書でとりあげる伊勢・松坂出身の三井家、同じく松坂出身の長谷川家（松坂本家の貸借対照表『大福帳』は一七〇六（宝永三）年から、損益計算書『大黒』は一七〇（八宝永五）年から。なお、江戸店の貸借対照表『目録帳』の写しは一六九一（元禄四）年から。松本〔1982〕、京都から大坂に進出した住友家（大坂の元方が一七五五（宝暦五）年に純資産の二面測定。一七〇四、一七〇五（宝永元、二）年の現存帳簿は複式決算になっていない。今井〔1991〕、近江・日野出身の矢野家（一七八八（天明八）年に純資産二面測定。宮本〔1971〕、同じく日野出身の中井家（仙台店で安永年間（一七二一〜一七八一）。小倉〔1962〕六一頁。一七三四（享保一四）年の記録からはじまる日野所在の本家の決算書写しは一貫して損益計算なし）。一方、一八世紀中の地方商人の現存帳簿には複式決算が見いだされない。広島で酒造や質屋を営んだ平野屋の一七二七（享保二）年より一八〇九（文化六）年にわたる決算書や（小松〔1988〕、播磨・龍野の醤油醸造業者・円尾家の一七〇二（元禄一五）年から一七八三（天明三）年までのものは（長谷川〔1971〕、いずれも貸借対照表は示されているが、損益計算書がない。

既述の、寛文〜元禄期に成立した全国の商品流通は、あくまでも三都と地方都市（主に城下町）間が主で、「幕府や藩の領主的支配を維持する機能を中心であった」（中村〔1987〕五頁）。このような「近世的経済構造は、一八世紀中期以後解体してゆく」（同頁）。地方経済の発展にとまない、生産地の資本蓄積が進むとともに、技術伝播により、都市手工業の優位が崩れた。農村工業の発達とともに、農村（小）工業都市が出現し、一九世紀に入れば、綿工業などにマニファクチュアも成立する。一九世紀中葉には、「一八世紀初頭までの、畿内のみを隔絶した頂点とした幕藩制的市場とも、産業革命をへた二〇世紀初頭の阪神・京浜両地方を二焦点とする統一的国内市場ともことなる、地域格差のすくない国民的国内市場がまさに形成されつつ」あったといわれる（石井〔1987〕五六頁）。いまでも有名な灘酒造についていえば、「享保期（一七二一〜一七三六）以降における幕府の酒造奨励策への政策転換と、

西摂農村における農民貨幣経済の発展・在地資本の形成との結果、灘酒造業は抬頭期を迎え、安永・天明期（一七七一―一七八九）に至れば新しく灘目（上灘・下灘）・今津を含めて摂泉十二郷の江戸積酒造仲間結成への胎動がみられる（柚木〔1965〕三七頁）。醤油については、「一八世紀前半においては、江戸に入荷する醤油の四分の三はどは大坂から供給されており、下り商品として位置付けられていた」が、「一九世紀に入ると江戸醤油市場はまったく関東物に席巻された」のである（林〔1989〕二二七頁）。一方、京都では、宝暦期（一七五一―一七六四）以降、備前や播磨の他国醤油が進出し、「京都周辺の地造醤油は、……天明の大火災（一七八六?）後は急速に衰退していく」（長谷川〔1972〕六八頁）のであった。

このような状況下で、一九世紀になると、各地に複式決算があらわれるようになる。中央商人に関連するもの以外で（近江商人は各地で種々の産業活動を展開）、現存史料から複式決算が確認されるか推測できるものとして、以下のものがあげられる。播磨・小野の魚問屋・近藤家の一八〇九（文化六）年の『惣勘定立帳』（貸借対照表と損益計算書。植村〔1977〕〔1988〕第二章第二節）、灘酒造業・加納家の一八一六（文化一三）年から一八三七（天保八）年にわたっての、『勘定帳』（損益計算書）および『店卸帳』（貸借対照表）（各酒造蔵別の損益計算は一七九六（寛政八）年のものからあり。柚木〔1965〕第四章）、安芸・尾道で酒造を中心に活躍した金屋の一八一九（文政二）年から一八二〇（文政三）年の『毎歳勘定帳』（損益計算書）および一八二三（文政六）年から一八三〇（文政一三）年の『金銀出入惣勘定控帳』（貸借対照表。なお損益計算は一七八八（天明八）年のものも現存。小松〔1990〕）、阿波の藍商・三木家の一八二二（文政五）年から一八六九（明治二）年までの『店卸帳』（一七七五（安永四）年から一七九七（寛政九）年のものでは貸借対照表のみ。財産計算による純利益算定は一七八七（天明七）年から。天野〔1982〕〔1986〕第三章第一節）。出雲で製鉄業を営んでいた田部家の一八五四（安政元）年の帳簿（一八〇一（享和二）年の帳簿では「両面勘定」（複式決算）にはなっていない。平

井〔1936〕<sup>7</sup>、山下〔1936〕。九州・日田の森家でも「複式決算を行っている」という（野口〔1987〕三六頁）。ただし、これらのもののなかには、同一期の貸借対照表と損益計算書とがそろって現存していないために、複式決算結果の財産計算と損益計算の利益数値が一致しているか否か、不明のものもある。また、三木家の場合、一八二三年以降のものでも、損益計算は見積り計算のようにみえ、純利益額も損益計算書部分と貸借対照表部分とで大きくくい違う。しかし、完全な複式決算にいたっていないとはいえず、複式決算が指向されていたことは疑いなくであろう。計算の論理を理解することと、その論理を計算実務に貫徹させることとは、別の次元の問題である。簿記の計算練習をしたことのある者なら、合うはずの数値が合わずに四苦八苦した経験はだれでももっている。ましてや、実務において多数の帳簿が使われる場合、転記漏れを皆無にしたり、逆に、二重転記を排除することが容易にできるようにするために、それら諸帳簿を体系化するには困難をとまなうであろう。ようするに、実務レベルで一貫しているか否かは別として、複式決算の理論は、地方の中商家にも理解されるようになっていたと考えられる。

\*旧稿で、天野雅俊の分析に対して、複式決算と切り切れるか「疑問」と表現したのは〔1988〕六一頁、〔1991A〕二二頁、筆足らずであった。

### 3 大商家の利益責任会計報告

西川家や長谷川家、三井家のように、寛文（一六六一〜一六七三）〜元禄（一六八八〜一七〇四）期に台頭した新興商人は、出身地の近江や伊勢に、あるいは、「江戸店持ち京商人」の言葉に示されるように、京都に本拠を構えた。



それら商家は、本地地から遠隔地に展開した各地の店舗を管理するための組織と、それを支える内部会計報告制度を開発した。大商家の管理組織は、本家当主もしくは本家集団のは当主達トウヌイ同苗が、家産の監理機構としての中央機関である元方を形成し——その経営はいわゆる「番頭経営」として奉公人重役トウコンヤクに委ねられる場合が多い——、本家（同苗集団）元方が各地の店に投融資する（さらに有力店が自己の傘下店・枝店をもつ）という、階層的な組織構造が多かった。

\*寛文〜元禄期に台頭した新興商人は、幕府制社会全体が変化していく宝永（一七〇四〜一七一）から享保（一七一六〜一七三六）の頃に組織構造を確立し、その頃制定された家憲・家順にそのことが象徴されている（中井「S」三二頁、松本・林「1976」一五四頁参照）。遅れて登場した中井家や下村（六九）家などでも、階層的な管理組織をもつことは同様である。

ところで、商家における「店と奥の分離」とは、すなわち企業と家計の分離と理解されることが多い。しかし、そのような解釈が妥当であるのは中小の商家の場合であり（もっとも、零細商人の場合は店と奥の分離しないドンブリ勘定となろう）、大商家の場合は、奥すなわち元方は、当主の生活の場ではなく、家計からも企業からも区別された一つの機関であった、と考えられる。もともと、近世の商家の場合、店舗併用住宅の正面にある店前タナヘを表オモてといったのに対して、居住空間である内部を奥とよんだ\*。家業が発展すると、奥は当主とその家族の生活の場所となり、店とその付属部分は、職場であるとともに住込み奉公人の居所となる（中野「S」第三章第二節）。ここから転じて、すなわち表が抽象名詞として企業を指すようになり、同様に、奥が家計を意味するようになったと筆者は考えている。また、元方には、資本家、出資者あるいは統括の任にあたる人、元締、親方の意味があり（『日本国語大辞典』）

当主すなわち元方の住む所が奥であるところから、元方と奥とが同義に用いられるようになったと思われる。家業がさらに発展すると、当主店舗建物とは別の場所に居所としての屋敷を構えることになる(中野、同頁)。この場合、具体名詞としての奥 $\parallel$ 元方は、当主の居宅ではなく、店舗建物の奥を指し、抽象名詞としての奥 $\parallel$ 元方は、商家同族団全体の家産の投資管理統轄機関を意味すると、考えることができよう。なお、三井のように当主の居宅自体が大きくになると、営業使用人である店手代とは別に、「御宅手代」すなわち屋敷住込み使用人の組織化が行われた。

\*店(たな)あるいは(みせ)という語は、商品客に見せる陳列台である「見世棚」(みせだな)のそれぞれ上下を省略したところから生まれたという語源説がある(『日本国語大辞典』)。

\*\*ここていう同族団とは、本家を中心に、本家当主の血縁者から生じた分家および使用人から生じた別家(奉公人分家)が結合した、家連合体を意味する。本家に対する関係からすれば、分家と別家とは大差はなく、両者を総称して末家とよぶ。(中野「978」第二章。ただし、実際に用いられた分家・別家・末家の用語法は必ずしも一定してはいない。同八九頁)。村落では、同族団の共有財産の「実質的所有権者は本家なのであり、あるいはすくなくとも、その管理者は本家」(玉城「98」一四頁)であり、「法律上および形式上は、その耕地は分家の所有になっていることもあるだろうけれども、分家は本家から単にその土地の使用権および用益権、ないしは世襲的な占有権を分与されているに過ぎない」(同一九頁)といわれる。統合強固で大規模な商家同族団でも同様のことがいえよう。ただし、倒産の際の債務責任を避けるために名義人は複数に分けられることがあった(井原西鶴「岩波文庫版」九二頁、三井高房「福本三井家資料」七六頁)。

統合強固で大規模な商家同族団の元方は営業面にかぎっていえば、企業形態(legal form)としてみれば本家当主の個人企業(むしろ個家企業という方が正確か)もしくは本家同苗集団(ほんけどうぼぐん)の組合であり(大規模同族団では本家が複数となる場合もある)、管理形態(administrative form)からいえば、事業部制組織の本社の機構であるといえよう。しか

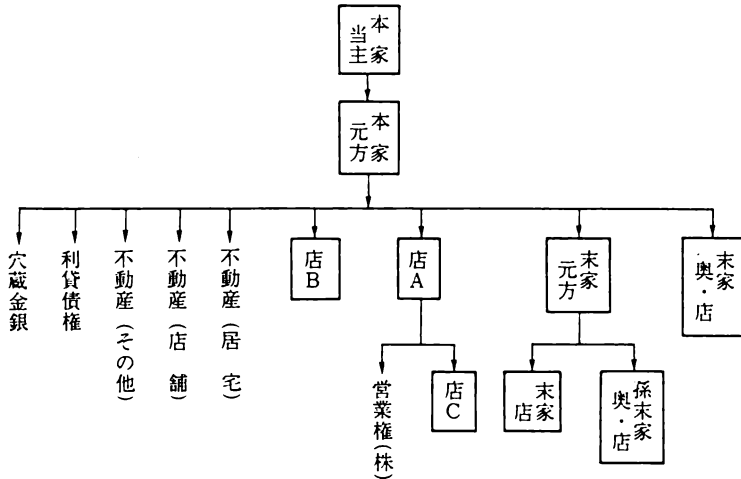
し、奥Ⅱ元方の監理する家産は、店への投融資や店舗建物・酒造廠などの設備資産や株（酒造株のような営業許可権利）のみならず、当主の家屋敷あるいは他貸し不動産、利貸し債権、書画骨董、非常用に穴蔵に退蔵した金銀などが含まれ、<sup>\*</sup>本家（同苗集団）元方は、奉公人手代も含む同族団全体の生活面までも監理する。つまり、元方は単なる営業組織のみではなかったのである。このような同族団の理念系として図0-2のようなものが描けよう。

\*ここでは、企業形態と管理組織とはそれぞれ独立した概念として切り離して考えている。なお、アメリカでは、「事業部は親会社の一部であることもあるし、子会社に完全にもしくは部分的に帰属していることもある」というように、事業部が単一法人内の一部門であるか否かを、日本とは異なっており、あまり問題にしていけないといえる。

\*当主家計と奥Ⅱ元方と店方との分離は在来企業では、近代に移行しても継続する。元方と当主家計の分離が進むと、元方資産に含まれない当主の個人資産が形成される場合もある（谷木「ISS」一八八頁参照）。また、保守的な京都商人には、「店金と奥金とを峻別し、家産の三分の一以上を同売にまわさず」という伝統があった（祭原「ISS」一八六頁）。

右に述べてきたような商家同族団組織では、店舗不動産なども各店の資産とはならず、元方から各店が賃借する点には注意を要する。すなわち、元方は、現代の持株会社のように、営業店に事業資金を投融資し、事業用不動産をリースする内部金融機関<sup>（インハウス・フィナンシャル）</sup>としても機能したのである（本家または同苗集団の元方の他に有力店の上にも元方が設けられることもある）。たとえば、中井家では、本家が、店に対する投資額を意味する「望性金」<sup>（のぞきかね）</sup>に対して日歩計算でもって一〇％前後の利足を課し、「店の」損益計算上この額をまず費用化して差引いて（小倉「ISS」六七五頁）、利足を超過する利益を「徳用」とよんだ。「徳用」は、出資者分を「徳用積金」、世話人（支配人）分を「出世金」とよんで、どちらも内部留保され（同六七七頁）、「出資者分は望性金に加えられ」（小倉「ISS」二五七頁）たのである。ま

図0-2 大規模商家同族団の組織構造モデル



た、「家屋敷、蔵、道具は本家の直接管理に属し、これを分岐経営〔幕下営業店〕に貸与するという形をとっていた」(小倉〔1981〕六八六頁)。下村(大丸〔1981〕九九頁)。住友家や長谷川家でも、大同小異のことが行われていたと推測できる。なお、利益のうち三分の一を賞与・配当にあてるという「三つ割」制度が江戸時代に伊勢や近江の商人にかなり普及していた(高橋〔1973〕一九八～二〇六頁)。

元方が、投融资に対するリターンと店舗賃借料という傘下店からの収入(加えて他貸し債権からの受取利息や他貸し不動産の受取家賃)を収益源とし、当主(同苗)の持分に対するリターンやその他の経費を費用として計上するということが、三井

家も含めて、大商家間ではかなり一般化していたと思われる。このような階層的管理組織を有する商家では、各営業店が決算報告書を元方に（場合によっては上位店を経由して）提出し、元方では事業体全体の決算を行い、奉公人重役が当主（同苗）にその報告書を提出した。決算報告書には内部監査が行われた。また、日々の取引記帳には内部牽制の工夫（林〔1927〕七二―七三頁）もみられる。

#### 4 近世商家における会計上の認識

階層的管理組織を有した大商家において、元方では家産の維持のための期末資本の算定が、店では業績評価とそれにもとづく経営報酬としての利益分配のために期間損益の算定が、重視されたと考えられる。江戸中期における、資本と利益の算定のための資産・負債・収益・費用の認識・測定について、概観しておきたい。

中井家や（小倉〔1927〕二二四頁、〔1974〕三二八頁）、後述するように、三井家では、店の利益の合理的な算定のために、元方と店とで、あるいは店々の間で、経費が振り替えられた。たとえば、業務管掌などのつごうで営業経費が元方で支払われる場合、今日の本社費の事業部への賦課のように、その経費が負担に応じて各店の費用として計上される。

収益・費用の見越・繰延計算は、当然のことながら、早くから行われていた。たとえば、鴻池では、最古の一六七〇（寛文一〇）年の『算用帳』ですでに、未収の受取利息を収益に計上し、未収利息を資産に掲げていた（作道〔1969〕三三頁、〔1971〕一五一頁）。三井でも、後述のように、初期の一七世紀末の史料から、費用を見越し計上して未払費用を負債に載せるという処理がみられる。なお、三井の大元方（よもと）では一部の大名貸し（だいめがかり）について、未収利息を計上しな

いどころか、利息入金があった場合にも収益として認識せず、現金(増)の相手勘定をいきなりリザーブ(積立金・引当金。江戸時代では積立金と引当金との区別が見いださにく<sup>1)</sup>にすると、極保守的処理が行われている。これは、建前上は大名貸し禁止の三井では、断り切れない縁故大名貸しに十分な担保がとれなかったためであらう(寛川「186」三八頁参照)。これに対し、大名貸しで財をなした鴻池は、蔵米などのかなり確実な担保をとっていたのではなかろうか。

\* 収益および費用の認識のすべてを現金回収・支出基準で一貫したものが「現金主義会計」だとするならば(今日の企業会計で、収益・費用の見越・繰延計算や減価償却計算をしても、売上収益の認識に割賦基準(回収基準)を用いたからといって、それが現金主義会計といえるだろうか)、すべての取引を二面的に認識する複式簿記(二重分類簿記)による記録・計算された「現金主義会計」というものの実例を、筆者はこれまでに見たことがない。

\*\* 「引当金」と「積立金」との区別についての現行制度。実務の正当性に関する批判は多々あるが、通説的会計理論の論理性にも著者は若干の疑問をもつ。たとえば、相手勘定で区別するならば、現金や売上も相手勘定によって売上現金、売掛金回収現金、借入金現金とか現金売上、掛売上、前受金戻入売上などと区別すべきなのか、あるいは、未払配当(負債)も配当積立金(資本)ももともととは利益の処分額ではないのか。また、「発生の可能性の低い」か否かという曖昧な基準で、「偶発事象に係る費用または損失」の相手勘定たる準備額が、積立金となったり引当金となったりするので、どう理解したらよいか。さうにひるがえって考えれば、そもそも認識時点でキャッシュ・アウト・フローがなく、将来のキャッシュ・アウト・フローがあるかないかもわからないものを、費用と利益処分とに峻別する決定的なクリテリアはよくなるのか。

適性な期間損益計算のためか保守主義のためかはともかく、江戸時代の商家は、種々のリザーブを設定している。たとえば、家屋の火災損失とか船舶の海難損失に備える自家保険リザーブや、貸倒リザーブが、西川(西川産業「186」第六章)、川喜田(林「197」六五、七五、七二頁、「180」六二、六三頁)、三井、長谷川(松本「182」三七九頁)の各家に

みられる。三井では未払給与・賞与の他に、元手銀（退職金）のためのリザーブも設定している。川喜田家にも退職金リザーブが（未払給与・賞与かもしれないが）見いだせる。川喜田家には「金津綿売損ニ退ヶ置」というリザーブもあった（林、[1977]七二頁、[1980]六二、六三頁）。三井では、当主の病に備えるリザーブもあり、江戸後期から末期になると、さらに多種の（内容のよくわからない）リザーブが設定された。これらのリザーブが、他借り債務などとともに、「預り（銀）」負債のなかに含まれ、また、その繰入額が他の費用のなかに含まれていて、リザーブの存否が決算報告書からだけでは判別不能の場合もある。

江戸時代には、一般的に、固定資産は簿記上の資産とならず、購入額を取得時の費用に落としていたように、通説ではいわれている。たしかに、固定資産が貸借対照表上に計上されない場合が多い。しかし、早田家の田地・博（中部 [1972] 三〇頁）、近藤家の田地・大綱道具・方道具（植村 [1977] 三〇〇頁、[1988] 二三五頁）、長谷川家本家の土地・家屋（松本 [1982] 一五三頁）、富山家江戸金方の土地・家屋（河原 [1977] 八八頁）、奥村家の畠地（天野 [1988] 一一頁）、三木家の田畑（新田）（同 [1988] 一七〇頁）、南部小野家の田地（宮本 [1970] 六四五頁）など、固定資産を計上している例も少なくない。黒田家や（桑田・畠山 [1956] 四四、四七頁）、後述する一七七四年以前の三井家のように、貸借対照表本体に載せなくても、固定資産当期購入額または固定資産期末残高を追記し、かつ当期の固定資産支出額を戻し加えて当期利益額の修正計算をしている場合もある。また、川喜田家では、前述のように、不動産取得額を損益計算から除外している。既述のように、固定資産は原則として元方に帰属するから、店の貸借対照表にあらわれないのは、むしろ当然であるが（ただし、三井両番店のようには、貸付金の担保流れで取得した不動産を「店持屋敷」として資産計上する例もある）、元方の固定資産は「末代もの」と投資運用資産とを区別する必要があろう。主事業の拡大再生産投資が無限には続かないから、近世商家の蓄積利益は、他者への利貸しか、不動産投資か、穴蔵金銀の

退蔵に向かわざるえない。小作地や他質しの土地・家屋は、小作料・賃料の収益性と利貸し債権の利回りとの比較や、担保能力の評価の必要から、蓄積の進んだ商家では、資産計上する方が普通だったのではなからうか（長谷川家でも黒田家でも、時期の古い決算書には固定資産が記録されていない）。これに対し、同族の家屋敷や家業のための店舗運物は、同族団構成員が固定化されて長子単独相続が保証されるかぎり、資産評価の必要がないから、計上されないのが普通だったと思われる（三井家では一七七五年から同苗居まきまき賃借対照表に計上されたのは、同族団の分裂にも関係してゐる）。

家屋の減価償却が行われていないから、江戸時代の固定資産会計は「遅れ」ていたという見解も、再考を要する。ヒノキは、「曲げ、圧縮、硬度などの強さは、いずれも二〇〇年くらいまでの間は、じわじわと増大し、最大三〇％近くも強くなる。しかるのち低下して、千余年を経てようやく新材と同じ強さに戻る」（小原「S&S」一四三頁）といわれる。長い寿命を誇る木造建築は法隆寺だけではない。京都には、江戸時代の建物に、いまも人が住んでいるケースは多いし（近年とみに減ってきた）はいるが、近世商人の旧宅が郷土資料館（あるいはその一部）として利用されている例が各地にみられる。逆に、明治以後に（昭和戦前期でもなまわらない）建てられた近代建築で今日も生き残っているものがどれだけあるだろうか。物理的劣化のほとんどない家屋敷に、近世でも現在のような経済的陳腐化があったとは考えにくい。すなわち、江戸時代には家屋敷は、土地と同様に（将来、地球温暖化が進んで海面上昇が進行すれば、土地の減価償却も必要とならう）、非減価性資産とみられていたと考えられる。ただし、江戸時代には、家屋にかぎらず、有形固定資産の減価償却がほとんど行われていないのは事実であらう\*。それは、会計思考の未発達というよりも、産業革命を経していない当時、更新必要な設備資産がほとんどなかったという「工業化の遅れ」といえる。火災損失の危険に備える自家保険リザーブが設定される例も、既述のごとく、少なくとも、三井では火



災損失もしくは損失家屋再建費用を繰延資産化して一定額償却する処理がみられる。中井家では、固定資産原価を取得時の費用とするのが通例であったのに、「営業成績が不良で、通例どおりその年度に費用化したら巨額の損失となるので」「繰延処理したものであると考へ」られる固定資産の計上例がある（小倉〔1957〕三三三頁）。近世末期の近江商人の醸造業（酒造、醬油）にはかなり進んだ原価計算がみられるし（小倉〔1968；1969〕）、灘の酒造業者でも原価計算が行われていたようにもみえるが（柚木〔1965〕）、ここではその紹介は省略する。

\* 醸造業の「蔵敷（料、銀）」を減価償却費もしくはそれに類するものとの巨解がみられるが（柚木〔1965〕一七五頁）、本家から賃借している醸造設備に対する賃借料のようにもみえる。

### 5 明治期の様式簿記の導入と在来帳台

西洋式複式簿記も江戸時代の帳台も、既述のように、計算の本質的原理は同じであるから、明治以降に、在来の帳台から西洋式簿記に転換することは、技術的には困難なことではなかったはずである。しかし、在来企業の西洋式簿記への転換には時間がかかり、二〇世紀にはいっても、かなり大きな企業で伝統的帳台が使われていた例はめずらしくない。また、中小企業には西洋式簿記と帳台の折衷的ともいえる方法もかなり普及した。一方、第一国立銀行などの先駆的株式会社の簿記・会計実務は、イギリス実務の影響下に、記帳技術の面でも会計処理思考の面でも、明治初期から「先進性」を示していた。明治期に普及したアメリカ初級簿記書の翻訳（翻案）テキストの実務への影響が弱かった一方で、イギリスの先進的実務が受け入れられた理由として、イギリス実務を受容可能な土壌

がすでに江戸時代に形成されていたという背景が、無視できないように思われる。

\*明治期の『帳合之法』をはじめとする簿記テキストは、大部分が米国の初級簿記書の翻訳か翻案であり、そのレベルはきわめて低く先駆的株式会社簿記業務とはなんのかわりももっていない」といわれる(久野[1986]三二頁)。ただし、丸善の洋式簿記の導入は福沢諭吉の指導によるものであるし(西川孝次郎『解題』『帳合之法』覆刻版、雄松堂[1975]一頁)、三菱の導入は、慶應義塾教師であった荏田平五郎の入手によるもの(西川孝次郎[1986]三四七頁)であるなど、洋式簿記導入に果たした福沢の役割は無視できない。

西洋式簿記と在来帳合の関係については、高寺貞男はつぎのように述べている。「すでに一八世紀(江戸中期)に洋式簿記のレベルにまで発達した和式簿記法は、それが抱えて立つ加減法併用という算法を加法専用に変換し(それによらない)、会計主体を主格とする用語法を取引先を主格とする用語法に変え、さらに、右縦書き式という書方を左横書き式に変形させれば、容易に洋式簿記法へ切換えることが可能であった」(1986[1987]一〇頁、1986[1987]二二七頁)。(内も原文のまま。原文縦書きのためラビナ数字は漢数字に変換)。しかし、実際の切り換えはスムーズに進行したわけでもないし、その切り換えも、完全な洋式化にならずに和洋折衷的になった場合も多い。

表0-1に示したごとく、在来企業における洋式簿記への導入の進行は緩慢であった。その導入は、計算合理性の純粋な追及からというよりも、なんらかの組織改革に付随して行われた場合が多いように思われる。なお、一九三七年頃の織物業界の現状は、「関東・中部両地方に於ける織物問屋廿三店の帳簿の実地調査を行った結果、所謂伝票式収支簿記を採用するものが其半数の十二店、貸借複式簿記に依るもの五店、在来の帳合法に則るもの六店であった」といわれる(大谷[1935]一〇二頁)。記録計算形式の「基本的な枠組み」としては、貸借複記式仕訳・貸借均衡の対照勘定という洋式簿記の手法を採用しても、「便宜的な応用技法」の面では、毛筆・縦書きで、定位漢数

字(拾十)百、千、万など)を使うといった在来技法を用いるという、和洋折衷も多くみられた。逆に、先の引用文中の収支簿記法は、左横書きという洋式簿記の「応用技法」を袭したまま和式簿記の「基本的枠組みも取り入れた、和洋折衷と考えられる(高寺[1988]一一一、一二三頁参照)。

\* 福沢諭吉(訳)の『帳合之法』(初編(略式)二冊[1873]二編(本式)二冊[1874]。Bryant and Stralton's Common School Bookkeeping : single and double entry, 1871 (翻訳)も、このような意味で和洋折衷である。なお、福沢は漢数字による位取記数法を自分の発明であるかのように述べているが、『福沢全集』第一巻[1897]續書七九頁)、江戸時代の和算書にも漢数字の位取記数法がみられる。

在来帳合の企業を主格とした「貸し方」「借り方」の用語から、洋式簿記の相手方を主格とする「借方」「貸方」用語への転換も、それほどスムーズに進行したわけではない。今日の貸借対照表という用語は、一八九〇年制定の原始商法のなかの「貸方借方ノ対照表」に由来するといわれるが、ここでの「貸方」は「当方の貸し」すなわち積極財産(資産)を、「借方」は「当方の借り」すなわち消極財産(負債)をあらわした(安藤[1983]三八頁。なお、実際の先駆的株式会社決算公告の用語法については久野[2002]を参照されたい)。この用語法の洋式・和式の決着は、一九一〇年代に入っても完全に着いてはいなかったようである(大原[2002]参照)。

ところで、明治維新後に創業した企業では、第一国立銀行(一八七三を設立)をはじめとする国立銀行や、丸善(一八七三年)、先収会社(一八七四年)などのように、創業当初から洋式簿記を採用しているものもあるが、途中で在来帳合から転換したものもある。たとえば、三菱が複式簿記に移行したのは、一八七五年以後のことであるが、「複式簿記採用後においても、帳簿(和紙長帳)および記帳方法(毛筆、縦書き、定位漢数字)は容易に改善されな

表0-1 在来企業の洋式簿記の導入

企業名	転換年	備考
茶加藤	1874年	縦書き、『帳台之法』に学ぶ。六代目当主が経営にあたる
服部祇店	1878年	(ペン、横書き) 1876年八代目当主死去。1879から店制改革
清水建設	1882年	(縦書き) 前年二代目当主死去。横浜店と東京店とを分離
伊藤忠	1893年	(ペン、横書き) 糸店開店・人事制度の確立と同時
三越	1896年	前年に台名会社に改組
伊藤萬	1897年	経営危機 翌々年店則制定
そごう	1908年	店組織の整備と同時
長谷川商店	1915年	株式会社へ改組と同時
森六	1915年	同年六代目死去 翌年株式会社へ改組
六丸	1915年	前年経営危機から大改革
吉野藤	1919年	株式会社への改組と同時

(出所) 各社の社史より筆者が作成。

った」(西川(孝) [1971]三五二頁)。一八九一年に洋式簿記を導入した塩野義(一八七八年創業)でも事情は同様であった(同社社史)。

\*国立銀行では、シャンド原著・大蔵省編の『銀行簿記精注』(一八七三)に従っている(久野 [1981]三三二頁)。

\*同社は一八七六年に三井物産となる。同社の帳簿は「三井文庫所蔵」、cash bookとjournalとを使う複合(分割)仕訳帳制で、英文で記録されている。

記帳技術を離れて、外部へ公(広)告された決算報告書における会計処理の面をみると、明治初期の先駆的株式会社の「先進性」として、久野秀男は、繰延資産の計上とその償(消)却、固定資産の減価(消)償却、引当金の開設、そして収益・費用の見越・繰延計算をあげられている([1981]三二頁以下)。これらの事例は、前述したように、減価償却を除けば、江戸期の商家にもみられたことである。明治期の先駆企業で計上された繰延資産は、「創業入費」(今日の創立費と開業費)と「試験費」(試験研究費)であって、具体的内容が江戸期にみられたものとは異なる。しかし、利益を計上するためという、繰延処理の根本

的な理由は同様と思われる。先駆的株式会社では配当源資の檢出が必要であったために、江戸期の三井家や中井家では奉公人重役の報酬に利益額に依存する部分があったために、繰延経理が行われたのであろう。なお、今日、費用処理によるものは「引当金」、利益処分によるものは「積立金」と、両者を明確に区別するのに、先駆的株式会社ではその区別が曖昧であることを、久野教授は指摘されているが(四二、四六頁)、それも江戸期からの伝統によるものだろうか、それとも英国実務の影響だろうか。

内部の経営管理のための会計面では、明治後期の三菱において、台資会社とその傘下各事業体間の業績報告システムの高水準が指摘されている(田中「1886」)。一方、三菱長崎造船所の製造原価に関する会計処理は、一九〇〇年になってはじめて「商業簿記」の段階から「工業簿記」の段階に入ったといわれる(豊島「1886」五二八頁)。これだけの事実から即断するのは危険ではあるが、業績管理会計の先進性と原価計算の後進性とは、江戸期の伝統と明治期の産業革命の進行情況からすれば、むべなるかなと思われる。

## 6 結 語

一七世紀後半に、近世初期の特権的商人に代わって台頭する、伊勢・近江出身者を主力とする新興商人は、京都・江戸・大坂の三都を中心に支店網を展開していった。彼らは、アメリカで一九世紀末に階層的管理組織をもつ大企業が出現するよりも二世紀近く前に、事業部制度に似たような組織を築きあげた。チャンドラーによれば、「最初の近代企業を管理するために、アメリカの大鉄道の管理者たちは、一八五〇年代と一八六〇年代を通じて、近代会計のほとんどすべての基本的技術を開発した」といわれる(Chandler「1977」p.105, 邦訳一九〇〜一九二頁)。この言葉

には多少の誇張も含まれると思われるが、その伝でいけば、江戸時代の大商家は一六七〇年代から一七三〇年代にかけて、近代的管理会計（ことに業法責任会計）の基本的技術を開発したということが、可能かもしれない。

現存資料から一八世紀中に複式決算の存在が確認できるのは、右のような、大商家にかぎられる。しかし、一八世紀後半以後の地方経済の発展を背景として、一九世紀に入ると、地方の商家や醸造業者らに複式決算が広まっていった。江戸時代の会計実務には、収益・費用の見越・繰延計算、各種リザーブ（引当金・積立金）の設定、繰延資産の計上とこの償却、部門間での経費の控音などがみられ、近世末期には原価計算もあらわれた。

しかし、江戸時代には資本市場が未発達であったために、会計報告はそれぞれの商家の内部でのみ行われ、外部への会計報告はほとんど存在しなかった。のみならず、商家の内部でも、支店の管理目的のための責任報告会計は発達したが、（番頭経営によってほとんど無機能化した）資本出資者である当主に対する報告は、儀式的なものとなることが多かったと考えられる。当主への決算報告を「日録開き」とよぶことがあったが、公認会計士の後藤隆之氏によれば、「現在の日本の株主総会の原型は「日録開き」の制度で何百年も前に出来上がっていた」ということになる（〔196〕一一六頁。なお、内部会計＝管理会計の発達と外部報告会計の不在という現代に通じる江戸時代の「遺産」については、西川〔191B〕を参照されたい）。

江戸時代には、外部報告会計の不在のために、諸商家間の会計実践には統一性が乏しく、決算報告書の表示形式は家ごとにまちまちである。大きく分ければ、純利益を二面的に計算するものと、純資産の二面的計算を行うもの（とに類別できるが、前者においては資産の部を先に記載するものもあれば、負債・資本の部を先行させるものもある。後者においても表示形式が一律ではない。また、「貸シ方」という言葉が、資産の部全体を示す例もあれば、借掛金を指すものもある。あるいは、負債・資本の部をあらわすのに、「預り方」という語を使う例もあれば、「借

り方」とか「負方」というものもあるし、「借り方」が債務だけをあらわす場合もあるなど、用語法にも統一性がみられない。さらに、簿記技術がある程度わかっている三井家についていえば、記帳方法は組織によってかなり異なり、同じ店でも部署により相違がみられ、細部にいたれば、同じ部署でも記帳者によって変化がある。このことは、近世日本では簿記技術が現場作業のなかでOJT (On the Job Training) によって伝えられる部分が大きかったであらうことを反映しているものと思われる。そのことは、簿記法を解説した教科書の類いが近世の日本に見いだせないことにも関連していふべき。

### (補) 和式複式決算簿記の起源について

#### (1) 中世イタリアと近世日本の共通性

複式簿記について論じた書物で世界最初の印刷物は、一四九四年ベネチアで刊行された、ルカ・パチオリ (Luca Pacioli, 1445?-1517) の『クンター』すなわち『算術・幾何・比および比例総覧』 (*Summa de Arithmetica, Geometria, Proportion et Proportionalita*) であるといわれる。彼の簿記論は、出版後の一〇〇年間にイタリア語、英語、オランダ語、ドイツ語などに翻訳された。ベネチアに生成した簿記法は、大した変更を加えることなく「イタリア式簿記」の名でヨーロッパに広まった (Chalfield, p. 49, (註) 六一、六二頁)。

イタリア式簿記の原型がベネチアで生成したことにはほ異論がないようであるが、その起源説については、おおざっぱにいって、古代ローマ説と中世イタリア説とに二分される。古代ローマ説は、推論による仮説にすぎず、古代ローマの会計史料の存在が確認されているわけではない。これに対し、中世イタリア説は、現存会計史料のうち

で「複式簿記」といいうる最古のものをどれとするかによって、トスカーナ説、ジェノバ説、ロンバルディーア説、ベネチア説に分かれる。トスカーナ説は、一三〇一―一四世紀の会計実務が「複式簿記」であったとするものである。この時代のトスカーナでは、取引の複記が行われていたが、左右対照式の勘定は未だ用いられておらず、すべての勘定が一冊の元帳にまとめられてはいなかった（複冊帳簿制）。ジェノバ説では、一三四〇年のジェノバ市政庁簿記を最古の「複式簿記」とする。ここでは左右対照式の勘定が用いられたが、複冊帳簿制が採用されていた。仕訳帳が用いられた痕跡もない。ロンバルディーア説は、「複式簿記」といえる最古のものが一四世紀末のロンバルディーアの会計史料に求められるとすもので、ここでは左右対照式の総勘定元帳が用いられたが、仕訳帳が存在したか否かは不明である。現存最古の仕訳帳は一四三〇年代のベネチアのもものとされる（これらの各説については、泉谷〔1981〕第一章第三節、片岡〔1988〕第一章を参照せられたし）。

このように、中世イタリア起源説のうちどの説を主張するかは、「複式簿記」の定義いかんによる。複式簿記は二重分類簿記とすれば、トスカーナ説が有力となるし、複式簿記をイタリア式簿記に限定すれば、ベネチア説が妥当性をもとう。ただ、いずれの説も現存する会計史料に依拠するものであることは注意しておく必要がある。これに対し、複式簿記の起源を一都市および特定の帳簿史料に限定するのではなく、イタリアのいくつかの商業中心地ではほぼ同時に複式簿記が発生したと考える説がある（Toover〔1975〕、Ruggie）。ここではいちおう、一三〇一―一五世紀のイタリア諸都市で二重分類簿記が発達し、ベネチアでのイタリア式簿記の成立に帰結したと考えて、以下の論を進めていきたい。

イタリアで二重分類簿記が発達した背景には、イタリア人が中世後期のヨーロッパの指導的商人であったことが考えられる。イタリア商人は、十字軍（一〇九六―一二九一年）の刺激により隆盛した地中海貿易の担い手となった。



ジェノバとベネチアがヨーロッパと西アジアとを結ぶ中継地としての地位を確立すると、イタリア人は、支店・代理店網を国際的な組合企業（パートナーシップ）に代わって遠隔地間商業を営み、ヨーロッパにおける国際的金融業のほとんどを独占した。彼らは、為替手形を発展させ、海上保険を試み、商法典を發達させた。

「中世における商業、資本、信用を圍繞する環境は古代におけるそれと大きく異なっていた」(Millon [1966] p.21, (F2) 三六頁)と結論づけたりトルタンは、複式簿記の生成要素を下記の通りに整理している。(1)資料(簿記で整理されるべきもの)、(2)私有財産(所有關係を要する力)、(3)資本(生産に用いられる富)、(4)商業(財産の交換)、(5)信用(将来財産の現在使用)、(6)表現手段(資料を表現する手段)、(7)書方(永久記録の手段)、(8)貨幣(交換の手段、計算の共通尺度)、(9)算術(計算の手段)、(10)方法(資料を体系的に表現する方法)。そして、「この方法がすなわち簿記である」(Ibid. p.13, (F2) 一三、一四頁)としている。

ループはリトルトン説を發展させ、複式簿記の具体的な生成要因として組合企業、信用取引、代理店業務の三つをあげている。その三要因のうち、資本の所有者とは独立した実体(entity)としての企業の認識をもたらした組合企業が最重要だとする。組合が、一航海ごとに解散する冒險企業の当座組合から一定期間存続する期間組合に移行するに及んで、拠出資本と留保利益とからなる自己資本の増減を記録することや利益分配計算をすることが必要となった。つぎに、信用取引の増大とその複雑化に対応して、人名勘定の生成とその勘定形式の改善がもたらされた。代理店業務は前二者の要因ほどの重要性はないが、代理店を利用した商品の遠隔地間売買(委託・受託売買)が商品勘定の生成をもたらしたという (Roover, pp.115-117)。

以上のようなリトルトン説およびループ説を、泉谷勝義が下記の通りに敷衍している。(1)簿記の生成の要因はこれまでまで、それぞれの要因が果たした局面も同一ではなかった。(2)企業の計算記録が、備忘録から外部顧客や組合

員、使用人などに対する証拠資料に発展するために、記帳方式が画一化される方向に進んだ。(3)貨幣が十進法でなく、複数貨幣の流通と計算貨幣の採用という悪条件のもとで、当時の計算能力で計算の正確性を期すために、貨幣平均をはかる勘定形式に発展した。(4)商人は、貨幣・度量衡・商品・交通などの知識とともに簿記に習熟することが要求され、それらについて教育の果たした役割が大きかった。(5)複式簿記は特定個人の発明でも、一地方の特産技術でもなく、その発展には長年月を要した(泉谷「os」三二―三四頁)。

さらに、つぎのことも見落としてはなるまい。すなわち、簿記・会計なくしては、「事業の全体像がもはや概観できないほどに拡大してしまった状態に商人があったこと」(ハーバ、三代川「記」[187]二二頁)。そして、遠隔地間にはりめぐらした支店・代理店網を管理することが必要となり、支店管理者・代理人の報告責任の必要が生じたことである(現代の会計学では、会計の意思決定情報機能ばかり重視されるむきがあるが、報告および責任 (accountability) 機能も重視されてしかるべきである)。

これでは、日本ではどうであったろうか。本章2で述べたように、一七世紀後期から一八世紀初頭には、伊勢、近江、京都、大坂(大阪)などの上方の大商家の間に複式決算がある程度普及していたものと考えられる。戦国時代よりはじまり統一政権成立によって加速された経済成長の花開いた時代が、元禄時代といえよう。「近世初頭から一八世紀はじめにかけて、わが国の耕地面積は二〇〇万町あまりから三〇〇万町へと増加した。また人口も約二二〇〇万人から約二、六〇〇万人に増大した」といわれる(宮本又郎「三三」、一三頁)。徳川家康の江戸開府によって形成され、家光政権における参勤交代制度の確立によりいっそう発展した人工的大消費都市の江戸と、それを支える「天下の台所」の大坂および古くからの工業先進都市の京都との間に、遠隔地間商業が発展した。それにとまらう三都間の為替送金も成長し、為替手形の形式を利用した貸付け、いわゆる擬制為替も発達した。商人の教育水準

は高く、読み、書き、算盤が必須とされた。算術の教科書も普及し、一六二七(寛永四)年に初版の出た吉田光由の『塵劫記』は、「大きな流行を来し、内容を多少加除し、『(X)塵劫記』あるいは『塵劫記(X)』と称したような書物を輩出させた。その種類は明治中期にいたるまで三、四百種に及んでいる」(吉田(著)、大矢(校注)「1977」二六二頁)。

日本ではイタリヤと異なり、近江商人の一部などを除けば、共同企業は発達しなかったが、家制度が継続企業(going concern)としての事業Ⅱ家業の認識をもたらした。「家督・財産は当主一代のものではなく、先祖よりの『預りもの』であり、これを子孫に譲渡すべきものとされ」(岡本「1977」二二三頁)、家の永続性が希求された。家産を支えるための家業を営む場すなわち店Ⅱ表<sup>うら</sup>は、家産を維持し、同族団構成員の生活を監理する機関である元方Ⅱ奥から、截然と分離された。いわゆる番頭経営は、奉公人重役の当主に対する報告責任制度をもたらすこととなった。また、遠隔地にある支店管理のためにも、会計報告が力を発揮するようになった。

このようにみえてくると、中世後期のイタリヤ商人と近世前期の日本の大商家とのあいだには、かなりの共通性があるといえるであらう。すなわち、簿記の発展を担ったものはイタリヤにおいても日本においても、常設店舗網をもち、遠隔地間の取引を行う、金融業者兼商人(merchant banker)であり、ソムバルトのいうところの資本主義的企業であったと考えられる。資本主義的企業とは、「独立の経済的有機体として、それを構成する個々人の上に、個々人を越えて組織される。この組織体は、経済取引の遂行者として立ち現れ、それ自身の生命をもつもので、往々にしてこの寿命は構成員の寿命を越えるにいたる」(Sombart「1930」p.200)ものをいう。現代の会計学で会計公準とよばれる、貨幣評価、会計主体、および継続企業の三つは、発生的にも基本的な前提であり、それらは信用経済の発達とともにあらわれてきたように思われる。すなわち、二重分類簿記による企業会計では、種々の資産の異

なる性質を捨象して、すべての資産を統一的価値尺度としての貨幣額で測定せねばならぬ。このことは、貨幣額として計算される企業の資本・利益といった抽象的な概念が商人に明確に認識されるほどに、貨幣経済が発達していることが、二重分類簿記発生の前提として不可欠であることを意味している。そして、複式決算簿記の使命は「資本主義的企業」の資本と利益の測定・報告であったと考えられるであろう。

## (2) イタリア式簿記と和式複式決算簿記の相違

イタリア式簿記が江戸時代以前に日本へ伝来したか否かという点について、西川孝治郎はつぎのように述べている。「一七世紀の初めオランダおよびイギリス両東印度会社が九州の平戸に商館を設けてここで日本との取引を記録計算したのは、複式簿記がわが国土で実施された初めである。……それが平戸商館の石垣をこえて日本側に伝わった形跡はまた見出されておかない」(1902)三三三、三四頁)。また、平戸オランダ商館長もつとめたカロンは、日本人は、「伊大利流の簿記法を知らないが、勘定は正確で、書質を記帳し、一切が整然として明白である。」と記している(非田(Ed.) [1907]一八八頁)。なお、出島オランダ商館の会計帳簿については行武和博による精緻な分析(1902)がある。また、小倉栄一郎はつぎのように叙述する。「外国の影響から隔絶され、固有の商業資本が形成された江戸時代に、固有の帳合法が自らの要求に応じて成立したという想定は十分に論拠のあることである」(1902)一七頁)。イタリア式簿記の伝播があったのならば、「何程かの西洋式の名残りが留められていてしかるべきであるのに、そのようなものは何も発見されていない」(1974)三三三頁)。これに対し、イタリア式簿記が安土・桃山時代に日本へ伝播したという説を、岩邊晃三が精力的に主張している\*。

\*「一六世紀日欧会計史」埼玉大学『社会科学論集』第五八号（一九八六年三月）。「江戸初期帳合法とルネッサンス」同誌、第六〇号（一九八七年一月）。「中小企業簿記要領」の意義と内容（上）（下）同誌、第六一号（一九八七年三月）、第六二号（一九八七年一〇月）。「桂離宮大福帳と歴史の謎」同誌、第六三号（一九八八年二月）。「江戸時代の会計と文化的、面」同誌、第六四号（一九八八年三月）。「預置候金浪請松帳」と南光坊天海・明智光秀同一説」同誌、第七〇号（一九九〇年二月）。「日本会計史の謎と六角星形」同誌、第七三号（一九九一年三月）。

また、彼はイタリア式簿記の日本への伝播の傍証例として、たとえば、「筆者」岩辺は、『塵劫記』が『算法統宗』「明木の中国の数学書」によるものではないとするならば、そこにはヨーロッパの数学の影響が存在したと考える」とされる（〔1988〕三月、三六頁）。簿記が数学（商業算術）の一部として論じられた中近世ヨーロッパと異なり、中国の商算書に簿記がなんらかの形をとどめた「痕跡は全くない」（武田〔1959〕一二頁）。和算書においても簿記の叙述はない（吉田光由〔1937〕〔1977〕、山崎〔1966〕、日本学士院日本科学技術史刊行会〔1977〕参照）。したがって、仮に、和算に西洋数学の影響が認められたとしても、このこと自体ではイタリア式簿記の日本への伝播の証拠とはなるまい。その他の論拠として、イエズス会に会計担当者が存在したこと、漂流者の弥次郎がミナソの聖パウロ学院で数学を学んだはずであること、来日修道士アルメイダが商人であったこと、セミナリオで数学が教えられたはずであること、蒲生氏郷の家臣となったロルテスが諸学をきわめていたこと（岩辺〔1989〕二一七頁）、角倉了以（一五五四―一六一四）が金融業者であるとともに土木事業に携わったこと（〔1988〕三月、二九―三四頁）などがあげられている。「文化論的アプローチともいえるべき観点からある主張を説いた」（〔1987〕一頁）ものであり、「イタリア式簿記が伝えられたと考えられるが、確かな痕跡は見出し難い」（同、二頁）と自ら認めるところなので、それらの一つ一つをここで検討することはしない。ただ、二つの疑問を述べておくこととせざる。

その一は、イタリヤ式簿記の記録・計算形式の基本的な枠組みを備えたものが、前述の小倉説にもあったように、近世日本の帳簿資料のなかに見いだせないことである。イタリヤ式簿記も和式複式決算簿記も本質的な計算原理には変わりがないといっても、記録・計算形式の基本的枠組みの相違は無視できない。イタリヤ式簿記には、既述のように、左右対照勘定、貸借平均、貸借複記式仕訳記入という枠組みをもっている。

近世日本の帳簿は縦書きであるから、欧米のような左右対照勘定形式をそのまま使えないが、福沢諭吉の『帳合之法』〔1873〕や、中国宋代以降の帳簿〔郭、津谷（註）〔1988〕二〇六頁〕、あるいは「進歩した支那簿記」〔根岸〔1938〕四二二頁〕、「南支系中国簿記」〔戸田〔1942〕二二四頁〕にみられるように、上下両欄を対照させる形式を勘定記録に用いることは可能である。そのような勘定形式が江戸時代になったかたはたけではないが（小倉〔1962〕五六頁）、むしろ例外的と思われる（勘定記録の現存確認例は多くなく、断定は控えるが）。しかも、和式簿記の場合、「この二段に区分した様式は、正・負を区別して合計するのに適している。しかし、これ以上の意味は存しない。……」ある帳簿の記入形式は「他の帳簿の上下の記入法とはなんら関連をもたない」（同、一三九頁）。すなわち、「西洋の簿記法にみられるごとく、二面形式が取引記入法則と決算構造に結合して有機的な基本的技法になるというにはいたっていない」（同、一三八頁）のである。

イタリヤ式簿記では、勘定残高を合計額の少ない側に加えて、勘定の左右の合計額を一致させる（貸借平均させる）という、加法専用形式の勘定を用いる。和式複式決算簿記にも、加法専用によって、（上下対照ではなくて）前後に分けられた勘定の両側の合計額の一致を確かめる形で記録されている例もある。しかし、和式簿記では、合計額の多い側から少ない側のそれを差し引いて、差額として勘定残高を記録する「加減法併用簿記法」が、一般的であったと考えられる（高井〔1978〕二頁、〔1979〕二二〇頁）。

和式複式決算簿記にも、現金式仕訳を用いて、現金収支のともなわなない取引については複記されている例もある。しかし、その場合でも、現金取引は単記の仕訳記入となっている。イタリア式簿記がすべての取引について貸借複記式の仕訳記入をするのとは異なる。

このように、和式複式決算簿記にも、部分的には見かけのうえで、イタリア式簿記を統書きに書き替え(多少の変形を加えた)と同様の形式になっているものも、まったくないわけではない。しかし、それとでも、イタリア式簿記が貸借複記式仕訳、左右対照勘定、貸借平均を一セットとして組み込んで、記録・計算形式をシステム化しているのとは、大きく異なる。もし、イタリア式簿記が、徳豊時代に日本へ伝わり、近世の商家に伝播したのだとするならば、イタリア式簿記の記録・計算形式の基本的な枠組みを備えた帳簿を、江戸時代の資料のなかに見いだせないのは、どういうわけであらうか。

疑問の二は、簿記法を解説した教科書の類いが近世の日本に見いだせないことである。欧米におけるイタリア式簿記の普及には、つぎの二点が重要な役割を果たした。「すなわち、第一に簿記を学校のカリキュラムの対象とすることであり、第二に生徒の教科書として役立つような適当な書物の現れることであつた」(Woolf [1912] p.19, 片岡・片岡(訳) [1977] 一七五頁)。マチオリの『スモニ』が会計史上高く評価されるのは、それが単に簿記を論じた印刷本として世界最古であるというだけではなく、既述のように、西欧諸国へのイタリア式簿記の伝播にきわめて大きな影響をもつたためである。一六〇一―一八世紀の三〇〇年間にわたる西洋会計史の研究の大半が簿記書の追跡にあるといつてよいほどに、欧米では多数の簿記の教本類が書かれている(浜田 [1988] 第一〇章、久野 [1976] 第二部、第三部参照)。明治以降の日本における洋式簿記の普及にも、学校教育と教科書の果たした役割が大きかったのではなからうか。もし、イタリア式簿記が一六世紀世紀末に日本に伝来したのなら、なぜ、当時の複式簿記の書物が残

っていないのであろうか\*。

\*吉辺晃三は、「」の問題については、筆者「吉辺」が最も腐心して考えたことであつた。その結果得た筆者の結論は、江戸時代の歴史には大きな謎があり、わが国の会計は深くそれに係わつてゐる」として、「[191]七二頁」、その謎は、「南光坊天海・明智光秀同一説に係わりをもつたものである」といふ(同一〇四頁)。

簿記教科書類の存否に関連して、近世日本においては諸商家間の会計実践にはほとんど統一性がみられない点にも注意を要する。欧米においては、「教本類は会計実践の標準化に重要な役割を果たしている。一八世紀にはイタリア式簿記が支配的となり、西ヨーロッパ中に定着した。ときにはこの標準化は記載される諸事項の同一性にまで及んだ」(Chaffield, p.58, (訳)七三頁)。これに対し、近世日本の諸商家の決算報告書は、本章6で述べたように、その表示形式は家ごとにまちまちであり、用語法にも統一性がみられない。

以上のように、和式複式決算簿記にはイタリア式簿記の基本的枠組みをもつものが見当たらないことや、イタリア式簿記の伝播を示すような簿記論に関する和書が発見されていないことから、近世以前にイタリア式簿記が日本に伝播したという説には、にわかには賛成しにくい。しかし、吉野、里遺跡の新発見をみるまでもなく、史料の未(発)見が事実そのものの不存在を証明することにはならない。右に疑問として掲げた二点こそは、あるいは、科学技術の日本のアブローチの特質が舶来技術の受容上に顕著に示された典型例をあらわしているのかもしれない。

日本の伝統的接近法には、「体得とか会得とかの概念が」、「理屈」——それは当然言葉にたよらざるをえない——による理解よりも上位におかれ」という特徴がある(村上[191]一七三頁)。たとえば、「日本刀の鋼の組成や反り加減、あるいは血流などはすべて、経験の重積の上に発明されたものであつて、冶金理論や、力学や、流体力



学などの理論から産み出されたものではない。総じて、『ロツ』による心得を身上とする日本の科学技術のあり方には、つねに、「経験主義的な傾向が色濃く反映されている」のである(同一八頁)。

ところで、『パチオリオロ Paccio』は Paccio の複数形で殊を示すとき使われる」の簿記の根底によつたわる理論については、彼の陳述の中から、いわば、言外の意をくみとって解釈しなければならぬ。パチオリオの著書には理論化をくわだてた部分はまったく見られないからである」ともいわれている (Tijlleton [1966] p.78, (訳) 一一九頁)。確かに、西欧で各科の学問(科学)の専門分化が確立した一九世紀半ばの簿記書、あるいはさかのぼって、イギリスで産業革命が起こり、フランスで百科全書が編集された一八世紀半ばの簿記論の水準からみれば、パチオリの体系化はまったく未熟といわれざるまい。しかし、教科書を叙述する——言葉で伝える——ということ自体が、一般化(抽象化・理論化・体系化)への傾向の反映とみることでさうである。パチオリの簿記論でも、今日の簿記入門教科書の多くと同様、小規模な個人企業を例に用いている。今も昔も、個人零細企業では実際問題として、複式簿記による記帳などは面倒なばかりで、現実的必要性に乏しい。逆に、パチオリ以前に二重分類簿記を採用していたイタリアの大商人は、パチオリが記したものに以上に高度な簿記技術や会計評価方法を用いていた。これらの大商人にはパチオリ簿記論は「ほとんど役立たなかったであらう」(Chaffield, p.42, (訳) 五二頁)。入門書のモデル・ケースが現実問題にさうくくりそのまま利用できる場合は、むしろ少なからう。トーマス・ジョーンズの『簿記書』(Thomas Jones, *The principles and practice of Bookkeeping*, New York, 1841)には「商人の帳簿は二つ同じものがないのは、住宅の間取りが一軒一軒違ふのと同じことだ」と書いてあるさうだが(西川(孝)『ST11-10』二頁)、それでもモデル化した教本にまとめるのが西欧合理主義の接近法、それだからOJTにたよるのが日本のやり方、といえるのではなからうか。

ともあれ、イタリア式簿記が日本に伝わったと仮定して、織田信長の時代から一六七〇年に鴻池家に複式決算簿記が出現するまで約一世紀、さかのぼって富山家の一六一五年の帳簿が二重分類簿記だったとしても、その間に半世紀近くある。この空白をどう考えるか。近世初頭の日本で、中華人民共和国商業部が、中国の日常用語と計算慣習に合うように洋式簿記を改革して、一九六四年に加減法併用の「増減記帳法」を創出した(西村[58]二〇頁)のと似たことが、行われたと考えることも可能であろう。そして、元禄時代までに上方の大商家間に伝播する過程で、イタリア式簿記が、その教授法まで含めて、すっかり「和式」化されきってしまったという可能性も、現在のところ、まったく否定することはできない。

### (3) 複式簿記起源論の世界史的問題

和式複式決算簿記は、近世の経済発展を背景として、日本国内で自生的に生成したものと考えられるが、イタリア式簿記が近世初頭に日本に伝来したという可能性もまったく否定しきれるものではない、と書いた。しかし、可能性として考えられる思いつきを記すことが許されるならば、外国からの伝来すなわちイタリア式簿記の伝播と短絡的に考える必要もないであろう。イタリア式簿記の起源が一五世紀頃のベネチアに求められるといっても、二重分類簿記の計算原理そのものがイタリア人の独創であるかは疑わしい。だからといって、ローマ起源説を支持するわけではない。ローマ起源説は、「ギリシャ・ローマの遺産が不当に強調され、そこからまた必然的に、ギリシアとローマの文明が築かれる基礎になった近東の偉大な文明のいっそう深い恩義を無視することになった」(Singer [956] p.751, 平田(5) [978] 六五〇頁)というヨーロッパ中心史観の偏見が、会計史研究上にあらわれた例と考へらるべきである。

先に、貨幣評価、会計実体、および継続企業という会計公準が、二重分類簿記の発生史からみても、基本的な前提であらうと記したが、もう一点見落とせなうことがある。それは、二重分類（二面性）の基本概念が一次の等式にもとづいている点である。このことは、一次方程式が解ける程度の代数の知識を商人階層がもっているような情況でなければ、二重分類簿記の原理の発明（発見）は算東無用であらうことを意味しよう（すでにできあがったシステムを利用するだけならば、代数の知識がなくても、取引類型別の記帳原則を（一）数種も暗記しておけばなんとかならう。パチオリは商人が代数を習得できなくても簿記を利用できるように考慮して、教本を書いたのかも知れない）。

ギリシヤ数学は、数学の厳密化・理論化という面で果たした貢献ははかりしれないが、代数は幾何代数であって、記号代数や数値計算はるまり発達しなかったといわれる。また、「近世ヨーロッパに伝えられたギリシヤの数学は、決してギリシヤ直伝のものではなかった。それはいったんアラビアの地に伝えられ、そこでインドや、おそらくは古代メソポタミアの数学の名残りと混ぜ合わされ、一二世紀前後のヨーロッパに伝えられた」（村田[198]七四頁）のである。ピサのレオナルド（フィボナッチ）(Leonardo Fibonacci), 1170-1245) という商人がアラビア語を話す仲間から教わった、ゼロを含むインド式記数法が、「古代以来の数学にたいして、西方ではもっとも重要な貢献であった」といわれる (Singer, p.767, (F.) 六六一頁)。そして、「今日のような形式の乗法や除法が考案されてインド記数法による筆算法の完成をみたのは、大体一五世紀のことであった」（吉田[198]四六頁）点も見落とすてはなるまい。この一二〜一五世紀という時期は、イタリアにおける二重分類簿記の発展の歴史と、ほぼ符合する。この時期には数学のみならず、「東方を主人とも教師とも考えていた広範な諸部門がある。」とくに東アジアからは、回教園とビザンツという大きな通路を経て、火薬、製紙、それにおそらく印刷術、さらに運河の開門、航海術では船尾材の舵、縦帆、羅針儀、その他多くのものももたらされた」のである (Singer, p.758, 760, (訳) 六五三、六五四頁)。

また、貨幣経済の発展というものは、第一次産業に携わる農村部よりも、消費生活者が居住する都市部で、より進展したと考えるのが、自然であろう。世界史の流れからみれば、ヨーロッパや日本は都市化が著しく遅かったといわれる。「中東は紀元前三千年紀から一貫して高度な都市社会を維持してきた。金、金、金、と金銭だけを求める人間は、近代ヨーロッパと現代日本だけでなく、この地域には昔から数多く存在した。」「人口数十万人規模のあるいは百万人を越える規模の都市は、工業化した近代ヨーロッパにはじめて出現するのではなく、中東や中国や北インドには工業化以前から存在しつづけていた」のである(後藤[1988]三頁)。仏典に、祇園精舎の建立のために、ある大商人が黄金を地に敷いて買い取った土地を寄進した話があるが、これなども古代インドにおける商業の發展をうかがわせる。インドに生まれたゲームが、西に伝わってチェスとなり、東に伝わり、ついには将棋に發展したという説もあるそうだが、もしかしたら、二重分類簿記も同様の経路をたどったのかもしれない。インドのデリー大学教授ニーガムが、「近代簿記(modern bookkeeping)の発明者は(アラビア数字と同様)インド人であってイタリヤ人ではなく、前者が後者に近代簿記を輸出した」として、バビ・カタ(Babylonia)というインド固有の二重分類簿記(double-entry system of bookkeeping)を紹介している(Tall Nigam[1986] p.149)。バビ・カタの起源がバチオリ以前にさかのぼれるかどうかの実証的史料はないし、インドからヨーロッパに伝わったとする説の論理性にも問題があるが(Nobes[1987] p.183)、インド会計史研究の今後に注目したい。

二重分類簿記の世界史的起源の問題はさておき、日本の文化の発展には多くの面で中国文明の影響が大きく、中国文明は朝鮮を経由することが多かったことも、忘れてはならない。江戸時代の少し前は、中国数学の第二回目の移入期で(第一回は奈良朝時代の少し前、大矢[1986]三頁)、一武士にも商人にも、その他の職業者に取りましても、或る程度まで、数学の必要を促す。——さういつた機運に向つて来た」(小倉(金)[1986]一二頁)時期であった。

この第二回移入の数学の特徴に算盤の伝来があげられることも注口したい。和式複式決算簿記では、「記録は帳簿の中になされ、計算はべつにべつらばんで行なわれている」(西川(孝)「1959」六六頁)。イタリマ式簿記では、その成立期が筆算の確立期に符合し、計算と記録とが合体してゐると対照的である。ところで、算盤の伝来時期の確定はできないが、「豊田秀吉の時代、文禄年間に、あらゆる史料が集まつてゐる」(大矢、一一、一二頁)ことにも注意をひかれる。有田焼などの磁器製作技術のように、もしかしたら、二重分類簿記も朝鮮から伝来したのかもしれない。韓国の尹は、「開城簿記もイタリマのそれより約二〇〇年先だったものではないか」と記している(尹「1972」一四四頁)。もっとも、四介松都治簿法(開城簿記)の具体的史料は「前世紀の実践を保証する域をでないものかと思われる」(徐「1971」一五二頁。なお、四介松都治簿法の諸起源説については徐「1987」を参照)。

思いつきばかりを書きすぎたようだ。歴史研究においては、史料に裏づけられた歴史事実と、事実をどう整理するかの歴史解釈と、情況証拠にたよっただけの推論とは、それぞれ明確に区別せねばなるまい。二重分類簿記の世界的起源はおろか、和式複式決算簿記の起源もはっきりしたことはまったくわからない。最後につきぎの言葉を書いて、この節を締めくくりたい。

「選された歯の一片から死滅した過去の動物の全体を復元して見せる古生物学者の大胆さが必要である。この大胆さが必要である。この大胆さは歴史学に必要な精神である。しかしこの大胆さを学問上の単なる冒険から救うものは、資料の導くところにしたがって事物の連関を忠実にたどってゆく対象への沈潜と従来の学問上の達成に対する尊敬以外にはない。」(石母田正『中世的世界の形成』岩波文庫版、一三三頁)

1章  
**三井家初期（元禄期）の会計記録**

三井家創業の「元祖」三井高利（一六二二—一六九四）は、一六七三（延宝元）年に江戸と京都に呉服店を開いてから、急速にその事業活動を拡大していった。一六八三（天和三）年に江戸に両替店が開設され、一六九四（元禄七）年に高利が没する頃までに、三井家は、京都・江戸・大坂（大阪）の三部の呉服店および両替店や出身地の松坂店など、一〇有余の店を有するにいたった。高利没後、長男の高平はじめ、次男の高富、三男・高治、四男・高伴といった息子たちによる集団指導の体制がとられるようになった。

三井文庫（東京都中野区）には膨大な量の三井家近世の会計史料が保管されているが、初期の会計史料は現存するものが乏しい。本章では、幕府御用達の呉服物の販売を担当した店である「江戸御用所」の決算報告書『棚蔵目録』と（元禄四（一六九一）年上期、同下期、元禄五年下期、六年上期、同下期のものが現存。旧稿では「発見されていない」と書いてしまったが（1982）三頁）、過去の資料探索の仕方を記した『京都御用所』（幕府御用達呉服物の仕入れ店の決算報告を一六九三（元禄六）年上期から一七〇五（宝永二）年下期まで記録したものである『永代目録帳』、そして、三井家のなかの最大組織である「京都呉服店」の決算報告を一六九四（元禄七）年上期から一七〇一（元禄一四）年下期まで記録した『目録帳』を、分析の対象としてとりあげる。

「江戸御用所」の『棚蔵目録』は、「金銀」勘定の受け入れ合計額（期首残高を含む）と払い出し合計額（期末残高を含む）とが一致せず、財産（資産・負債資本）計算で算出される純利益額と損益（収益・費用）計算による純利益額とが、かなりくい違ふなどの計算上の不備がみられるが、原理的には複式決算が指向されていたといつてよいであ

ろう。一方、「京都御用所」の『永代目録帳』は、初期の記録では、売上総利益は算定されていても純利益を求めするための費用の記録がなく、資産・負債残高の集計記録もなく、複式決算になっていないが、途中から、すべての計算数値が完全に一致する複式決算に変わっている。一方、「京都呉服店」の『目録帳』の記録は、終始一貫して、複式決算になっていた。

ところで、『目録帳』の記載内容は高利の没年の一六九四（元禄七）年からはじまり、『永代目録帳』の記録がはじまったのは、高利が病床につくようになった一六九三（元禄六）年からである。創業者高利のワンマン経営から息子たちの集団指導制への移行と、決算報告の記録開始との間に、なにか関連があるのかもしれない。

本章では、まず、高利による三井の創業・発展の過程と高利没後の三井家の情況とを概観し、つぎに、「江戸御用所」の決算報告書の内容を考察し、「京都御用所」の決算記録において複式決算に移行する過程を追跡し、そして、「京都呉服店」の決算記録の内容をみていくことにする。

## 1 三井高利の創業と没後の集団指導

江戸時代の代表的な豪商であった三井については多くの研究成果が発表されているが（安岡〔1976〕二四六〜二五四頁、安岡編〔1982〕三〜三三三頁の文獻目録を参照された）、この中で主として『三井事業史』本篇第一巻（三井文庫編〔1980〕）と『三井西管店』（日本経営史研究所編〔1983〕）とによって、三井家初期の会計記録を理解するのに必要なかぎりの略中を記す（両書からの引用は煩を避けるために、とくに必要のちの場合を除き、注を省略。引用部分の執筆は前書が松本四郎、後書が林瑞子）。



三井家で「元祖」とよばれた八郎兵衛高利は、一六二二(元和八)年に伊勢・松坂(三重県松阪市)で、男四人女四人の八人兄弟の末子として生まれた。長兄は、江戸と京都に店を出して小間物や呉服物の売買に従事し、季兄がそれに協力した(次兄は他家へ養子)。四人の姉は、長女・三女が射和の富山家、次女が松坂の小野田家、四女が丹生の永井家と、松坂およびその周辺の有力商家に嫁いだ。ところで、有力な伊勢商人は、早いものでは寛永年間(一六二四〜四三)から江戸店を設け、正保(一六四四〜四七)から延宝(一六七三〜八〇)にかけて、「江戸の中心市街に進出して大店舗を構へ、江戸屈指の間屋商人に成長していった」(北島「55」一頁)のである。さて、高利は、一六三五(寛永一二)年、数え年一四歳のときに江戸に下って長兄・俊次の店に勤め、一六四九(慶安二)年に老母の孝養のために松坂に戻った。その年に高利は二八歳で、江戸店持松坂商人の中川家から、かね(一六三六〜一六九六)を嫁に迎えた。高利は、かねとの間に長男・高平(一六五三〜一七三七)をはじめ一〇男五女をもうけた(そのうち、七男・八男と次女・三女は早世、五男は他家へ養子)。

一六七三(延宝元)年に長兄・俊次が死ぬと、五二歳になっていた高利は、それまで俊次の店で働いていた長男・高平、次男・高富(一六五四〜一七〇九)、三男・高治(一六五七〜一七二六)に命じて、「越後屋八郎右衛門」(八郎右衛門は当時の高平の通称)の名前で江戸本町一丁目に呉服店を開かせた。それとほぼ同時に京都に呉服物の仕入店を開業し、京都の仕入店は高平に、江戸の販売店は高富にそれぞれ管理させ、高利自身は松坂より両店に指図しながら京都―松坂間を頻繁に往復した。また、四男・高伴(一六五九〜一七二九)も一五歳になっていたので、いったん京都店に上り、その年のうちに江戸店へ下った。ところで、当時の有力呉服商には伊勢、近江の出身が多く、彼らは、京都に仕入問屋としての本店を構え、江戸に販売店支店を置くという「江戸店持京商人」の形態をとるようになった。その理由は、「絹織物の集荷、加工に対してもった京都の圧倒的な位置」(正田「577」一〇八頁)のゆえ

であつた。

高利の呉服業は日覚ましい発展を示した。一六七六（延享四）年に江戸の本町二丁目に店を新設し、京都の仕入店を移転・拡張した。京都ではさらに一六八一（天和元）年に西陣物の直買店（一六八五（貞享二）年から上之店とよばれる）をもつた。一六八三（天和三）年、江戸本町一丁目店は、両替屋街であった駿河町に店舗を移し、その機会に両替店を併設した。翌年、本町二丁目店は駿河町の呉服店に併合された。ところで、三井にかぎらず、「當時の大きな呉服屋では、両替屋を兼営する者が少なくなかつた」（中田「USJ」一五三頁）。それは、江戸での売上代金を、仕入資金として京都に為替で送金する必要があつたこと、また、上方が銀遣いで東国が金遣いであつた関係上、為替相場に大きな関心が払われたことによるといふ（同一五三―一五四頁）。さて、高利は一六八六（貞享三）年に、京都に居を構えるときにも、「京都両替店」を開店した。翌一六八七年、関東絹および木綿を販売する組織を、「江戸呉服店」から分離して、「綿店」として新設した（この店はのちに向店とよばれる）。同年、長男高平が幕府の御用達に任ぜられたので、高利は幕府関係の呉服販売を「江戸本店」（呉服店は、京都呉服店も含め、「本店」ともよばれるようになる）から分離し、これを「江戸御用所」とした。一六九〇（元禄三）年に三井は幕府の大坂御金蔵銀御為替御用を引き受けることになった。そこで、翌一六九一（元禄四）年、「大坂両替店」が開業し、このときに「大坂呉服店」が併設された。一六九二（元禄五）年に、それまで「京都本店」の内部に設けられていた「京都御用所」が、独立した店舗となつた。

このように、高利は三井の事業を急速に拡大し、私生三郎でも一六九二（元禄五）年に七一歳で庶子・高勝（一七六六）を生ませるほど勢力的であつた。しかし、翌一六九三（元禄六）年の三月末には病床に臥すようになった。高利は主だった息子たちと遺産相続の方法を相談し、その結果が、一六九四（元禄七）年二月、高利の遺書として

記された(この遺書『宗壽居士古遺言』の全文が三井・山口「iss」に紹介されている。宗壽は高利の号)。ここでは、遺産総額(三井・山口にゆれば七万二千兩程。同二二二頁)から妻かねへの遺贈分(銀一〇〇貫目(他家へ嫁した娘二人分を含む)を除いた、約七万兩(金一兩(銀五〇)ノ(銀)を七)に分割し、そのうち長男の高平の持分を二九とし、高富のそれを一三、高治を九、高伴を七・五、六男高好(一六六二、一七〇四)を四・五、長女夫妻を二、九男高久(一六七二、一七三三)を一・五、十男高春(一六七六、一七三五)を一・二、と定めている(「此外取立之者」として、養子先から出戻った五男に一・五、その娘(高利の孫)夫婦に〇・八が割り当てられていた)。そして、兄弟存生のうちには「身上一致」、すなわち、全事業を分割せず一族同苗の共有とすることも規定された。

高利は遺書作定の約三ヵ月後に死去したが、その前年に高富が江戸から、高平・高治の住んでいた京都に移住し、江戸では高伴が、京都の兄三人の意思決定の代行をする立場になった。高利死去の翌年すなわち一六九五(元禄八)年に店務・店員に対する諸規定集である『家内式法帳』(三井文庫「iss」に資料7として全文掲載)が作成された。一七〇三(元禄二六)年には、「使用人による経営体制がとられるようになり、以後支配人の筆頭者が名代役となつて、主人にかわつて店務を執行した」(中田「iss」二五六頁)。このときに二十八歳の若さで「京都本店」の「名代」役に就任した中西宗助(一六七六、一七三三)は、自分の後任の「支配」役のために、『支配動集』(三井文庫「iss」資料14)を作成した。その後、それまで「江戸常勤」であった高伴が、宝永「五」(一七〇八)年六月ころには江戸から「京都竹屋町上ル大文字町に移住」した(三井文庫「iss」九五、六八三頁。「」内は引用者が挿入。高伴の京都移住が宝永三年との説(同書三五頁、『三井両替店』七三頁)もある)。このようにして、高利の年長の息子たちによる集団指導体制が形を整えていったのである。

## 2 江戸御用所の複式決算指向会計報告書

三井の「江戸御用所」の決算報告書をここでは分析の対象とする。「江戸御用所」は、主として「京都御用所」で仕入れた呉服物を、幕府へ販売する組織であった。「御用所」の規模は、三井の諸事業のなかでは大きなものではなかった。「京都御用所」では、仕入れた商品の大部分を「江戸御用所」へ送ったが、一六九三（元禄六）年から一七〇四（宝永元）年の「江戸御用所」への「下シ高」（内部販売高）は、最大が銀三五三貫二九三匁余（一七〇二年下期）、最小が四六貫六九四匁余（一六九八年下期）とかなりの変動があり、平均して半期につき一四六貫六〇〇匁弱であった。同じ期間の「京都御用所」の「方々売」（外部販売高）は、最大が銀一〇貫五六一匁余（一七〇〇年上期）、最少が一貫四六一匁余（一六九七年下期）で、おおむね、内部販売高の三％内外であった。これに対し、本章④で後述する「京都呉服店」の一六九四（元禄七）年上期から一七〇一（元禄一四）年下期の総売上高（そのうち約九〇％が江戸への「下シ高」）は、平均して半期銀一八一九貫以上であった。このように、「御用所」は「呉服店」の一〇分の一の規模もなかったのである。

ところで、「江戸御用所」では、三井の他の諸店の多くと同様に、七月一四日と閏月（一二月）（晦日（末日）を決算日とする年二回決算が行われていた（年一回決算の店もあった）。つまり、閏月のある場合を除き、上期の会計期間は六・五カ月、下期は五・五カ月となっていたのである。上期を春季または益前、下期を秋季あるいは冬季または益後などと呼んだ。また、江戸時代では特定の年を示すのに、干支を年号と併用したり、干支のみであらわすことが多いが、三井もその例外ではない。なお、十干は、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸の

順で、これらに、子、丑、寅、卯、辰、巳、午、未、申、酉、戌、亥の十二支が組み合わされて、六〇年で一巡する。

さて、三井文庫には、「江戸御用所」の決算報告書のうち、一六九一年上期の『元禄四辛未歳七月庇風日録』（資料番号本一三五二一一）、同年下期の『元禄伍壬申歳正月棚風日録』（本一三五二一二）、一六九二年下期の『元禄六癸酉歳正月棚風日録』（本一三五二一三）、一六九三年上期の『元禄六癸酉歳七月棚風日録』（本二〇二五一一）、同年下期の『戊正月店風日録』（本一三四八一五）、そして少しとんで、一六九六年上期の『子正月七月十五日迄日録』（本一六一六一六）が保管されている。さらに、一七〇三年上期の『元禄拾六歳未正月七月十五日迄日録』（本一三五二一六）と同年下期の『元禄拾六歳未七月拾五日十二月迄日録』（本一三五二一七）、そして一七〇七年前期の『宝永四丁亥歳正月七月十五日迄日録』（本二〇二五一一）、一七〇八年前期の『宝永五歳子正月七月十五日迄日録』（本一六一六一七）、同年下期の『宝永五歳子七月十五日十二月迄日録』（本一六一六一八）が現存している。これらの会計報告書の年月日（決算日、会計期間）の表示方法と報告書名が途中で変化しているのは、この時期にはまだ三井の会計制度が完全に固まっていなくて施行錯誤的段階にあったことを、ある程度反映しているものと思われる。

前節で述べたように、一七〇三（元禄一六）年は『支配勲集』作定の年である。また、一七〇八（宝永五）年は高伴（高利四男）の京都移住の年と考えられる。史料の残存情況が単なる偶然ではなく、重要な年のものを意図的に遺したということも十分考えられよう。初期のものが、高富（高利次男）の京都移住の年を含む三年間に集中しているのも、会計報告制度の形成と組織改革との間のなんらかの関連を示しているようにも思われる。

それでは、まず、現在最古の一六九一（元禄四）年前期の決算報告書の全文を紹介することにする。

序章で述べたごとく、これまで研究成果が発表された代表的商家の決算書は、今日の貸借対照表に相当する資産・負債資本計算記録と、損益計算書に相当する収益・費用計算記録（もしくはそれに資本計算を付加したもの）とからできている例が多い。これに対し、この「江戸御用所」の決算報告書は、諸帳簿の記録を、モノの流れを示す勘定とカネの流れを示す勘定、それに集古損益勘定および羨高勘定といった、諸勘定に要約集計した形になっている。ただし、これらは、項目ごとの日常取引による増減を記録した帳簿のなかの諸勘定ではなく、会計報告書のなかのものであるから、それぞれ、売買価額報告書、資金計算書、損益計算書、および貸借対照表とよんだ方がよいかもしれない\*。

\*計算項目ごとを取引によって生じた増減・変動を記録する場というのが勘定の本来の意味であるなら、集計要約記録を「勘定」とよぶのは、用語の濫用とならう。また、簿記領域中の簿記計表としての羨高勘定・損益勘定と、報告書たる会計計表としての貸借対照表・損益計算書とは、概念上区別されるべきではあるが、簿記がもとより（記帳者以外の）他人への報告機能をあつてくるものとするれば、発展初期のものでは両者の区別が事実上困難となる場合もあらう。以下、便宜上「勘定」という語を説明に用いる。

なお、アメリカでは一九七一年に「資金計算書は貸借対照表および損益計算書とならぶ第三の主要財務諸表の地位を得」（佐藤 昭）[ESSE]（七三頁）、日本でも財務諸表の「三本化」を主張する人もいる。貸借対照表以外の財務諸表として、損益計算書があげられるのは、ある意味で当然ともいえるが、その他のものが資金計算書にかざられる論理的な必然性はないと考えられる（製造業ならば製造原価報告書も重要な情報を提供しよう）。

ところで、和式簿記（帳合）では、「貸シ方」という言葉が資産の部をあらわし、「借り方」「預り方」という語が負債および資本の部をあらわすことが多い。この「江戸御用所」の会計報告書には「借り方」の語しか用いら

ていないが、以下の叙述での混乱を避けるために、本書では、今日の会計（洋式複式簿記）用語の借方はデットまたはDR、貸方はクレディタまたはCRと標記することにする。

最初に「未七月」とあるのは決算月を示している。この報告書は、既述のように、未年の上期のものである。「御用物請方」は、洋式複式簿記の混合商品勘定（または売買勘定）のデッタ側に相当する。期首商品棚卸高である「未正月棚卸正味高」九五貫四六六匁七分に（衆額の上の□は押印である）、当期の仕入高である三九貫九二匁九厘および九〇貫七五六匁六分五厘を台計すると、二二五貫三一五匁四分四厘になる。「江戸買」とあるのは、「江戸御用所」自身で仕入れたもの、「從京都下り荷物」とあるのは「京都御用所」から送られてきたものである。

つぎの「右扱」は、混合商品勘定のクレディタ側に相当する。当期の幕府への販売高である「御用高」一一五貫九九〇匁（日）八分五厘と、期末在庫額である「庇帳正味高」一一八貫四八七匁八分七厘との和が、二四四貫四七八匁七分二厘となる。この値から「御用物請方」台計額二二五貫三一五匁四分四厘を差し引いて、売上総利益である「利」一九貫一六三匁八厘が計算される。摘要書から推測すると、「庇帳」または「棚帳」とよばれた、商品売買を記録するか、もしくは仕入・在庫管理を行う帳簿があったものと思われる。

「金銀入方」は、資金の流入を記録したもので、現金の実際の受け入れをそのまま要約したものではなく、帳簿上の決済額も含むものと考えられる。また、かなりの記載脱漏があるものと思われる。「御用高」の一―五貫九九〇匁余は、前述の商品勘定クレディタ側（右扱）に記録されたものと用語・銀額とも一致する。「利足」は利子・利息のことで、「徳入」は利得が入るという意味で収益または利益である。したがって、この五五五匁は受取利息および雑益ということなるが、それに対応するものが、後述の「利之任分」（集合損益勘定）のなかには記録されていない。「未正月有金銀」は、現金の期首手元在高である。

(三紙)

元禄四年 辛未 七月 庄屋目録

未七月

御用物請方

未正月朔風正味高

□一九拾三貫四百六拾六匁七分

未正月の七月十四日迄江戸買

□一三拾九貫九拾貳匁九厘

未正月の七月十四日迄從京都下り荷物

□一九拾貫七百五拾六匁六分三厘

□合貳百貳拾五貫三百拾五匁四分四厘

右私

未正月の七月十四日迄御用高

□一三拾三貫九百九拾八匁五分五厘

未七月庇帳正味高

□一三拾八貫四百八拾七匁八分七厘

□二〇合貳百四拾四貫四百七拾八匁七分貳厘

指引ノテ

□拾九貫百六拾三匁分八厘 利

金銀入方

未正月の七月十四日迄御用高

□一三拾三貫九百九拾八匁五分三厘

未三月の七月十四日迄利足品々徳入

□一五百五拾三匁

未正月有金銀

□一三拾八貫五百六拾貳匁四分貳厘

□合百五拾三貫百八匁分七厘

右私

未正月の七月十四日迄江戸買私

□一三拾九貫九拾貳匁九厘

未七月兩御納戸残り掛

□一貳拾三貫六百四拾八匁三分九厘

未正月の七月十四日迄京都へ渡シ

□一三拾三貫貳百三拾九匁五分

二月十二日

内□貳拾貫

七月十一日

□拾貫

未七月有掛

□三貫貳百五十九匁五分

為替銀渡ス

為替物ノ代



〇一五貫四百八拾五匁七分五厘

未七月有金

〇一拾貫百六拾六匁九分九厘

未七月吳服台所へ渡シ置

〇一拾貳貫目 但家賃諸〇頼候跡

未七月兩普貨シ有金

〇一拾六匁八拾貳匁三分毫厘

未正月より七月十四日迄小遣取

〇一拾三貫七百九拾三匁九分八厘

但衣細書別紙有

〇百三拾三貫百貳拾目三分七厘

利之仕分ケ

〇一拾九貫百六拾三匁二分八厘

内

〇貳貫百九匁

諸道具買

〇五貫七拾貳匁二分八厘

旦那御遣

〇四貫五百八拾九匁七分

世〇方振舞入口

〇八百拾匁

宿賃

〇七百三拾八匁九分九厘

茶代方包金  
并御納戸附届

〇五百八拾六匁九分七厘

普請方入口

〇卷貫三百八拾九匁六分八厘 手代子供小遣

〇四百九拾八匁

男給金

〇一拾三貫七百九拾三匁九分八厘

差引

〇百三貫三百六拾九匁三分

借り方

〇一七拾貫目

私方御前借り

〇一三拾三貫四百四拾毫及三分

元方御前借り

〇一七貫目

從私方内借り

未正月より七月迄指引残り

〇一四貫八百六拾五匁五分五厘

方々預り

未正月より七月十四日指引残り

〇一三拾七貫四百九拾七匁七分五厘

從京都借り

午ノ段從京都指引借り

〇一拾九貫九百八拾八匁三分五厘

〇百九拾貫七百九拾貳及三分五厘

有物

未七月

〇一三拾八貫四百八拾七匁八分七厘

關帳正味高

未七月  
○一拾九貫三百拾九匁分六厘 正有金

未七月有金  
○一拾貳貫口

吳服会所渡置  
家賃讀○煩○

未七月

○一三拾貫六百四拾日三分九厘 兩御納戸御用残り

未七月方々有掛ケ

○一五貫四百八拾五匁分五厘

○合貳百貳貫八百六拾貳匁分六分七厘

差引メ

○拾貳貫七拾日三分貳厘

未七月正味延

未七月底二氣目錄元

右之通相違無御座候

堀 半七郎

白花押

元禄四未年

広津孫右衛門

白花押

三八郎兵衛様

(三井文庫所蔵資料 本一三三三二一)

つぎの「古払」は、資金の流出を記録したもので、「金銀入方」同様、帳簿上の決済額も記録しているものと考えられる。「江戸買」の三九貫九匁余は、前述の「御用物請方」に記録されたものと、用語・銀額とも一致する。「両御納戸」とは、幕府の私方御納戸および元方御納戸のことである。「三三貫六匁」匁余は幕府への売掛金の期末残高であらう。「未七月有掛ケ」は、両御納戸以外への売掛金の期末残高であらう。「有金」の一〇貫一六匁余は、期末現金手許在高と思われるが、後述の「有物」(資産残高の集計勘定)に記録された「正有金」一九貫三一九匁余と大きくくい違う。もしかしたら、一〇貫一六匁余の方は金の銀換算値のみで、銀の値が含まれていないのかもしれない。しかし、もしそうだとすれば、銀の期末手許在高はどこへいってしまったのだろうか。「未七月両替貸シ有金」は、三井の「江戸両替店」との間で行われた交互計算の期末貸借残高が貸し(負債)となったものであらうけれども、対応するものが「有物」には記録されていない。「小遣払」は営業諸経費で、一五貫七九三匁余は、つぎに続く「利之仕

分」の費用合計額と一致する。なお、「委細書別紙有」と但し書きがついているが、『小遣書費』という付属明細報告書の一六九五(元禄八)年上期、一六九六年上期・下期のものが現存している。さて、ここまですらにみよきた「右「金銀」私」の合計額は、史料には一五五貫一〇〇及三分七厘と書かれているが、計算し直してみると一五五貫五二〇及三分七厘である。史料のままの値では、先にみた「金銀入方」の合計額一五五貫一〇八匁余と一二匁余の違い、計算し直した値では四一二匁余くらい違う。計算間違いがあること自体は問題ではあるが、いずれにしても、違いがそれほど大きくないようにもみえる。しかし、「入」と「私」の両側での記録脱漏・誤差が相殺されて、違いが小さな値になっているのかもしれない(意図的に小さくしたということも考えられる)。

「利之任分」(集合損益勘定)の冒頭の一九貫一六三匁余は、「御用物請方」「右私」で計算された売上総利益の額に一致する。そこから、「諸道具買」や「旦那御遣」などの費用の合計額一五貫七九三匁余を差し引いたものが、当期純利益である「延」の三貫三六九匁余となる。

費用項目のなかに、「旦那御遣」というものがあるが、「旦那」とは三井家の当主たちを指し、ここでは高平・高伴のことである。三井文庫には、『旦那小遣書費』『旦那御小遣』という名の付属明細報告書が、一六九五(元禄八)年から一七〇三(元禄一六)年にかけて断片的に現存する。「宿賃」とあるのは、「江戸御用所」が使用している店舗に関する支払家賃であろう。江戸時代の商家では一般に、店舗不動産が店自身の資産とならず、本家(元方)からの賃借物となることは序章で述べたとおりである。

「借り方」は、負債の期末残高を集計したものと考えられる。ただし、複記の相手をこの報告書中の他の勘定のなかに見いだせるものがほとんどない。「私方御前借り」「元方御前借り」とあるのは、幕府の私方御納戸・元方御納戸からの前受金・前借金であろう。「從<sup>よ</sup>京都借り」は、今日の本支店会計の言葉でいえば、支店(江戸御用所)

の利益を本店（京都御用所）に振り替える前の、（支店における）本店勘定の期末残高を示しているものと思われる。

「有物」は、資産の期末残高を集計したものである。最初の「棚帳正味高」一八貫四八七匁余は、前述の御用物の「右払」に記録されたものと、漢字の違いを除けば（江戸時代には当文字が普通に使われた）、用語・銀額とも一致する。現金期末残高と思われる「正有金」一九貫三一九匁余は、前述した金銀の「右払」に記録されたものと、九貫一五二匁余もくい違ふ。「呉服会所渡置」一二貫と「方々有掛々」五貫四八五匁余とは、金銀の「右払」に記録されたものと、銀額が一致し、用語もだいたい同じである。「両御納戸御用残り」三〇貫六四〇匁三分九厘は、金銀の「右払」に記録された「両御納戸残り掛」二三貫六四〇匁三分九厘よりも七貫〇多いが、その差は、「借り方」（残高勘定C R側）に記録された「従払方内借り」七貫〇とびたりと一致する。「方々時借シ」は（江戸時代には今日「貸し」と書くべきところを「借し」と書く例は多々みられる）、短期債権であろうが、複記の相手が報告書のなかの他の勘定中に見当たらない。

「有物」（残高勘定もしくは貸借対照表D R側）合計額二〇二貫八六二匁余から「借り方」（同C R側）合計額一九〇貫七九二匁余を差し引いて、当期純利益と思われる「正味延」一二貫七〇匁余が計算される。この値は、「利之仕分」（総合損益勘定もしくは損益計算書）で計算された「延」の値三貫三六九匁余と、八貫七〇一匁余もくい違ふ。受取利息・雑益三五五匁の脱漏を加味しても、八貫一四六匁余もくい違ふ。財産（資産・負債資本）計算での結果の一二貫七〇匁余が、当期純利益ではなくて留保利益であるという可能性も考えられないことはない。ただ、「正味」の文字のあることと、次節で述べる「京都御用所」の決算報告では支店の繰越欠損が支店勘定のなかに包摂されていることから、財産計算結果も、留保利益ではなくて、当期純利益であろう。それが、損益（収益・費用）計算による当期純利益の三倍以上も大きいのは、負債の記録に脱落があって、財産計算によるものが過大になっているため

表1-1 江戸御用所の決算報告記録 1691(元禄4)年下期

御用物請			右之私		
		貸 入			貸 入
未7月棚帳高	B/O	128,487.87	7月~12月御用高	①	138,639.09
7月~12月下り高		68,868.03	申正月棚帳高	Ⅵ	115,169.36
7月~12月江戸買	②	34,706.			
(三口合)		(232,061.9)			
指引メ 利、	ア	21,746.55			
		<u>(253,808.45)</u>	二口合		<u>253,808.45</u>
全銀入方			右之私		
7月~12月御用高	①	138,639.09	未7月~12月江戸買払	②	34,706.
未7月 有金	B/O	19,319.26	松平様 為替銀渡ス		20,000.
私方御用残り	B/O	28,703.59	小野田殿 同		10,000.
元方御用残り	B/O	1,936.8	松屋殿 同		30,000.
万々残リ掛ケ	B/O	5,485.15	両替店 同		17,000.
呉服会所ニ渡シ置	B/O	12,000.	両替店 同		30,000.
万々ニ貸シ有高	B/O	6,930.	未12月 元方御納戸残り	Ⅴ	20,304.8
未12月 両替店			私方御納戸残り	Ⅳ	12,352.13
指引残リ借り	Ⅶ	12,037.74	万々ニ貸有金	Ⅱ	6,930.
諸方徳入		23.	万々残リ掛ケ	Ⅲ	5,810.46
両替全銀売買		5.51			
指引徳入			京都ニ為替		9,103.2
			且那御遺金		6,241.66
			元方御納戸上納金		3,493.7
			内小遣	Ⅰ	11,810.67
			委細書別紙有		
			両替借り渡ス	ウ	101.67
			但日廻シ私		
台		<u>225,080.14</u>	未12月私残リ有金	Ⅰ	4,178.43
			合		<u>225,032.72</u>
内			利仕分		
小遣ニ私	Ⅰ	11,810.67	私方御用高	利 ア	3,819.3
委細書別紙有			元方御用高	利 ア	17,162.52
両替日廻シ私	ウ	101.67	万々ニ取次	利 ア	710.27
			利合		<u>21,764.09</u>
差引メ 延		<u>9,851.75</u>			
		<u>(21,764.09)</u>			
棚有物			方々借り方		
申正月棚帳高	Ⅵ	115,169.36	私方御前借り		70,000.
元方御納戸残り	Ⅴ	20,304.8	元方御前借		27,947.8
私方御納戸残	Ⅳ	12,352.13	京都指引借シ		23,989.67
万々残リ掛ケ	Ⅲ	8,810.46	両替メ借り	Ⅶ	12,037.74
万々ニ貸シ有高	Ⅱ	6,930.	御納戸預り并ニ		11,869.32
未12月残リ有金	Ⅰ	4,178.43	万々預り金(借り合)		(145,844.53)
			差引メ		21,900.65
			申正月正味延		<u>(167,745.18)</u>
有合		<u>167,745.18</u>			

(注) 1. [ ]で囲んだ数値は、原資料には記されていないが、見やすくするため(主として丁字勘定の形式を整えるため)に筆者が補ったものである。( )で囲んだ項目および数値は、逆に、原資料には記載されているが、イタリア式の丁字勘定では普通は記載されない数値である。  
 2. I Ⅱなどのローマ数字は「有物寄」(残高勘定)との対応を、アイウなどの片仮名は「利損差引」(損益勘定)との対応を、①②などの丸付数字はそれ以外の勘定相互の対応を示し、B/Oを付したものは前期繰越を示す。  
 (出所) 「元禄五<sub>二</sub>申正月御用所<sub>一</sub> 江戸御用所」(資料番号 本1352/2)より。

ではなからうか。当時、三井全体の「金庫的」もしくは「金庫番」の役割を兩替店が担っていた（中田 [1950] 二五七頁、三井文庫 [1980] 八〇、八一頁）ために、「江戸御用所」を独立した会計実体 (accounting entity) として計算することがむずかしかったのではなからうか。「金銀入方」と「右払」との合計額の不一致や、現金残高のくい違い、あるいは金銀の「右払」に記録された「未七月兩替貸し有金」一六貫八二匁が「有物」に振り替えられていないことなども、同様の理由によるものかもしれない（借りを記録しないことはあっても、貸しの記録はたとえ不完全でも忘れないのは人間の本性であらうか）。

つぎに、これまで紹介してきたものの翌期である一六九一（元禄四）年下期の『元禄伍壬申歳正月棚風日録』（この年の表紙の年・月は報告のときを示すもので、会計期間を示すものではない）の記録内容を、要約して表1-1に示す。T字勘定の形式に直して示すのは、紙幅が節約できること、横書きにして算用数字を用いた方が数値が見やすいこと、の二点に注目するものとする。<sup>\*)</sup>

\*複式簿記とT字勘定形式とを密接不可分の関係に置くことは歴史的にも認められ、勘定の形式が本質的なものとは私には考えられない。なるほど、T字勘定はイタリヤ式簿記の発明かもしれないが、現代の企業の財務諸表をみても、勘定式にしたものでも、報告式にしたものでも、あるいは、今日の新聞の決算報告にもときどきみられる漢数字を使って縦書きにしたものでも、内容そのものが変わるわけではなからう。また、加法専用形式であるか加減法併用形式であるかも、深刻な問題とは思われない。三井の諸店のなかにも、合計額と残高の記録方法に関して、加減法併用形式のみで記数する店もあれば、加法専用形式と加減法併用形式とを併用する店もある。

表1-1に示した期のものも、財産計算による利益額と損益計算による利益額とが大きくくい違う。また、次節で述べる、複式決算完成後の「京都御用所」の報告書ではすべての記録数値が二面的に対応しているのとは異なり、

報告書中では二面的対応を追跡しえない記録数値が、この期のものなにも多々ある。しかし、このことは、当時まだ三井では複式決算の原理が知られていなかったということの意味するものではない。もし、計算結果が完璧に一致せねばならぬというのなら、中世イタリヤの簿記実務に完全な複式簿記が存在したのかどうか疑わしい。本節で紹介した「江戸御用所」の報告書は、複式決算を指向した試行錯誤の段階にあったといつてよいのではなからうか。なお、一七〇三(元禄一〇)年上期・下期のものでは、財産計算と損益計算との結果が依然として一致しないが、誤差は数一〇匁と小さくなっている。

### 3 京都御用所における非複式決算から複式決算移行

#### (1) 京都御用所の初期の会計報告記録

ここでは、一六九三(元禄六)年上期から一七〇五(宝永二)年下期までの「京都御用所」の『永代目録帳』(資料番号、本一一二二)を分析対象としてとりあげる。「京都御用所」は、前に述べたように、幕府御用違儀服物の仕入店である。『永代目録帳』という名称の会計史料は四冊現存し、そのうちの二冊がここでとりあげるもので、他の三冊はそれぞれ、一七〇六(宝永三)年上期から一七八七(天明七)年上期までの記録(資料番号、統一七八三)、同年下期から一八二三(文政六)年下期までのもの(統一七八四)、および一八二四(文政七)年上期から一八四四(弘化元)年下期のまでのもの(統一七八五)である。「京都御用所」は、各決算期ごとに会計報告書(「目録」)を作成して、それを三井家当主に(大元方成立後は大元方に)提出した。『永代目録帳』は「目録」の控えをとった累年記録である。なお、『元禄六年癸酉正月より七月迄目録下書』(本一三三二一四)、『元禄六年癸酉七月より極月迄目録下書』(本

「永代目録帳」(部分)

元禄六年癸酉春

売物請方

正栄

一 貳拾三貫三百九拾七匁分

申儀月表  
有物

同  
一 九拾三貫四百貳拾三匁八分

西正月の七月迄  
買高  
九匁

平改  
一 九百九拾八匁九分

江戸上り物

一 六貫三百九拾三匁九分

西正月の七月迄  
職人買

内

卷貫七百五拾八匁四分五月仕切の七月十四日迄迄

一 七百八拾匁二分

荷物賃銀

一 百三拾及三分

箱之代

台百貳拾七貫貳拾五匁三分九厘

売物私

札  
春寄番の八拾五匁迄

一 八拾六貫三百拾五匁九分四厘 下シ高

正々  
一 三貫六百六拾八匁六分 方々売

一 四拾三貫三百七拾三匁七分 有物

三口台百三拾五貫五百五拾八匁二分四厘

指引

八貫四百三拾二匁八分五リ

金銀請方

一 三百四拾九匁五分

申儀月私表  
有金銀

一 同貳拾貳貫百三拾八匁八分

金貳分

銀三百拾八匁三分

錢九拾貳匁

平改  
一 同貳拾貳貫百三拾八匁八分 為替取高

内

二月廿日  
平改 拾五貫口

三月九日切  
太田橋津守殿



三月廿八日  
平改拾七貫百三拾八匁八分 新町下銀

六月三日  
平改貳拾貫目 同

廿三日  
平改三拾貫目 同 七月八日切

平改貳拾貫目 同 七月十日切

平改貳拾貫目 同 十二日切

平改拾六貫四百拾五匁三分壹厘 江戸、請旦那御違

一三貫六百六拾八匁六分 方々売入

一四貫七百六匁貳分 職人、預入  
但申十月、極月迄、袋代、空町、取

一貳匁九分 ぬり代

一五拾貳匁 豆用出口

台百四拾七貫三百三拾三匁三分一リン

金銀、私方  
一九拾貳貫八百八拾七匁五分 買物代、私

一八貫八百八拾七匁三分三厘 職人、私

一七拾七拾七匁五分 荷物、貨銀

一百三拾匁三分 箱代

一拾三貫貳百八拾八匁貳分 惣小、私

但委細書外有

一拾四貫九百四拾七匁三分七

有金銀

拾四貫七百五拾五匁八分七

銭五、七、百、廿、文

一拾六貫四百拾三匁三分壹厘 旦那、江戸、ニテ、御違

台百四拾七貫三百三拾三匁三分一リン 委細書上心

利徳書、埃

一八貫四百三拾貳匁八分五厘 札掛

買物  
一三貫九匁七分七厘 小判仕掛、徳

金三百三拾七兩壹、歩

職人  
一三拾八匁八分 小判仕掛、徳

全百四拾貳兩貳分ニテ

一四〇六及六分武厘

買物  
日台徳

一四〇拾五及七分七リ

藏人  
同

合九貫四百貳拾三及八分零リ

京江戸差引

平改 一八拾六貫三百拾五及九分四  
下シ高

内

九拾貫口

為替仕掛取

九百九拾八及九分

売物ニテ上ル

拾六貫四百拾三及三分零

旦那進金上ル

平改 三拾貫九拾八及二分七  
江口ふかり

(注) 平改は押印。

(三) 三井文庫所蔵資料 本一〇二二二

一三五二一五)、および『享保三年戊戌七月を極月迄日録下書』(本二〇二二一四)という史料が現存しているが、その内容は、内訳書きが詳細である点を除けば、『永代日録帳』に記録されたものとはほとんど同一である。

三井では、家憲にも「御用は商の余情と心得べし」とあるように、呉服御用に対しては非積極的であった。呉服御用達は、家業の格式を高めるのには役立つが、費用のかかるわりに利の薄い商売であった。三井の他の諸店が元禄(一六八八〜一七〇四)〜享保(一七二六〜一七三六)の頃に大きな利益を上げていたのに対し、「御用所」は赤字を出すことが多く(後掲の表1-5参照)、一七一八(享保三)年には「本店」に吸収された(その際だ、「京都御用所」は「献上所」と名を改め、一七二三(享保八)年に「勘定場」と改名されたが、「京都本店」に吸収された後も、前述の『永代日録帳』三冊には、「献上所」「勘定場」の会計報告が、ほぼ、従来どおりの形で記録されている)。

また、「京都御用所」と「江戸御用所」は本支店関係にあったが、『永代日録帳』に記録されている会計報告は、「京

表1-2 京都御用所の決算報告記録(1) 1693(元禄6酉)年上期

売物請方			売物払方		
中12月残有物	B/O	25,397.1	下シ高	A	86,315.94
酉1~7月買高	ア①	93,423.89	方々売	③	3,668.6
江戸上り物	α	.998.9	有物	C/O	45,573.7
酉1~7月職人買 (内未払分)	イ②	{6,393.9 {(1,758.4)			
荷物貸銀	③	.781.3			
箱之代	①	.130.3			
指引ノ	ウ	8,432.85			
		<u>(135,558.24)</u>			<u>135,558.24</u>
全銀請方			全銀払方		
中12月払残有全銀	B/O	.349.5	買物代払	①	92,887.5
為替取高	α	90,000.	職人払	②	8,887.13
同	※	32,138.8	荷物貸銀	*③	.777.5
江戸利請旦那御遣	σ	16,415.31	箱代	④	.130.3
方々売入	⑤	3,668.6	惣小払	※	13,268.2
職人ヨリ預入	イ	4,706.2	有全銀	C/O	14,947.37
ゆり代	※	.2.9	旦那江戸ニテ御遣	σ※	16,415.31
算用出目	※	.52.			
		<u>147,333.31</u>			<u>147,333.31</u>
利徳書技					
			札掛	ウ	8,432.85
			買物小判仕掛徳	ア	.129.77
			職人小判仕掛徳	イ	.38.8
			買物日合徳	ア	.406.62
			職人同	イ	.415.77
					<u>9,423.61</u>
京江戸差引			内		
下シ高	β	86,315.94	為替仕掛取	γ	90,000.
指引ノ江戸ヨリかり	C/O	21,098.27	売物ニテ上ル	α	.998.9
		<u>(107,414.21)</u>	旦那遣金上ル	σ	16,415.31
					<u>(107,414.21)</u>

(注) 1. [ ]で囲んだ項目および数値は、原資料に記されていないが、見やすくするため(主としてT字勘定の形式を整えるため)筆者が補ったものである。( )で囲んだ数値は、逆に、原資料に記載されているが、イタリア式のT字勘定では普通には記載されない数値である。

2. αβなどのギリシャ文字は「京江戸差引」(京都本店勘定)と他の勘定との対応を、アイウなどの片仮名「利損差引」(損益勘定)との対応を、①②などの丸付数字はそれ以上の勘定相互の対応を示し、B/Oを付したものは前期繰越、C/Oを付したものは次期繰越を示す。

3. ア①93,423.85=92,887.5+129.77+406.62

4. イ②(6,393.9-1,758.4)+4,706.2=8,887.13+38.8+415.77

5. \*③781.3=777.5+[3.8]

部御用所」だけを会計実体 (accounting entity) として作成されたものである。『永代日録帳』の内容変化については後に詳述するが、複式決算の完成前の記録には、「江戸御用所」に対する支店勘定はあつたが、いかなる形でも本支店合併計算の記載はない。複式決算の完成以後は、「京都御用所」と「江戸御用所」とで別々に純利益もしくは純損失 (純損失計上の期が多い) を計算したうえで、今日の本支店合併計算が合併貸借対照表および合併損益計算書を作成するのは異なり、純損失 (純利益) および繰越欠損累計額のみの合算結果を記録するようになる。

『永代日録帳』に記録された会計報告は、初期のものでは、①今日の集計勘定 (混合勘定) としての売買勘定 (商品勘定) のデット側およびクレディタ側にあたる「売物 (代物) 請方」および「売物払方」、②現金などの資金の流れを記録する「金銀請方」「金銀払方」、③支店勘定である「京江戸差引」、および④「利徳書抜」から構成されている。「利徳書抜」は、「売物払方」台計額と「売物請方」台計額との差額として計算される「札掛」(売上総利益) と、その他の収益とを記録したものである。これらの諸勘定は、日常の会計計算記録をそのまま写したものであるが、報告書作成に際して整理・統合されたものであろう。日常の会計記入ではさらに細かい勘定に分かれていたものと考えられるが、記帳整理技法については、史料がないので、不明である。『永代日録帳』の初期の記録には、費用が記録されていないし、売上原価は売買勘定のなかで潜在的に計算されるが、また、残高勘定も存在しない。

現存資料の第一期分すなわち一六九三年 (元禄六癸酉) 上半期 (春等、正月朔日〜七月一日) の会計報告記録を資料 1-1、2 として紹介する。

この資料 1-1、2 を丁字勘定に書き改めたものが表 1-1、2 である。原文の配列順序や数字をなるべく崩さないようにしたが、作表の都合上、必ずしも原文と対応はしていない。

まず、各科目の細かい対応関係をみていく前に、勘定体系と計算記録形式の概略を説明しておきたい。「売物請

方」では期首在庫額に当期仕入高および染色加工費用や発送費用などが合計され、「売物払方」では売上額などと期末在庫額とが合計されている。「売物払方」合計額から「売物請方」合計額を差し引いて売上利益を算定する計算記録内容は（売上総利益を期首在庫額と仕入額とに加えて、その和を、売上高と期末在庫額との和に均衡させる形式ではない点を除いて）、基本的には今日の簿記教科書にみられる混合商品勘定と同じである。「売物請方」に計上されている「職人賃」（染色加工費などと思われる）六貫三九三匁余は、未払分一貫七五八匁余を含んだ値で、現金の支払いがなくても当期に計上するという発生主義の思考がみられる。表一〇二に示した第一期分にはみられないが、次期以降、前期末の未払分を「売物払方」に計上するという加算計的減算の形式が用いられている。なお、一六九五（元禄八）年上期の前期未払分の記載には、「但是、去年延ヲせんくり（先繰）ニ売物請之方へ付出し申故 払ニ置申事」という但し書きがみられる。

\*後述の「京都呉服店」では——実質的には同じことだが——期首在庫額と当期仕入額との和から売上高を引き、この差額を期末在庫額から引いて、売上総利益算出ししていた。また、後述する「江戸本店」などでは、「売物請方」に商品種類ごと の販売利益を記録して、「売物請方」合計額と「売物払方」合計額とを一致させている。

ところで、前節でみた「江戸御用所」の『底（期）底口録』には奥書に決算年と差出人名と宛名が記されていて、一六九一（元禄四）年上期のものは、手代の堀半七郎と広津孫五衛門から三六郎兵衛（三井の井が省略。八郎兵衛は高平の当時の通称）に提出されていた（六七頁）。ここでもみている「京都御用所」の『永代口録帳』では奥書が省略されているが、少し時期が下がった一七〇六（宝永三）年の同店の『口録』では、森田藤右衛門、中西彦四郎ら四名から宗竺（高平）と八郎次郎（高治）宛に提出されている（次男・高富は一七〇九年に歿。なお、奥書が省略されている点

を除けば『永代目録帳』と『日録』の内容は一致。『永代目録帳』の一六九三（元禄六）年上期から一六九六（元禄九）年上期の記録には、重要項目の銀額に「平改」の押印がある。これはたぶん、高平が改めた（検査して確認した）という意味であろう。なお、「京都御用所」の一六九三年上期・下期の『日録下書』の作成者は橋井理兵衛（一七〇一年に京本店の組頭、一七〇八年に同支配となる）になっている。

「金銀請方」および「金銀払方」は、実際の現金収支をそのまま記録したものではない。表1-1-2にみられるように、現金収支のともなわぬ本支店間の振替取引がこの勘定を経由した形で記録される。また、後に、「京都（新町）両替店」から借入をするようになるが、この勘定での記録は、期首借入金残高を当期に全額返済し、期末残高を新たに借り換えたような形式になっている。この勘定で興味を引くのは、期末現金残高を「金銀払方」に記入することにより、すべての計算記録が加法専用形式となっている点である。

『利徳書抜』は、前述の通りに、売上総利益である「礼掛」とその他の収益を集めた勘定であり、「京江戸差引」は、「江戸御用所」との貸借関係を記録する支店勘定である。原資料では、「江戸御用所」への「下シ高」（内部掛け売り高）八六貫三二五又余から、「内」として「為替仕掛取」九〇貫目、「売物ニテ上ル」九九八又余、および「旦那造金」一六貫四一五又余の三者を差し引いて、その差額二一貫九八又余を「江戸おかり」と表現している。次期（一六九三年下期）以降、「利徳書抜」と「京江戸差引」の記載順序は逆転するが、その他には実質的な変化はない。さてつぎに、各科目ごとの対応関係をみていこう。表1-1-2で、B/O印を付したものは前期からの繰越額、C/O印は次期への繰越額である（繰越額については連続する二期のもので一致を確認）。期中で対応する科目は、同じ記号を付けることによって示し、※印は相手科目のない数字である。たとえば、①およびアでは、DR側の「買高」（当期仕入高）九三貫四二三又（売物請方に記載）と、CR側の「買物代払」（商品仕入代金）九二貫八八七又余（金銀

払方に記載)、「買物小判仕掛徳」(仕入の際の金銀為替差益)一、二九匁余(利徳書抜に記載)、および「買物日合徳」(仕入割引か前貸金の受取利息相当分)四(六)匁余の三者の合計額とが一致する。αは、支店から送られてきた商品の代価が「売物請方」に記載され、その分を支店勘定である「京江戸差引」のCR側に計上していることを示す。②および③の計算は、「金銀請方」記載の「職人の預り入」の内容や、「金銀払方」の「職人払」(染色加工代など)が実際の現金支払い額か否かという点が、不明である。しかし、数値については、表の下の式に示したように、デッタ・クレディタが一致する。なお、次期以降には、「職人の預り入」という項目はあらわれない。③は、「売物請方」の記入額と「金銀払方」の数字とが異なり、両側が一致しないが、これは「利徳書抜」(収益勘定)への記入漏れによるものである。また、「金銀請方」に記入された「ゆり代」収入二匁九分および「算用出目」(現金過不足収益五二匁の相手科目も、収益勘定から脱漏している(次期以降には、これらの科目は収益勘定に記入される)。βは、三井家当主が江戸に滞在した際に「江戸御用所」(支店)で支出された現金額を、「京都御用所」(本店)の費用に、振り替えたものである。つまり、今日の仕訳形式で示せば、

出張旅費 16匁45匁31/支 店 16匁45匁31

となる振替取引である。αを記した数値が三カ所に記載されているが、これは、現金式仕訳で示せば、

入金:支店より借り 16匁45匁31

出金:出張旅費 16匁45匁31

となるべきところだが、費用勘定が存在しないために「金銀払方」の数字に相手科目がなく、出金取引が二重分類記録になっていないのである。「金銀払方」に記入された「惣小払」(諸経費)三二匁一三八匁余も、同様に二重分類記録になっていない。また、「金銀請方」の「為替取高」のうち三二匁一三八匁余については、対応する相手科目

が報告記録中に見いだせない。

\*旧稿で「支店からの売上戻りか支店での仕入額か判断としない」(「附」四〇頁)と書いたが、次節で述べる「京都呉服店」の場合と同様だとしたら、仕入額と考えられる。

以上述べたような勘定体系による報告記録形式の大意は、一六九四(元禄七)年下期までは、格別の変化がない。

## (2) 集合損益勘定および残高勘定の出現

一六九五(元禄八)年上期になると、これまで収益科目しか記載のなかった『利徳書抜』に費用科目が計上されるようになる。しかし、このときの『利徳書抜』は、「金銀請方」および「金銀払方」には記録されている収益と費用との一部に脱漏があり、完全な集合損益勘定となっていない。また、このときには未だ残高勘定も存在していない。

翌期の一六九五年下期になると、『利徳書抜』は、収益科目と費用科目のすべてが計上され、集合損益勘定の体を整える。ここでは、収益台計額から、「内」として費用を差し引き、その差額として「利」(当期純利益)を表す。また、同期には、「有物」という名の残高勘定も設けられる。しかし、「売物請方」に記録された当期末の未払費用が、負債として残高勘定に計上されておらず、二重分類記録になっていない。したがって、一六九五年下期末の純資産額である九六貫八八匁三厘から、翌一六九六年上期の「不足」(当期純損失)として計上された七貫二六〇匁八分二厘を引いた値を計算してみると、一六九六年上期末の「差引有物」と書かれた純資産額の八九貫二五七匁四分二厘とは一致しない。誤差はそれだけではなく、未払費用を負債として計上したとすれば、一六九五



年下期末の純資産額は九二貫四四匁六分八厘、一六九六年上期末のそれは八四貫七九〇匁四厘と計算できるが、両者の差額七貫二五四匁六分四厘は、一六九六年上期の「不足」額と六匁一分八厘だけくい違ふ。その理由はわからない。

一六九八(元禄一一)年上期になると、未払費用が負債として計上されるようになり、ほぼすべての取引の二重分類記録が行われようになる。しかし、手代に貸付けた債権が簿外に落とされて資産に計上されていないにもかかわらず、その分が費用に記録されていない(後に完璧な複式決算が行われるようになると、手代への貸付を費用計上して、簿外資産とする保守的な処理もみられる)。一六九八年下期には、すべての取引が二面的に記録されてはいる。しかし、「金銀請方」に記録された「出切代」収入・銀七五匁一厘に対して、「代物払方」(「代物」は「売物」と同じ)と、これまでの「利徳書抜」から「利損差引」に名を変えた、集台損益勘定の収益側とに、同額が「出切売」として重複記入されている(表1-3参照)。①および②の記号を付した取引。したがって、一六九八年下期末の欠損額「差引、かり」の五貫四九二匁五分三厘は、同年上期末純資産額の一二貫四二七匁五分九厘から同年下期の純損失額一七貫八四五匁一分一厘を差し引いた額と、その分(七五匁一厘)だけくい違ふ。

その後も、一七〇〇(元禄一三)年上期までは、「江戸御用所」から「京都御用所」に振り替えられた債権・債務取引などが必ずしも複記されていなかったり、収益の重複記入があったりする。したがって、前期の残高勘定「有物」で計算された繰越欠損額(「差引、かり」とか「指引、不足」と記される)に、当期の集台損益勘定「利損差引」における純損失額を加えても、それは残高勘定の当期末繰越欠損額とは一致しない。

このように、損益(収益・費用)計算と財産(資産・負債資本)計算との両者の結果が完全には一致しないが、収益の重複誤記は単なる不注意によるミスであろう。しかし、それだけでなく、ある種の債権を費用計上して簿外に

表1-3 京都御用所の決算報告記録(2) 1698(元禄11)年下期

代物請方			代物払方		
		貸 文			貸 文
有物	B/O	52,148.17	下シ高	3	46,694.5
買高	①ア	245,537.1	方々売	⑤	3,246.65
江戸登り物	α	2,281.2	職人延払	B/O	120.4
職人買	②イ	2,351.6	残り物	I	35,827.57
(内延)=未払費用	}	Ⅵ(879.9)	出切売	※⑥	75.01
荷物貸金		③ウ	324.6		
横細引油紙	④エ	185.78			
右請払差引メ	オ	4,135.68			
		[85,964.13]			85,964.13
金銀請方			金銀払方		
		貸 文			貸 文
有金銀	B/O	42,291.82	買物代払	①	24,262.23
江戸メ請取	7	65,000.	職人払	②	1,501.7
長崎御数銀預り	Ⅰ	40,144.52	荷物貸銀	③	320.7
方々売入	⑤	3,246.65	横小箱油紙細引	④	183.72
造(雑)用銀人	キ	7,500	為替打銀 利足	サ	3,702.78
両替(店)メ借	Ⅲ	58,999.45	益前両替店 借済	B/O	78,806.84
会所小判仕掛・日合	⑦	597.31	仲ヶ間(当主)借済	B/O	10,000.
出切代	⑥カ	75.01	右捨(10)貸利足	サ	61.2
銀掛払出目等	ケ	116.51	小払高	シ	26,775.2
払出	=	104.73	有金銀	Ⅱ	72,285.63
		218,076.	右有金相場遠下足	ス	176.
					218,076.
京江戸差引			内		
		貸 文			貸 文
下シ高	3	46,694.5	為替ニテ請取	7	65,000
益前差引残りかし	B/O	6,914.84	代物ニテ登ル	α	2,281.2
差引メ江戸かり	V	13,671.86			
		[67,281.2]			67,281.2
内			利損差引		
		貸 文			貸 文
小払高	シ	26,775.2	札掛	オ	4,135.68
利足出	サ	3,763.98	買物日合	ア	133.3
右金相場遠不足	ス	176.	職人同	イ	41.
		<17,845.11	買物小判掛け徳	ア	141.57
		[12,860.07]	職人同	イ	19.
			貸銀同	ウ	3.9
			横小箱同	エ	2.06
			会所小判仕掛・日合	ク	597.31
			出切売	※カ	75.01
			払掛出目等	ケ	116.51
			惣払出目	=	104.73
			造(雑)用銀	キ	7,600.
					12,870.07
有物			内		
		貸 文			貸 文
代物ニテ	I	35,827.57	両替店メ借り	Ⅲ	58,999.45
有銀	Ⅱ	72,285.63	長崎御数銀預り	Ⅰ	40,144.52
差引メ けの		5,492.53	江戸メから	V	13,671.86
		[113,605.73]	延渡代かり	Ⅵ	789.9
					113,605.73

(注) 1. I IIなどのローマ数字は「有物」(或高勘定)との対応を示す。他は表1◆2と同様。

2. ①ア 24,537.1 = 24,262.23 + 133.3 + 141.57

3. ②イ Ⅱ 2,351.6 - 789.9 = 1,501.7 + 41. + 19.

4. ③ウ 324.6 = 320.7 + 3.9

5. ④エ = 185.78 = 183.72 + 2.06

6. サ 3,763.98 = 3,702.78 + 61.2

7. ※ 前期末純資産 - 当期純損失 - 誤記 = 当期末純資産

12,427.59 - 17,845.11 - 75.01 = -5,492.53

表1-4 京都御用所の決算報告記録(3) 1700(元禄13)年下期

代物請方		代物払方	
	貸 文		貸 文
有物高	B/O 19,751.64	下シ高	β 169,856.0069
買物高	①イ 152,053.686	職人延払	B/O .382.9
江戸登り高	α 2,671.85	方々売	⑤ 9,851.886
職人賃	②ウ 7,374.41	出切売徳	X⑥ 21.7
同延(未払費用)	Ⅶ 5,290.5	残り物	I 18,219.67
横細引油紙	③エ .182.7		
荷物駄賃	④オ 1,306.34		
差引メ 利	ア 9,201.0369		
	[198,332.1629]		198,332.1629
全銀請方		全銀払方	
有銀	B/O 9,149.312	買物代払	① 148,193.391
江戸メ請取	ア 180,290.4745	職人払	② ウ 8,193.976
方々売入	⑤ 9,851.886	横細引油紙	③ .173.64
両替店メ借り入	Ⅵ 135,063.709	荷物賃銀	④ 1,199.504
長崎小増銀割取	シ .991.168	両替店メ借り済ス	B/O 138,304.493
会所払銀利足取	カ .54.851	両替店利足出ス	タ 6,721.17
同所徳入	キ .46.	両替打メ歩切賃	チ .645.5
出切売徳	Xク⑥ 21.7	為替打銀之割	ツ .194.619
金10両銀1貫利足	ケ 90.9	江戸目録裏不足銀	え 20,000.
銀払出自等	ニ .20.03	江戸へ渡ス	テ 5,839.36
□□売徳	サ .54.35	江戸へかし	オ 13,322.33
利兵衛メ借り入	Ⅷ 1,398.15	勘定場雑用	ト 3,283.685
小私方益前かし取	B/O 15,962.477	利兵衛かし	Ⅸ .490.2
小私方メ請取	ウ 11,206.35	彦四郎かし	ナ .430.
小私方メ預	Ⅹ .485.719	平兵衛かし	ニ 1,241.7
長崎小増銀割取	ス 2,474.253	饒右衛門かし	ヌ .175.
7月残金相場違損	セ 61,8125	7月残金相場違損	ネ .10.59
算用出(現金過不足)	ソ 33,601	有銀	Ⅱ 18,837.565
	367,256.743		367,256.743
江戸京差引		内	
下シ高	β 169,856.0069	江戸メ請取	ア 180,290.4745
金2500両差引換	δ 13,322.33	為登物高	α 2,671.85
日合銀かし		差引メ江戸へかし	Ⅸ 13,998.4166
益前差引残かし	B/O 13,782.4042	辰正月江戸正味有物	Ⅲ 65,933.76
	[B/O 65,933.76]	高かし	
	[262,894.5011]		262,894.5011
内		利損差引	
両替(店)利足出ス	タ 6,721.17	札掛徳	ア 9,201.0369
銀90貫江戸為替打	チ .645.5	買物日合	イ 1,875.5
銀250貫長崎為替打	ツ .194.619	同小判仕懸	Ⅰ 1,984.795
有物高日合銀江戸	テ 5,839.36	職人日合	ウ .309.15
へ渡ス		横油紙代ニテ小判仕掛	エ .9.06
勘定場雑用	ト 3,283.685	駄賃金小判仕掛	オ .106.836
彦四郎かし	ナ 430.	会所払銀日合	カ .54.851
平兵衛かし	ニ 1,241.7	会所徳入	キ .46.
饒右衛門かし	ヌ .175.	出切売徳	Xク⑥ .21.7
錢19貫764文相場違損	ネ .10.59	内借シ利足	ケ .90.9
職人払金相場違損	ウ .688.716	銀懸出自銭売徳	ニ .20.03
		□□売徳	サ .54.35
		卯年長崎小増銀徳	シ .991.168
		辰年長崎小増銀徳	ス 2,474.253

金62両2歩相構違徳 算用出(現金過不足)	セ ン	61.8125 33.601
不足	い	1.835.2966
		<u>[19.230.34]</u>

19.230.34

[支店欠損勘定]

江戸為登録 但長 極月江戸目録表 不足銀高 3556内右之通長 極月為登=立ル	え	20.000.	八郎次郎様御遺高 江戸目録表 御間所様宿貨右間 断小私方為請取 不足	う う あ	9.514.35 1.692. 8.793.65
		<u>[20.000.]</u>			<u>[20.000.]</u>

有物 変高勘定 内

己正月 有物	I	18.219.67	両替(店)為かり	VI	135.063.709
己正月 有物	II	18.837.585	職人の延染代かり	VII	5.290.5
辰正月江戸正味 有物高かし	III	65.933.76	利兵衛方為かり 辰分前	B/O	1.621.12
江戸へ貸し	N	13.998.4166	同人の為かり辰極月 晦日	VIII	1.398.15
利兵衛かし	V	.490.2	小私方為借	IX	.485.719
差引メ 借り=成ル	X	26.379.5664			
		<u>[143.859.198]</u>			<u>143.859.198</u>

辰極月不足銀仕分け

江戸為登録	20.000	台	X	26.379.5664
小私方 銀請取	11.206.6			
差引メテ	あ	8.793.65		
辰極月有物高ノ内 右ノ通不足	B/O	10.886.23		
辰7月京目録不足銀	B/O	4.814.79		
辰極月京目録不足銀	い	1.835.2966		
惣算用不足	※	49.5998		
		<u>[26.379.5664]</u>		<u>[26.379.5664]</u>

(\*) 1. あ~えの記号は、純損失および欠損の振替を示す。他は表1-3と同様。

2. ①イ 152.053.686=148.193.391+1.875.5+1.984.795

3. ②ウ 7.874.41+688.716=8.193.976+3.69.15

4. ③=182.7=173.64+9.06

5. ④オ 1.306.34=1.199.504+106.836

6. う 11.206.35=9.514.35+1.692.

7. X 前期末繰越欠損+当期純損失+支店欠損- (調整) = 当期末繰越欠損

15.728.9198+1.835.2966+8.793.65-(-21.7) = 26.379.5664

8. ※ 前期末繰越欠損 15.728.9198

前期中純損失 - 4.814.79

前期首繰越欠損 10.914.1298

間 表示額 -10.886.23

27.8998

+21.7

惣算用不足 49.5998

落とすか、あるいは残高勘定に資産として記録するかについて、明確な基準がなかったために、あえて一致させることはしなかったという解釈も成り立ちうると思われる。ただし、財産計算結果と損益計算結果とを一致させるといふ、二重分類記録の検証機構がなかったために、単純な誤記を発見できないという欠陥があったことは否めない（もっとも、試算表がないことを欠陥だと主張するものではない。試算表の存否にかかわらず、損益計算と財産計算とによって二面的に測定された利益額が一致すれば、取引簿記は確認されたことになる）。

### (3) 複式決算の完成と繰越欠損の処理

一七〇〇年（元禄一三庚辰）下期以降になると完全な複式決算が行われるようになる。ただし、同期のものでは、「金銀請方」に記録された「出切売徳」収入の二一匁七分が、「代物払方」と「利損差引」の収益側とに重複記入されているが（表一―四の⑥およびク）、左記のように、「辰極月不足銀仕分け」という名の繰越欠損勘定における誤差調整によって、損益（収益・費用）計算と財産（資産・負債資本）計算の結果は一致する。

表一―四に示したように、一七〇〇年下期には支店欠損勘定（見出しの語はない）が設けられていて、「江戸御用所」の「不足」（欠損）として八貫七九三匁余を計上している。この額が繰越欠損勘定「辰極不足銀仕分け」に振り替えられ、そこで「京都御用所」の繰越欠損額と台算される。この繰越欠損勘定では、誤差調整のために「惣算用不足」という科目名で四九匁五分九厘九毛八糸が記入され、帳尻が台わせてある。四九匁五九八の内の二一匁七分は、右の収益の重複誤記によるくい違いの調整分である。一七〇〇年上期末の繰越欠損表示額一五貫七二八匁九一八に、同年下期中の「京都御用所」の純損失額一貫八三五匁二九六六および「江戸御用所」の同期末欠損額八貫七九三匁六五を加え、さらに収益重複分二一匁七分を加算（マイナスをマイナス）すると、同期末の繰越欠損表

示額二六貫三七九匁五六四四に一致する。四九匁五九九八の誤差のうち、残りの二七匁八九九八は、一六九九年下期末の繰越欠損の表示額を一〇貫八八匁二三としたために生じたものである。この欠損額をどのように算出したのかは、一七〇〇年上期以前には二重分類記録が完全ではないために、不明である。しかし、一七〇〇年上期末の繰越欠損額一五貫七二匁九一八から同期中の純損失を差し引いて前期末の繰越欠損額を求めると一〇貫九一匁一二九八となり、表示額との差はちょうど二七匁八九九八となる。

このように、繰越欠損勘定「辰極不足銀仕分け」で計算された本支店の繰越欠損合計額が、残高勘定「有物」に振り替えられる。ただし、支店欠損勘定は、一七〇〇年下期に置かれただけで、翌期からは姿を消す。一七〇一年上期以降、支店の当期純損失は「金銀請方」か「金銀払方」を經由した形で支店勘定（京江戸差引）から繰越欠損勘定（不足銀仕分け）へ振り替えるようになる。すなわち、今日の仕訳形式に直して示せば、

元 金 (金銀請方)	× × × / 元	元 (京江戸差引)	× × ×
繰越欠損 (不足銀仕分け)	× × × / 元	金 (金銀払方)	× × ×

というような形で処理される。

こうして、一七〇〇（元禄一三）年下期に「京都御用所」の決算報告は、すべての数値がことごとく二重分類記録されるようなる。それ以後の「京都御用所」の全計報告記録では、常に財産計算の結果と損益計算の結果とが一致する。繰越欠損勘定「不足銀仕分け」では、前期までの欠損累計額に当期の純損失または純利益が加減されるのではなく、各期それぞれの額の歴史的経過がわかるように列記されたうえで、合計額が計算される（表1-5参照）。そして、残高勘定「有物」には、繰越欠損の当期分の増減額は記録されず、期末残高が繰越欠損勘定から振り替えられる。

表 1-5 御用所の繰越欠損勘定 1705(宝永2)年下期

	貸 文		貸 文
辰1ヶ年目銀表江戸京不足	26,379.5664	己益後京目繰延	3,215.7399
辰益後江戸目繰表不足	15,873.3	己益前京目繰之表延	4,527.6912
己益前江戸目繰不足銀	25,000	午益後京目繰之表延	2,553.3007
己益前江戸目三郎元手繰渡ス	7,124.6		
己益前京目繰之表下足	7,303.2857		
午益前江戸目繰下足銀ノ内	36,000		
未益前京目繰之表下足	2,726.0929		
未益後京目繰之表不足	7,708.6886		
未益前江戸目繰表不足銀	1,407.9384		
未益後江戸目繰表不足	6,590.3034		
申益前京目繰之表不足	11,910.8175		
申益前江戸目繰表不足	15,682.112		
申益後京目繰表不足	10,005.2809		
申益後江戸目繰表ニテ	35,780.3331		
酉益前京目繰ふ足	9,775.6069	要て かり=成	208,971.248
	<u>219,267.9798</u>		<u>(219,267.9798)</u>

右に述べた複式決算の全計報告記録形式は、一七〇五(宝永二)年下期まで続く。同年に三井家全体で大きな改革が行われ、その際、「京都御用所」では、これまでの「京都両替店」からの借入金の上げ(債務免除)によって繰越欠損を相殺し、フレッシェン・スタートを行う。こうして、一七〇六(宝永三)年上期からは、繰越欠損勘定は姿を消し、残高勘定(有物)で、資産から負債および期首資本の和を差し引いて当期純利益を計算するようになる。当然、ここで算出された当期純利益は、集合損益勘定「利損差引」で計算された当期利益に一致する。以後、一七二〇(宝永七)年の「大元方」成立までは、純資産の増減は残高勘定のなかに記録され、資本勘定が別に設けられることはなかった。

### ↓ 京都呉服店の非複式決算会計記録

#### (1) 三都の呉服店の本支店合併貸借対照表

ここでとりあげる「日録帳」(資料番号本一七四七)は、一六九四(元禄七)年上期から一七〇一(元禄一四)年下期までの八年間一六期にわたる「京都呉服店」(京都本店)の決算報告を記録したものである。「京都呉服店」では、当時年一回の決算期ごとに決算報告書である「日録」が作成されていて

『日録帳』(元禄七年分の一部)

寛

一千六百四拾貫參百貳拾四又九分五厘

改正月江戸有物

一 參拾八貫參百參拾五又六分三厘

同 有掛

一 五拾貳貫貳百貳拾壹又八分貳厘

同 有掛

三 〇百千參百參拾貫八百八拾六又四分

内 參百參拾貫八百八拾六又四分

但頭卷割三歩引

内 四拾參貫拾四又七分引

引残テ千貳百八拾七貫八百六拾七又七分

一 貳百參拾壹貫四百四拾七又九分九厘

但頭卷割三歩引 改正月新高下シ高

内 參拾貫八拾八又貳分引

引残テ貳百壹貫參百五拾九又七分九厘

一 百六拾貫八百六拾貳又八分壹厘

但頭卷割引 改正月大坂有物

内 拾六貫八拾壹又三分引

引残テ千八百七拾七貫參拾七又五分壹厘

一 貳貫百八拾六分

但頭卷割引 改正月大坂新高下シ高

内 六拾八又壹分引

引残テ壹貫九百六拾六又五分

一 六拾拾拾參貫四百六拾六又四分

改正月京正味有物

一 百拾七貫四百七拾日

同京方々通上取

改正味百千九百五拾貫八百拾九又九分

内 百六拾七貫八百五拾壹又貳分

延買物并染代取貫

引残テ千八百六拾貳貫九百六拾八又七分

内



千貫目	江戸呉服店定高
四百貫目	京都同 定高
六拾貫目	大坂同 定高
右指引残参百六拾貳貫九百六拾八匁七分	
呉服店借リニ罷成間戌ノ正月	
通ニ付出シ指引仕察所如件	
二十七年	
改正月	同 源右衛門
三井 八郎兵衛様	
同 八郎右衛門様	
同 三郎 介様	

—前述の『支配勤集』(一七〇三年)には、「春ハ三月、秋ハ九月節句迄」に「目録」を「仕立」てるべき旨が規定されている(三井文庫「MS」一七一頁)——、『目録帳』はその『目録』の控えをとった累年記録であると考えられる。

最初に、『目録帳』の冒頭部分を原資料のまま資料1-3として紹介しておく。

引用部分の末尾に記されている宛名の、八郎兵衛は高平(高利長男)、八郎右衛門は高富(次男)、三郎介は高治(三男)の、当時のそれぞれの通称である。報告者の源右衛門は高好(六男)のことである。日付に戌とあるのは、一六九四(元禄七)年の干支が甲戌であるからで、この年の五月に、既述のように、「元祖」高利が没している。当時、京都に在住する上の兄三人は、現業部門を離れて三井の事業全体を統轄する立場にあり、高伴(四男)が江戸の統轄責任者になっていたために、「京都呉服店」の管理責任が高好に委ねられているということが、この記録からもうかがえよう。

さて、これでは『目録帳』の引用部分の計算内容をみていこう。最初に記載された、(銀)一一四〇貫三二四匁

九分五厘という値の「戊正月江戸有物」は、「江戸呉服店」の一六九四年上期期首現在の在庫商品の残高で、売価で計上されている。「有掛」の三八貫三三五匁余は売掛金残高であり、「有銀」五二貫二二一匁余は現金残高（金銀の損額換算値）である。この三者の残高合計である「三口合」一三三〇貫八八二匁余から一〇〇〇貫（おそらく後述の「定高」の額）を差し引いた値三三三〇貫八八二匁余に、〇・一三を乗じて四三貫一四匁余という額を計算する。この額を「頭一割三分引」として「三口合」の額から引いた値が、「引残テ」の一二八七貫八六七匁余となる。このような差引計算をしているのは、内部未実現利益や売掛金の貸倒の危険を考慮してのことであろう（一千貫を控除して計算する理由は不明）。この時期の「江戸呉服店」における「京都呉服店」からの仕入の割合は不明であるが、一七一（正徳元）年で、「八三あるいは八四%を占め」（三井文庫「*Log*」一四九頁）ていた。ちなみに、「京都呉服店」の総売上高のうち「江戸呉服店」への（内部）販売高が占める割合は、『日録帳』に記された一六九四（元禄七）年から一七〇一（元禄一四）年の平均で、九二%である。さて、「戊正月新荷下シ高」の二三一貫四四七匁余は、京都店から江戸店へ送られた商品の期首時点における未達高で、売価で計上されている。その銀額から内部利益として一割三分（三〇貫八八匁余）を引き、「正味額」（原価）二〇一貫三五九匁余を計算する。「大坂呉服店」の期首在庫額「戊正月大坂有物」については売価二二〇貫八一二匁余に対して「頭老割」引いて内部利益を控除し、正味額一〇八貫七三一二匁余を計算する。同店への未達商品「戊正月大坂新荷下シ高」二貫一八〇匁（匁）六分に対しても、同様に「頭老割引」を「引残テ」正味額一貫九六二匁余を算出する。「京都呉服店」の資産として、期首在庫商品二三三貫四二八匁余のつぎに計上された一一七貫四七〇匁（日）の「過上銀」とは、出入職人などへの前貸し金の残高である。

このように、江戸・大坂・京都の呉服店各店の資産を計上した後、三店の資産の合計額として、「惣正味合」

わせて一九五〇貫八一九匁余が計上される。この「惣正味」から京都店の「延買物并染代駄賃」(買掛金と染色・加工賃や運送代の未払費用)という負債一二七貫八五匁余を引いて、三店合計の自己資本一八二貫九六八匁余を計算し、そこからさらに「江戸呉服店定高」一〇〇〇貫〇・「京都同定高」四〇〇貫〇・「大坂同定高」六〇貫〇を差し引いて、最終残高三六二貫九六八匁七分を「呉服店借りニ罷成」としている。三店の「定高」は各店の定額資本金で、最終残高の三六二貫有餘は三店全体の剰余金とみることができよう。剰余金部分を「借り」と表現しているのは、高平・高富・高春に対する店経営者・高好の受託または代理責任をあらわしているのであろう。あるいは、家産は、「先祖よりうけた子孫への財産の『預かりもの』」(岡本[1977]二一八頁)という意識を反映しているのかもしれない。

右にみてきた「覚」の部分は、一六九四(元禄七)年上期の開始時点における呉服店三店の本支店台併貸借対照表といえるであろう。これは、次章で述べる「大元方」成立後の「本店一巻」の本支店台併貸借対照表『大録』に比べると、かなりおおざっぱというよりも不完全である。たとえば、大坂店と京都店の現金残高の記載がない。このときの「京都呉服店」の現金残高は、次項で述べる「金銀請方」に、金二一兩一步・銀三〇一匁七分、合わせて銀換算一貫六一五匁八分と記録されている。この頃、「呉服店の『金銀取引、為替』が、すべて両替店で掌握されて」いて(三井文庫[1985]八〇頁)、呉服店の手もとに現金を置かないようにしていた(江戸店にかなり多額の「有銀」が計上されているのは、東国では上方ほど信用経済が発達していなかったため仕入資金などに現金準備が必要であったのではないが)。しかし、たとえ小額でも記載のないのは問題である。また、当然記載されるべき、江戸・大坂・京都の各両替店との間の貸借残高が記載されていない。

実は、『日録帳』のなかには、後述する京都店独自の決算報告『京呉服店日録』の一六九四年上期分の後に、こ

の「覚」を修正した開始合併貸借対照表が記録されている。そこでは、「覚」の部分とは異なつて、京都・江戸・大坂の順序で各店ごとの財産計算をしたうえで、合併計算をしている。京都店の資産については、「覚」と同じく二三三貫四二八匁四分の期首在庫額が掲げられているが、その後、江戸店・大坂店へ送られた未達商品が「正味」額のみで二〇一貫三五九匁七分五厘と一貫九六二匁五分四厘と計上され、一一七貫四七〇匁の「過上銀」の記載の後に、一貫六四匁三分の「売掛々残り高」と一貫六一五匁八分の「有銀」(現金残高)とが追加されて、それらの合計額五五六貫九〇〇匁七分九厘が表示される。京都店の負債については、「覚」で「延買物并染代駄賃」(一二七貫八五匁二分)と一括表示されているものが、「延買物借り高」「延染代借り高」「延駄賃借り高」に分けて記載され、その三者合計額は、「覚」のものより六四匁多い一二七貫九一五匁二分である。また、「京都両替店」との間の為替取引などの貸借残高二〇貫目「指引為替借り」として負債に計上されている。これら資産と負債とを「指引残テ」京都市独自の純資産四〇八貫九八五匁五分九厘が計算される。江戸店については、「有物」「有掛々」「有銀」を計上して(以上すべて、「覚」と浪額一致)、三者の合計額一三三三〇貫八八二匁四分を表示し、「覚」と異なり、頭を割三歩引はない)ここから、「江戸定高かり」一〇五〇貫目を引き(一六九四年下期と一六九五年上期の各期首ではともに九五〇貫目になっている)。この額の決定方法は不明、一一八〇貫八八二匁四分を「江戸へかし」と表示している。大坂店については、一〇八貫七三二匁五分五厘の「有物」(覚の正味額並原価と浪額一致)他に五貫七五七匁三分五厘の「有銀」(現金残高)を計上し、その合計額一一四貫四八八匁八分六厘から「大坂定高かり」六〇貫を「指引残テ」、残額五四貫四八八匁八分六厘が「大坂へかし」と表示される。

これらの後に、京都・江戸・大坂の三店の合併計算が続く。まず、江戸店の総資産一三三三〇貫八八二匁余から一〇〇〇貫を控除した値に一割三分をかけて四三三貫一四匁余を計算し、この値を総資産額一三三三〇貫八八二匁余から

ら引いて、「江戸有高」一二八七貫八六七分二釐と同値を計上する。それに、「大坂有高」一一四貫四八八匁八分六厘と「京有高」四〇八貫九八五匁五分九厘を合計して、一八一貫三四二匁一分五厘を表示する。そして、そこから江戸店・京都店・大坂店の各「定高」の一〇〇〇貫・四〇〇貫・六〇貫を「指引残テ」、最後に、その値三五一貫三四二匁一分五厘を単に「かり」と表示している。ここでの「かし」「かり」の用語法は、本店である京都店からみた、支店や三井家当主たち（同苗）に対する権利・義務関係もしくは所有関係が示されていると、みてとれよう。

この修正された合併計算も、江戸店と大坂店については依然として非常に不完全である。両店の負債の記載がないのは、「他借」の禁止を原則にしていたので、負債がなかった（完全な二重分類計算にするには、あればどんなに小額でも省略しえない）という可能性をまったく否定はできない。しかし、大坂店に売掛金がなかったとは考えにくい。また、両店と江戸・大坂の両替店との間の貸借残高も依然として計上されていない。おそらく、「寛」が作成された一六九四年の年頭では、会計組織の整備が未だ十分でなく、ことに「金庫番」の両替店から、独立した会計単位として呉服店を分離することがむずかしかったと思われるが、京都・江戸・大坂の呉服店三店とも、またもな貸借対照表を作成できなかったのではなからうか。それでも、とりあえず重要な資産の額を江戸店・大坂店から報告させて、おおざっぱな本支店合併の開始貸借対照表を作成し、その後、京都店では会計組織の整備がある程度はすすめられ、合併計算の修正が行われたのではないだろうか。江戸・大坂の呉服店の会計組織の整備はなかなかすすまなかったとみえ、一六九四年下期・九五年度上期・同下期の各期首のものに進歩がみられない。しかも、このような本支店合併貸借対照表は、一六九六（元禄九）年上期になると、『日録帳』から姿を消してしまう。

表 1-6 京都呉服店の売買勘定 1694(元禄7 甲戌)年上期

売物請方		
買 欠	買 欠	
(荒高236.317.4)	233.423.4	代物有高戌年月店置メテ
札高231.447.99		江戸 新荷下シ高 戌正月
<u>△30.88.24</u>		内 卷割三步定引
引残テ	201.359.75	
札高2.180.6		大坂 新荷下シ高 戌正月
<u>△.218.06</u>		内 卷割定引
引残テ	1.962.54	
正味1.64.3		売掛ヶ有物
合 437.814.99		[期首未払費用残高]
内		延買物借り高 但 戌7月払
(荒111.457.45)	105.566.3	延染代借り高 但 戌5月払
(荒18.744.63)	16.120.4	大坂方 右同断 但 右同断
(荒.935.6)	.806.25	誂方 右同断 但 右同断
(荒4.296.5)	3.686.45	西店 右同断 但 右同断
(荒.71.7)	.70.7	延駄賃借り高 但 戌7月払
(荒1.671.8)	1.665.1	
<u>(△127.915.2)</u>		[6口計]
右6口指引メテ正味	309.899.79	[期首商品棚卸高]
(荒1.151.932.95)	1,107.120.63	惣買物高 但 戌正月ヨリ7月14日迄
(札高29.715.45)	25.852.45	江戸登セ物高 但 右同断
(札高15.215.54)	13.693.99	大坂登セ物高 但 右同断
(荒31.131.6)	26.791.7	悉皆物代 但 右同断
(荒57.820.55)	49.837.8	露色染代 但 西10月ヨリ戌7月14日迄
(荒3.265.35)	2.829.85	大坂方 染代 但 右同断
(荒13.276.7)	11.452.15	誂方 染代 但 右同断
(荒1.801.7)	1.585.4	西店 染代 但 右同断
(荒10.761.95)	8.607.28	襦物代 但 戌正月ヨリ7月14日迄
(荒24.151.4)	21.71.3	江戸駄賃 但 西12月ヨリ戌7月14日迄
正味 106.5		大坂駄賃 但 戌正月ヨリ7月14日迄
正味 .790.		江戸染地登リ駄賃 但 右同断
正味 .144.8		大坂染地登リ駄賃 但 右同断
正味 <u>合1,582,783.64</u>		惣売物請高[期首在庫+売上高]
		売物払方
札高 1,378.621.27		江戸下シ高 戌正月ヨリ7月14日迄
札高 73.961.65		大坂下シ高 右同断
正味 38.327.81		方々取次呉服代并縫糸糸代
		右同断
<u>合1,40,910.73</u>		[売上高]
		売物残り高
(荒高85.352.)	83.457.9	代物有高 戌7月店置メテ
札高307.337.67		江戸 新荷下シ高 戌7月
<u>△39.953.9</u>		内 卷割三步定引
引残テ	267.383.77	
札高 3.222.76		大坂 新荷下シ高 戌7月
<u>△.322.3</u>		内 卷割定引
引残テ	2.900.46	
正味 1.553.7		売掛ヶ有物
合 355.295.83		[期末未払費用残高]
内		延延買物借り高 但 戌12月払
(荒45.393.4)	43.161.8	延染代借り高 但 戌10月払
(荒14.387.53)	12.393.3	大坂方 右同断 但 右同断
(荒.855.23)	.735.15	誂方 右同断 但 右同断
(荒1.974.85)	1.697.85	西店 右同断 但 右同断
(荒1.27.55)	.895.5	延駄賃借り高 但 戌12月払
(荒.997.3)	.993.3	
<u>(△ 59.876.9)</u>		[6口計]
右6口指引メテ正味	295.418.93	有物高[期末商品棚卸高]

(表1-6 続き)

売物指引	
1,582,783.64	惣売物請高〔期首棚卸高+仕入高〕
内 1,490,910.73	惣売物払高〔売上高〕
引残テ 91,872.91	
295,418.93	売物残り高〔期末棚卸高〕
指引ノテ 203,546.02	利〔売上総利益〕

- 4) 1、差高は( )で囲んで示した。  
 2、〔 〕内の乗額・項目などは筆者が補った。  
 (出所) 『目録帳』(本1747)。

(2) 京都呉服店の単独会計報告

『目録帳』には、前項で述べた一六九四(元禄七)年上期期首の本支店合併貸借対照表である「覚」の部分の後に、「元禄七年甲戌正月々七月迄 京都呉服店日録」の部分が続く。これは、一六九四年朔日(一日)から同年七月一日まで七・五カ月間(この年は五月のつぎに閏五月があった)の会計期間に関する、「京都呉服店」単独の決算報告である。『京都呉服店日録』は、つぎの八つの部分から構成されている。すなわち、

①商品の期首在庫高と当期仕入高とを記載する「売物請方」、②当期売上高を記録する「売物払方」、③期末在庫高を示す「売物残り高」、④売上総利益を算出する「売物差引」、⑤「仕掛」引應、⑥「日合」引應、⑦現金銀の入金額や江戸店・大坂店からの為替入金高などを記す「金銀請方」、および⑧出金額などを示す「金銀払方」の八つである。「売物請方」、「売物払方」、「売物残り高」、および「売物差引」の記録を、要約して表1-6に示した。

「売物請方」の期首在庫額の計算では、まず、「正味」二二三貫四二八匁四分が「戌正月店」蔵メテ 代物有高」として記載される(「正味」額の右肩に「荒高」二二三六貫三七匁四分が細字で添えられている)。つぎに、江戸店へ発送された商品の期首時点の未達分である「江戸新荷下シ高」について、「札高」(売価)二三一貫四四七匁九分九厘から、「巻割三步定引」として内部利益の三〇貫八八匁二分四厘を差し引いて、原価二〇一貫三五九匁七分五厘が表示される。「大坂新荷下シ高」も、「札高」から「巻割定

引」を「引減テ」、一貫九六二匁五分四厘と算出される（以上は既述の「覓」と、細部を除いて一致する）。これら三者に「正味」（原価）一貫六四匁三分の「売掛々有物」（売掛金・残高。掛売りの販売利益は現金回収時点で認識したものと考へられる。）を加えた四三七匁八一四匁九分九厘から、買掛金や染色加工代・運送代などの前期末の未払費用六〇（六〇ともゆれば）「正味」額の右側に「荒高」を添書して、合計一三七匁九一五匁六分を引いて、期首在庫額を「正味」三〇九匁八九匁七分九厘と表示する（この前払費用などは、既述のように、合併貸借対照表で京都店の負債として計上されている）。前期末の未払費用を差し引くのは、今日の仕訳形式で書けば左に示すように、前期末払いの仕入諸掛を再振替直後に商品勘定に振り替えて算入したのと、結果的に同じになる。

(開始記入)	開始	残高	××××	／	未払仕入諸掛	××××
(町振替)	未払仕入諸掛	××××	／	支払仕入諸掛	××××	
	支払仕入諸掛	××××	／	前	××××	

買掛金の処理が今日のやり方と異なるのが奇異に感じられるかもしれないが、現金（銀）販売・現銀仕入による大量廉価売買が、三井越後屋呉服店の急成長の一因であり、三井では他借りの禁止を原則としていたことを考えれば——ただし資金不足の開業初期には、仕入資金の不足から、掛け買いにかなり依存せざるをえなかった（三井文庫「1980」二五頁）——、買掛金も未払費用同様に扱われて、不思議はなからう。期首在庫額に就いて、「売物請方」には「物買物高」（京都店自身による仕入）、「江戸登せ物高」（江戸店で仕入れて京都に送られた物）、「大坂登せ物高」\*、染色加工代、運送代などが、「正味」額で記録される。ただし、ほとんどの値に「荒高」が添えられている。この「荒高」の表示は、三井が一六八三（天和三）年に打ち出した新商法、「掛値なし」という正札販売政策に対応したものであろう。



\*染色・加工の技術は、「京都の独占するところ」であり、後染絹織物——関東絹の大部分もそうであった——生産地帯はいわば半製品生産地帯に過ぎず、京都と結びつくことなしには、商品生産地帯となりえなかつた」といわれる（正田〔1977〕一一一頁。——内も原文のまま）。

「売物払方」には、当期中の、「江戸下シ高」（江戸店への内部販売高）、「大坂下シ高」（大坂店への同）、および「方々取次呉服代并糸金糸代」（三井外部への販売高）、「方々売」と表示する期もあるが、「札高」（売価）のみで記される。既述のように、『日録帳』の記録された一六九四年上期から一七〇一年下期の平均で、売上高の九二％が「江戸下シ高」で、その残りの大部分が「大坂下シ高」であり、「方々売」はわずかしかない。

「売物残り高」では、期末在庫額が示される。期首の在庫額の計算で未払費用などの期首残高を控除したのと同様に、ここでも期末未払費用等残高が控除される（商品期不残高から控除されるということは、結果的に売上原価に計算されることになる）。また、江戸店と大坂店へ送られた未送商品についても、「札高」と内部利益を表示してその差額として「正味」額を示しているし、それ以外のものには「荒高」が添え書きされている。この「売物残り高」の記録は、当然のことながら、翌期の「売物請方」での期首在庫額の計算に一致する。

「売物差引」では、これらの計算の結果をうけて、「売物請方」合計額（期首在庫高と当期仕入高との和）から「売物払」合計額（当期売上高）を差し引き、その額を「売物残り高」合計額（期末在庫高）から差し引いて、「利」（売上総利益）を計算する。一見複雑であるが、今日の簿記教科書にもよくみられる混合商品勘定で、売上高と期末在庫額との和から、期首在庫額と仕入高との和を差し引いて、販売益を出すのと、結果的に同じことである。

「仕掛々引徳」と「日合引徳」は、「買物引」「悉皆代引」「駄賃引」や「買物日合」「悉皆代日合」「駄賃日合」といった項目ごとの額が、それぞれ記載されているだけで、内容がよくわからない。三井の糸絹問屋である「糸

表1-7 京都呉服店の資金勘定 1694(元禄7)年上期・下期

(a) 元禄七年甲戌(1694)正月より七月迄(上期)

全銀請方		全銀払方	
	貸 収		貸 収
有金銀〔期首現金〕	1,615.8	惣買物払高	1,106,847.17
新町両番店惣借り高	1,565,410.8	新町両番店かし高	1,671,523.58
江戸呉服店為替高	1,590,125.	古へかし	362,968.7
大坂呉服店為替高	90,757.43	但新町両番店指引残り	
過上借シ有銀	117,470.	古へかし	20,000.
松崎伊右衛門かし取	618.4	但指引為替銀	
但金10両江戸ヨリふり		登り為替渡ス	117,496.
方々取次呉服代	31,727.04	方々過上銀かし	117,470.
新ノ内ヨリ借り	14,557.5	安兵衛かし	415.08
浪掛ケ出目	37.	甚七かし	185.52
		宗三坊かし	123.68
		扶持金也	
		三郎介〔助〕様かし	60.
		惣小払高	9,727.02
		合	3,406,821.75
		指引残テ	5,497.22
		(有金銀)〔期末現金〕	(5,477.)
合	3,412,318.97		3,412,318.97

(b) 元禄七年甲戌(1694)七月より十二月迄(下期)

全銀請方		全銀払方	
	貸 収		貸 収
有金銀	5,477.	惣買物払高	1,021,245.8
新町両番店惣借り高	1,031,133.59	新町両番店惣かし高	1,356,649.38
江戸呉服店為替高	1,140,780.		
大坂呉服店為替高	87,000.	過上かし有銀	45,272.31
過上借シ有銀	45,272.31	古へかし	14,557.5
方々取次呉服代	31,758.4	惣小払高	7,666.1
古ヨリ預り	106,117.78	二文字屋弥二郎かし	2,000.
但新町通ノ表指引残り		宗三かし扶持金也	60.9
二文字屋弥二郎	80.	安兵衛かし	60.
かし銀利足取		伝右衛門かし	30.9
徳入	126.8	合	2,447,542.89
浪掛出目	43.85	指引残テ	8,749.34
江戸呉服店かり	8,452.5	(有金銀)	(8,754.98)
但正金為登補郡内代			
合	2,456,292.23		2,456,292.23

- (注) 1. 江戸・大坂の為替高および過上借シ有金銀については原資料記載の内訳を省略した。  
 2. 有金銀の項目名・額は原資料のままであるが、T字勘定の体裁を整えるために、( )で囲んだ。  
 3. [ ]内の銀額などは筆者が補う。  
 (出所) 『目録帳』(本1747)。

店」「問之町店」の後年のものと同じだとすると、「仕掛ヶ引徳」は、金銀の相場変動リスクを考慮した、実質的な値引による利益である。すなわち、問屋が荷主に商品代金を支払う際に、「金相場を当時（その時の）相場より……高値で金換算して支払うこととなる」ので（賀川『徳』四二頁）、換算値が金一兩〓銀六〇匁で、実際の相場が一兩〓五九匁八分なら、銀二分の支出節約となるわけである。また、日合とは日歩計算の利子を意味する言葉であるが、「日合引徳」は、買次商人や出入職人などへの前貸金に対する利息分を、仕入代金などの支払いに際して割り引くことによって生じる利益であろう。なお、「徳」は得の当て字であるが（江戸時代には、余慶〓余計など縁起をかついだ当て字が多々使われる）、「仕掛ヶ引徳」も「日合引徳」も、利得総額から損失総額を差し引いた純額を記しているのか、両者とも損失がないかまたは僅少のために記載されなかったのかはわからない。

「金銀請方」には、「有金銀」（現金期首残高）、「新町両替店」（新町は三井の京都両替店の所在地名）からの「惣借リ高」、江戸店および大坂店からの為替入金高などが記録され、「金銀払方」には、仕入代金支払高、「新町両替店惣かし高」、諸貸付金額、諸経費現金支払高などが記録されている。一六九四（元禄七）年上期の「金銀請方」と「金銀払方」とを要約して勘定形式で示した表が、『三井両替店』に載っているが（日本経営史研究所編『三井』五七頁。同表では欠未滿が切り捨てられ、期末の「有金銀」が省略されている）、ここでは同年上期と下期のものを表1-7に掲げよう。

「請方」冒頭の「有金銀」は期首現金残高で、原資料では、金三三三兩三步（一兩〓四歩）と銀三貫三八九匁九分の内訳と、「六拾匁々八分四リン替」という金一兩の換算値とが明示されている。「請方」の「新町両替店惣借リ高」、「方々取次呉服代」、「および」「江戸呉服店がかり」と「払方」の「惣買物払高」、「新町両替店惣かし高」、および「惣小払高」も、同様に、金額と銀額の内訳が表示されている。「請方」に記録された、「江戸呉服店為替高」、「大

坂兵服店為替高「および」過上借「貸」有銀「の三者についてのみは各取引の細目が表示されている（この期ではそれぞれ三件、九件、四四件）。「金銀請方」と「金銀払方」に記された額の多くは、おそらく、「京都呉服店」が実際に現金の受け払いをしたものではなく、「京都両替店」で立て替えて入金・出金したものであろう。それを「京都兵服店」では、現金式仕訳と似たような方法で記録して、集計したのではなからうか。たとえば、仕入代金が両替店に立替けられた場合、今日の仕訳では、

仕	入	××××	／	京都両替店	××××	
現	金	××××	／	京都両替店	××××	
仕	入	××××	／	現	金	××××

この二つの簿制現金取引を現金式仕訳に直せば、仕訳のようになる。

入金:	京都両替店より借り	××××
出金:	仕入(借金)として	××××

しかし、「請方」と「払方」とは同額記載されている「過上かし有銀」の四五貫二七二匁余は（ただし請方には明細を表示、払方は金額のみ）、同期期首の合併貸借対照表のものとは一致するので、「請方」のものが期首在高である。すると、「払方」のものは、この分の「京都両替店」からの借入の期首残高を、他の「京都両替店」借入残高から別記したものであろう。また、「払方」の諸「かし」は、たぶん、期末残高と思われる「三井両替店」の表には債権の償却額のように記されているが、期末残高と期首残高が混在するのは、期首または期末時点に、債権・債務残高を貸し替へまたは借り替へたように記録し、期中の増減額は記録されたいか、あるいは両替店との貸借のなかに吸収

させたと解釈すれば、つじつまは合わせられる。しかしもしそうだとしても、なぜそのように記録・報告したのかは不明である。それはともかく、原資料では、「金銀請方」台計額と「金銀払方」台計額が明示され、両者の差額として、現金の期末にあるべき額が表示される。この額は、直後に併記された「有金銀」（現金期末実際在高）とは、この期にかぎらず、一六九四（元禄七）年から一七〇一（元禄一四）年の全期間を通して、常に若干異なっている。

『京呉服店口録』すなわち『口録帳』に記された三井檢後屋京呉服店に関する記録は、その計算記録構造が、最初の二六九四上期から最後の二七〇一年下期のものまで、ほとんど変化がない。前節で述べた「京都御用所」の決算報告記録の初期のものと同様に、売上総利益は計算されているけれども、純利益を算出するための集合損益勘定がなく、販売費・一般管理費にある費用の記録もないし、また、資産や負債の残高を記す勘定もない。すなわち、全取引を二面的にとらえたうえで資産・負債・資本計算と収益・費用計算とから純利益（あるいはその変形で純資産）を二重に算出するという複式決算にはなっていないのである。

## 5 結 語

これまでに三井家の「江戸御用所」、「京都御用所」、および「京都呉服店」の元禄期の決算報告書をみてきた。「江戸御用所」のものでは当初から、集合損益勘定と残高勘定を備えていて、複式決算が指向されていたが、両者の結果が一致せず——損益計算と残高計算とのくい違いは、初期のものではかなり大きく、その後減少した——、完璧な複式決算ではなかった。「京都御用所」のものでは、当初は集合損益勘定も残高勘定もなく、売上総利益は計算されていたが、営業上の経費の記載がなく、純利益は算定されていなかった。その後、集合損益勘定と残高勘定

とが設けられ、損益計算と浅高計算との結果が完全に一致する完璧な複式決算に移行した。一方、「京都呉服店」のものでは、集合損益勘定および浅高勘定がなく、売上総利益は計上されるが、純利益の計算がないという「京都御用所」の初期のものと同様の形態が続き、元禄期を通して、複式決算が行われなかった。また、「京都呉服店」では、「江戸呉服店」および「大坂呉服店」の二つの支店を含んだ本支店合併貸借対照表が作成されたが、それは計算上の不備が非常に多く、帳簿記録から誘導されたものではなく、財産目録的に作成されたものと思われる（この本支店合併貸借対照表は、最初の二年間四期分だけ記録があり、途中から姿を消した）。

このような複式決算に関する三店の相違はなんに起因するものであろうか。同じ三井家のなかで、「京都呉服店」の店員だけが複式決算の原理を理解できなかったということば、まず考えられない。おそらく、複式決算簿記の原理自体はかなり以前に三井に伝わっていたのではないかと思われる。三井高利は松坂の出身であるが、松坂や射和などの出身の伊勢商人が以前から「江戸店持商人」として活躍していた。そして、「三井、鈴木、富山などの親戚関係をたどっていくと、松坂、射和などの有力町人が相互に入りこんだ関係に」あった（三井文庫〔註〕九頁。なお、富山家の簿記会計については、本書の〇〇頁、〇〇頁でもふれたが、詳しくは河原〔註〕を参照されたい）。このような関係から簿記法が伝播したということは、十分考えられよう。

さて、筆算にたよって計算過程と記録過程とが密着していた中世イタリア式簿記法と異なり、算盤で計算する和式簿記法では計算過程と記録過程とが分離していた。したがって、前述の富山家のように、「秘密主義」から記録を遺さなかったと解釈しうる場合もあろう。同じ三井家のなかでも、統轄店である「京都呉服店」の場合は、支店とは報告責任に対する立場が異なるから、同店では計算結果をあえて記録しなかったと解釈できないこともない。しかし、つぎに述べるように、三井家全体の集団指導体制を遂行するのに会計責任が重要な意味をもつようになる

過程で、「京都呉服店」などの記録が浅されるようになったと考えられるので、そのような解釈はしがたい。

「京都呉服店」では単に報告書の表示がこうなっていないというだけでなく、完全な複式記録計算そのものが行われていなかったと考えられる。その根拠は、『京呉服店口録』には、集合損益勘定の記載がなく、純利益の計算が示されておらず、また、残高勘定の記録もないこと、「金銀請方」「金銀払方」で計算される現金の当為在高と実際在高とが毎期かなりくい違うこと、『京都口録』には資産・負債の記載漏れがあったと考えられること、本支店の合併損益計算の記録がなく、合併貸借対照表も途中で差を消していることなどである。計算の論理を理解すること、その論理を計算実務に貫徹させることとは、別の次元の問題である。「京都呉服店」は三井のなかで最大の組織であったために、会計システムの整備が簡単にできなかったのではないかと思われる。それとともに、あるいはこれ以上に、「京都両替店」に対する財務的従属性によって、「京都呉服店」の会計システム整備が阻まれた面も大きかったと考えられる。

ところで、三井では、創業者高利の老・病・死によって、三部に展開した多数の店舗を管理する手段としての簿記会計の重要性が切実に認識されるようになったのではなからうか。『口録帳』や『永代口録帳』の記録が、一六九四（元禄七）年の高利の死と前後してはじまっていたり、「江戸御用所」の現存決算報告書が、一六九三（元禄六）年の高富（高利次男）の京都から江戸への移住の前三年に集中しているのは、そのためであろう。ちなみに、「江戸御用所」は一六八七（貞享四）年の開設であった。また、「京都御用所」が「京都呉服店」から独立したのは一六九一年に開店した「京都呉服店」の『口録帳』の記録は一六九四年からはじまり、その年に高利が没したのであった。さらに、各報告書の奥付をみると、「江戸御用所」では手代二名から高平宛に、「京都呉服店」では高好（高利六男）

から高平・高富・高治（高利三郎）の三人宛になっている。また、「京都御用所」の決算報告には重要項目の銀頭に、高平のものと思われる「平改」の押印があった。「御用所」と「呉服店」とで差出人および宛名人に違いがあるのは、「御用所」のような小規模店では会計責任がすでに手代に移っていたが、「呉服店」のような重要店では、まだこの段階では、手代に会計責任（責任には当然権限がともなう）を委譲する段階にいたっていないことが示している。ちなみに、「京都本店（呉服店）」に「名代」役が設けられたのは、既述のように、一七〇三（元禄一六）年のことであった。





2章

大元方成立後の三井家の会計

三井の創業者・高利が一六九四（元禄七）年に没した後、高利の年長の息子たちによる集団指導体制がとられ、事業を統括するために、組織改革が漸次すすめられていった。一七〇五（享保二）年に呉服店諸店が「本店一巻」とよばれる集団にまとめられ、一七二〇（享保七）年には三井の家政と事業の全体を統括する「大元方」とよばれる中央機関が創設された。その後、一七一九（享保四）年に「両替店一巻」が形成されるなど、「大元方」傘下諸店が統配合されていった。「大元方」に直属する店は、一七二〇年には九店（そのなかには、京都呉服店のように支店を抱えるものもあるから総店舗数は一五程度）であったが、一七二九（享保一四）年までに、三井の創業地にある「松坂店」を除き、全営業店が「本店一巻」か「両替店一巻」のいずれかに属するようになった。すなわち、三井の同苗九家（やがて一家を増える）の当主を持分所有者とする「大元方」が、「京都本店」、「京都両替店」、および「松坂店」に投融資をし、「京都本店」「京都両替店」の二店がそれぞれ、自己の支店をもったり、傘下店に投融資するという、階層的な組織構造が確立した。その形態は、一七七四（安永三）年まで続き、翌年上期から、三井同苗一家が三集団に分かれ、「本店一巻」、「両替店一巻」、および「松坂店」が、それぞれの集団に分有されることになった。この企業分割を三井内部では「安永持分け」とよんだ。

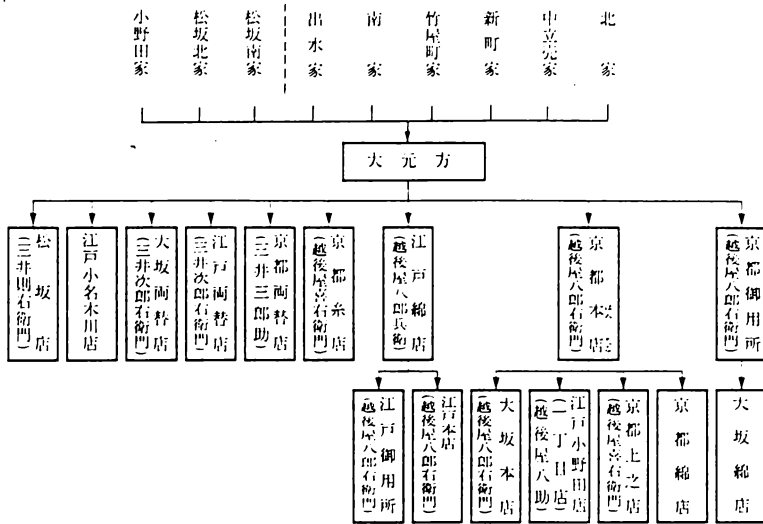
本章では、「大元方」成立から「安永持分け」までの時期における、「大元方」、「本店一巻」、および「両替店一巻」の会計報告制度と決算報告書の内容を考察する。三井では、「本店一巻」および「両替店一巻」の各構成店がそれぞれ独自の会計実体となって決算をし、「本店一巻」傘下諸店は「京都本店」へ、「両替店一巻」傘下諸店は「京

部両替店」へ、それぞれ会計報告書を提出した。「京都本店」および「京都両替店」はそれぞれ、各一卷全体の利益計算を含む自店の決算をし、会計報告書を傘下諸店の報告書とともに「大元方」に提出した。「大元方」では、これらの決算書の到着をまって、「大元方」独自の決算を行い、『大元方勘定口録』とよばれる報告書を、三井同苗中の有力者（三〜五名程度）宛に提出した。以下、本章では、まず「大元方」の成立過程とその後の組織構造の変化を述べてから、「大元方」と「本店一卷」と「両替店一卷」とにそれぞれ節を分けて、それらの会計組織を考察していきたい。

## 1 三井家大元方の成立・発展過程

三井の創業者・高利の死後、前章①で述べたように、高利の年長の男子たちによる集団指導体制がとられた。そして、漸次的に組織改革がすすめられていったが、高利の次男・高富と京都呉服店の支配人・中西宗助が、三井の事業の統一化を積極的に推進する役割を担った。元禄期には、既述のように、「京都本店（呉服店）」と「京都両替店」との間の財務的關係が明確ではなかった。また、創業時代の功臣といわれる「重キ役柄」の手代たちが、「おたがい自立して競争している」といった方がよくらしいの關係」にあり（三井文庫「88」一〇六頁）、呉服店系統の店々の間でも、経営上の連絡に問題があった。そこで、中西の建議にもとづき、「宝永二年（一七〇五）まず京・江戸の両呉服店が、統一した経営体となって、本店一卷の実現をみる」ことになり（中田「95」二五八頁。（一）内・ルビとも原文のまま。なお、『日本国語大辞典』によれば「一卷」には「集合したり同行したりしている一団」の意味がある）、本店一卷は「両替店」から独立した。この改革は、「両替店」には打撃とならるので、公金為替の返納資金に万一窮

図 2 - 1 三井家大元方システム 1710 (宝永 7) 年



(出所) 『大元方勘定目録』(統2855), 『三井事業史 資料篇一』762~768頁などより作成。

した場合に備えて、三井の「各店々より予備金を集め、約三万両(銀換算一六〇〇、一七〇〇貫)を高平(高利長男)の手許におくこと」にした(中田、同頁。〔〕内は引用者が挿入)。一七〇九(宝永六)年に、高富が没するが、三井の全事業を統括するための中央機関の創設を提案した中西の意見が採用され、翌年正月より「大元方」が発足した。

一七一〇(宝永七)年に「大元方」が成立すると、「京都本店」や、「京都・江戸・大坂の三都の「兩替店」、関東産絹織物などを扱う「綿店」などの九店が、「大元方」に直属した(図2-1参照)。このときに、それまで個々に管理されていた「京都上之店」〔かみの上〕、「江戸小野田店」(後に武丁目店→巻丁目店→芝口店となる)、および「大坂呉服店」(後に「大坂本店」と改称)の三店が、新たに「京都本店」の傘下に入り、「本店一巻」構成店が五店となった(中田 [1959] 二六〇頁)。「上之店」は、西陣織物の直買店で、仕入商品のほとんどを「京都本店」に渡した。「小野田店」は、三井家の親戚の

表 2-1 大元方の開始貸借対照表『大元方開元目録』 1710(宝永7)年正月

		全 1 両 = 銀 58 匁, 1 両 = 4 歩, 1 歩 = 4 朱	
〔資産の部〕	貨 欠	〔負債資本の部〕	貨 欠
本店建	銀 1,500.000.	京両番店預り	銀 1,511.755.341
京両番店建	1,000.000	松坂店預り	{ 金 316 兩
江戸両番店建	金 7,000 兩		{ .7.53
大坂両番店建	600.000.		(ノ) (金 316 兩
綿店建	700.000		銀 1,511.762.371)
糸店建	100.000.		
御用所建	100.000.		
松坂店建	金 500 兩		
小名木川〔店〕建	44.104.61		
(9 口合)	(金 7,500 兩		
建之外貸シ	銀 4,044.104.61)		
本店	1,100.193.42		
糸店	59.072.99		
御用所	45.719.56		
江戸両番店	金 508 兩 2 朱		
綿店	{ 金 3,039 兩 1 歩		
	{ 5.97		
御為替先納	金 4,900 兩		
大坂両番店	{ 金 800 兩		
	{ 274.489.199		
江戸穴蔵	{ 金 966 兩 2 朱		
	{ .385.337		
大仏判穴蔵有	金 113 兩 3 歩		
有金銀	{ 金 1,406 兩 3 歩	渡而〔不動産除外資本額〕	{ 金 18,918 兩
	{ .3.75		銀 4,012,211.965
(ノ)	(金 11,734 兩	(2 口銀 = ノ)	(5,109,455.965)
	銀 1,479,870.226)		
惣有都合	金 19,234 兩		(金 19,234 兩
	銀 5,523,974.836		銀 5,523,974.836)

〔資本の修正計算〕

〔不動産除外資本〕	〔5,109,455.965〕	新 建 社 銀 之 預	
江戸惣家有高		京両番店	50,000.
金 67,175 兩 代銀	3,896,150.	江戸両番店	金 500 兩
大坂惣家有高		大坂両番店	30,000.
金 60 兩 銀 67,500.		綿店	70,000.
2 口代銀	70,980.	糸店	20,000.
		御用所	20,000.
		松坂店	6,000.
		(金銀ノ代銀)	(225,000.)
都合	9,076,585.965	引残ヲ〔資本額〕	8,851,585.965
			(9,076,585.965)

(出所) 『宝永七年寅正月より七月十四日迄大元方勘定目録』(続 2855, 『三井事業史 資料編一』資料 51) より作成。

小野田家の呉服・木綿店が経営不振に陥ったものを、一七〇四(享和元)年に三井が経営を肩代わりしたものである。

\*『三井事業史 本篇第一巻』では、一七〇五年から「呉服店五か店をもって本店一巻を組織」としているが(三井文庫〔SS0〕六八三頁。九三、一〇〇頁にも同様の記述)、本章で考察する会計組織の変化から、中田説を支持したい。

「大元方」の開始貸借対照表である『大元方開元目録』を表2-1にまとめた。この貸借対照表は不動産を除外して作成されていて、不動産評価額などを加減した自己資本の修正計算が付加されている。不動産を除いた資産についてみると、「有金銀」(現金)や非常時に備えて穴蔵に退蔵した金銀の他は、そのほとんどすべてが傘下の営業店に対する投融資である。負債は、「他借り」(外部からの負債がこの時点の「大元方」にはまったくなく、傘下営業店からのものだけである。そのうち、「松坂店預り」の金三一六兩と銀七匁五分三厘は、同店への「建」(投融資中の定額分)を切りのよい数値にしたための計算上の差額で(同期の「金銀出入寄」資料番号 統五五二四による)、一五一貫七五匁余という巨額の「京両替店預り」は、開始時点における「大元方」の独自資金不足を補うもので、一七一一(正徳元)年下期末に完済されている(『大元方勘定目録』統二三八七)。「大元方」独自の、不動産評価額を除いた自己資本額五一〇九貫四五匁余に(金一万八九一八兩と銀四〇二貫二一匁余との和を銀換算)、江戸に所有している不動産評価額三八九六貫一五〇目と大坂の不動産評価額七〇貫九八〇目を加えて、「都合」九〇七六貫五八五匁余を計算し、そこから「枕銀之預」合計額二二五貫目を差し引いた八八五一貫五八五匁余が、不動産評価額後の「大元方」の自己資本額である。「枕銀之預」は、前述したように、「本店一巻」形成時に高平の手許に置かれた「予備金」を、「大元方」が継承したものであろう。

「大元方」を中心とする三井の事業全体の管理組織について、由井とヒルシュマイヤーが、「大元方」を「本社の機構」とする「今日の分権的な事業部組織に近い組織構造」ととらえている(1977)七九、八一頁。基本的には筆者もこの見解に賛成である。「大元方」が「京都本店」や「京都両替店」などの直屬店に投融资し、直屬店それぞれが利益責任単位(profit center)になっていたとみることが出来る。企業形態からみれば、「大元方」は、高利の実男子を始祖とする本家六軒(北、中立売、新町、竹屋町、南、出水)と高利の女婿などを始祖とする連家三軒(松坂南、松坂北、小野田)とを合わせた三井の同、苗九家の当主を持分所有者とする、同、族、組、合のような組織であったといえよう。「大元方」は傘下の営業店に、店舗用不動産を貸し、営業資金を投融资するという今日の持株会社のような機能を有し、自らが現業に携わることはほとんどなかった。営業店のなかには自身の支店や傘下店をもつものもあった。各営業店は、図2-1に示したように、「江戸綿店」が越後屋八郎兵衛、「京都両替店」が三井三郎助、というようにそれぞれ自己の店名前で営業を行った。

\* 田井常彦は、経済的機能の面から三井家の大元方を「会社形態の第一段階たる合名会社の実態をなすところの資本集中の形態」ということができる」ととらえている(1959)五七頁)。ただし、法的にみれば、一般に元方ないし大元方が、法人格をもたなかった、すなわち独立した権利・義務の主体にはなれなかったと考えられる。また、三井の同族合名会社の結合が、「大元方」の成立によってはじめて形成されたものでもなければ(すでに高利の遺書で「身上一致」を規定)、逆に、「大元方」成立によって確定したわけでもない(持分所有者の間の画は成立時点では定まっていなかった)ことも注意されたい。

\* \* 中田易直が三井家大元方を「今日の持株会社のような組織」(二二五九頁)と表現されているのを、吉岡重明は「株式会社制度の発生していなかった段階であったから、持株会社と非支配会社との関係のように、出資を限度とする有限責任であったとは考えがたい。……本支店関係により近いと考えられる」(1970)二二八頁)と批判している。しかし、たとえば日

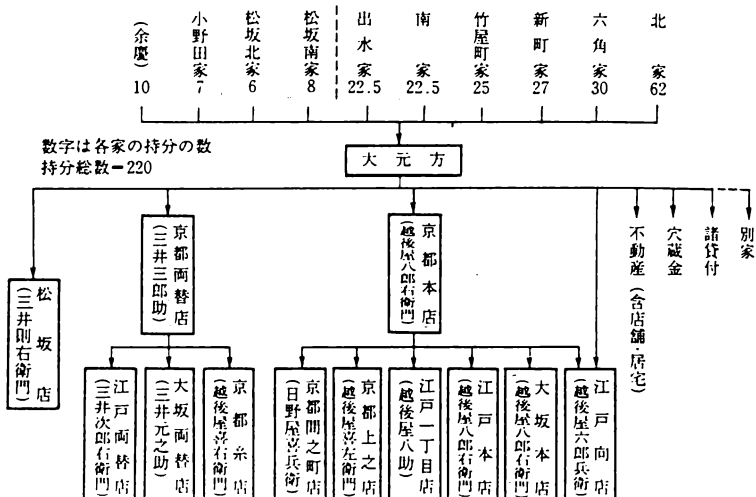


本の現行独占禁止法の持株会社の定義では、親会社も非支配会社も株式会社にかぎっておらず、無限責任の合名会社なども含まれる(第九条第三項)。ルーズが一九世初めのイタリマのメジチ家の企業形態を持株会社(holding company)になぞらえているように(Roover [1963] pp.1,677,81-82,324)、「大元方」を「持株会社のような組織」ということが、あながち不当ともいえまい。

安岡重明は、「大元方は各営業店の営業にたいして無限責任を負っていたにみるべき」(同頁)というが、江戸時代の分散や身代限の制度について考察の必要があろう。「身代限は債務者の財産に対する裁判上の強制執行」であるのに対し、分散は「裁判外における債務者と債権者との協約に依りて成立するもの」という違いはあるが(中田薫「唯済対皇法」一九二頁)、「妻名義の財産は夫の身代限のときに除外された」(石井[1982]一八一頁)と同様に、本家は分家や別家の債務に対して法的責任を負わなかったと考えられる(今日の株式会社でも社会的評判から子会社の債務を肩代わりすることがあるのと同様、隠蔽を守るために世間的に責任を負うことはあろう)。「大坂分散法」において、債務償却は純然たる個人の責任ではない。債務は明らかに家督相続者にかかり、家の財産をもって償うものであった(曾根[1986]六七頁)。「末々、一度は倒るゝつもりに、五七年も前より覚悟して、弟を別家に仕分へ、分散に是を通れさし。京の者は、伏見に、名代を替へは、屋敷をもとめ置」ということが(井原西鶴「庄園奇談」九二頁)、実際に行なわれた(大丸[1967]七四頁、安岡[1971]二九七頁、三井高房「三井三井野崎法」七六頁参照)。

三井の各店の店名前人が異なっていたこと(御用所)と三都の「本店」が越後屋八郎右衛門と同一なのは、幕府の呉服物御用達をしていたこと、大坂と江戸の「両番店」が三井次郎右衛門なのは公金為替御用をしていたことと関係しているであろう)、また、「大元方」が(縁故質しなことを除き)現業には直接携わらなかったことも、考慮されねばなるまい。ただ、安岡教授のいうように、三井では、たとえば高治が三郎兵衛↓三郎助↓八郎右衛門、高伴が源右衛門↓次郎右衛門↓九右衛門と名を変えたことと示されているように、「個々の家と店とが分離された共同所有」になっていた(安岡[1970]二二六頁)ことも、軽視はできない。

図 2 - 2 三井家大元方システム 1729 (享保14) 年



(出所) 『大元方勘定日録』(統2S86), 『三井事業史 資料篇一』762~768頁などより作成。

三井家大元方制度は、改革の動きに十分な一致点を見いだせないままに出発したので、「正徳・享保初期」むしろ初期を省いた方が適切か)にかけて、家政と事業はまさに試行錯誤の過程をくり返していた(三井文庫「80」一二四頁)のである。「大元方」に直属する店は、最初九店であったが、漸次、統廃合がすすめられた。一七一八(享保三)年に、既述のように(七二頁)、「御用所」が「本店」に吸収された。一七一九(享保四)年に江戶・大阪の「兩替店」が「京都兩替店」の傘下に入って、「兩替店一巻」が形成された。一七二九(享保一四)年、江戶の「綿店」が、「向店」と改称して「本店一巻」に加わり、「京都本店」に「江戶本店」「大坂本店」「巷丁目店」「向店」「上之店」「間之町店」が従属するという形態になった。また、同年、「糸店」が「京都兩替店」の傘下に入り、三井の創業地にある「松坂店」を除き、全営業店が「本店一巻」か「兩替店一巻」のいずれかに属するようになった(図2-2参照)。なお、「間之町店」は、「本店一巻」から「大元方」直属を経て、一七三五(享保二

○年から「兩替店一卷」に所属するようになる。

「糸店」と「間之町店」とが「兩替店一卷」に加わった理由について、賀川氏はつぎのように述べている。「糸店、間之町店は糸絹荷受問屋として京本店、京上之店との関係が密接であるにもかかわらず、三井家の営業組織の中では本店一卷には入らずに、兩替店一卷に属している。それは荷主への前資金のための金融業としての性格によるというよりも、後述する如く、京都から関東への江戸為替としての金銀の送金を、兩替店の為替流通に利用することによるものと考える」(『og』三七、三八頁)。つまり、三井では、「糸店」と「間之町店」の手代が、上州や甲州、武州などの糸絹産地に行き、荷主に前貸しのための為替手形を渡し、荷主は、三井の「江戸兩替店」でその手形を現金に変えられるような仕組みにした、ということである。なお、三井内部では、京都、江戸、大坂の三井兩替店三店を一体のものとして扱うこともあり、その場合、「本店一卷」諸店はもとより、「糸店」や「間之町店」とも區別して、「兩替店」とよんだ。

このような統廃合がすすむ一方、一七一八(享保三)年下期の『大元方勘定目録』(資料番号 統二八六八一四)に三井同苗九家の大元方に対する「割歩」(持分所有率)がはじめて登場し、総数二三〇のうち、一〇が「元メ心当」(元メ)とは奉公人の最上層クラス)、一〇が「余慶」とされた\*。一七二一(享保六)年に、「元メ心当」の一〇が削られて、「割歩」の総数が二二〇にされた。三井各家の持分所有率は、総数を二二〇のうち、北家を六二、中立売家を三〇、新町家二七、竹町家二五、出水家二二・五、南家二二・五、連家三家をそれぞれ八、七、六とし、残り一〇をどの家にも帰属しない「余慶」として残した。三井同苗各家の「割歩」が定められる一方で、一七一九(享保四)年に、高平(高利長男。法名・宗三)が全三井家の初代「親分」に就任した、また、奉公人の役職のなかに「元方掛名代」が設けられた(三井文庫『og』一一九、一二一頁)。一七二二(享保七)年に、これまでみてきた店制と家

「制の種々の改革をまとめて確認するような形で、『宗竺遺書』(三井文庫「1973」に資料として全文掲載)とよばれる家憲が制定された。

\*三井文庫「1980」一一九頁には、「宗寿(高利)遺書」では全資産をを七〇に割って各人の資産高を計算していたのだが、享保四年(一七一九)には割歩の数が二三〇に改められている」とあり、賀川「1988」三頁には「二〇が余慶となる」とあるが、「享保三年(一七一八)下期には『大元方勘定目録』の中で、元建指引ののちに持分がしるされるように」(賀川、同頁)なり、「二三〇割のうち二〇が『元々心当』として与えられている」(三井文庫、同頁)というのが、原資料にそっていている。細かいことではあるが、同族組織の形成経緯(中井「1970」を参照されたい)のうえからは無視できない。

\*三井各店の職階は時期によって変化するが、一七三一(享保一六)年の「本店」の役職は下から、上座→連役→役頭→組頭役→支配人並→支配人格・同准役→店支配人→宿持支配人→後見役→名代→元方掛名代→元々→大元々となっていて(三井文庫「1980」二五二頁)、一七三七(元文二)年の「両替店」では、組頭格→組頭→(支配人格)→支配人→通勤支配人→名代役→元方掛名代→加判名代→元々→大元々となっていた(日本経営研究所「1982」一二八頁)。職階は多致であるが、各職階に必ず人が割り当てられていたわけではない。孝公人を大きく分ければ、平手代、役付手代、および別宅を許された重役の三つに分けられる。なお、「本店一巻」の孝公人の構成とその人数の変遷については、西坂「1988」を参照されたい。

その後、高利の孫の高房(一六八四→一七四八)によって、一七三〇(享保一五)年と一七四〇(元文五)年に連家が追加された。この二軒の持分は、前述の「余慶」のうちからそれぞれ三および二・五が割り当てられた。高房による連家の追加は、三井家同苗の間に不和をかもす原因となった。三井家同苗間の対立は、まず、「八郎右衛門名前を総領家の家督名前と考えた高房と、義父・高富が名のついていた八郎右衛門名前を欲した次男家(六角家)の高勝との間」の対立として表面化した(三井文庫「1980」三二一頁)。高房が一七三八(元文三)年に「親分」に就任する

と、翌年、高勝（一六九二―一七六六、高利の庶子、兄・高富の養子となる）は、大元方役の辞任を申し出、一七四三（寛保三）年には「大元方」の寄合への出席を拒否するようになった。

一七一〇（宝永七）年の「大元方」成立以来、正徳（一七一―一七二六）〜享保（一七二六〜一七三六）期を通じて徐々に整備されていった三井の大元方制度は、その後形勢的には大きな変化もなく、一七七四（安永三）年まで存続する。しかし、内実は、同苗間の対立に加えて、組織の硬直化、三井家同苗の貴族化・経営管理への無関心、支配人の人材不足、営業店の業績不振といった種々の問題を抱えるようになり、「安永持分け」とよばれる企業分割が一七七四（安永三）年に決定された。『三井事業史 本篇第一巻』の松本四郎の叙述によれば、正徳〜享保期には、「大元方による店経営支配の強さが印象的」だが（三井文庫「*Soji*」九八頁）、寛保（一七四一〜一七四四）〜延享（一七四四〜一七四八）期に、「いわゆる「中西の直弟子」たちがその姿を消すのに代わって、三井の経営危機がおこったのである。」「改行」宝暦（一七五一〜一七六四）初年には京本店に一人の元メ役もなく、……人材不足であった」（同三三五頁）。中西というのは、大元方制度創設の立役者であった中西宗助（一六七六〜一七三三）のことである。

## 2 大元家の会計

### (1) 『大元方勘定目録』の概要

三井では定期決算が行われ、「大元方」も営業店の大多数と同様に、会計期間を年二期に分けた。前述のように、上期を春季または盆前、下期を秋季あるいは冬季または盆後などとし、決算日は七月一日と極月（二月）晦日（末日）であり、会計期間は上期が六・五カ月、下期が五・五カ月となる。「大元方」の決算報告書である『大

元方勘定目録』は、開始貸借対照表である『大元方開元目録』を含む第一期分（一七二〇（宝永七）年上期）のものから一八九二（明治二五）年下期のものまで、一七二四年下期、一七二一年上期、一七二六年上期、同年下期、一七六二年下期、一七六三年下期、一八七六年下期のものを除き、三井文庫に揃って現存する（資料番号 統二八五五～三三三四、統二四一四～二四一八、本二〇八四、統三三二五、統二六六～二六六三、別三三二二、新四五四）。なお、一七二〇（宝永七）年上期、一七二四（享保九）年下期、一七三九（元文四）年下期、一七七二（安永元）年下期、および一八一四（文化二）年下期の『大元方勘定目録』が、三井文庫〔1973〕に資料51～55として全文翻刻されている。また、第一期のものは、全文が安岡〔1966〕二二～二二頁に、一部を省略したものが安岡〔1970〕二二三～二二五頁にも掲載されている。

『大元方勘定目録』は、(1)今日の貸借対照表の負債資本の部にはほ相当する「預り方」と、資産の部にはほ相当する「貸シ方」との財産計算部分、(2)損益計算書の収益の部にはほ相当する「入方」と、費用の部にはほ相当する「払方」との損益計算部分、および(3)「元建差引」とよばれた資本修正計算部分の三部分からなる。そして、決算月、作成者、および提出先の記載で結ばれる（ただし、第一期のものでは、その後に『大元方勘定目録』中の費用の項目の明細書きである「仲間出切・仕分目録」が付け加されている）。初期の『大元方勘定目録』は、「作成したのは、元々役の中西宗助（本店）と松野治兵衛（両替店）で、宗佐（高利長男）、高治（八郎右衛門。高利三男）、高伴（宗利。高利四男）に提出されたもの」であった（三井文庫〔1980〕一〇三頁。八郎右衛門・宗利は原資料に書かれている宛名）。

さて、『開元目録』（開始貸借対照表）を表2-1として示したが、それに続く、第一期末の貸借対照表と「元建差引」は作表の都合上、貸借対照表の下に続けた。同期の損益計算書を、表2-2にまとめた。財産（資産・負債資本）計算部分では、後述するように不動産は無視されたが、期末の不動産除外資産額から期首不動産除外資本額と期末

表2-2(a) 大元方の第1期貸借対照表 1710(宝永7)年上期

貸シ方〔資産の部〕		預り方〔負債資本の部〕	
	銀 貨 匁		銀 貨 匁
9口物店々産=渡	{ 金7,500両	大元方開元目録	
委細開元目録=有	{ 4,044.104.61	正有金銀高	5,109.455.965
本店	1,100.193.42	新町両番店預り	1,134.481.032
糸店	59.072.99	本店預り	370.636.04
御為替先納	金4,900両	松坂店預り	{ 金316両
御用所	43.719.56		{ 7.53
両番店	{ 金966両2朱		
	.385.337		
同所	金1,000両		
八郎次郎様			
番請方内渡し	金55両		
新町番請方内渡し	金600両		
御用所大銭入替	金500両		
古金銀=有穴蔵	金113両3歩		
有金銀	301.497.66		
(メ)	{ 金15,634両3歩2朱	(メ)	{ 金316両
	代銀906.822.75		代銀18.328.
	銀5,550.973.577		銀6,614.580.567
2口 合	6,457.796.327	[金1両=58匁]	
差引			
此高道過〔欠損〕	175.112.24		
	<u>〔6,632,908.567〕</u>		<u>〔全銀〕2口 合 6,632,908.567</u>

元産差引

寅春正月元産	5,109.455.965	新禮店々枕銀之預	
内 正月=17月迄		京両番店	50,000.
入方払方差引メ		江戸両番店	
出過	△ 175.112.24	金500両代銀	29,000.
(幾而)	(4,934.343.725)	大坂両番店	25,000.
江戸惣家有高		錦店	70,000.
金70,125両 代銀 4,067.250.		糸店	8,400.
大坂惣家有高		御用所	20,000.
金60両 銀67,500.		松坂店	6,000.
2口 代銀	70,980.	(メ)	(208,400.)
(2口合)	(4,138.230.)	差引シテ有物也	8,864.173.725
都合	<u>9,072.573.725</u>		<u>〔9,072.573.725〕</u>

表 2-2 (b) 大元方の第 1 期損益計算書 宝永 7 年(1710)上期

入方覚〔収益の部〕		貨 欠
本店功納		銀 225.000.
京両番店功納		100.000.
江戸両番店功納		36.000.
大坂両番店功納		60.000.
綿店功納	金1,666両2步	. 10.
糸店功納		12.500.
御用所功納		7.500.
松坂店功納		2.000.
江戸宿代請取	金2,058両2步2朱	. 157.643
京宿代請取	金6両	. 705.15
大坂宿代請取		1.500.
浮有物之内取立高		7.562.7
	金3,731両2朱	銀452.935.493
	1両=58匁かへ代銀	216.405.25
	2口 合	669.340.743

払方覚〔費用の部〕

江戸黒門町家代	金425両3步2朱	. 5.393
江戸室町三町目家代	金2,614両3步2朱	. 6.465
松坂六郎次郎依頼願遣入	金50両	
宗三様御賄渡		32.428.
御同人様御直渡		5.810.
仲立売御賄渡		17.400.
八郎右衛門様御賄渡		31.975.
九右衛門様御賄渡		28.520.
八郎統郎様御比渡		19.767.5
次郎右衛門様御賄渡		8.724.
雙之助様御賄渡		4.960.25
則右衛門様御賄渡		9.209.975
吉郎右衛門様御賄渡		5.809.
小野田,京・伊勢御賄渡		6.099.
宗秀様御賄渡		2.438.7
江戸當請方入用 別目録在	金403両1步2朱	. 144.637
大坂老町目店當請入用 同	金1.357両	.45.
出シ切口々 委細目録有	金1,890両1步2朱	24.647.226
寅尊式町目店		
本店へ引取候節不足銀		141.045.31
大坂両番店手代元手銀渡		5.000.
糸店新右衛門元手銀渡 右		
同		11.600.
両番店預り銀其外利足出入		
差引シテ此高払	金201両2步	85.606.02
大元方諸事小遣入用	金4両3步2朱	.234.757
	金6,947両3步2朱	銀441.476.233
	1両=58匁かへ代銀	402.976.75
	2口 合	844.452.983
〔入力払方〕差引シテ	払過〔純損失〕△	175.112.24
		<u>669.340.743</u>

①) 1. 1 両 = 4 步, 1 步 = 4 朱, 金 1 両 = 銀 58 匁。

2. [ ] で囲んだ項目および数字は、原資料に記載されていないが、わかりやすくするために補う。逆に、原資料に記載されている数字の一部を、T 字勘定の形式を整えるために、( ) で囲んだ。  
 (出所) 『大元方勘定日録』(続2855、『三井事業史 資料編一』資料51)より作成。



負債額との和を差し引いて当期純利益を算出するという計算が行われた。第一期末のものでは、「貸シ方」の期末資産合計額（銀）六四五七貫七九六匁余（金額合計一万五六三四兩三歩二朱 $\parallel$ 銀換算九〇六貫八二匁余と銀額合計五五五〇貫九七三匁余との和）よりも、「預り方」における期首資本および期末負債の合計額（銀）六六三二貫九〇八匁余の方が大きいので、一七五貫一一二匁余の「遣過」（当期純損失）となっている。損益（収益・費用）計算部分では、収益から費用（当期の固定資産支出額を含む）を差し引いて当期純利益を計算する。第一期のものでは、「入方」の収益合計額（銀）六六九貫三四〇匁余（金額合計三七三二兩二朱 $\parallel$ 銀換算二一六貫四〇五匁余と銀額合計四五二貫九三三匁余との和）から、「払方」の費用合計額（銀）八四四貫四五二匁余を差し引いて、一七五貫一一二匁余の「払過」（当期純損失）を計上する\*。この値は当然のことながら財産計算の結果と一致している。

\*第二期（一七一〇（宝永七）年下期）以降一七三四（享保一九）年上期までは、三期を除き、損失を計上していない。一七二〇年上期から一七七四年下期までの「大元方」の資産額や利益額などについては、三井文庫「Sog」の第3-3表、第3-8表、および第4-6表を参照されたい。ただし、ここでの「貸方」は資産、「総有物」は不動産評価額を加えた自己資本である。

「元建差引」の部分では、まず、期首（前期末）の不動産除外資本額（第一期では五一〇九貫四五五匁余）に当期純損益を加減して（損失一七五貫一一二匁余）、期末の不動産除外資本額（四九三四貫三四三匁余）を計算する。それに、不動産評価額——第一期末では、江戸の「惣家育高」が全七万一二五兩 $\parallel$ 銀四〇六七貫二五〇日、大坂のものが銀七〇貫九八〇匁（金六〇兩と銀六七貫五〇〇日との和を銀換算）である。不動産については、一七二四（正徳四）年上期から、江戸・大坂のものに加えて、京都および伊勢の店舗不動産や同苗居宅も計上されるようになる——を加えて、

そこ（都合九〇七二貫五七三匁余）から、前述の「枕銀之預」という特殊な負債（七店合計で銀二〇八貫四〇〇目）を差し引いて、修正した期末資本額（八八六四貫一七三匁余）を示す。「枕銀之預」は、第一期の期首から期末にかけて七店合計額が銀二二五貫から二〇八貫四〇〇目と、すでに一七貫一〇〇目が返済されているが、一七一八（草保三年下期までに完済されて、『大元方勘定目録』から姿を消す。同期から、「大元方」の持分所有者すなわち三井九家（後に一家）当主（同苗）の名前、その持分数Ⅱ「歩」、および不動産評価額を加えた修正資本額を「惣歩数」で割った値に「歩」数を乗じた各人の持分の銀額が、「元建差引」の部に示されるようになる。

## (2) 傘下店投融資の会計処理

「大元方」は、今日の持株会社のように、傘下営業店に投資し、また、営業店の資金需要に応じて「通用かし」とよばれる利付の融資を行った。「通用かし」に対する利率は、たとえば「大元方」成立直前の一七〇九（宝永六）年の「京都両替店」に対する規定では、銀千貫目以上に対して年七歩、五〇〇貫目以上で年九歩、五〇〇貫目以下で年一割と（三井文庫「*ans*」二六〇頁）、融資残高に対して逆進的であり、時期や店によって利率が変化した。「大元方」から営業店への投資には「元建かし」と「年賦納残かし」との二種類あったが、以下両者の会計処理について述べる。

まず、「元建かし」は単に「建」ともよばれ（建とは「*tsukuri*」とか「*定め*」というところの意味）、「大元方」から営業店への定額の投資であり、それに対して「大元方」は毎期一定額の「功納」を営業店から受け取った。「大元方」成立時における各店についての「建」および「功納」の額は、前掲の表2-1および表2-2を参照されたいが、「建」に対する半年（六・五または五・五ヵ月）当たりの「功納」の率は、「本店」「一巻」が一分五分、「京都両替店」

が「割」、「御用所」が七分五厘というように、店ごとに異なっていた。「功納」は、利益の定額配当ともいえるようなものであるが、しかし、営業店の当期純利益が既定の「功納」額を満足させるか否かにかかわらず、定額が大元方に支払わなければならない\*。大元方では、「功納」を現金で受け取らない場合でも、「入方」(収益の部)に「功納額」を計上し、その分の未収収益を当該営業店に対する債権として「貸シ方」(資産の部)に記録した(ただし、一七七四(安永三)年の「持分け」は企業分割以前にこのような負債を出したのは、一七一八(享保三)年に整理された御用所だけである)。なお、「大元方」直属の営業店が統廃合によって減少するにつれて、「元建」の数は、最初の九口から、「京都本店」、「京都両替店」、および「江戸綿店」の三口に減り、「功納」の額も変化する。「江戸綿店」は、一七二九(享保一四)年に「向店」と改称するとともに「本店一巻」に所属して「京都両替店」から投資を受けるようになったが、その後も、「大元方」からも依然として「元建」を受け、「大元方」に「功納」を納めていた。

\*中井家でも、「望性金」に対して、店の諸条件によって率が異なる、だいたい一割前後の「利足」を課していたが、「利足」は、「営業成績にかかわらずこれを確保することを義務づけられたところの、管理者が達成すべき業績の最低基準、稼得責任額であった」(小倉「1969」七〇頁)。

つぎに、「年賦納残かし」(表2-2ではまた計上されていない)について述べることにする。三井では六期(三年)ごとに「三年勘定」とよばれる特別の決算をした。すなわち、営業店では収益から、(大元方からの負債などに対する)支払利息や(大元方から賃借した店舗不動産の)支払家賃を含む諸経費に加えて「功納」も費用として差し引き、さらにここから、貸倒損失・退職給与・家屋修繕のためのリザーブを差し引き(これを利益処分とみればリザーブは、今日の言葉でいうところの積立金となる)、費用とみれば引当金となる。表2-4、2-5、2-6、4-2(a)参照)、その後の

残余利益を三年間内部留保する。「三年勘定」の際に、留保残余利益のうちの小部分が（両替店の場合で一〇分の一、本店の場合で二〇％程度）、従業員（奉公人）の賞与とこれ（現金形で支払われるのではなく、退職時まで店内に積み立て）、大部分が「功納外延銀」とよばれて、「大元方」の資産と利益とに（今日、非連結子会社および関連会社の投資および利益に關して適用される持分法（equity method）を、あたかも一〇〇％所有子会社に適用したように）振り替えられる。その振替額は、（持分法とは異なり）店にとっては負債となる。この「大元方」に対する負債は、ほぼ一〇分の一ずつが三年間にわたって返済され、三年後にまた新たな「功納外延銀」が追加される（賀川 [1985] 一二頁参照）。この未返済分が「年賦納残かし」である。つまり、「三年勘定」の際に営業店が「功納外延銀」の額を「大元方」に報告すると、「大元方」ではその分だけ投資額である「年賦納残かし」を増額するとともに、同額を「入方」（収益の部）に計上して当期損益計算に含める（したがって、「大元方」では六期ごとに、他の期に比べて非常に高収益の期があらわれることになる）。ただし、最初の二回は（一七二四（正徳四）年上期、一七二六（享保元）年下期、また三年ごとになっていなかった）損益計算を通さずに直接「有銀」に資本に追加した。さて、「大元方」では、営業店から年賦納の返済を受けると、その分を「年賦納残かし」から控除する。営業店は、「年賦納残かし」残高に対して一定率の「臨時納」を「大元方」に上納する。その率は、賀川隆行は「年に二・五％の割合」（賀川 [1980] 一〇三頁、[1985] 一二頁）、林希子は「月〇・六％の利足」（日本経営史研究所 [1985] 七八頁）としているが、時期や店あるいは残高の銀額によって、変化した（三井文庫 [1985] 二六四、二六八、二八八、二九〇頁参照）。組織改革の進行によって「大元方」直属の店が減らされ、一七二九（享保一四）年以降、「年賦納残かし」は「京都両替店」と「京都本店」の二店だけとなる。

以上の投融資の他に、大元方は非常時に備えるための現金を「京都両替店」の穴蔵や京都・大坂の「本店」戸棚に預けた。これは、穴蔵金とか「本封付」とよばれ、「享保期（一七二六～一七三六）」には蓄蔵するという意図も明

確でな「かったが」……寛保三年（一七四三）から毎年規則的に積み立てるように定めた」（賀川〔1980〕一〇三、一〇五頁、〔1985〕一四頁）ものであり、営業資金に回さないで退蔵しておくことになっていた。しかし、営業店の資金需要が逼迫し、大元方の財政状態が悪化すると、穴蔵金が営業資金に流用されるようになった。その記帳処理は、本来なら「本封付」を減額して「通用かし」に振り替えるべきところを、「本封付」の額をそのままにして、「通用かし」の増加した分だけ、「本封戸棚の預り」という架空の負債を計上した。つまり、その分の「本封付」は架空資産の計上となった。「本封戸棚の預り」は一七五四（宝暦四）年の『大元方勘定目録』にはじめてあらわれるが、そのときの「本封付」残高は金一七万八千両と黄金一〇二枚で、「本封戸棚の預り」残高は三万両であった。一七七三（安永二）年には「本封付」は金二四万四千両と黄金一〇二枚に増えているが、「本封戸棚の預り」が金二万三千両となり、実質的にはほとんどの穴蔵金が営業資金として使い崩されたことになる（なお、「功納外延銀」、「年賦納残かし」、「廿歩を退浪」、「本封付」、および「本封戸棚の預り」の総額の推移については、賀川〔1980〕の別表1、2、3ないし〔1985〕の第1-1、2、3表を参照されたい）。

### (3) 資本測定と損益計算

『大元方勘定目録』の「預り方」は、今日の貸借対照表の負債資本の部にほぼ相当するが、今日のものが負債の部と資本の部に大別されているのとは異なり、資本（自己資本）と負債（他人資本）とが並記されている。負債・資本（総資本）を示す名称（「預り方」、「借方」、「借用の部」など）のもとに自・他資本を並記する記帳形式は江戸時代の商家一般にみられるが、これは当時の会計が、家の当主の立場からではなく店の立場から、すなわち、資本主主体 (proprietary concept) ではなく企業主体 (entity concept) で行われたことを示すものといえよう（近世商家の会計

主権については、小倉〔98〕を参照されたい。

『大元方勘定目録』の「預り方」に記載されている自己資本項目は、大元方創設当初は「有銀」ただ一つであったが、その後各種の積立金が設定された。「有銀」は期首残高が「預り方」の冒頭に表示され、「元建差引」において期首「有銀」に当期利益が加算されて期末「有銀」が算出され、それが次期首に繰り越される。今日の株式会社と異なり、元入資本と留保利益の区別がなされていないが、江戸時代の企業は家産の維持増大を企業の究極的目的としていたと考えられ、「大元方」は現業に直接携わらなかつたので、両者を区別する必要がなかつたといえよう（三井の営業店では、大元方からの投資部分と留保利益とは明確に区別されていた）。前述のように、『大元方勘定目録』の「元建差引」の部では、期末「有銀」に不動産評価額を加えて期末資本の修正を行ったが、同苗各家の持分額は、この修正資本額を総持分数二二〇で除し、それに各家の持分数（北家六二、中立元家三〇など）を乗ずることで算出された。

「大元方」のリザーブには、「廿歩一退銀」「旦那衆台所役人皇姓（元手）引当テ退銀」「旦那衆病用退銀」「密印退銀」「公印引当テ退銀」「紀州様年々利足積」「京両番店越年々利足積」「江戸抛全年々利足積」や、後述の「旦那衆御居宅繕普請料退銀」などがあった。「廿歩一退銀」は「三年勘定」の際に積み立てられるもので、一七二七（享保一〇）年から設定された。この積立額は、三年間の大元方の留保利益の累計額に当該期間の不動産増加額を加えた額（不動産の「海外」処理による損益計算のゆがみをここに補正して）を二〇分の一である。一七二五（享保一〇）年上期のものより積み立てのはじまった「旦那衆台所役人皇姓引当テ退銀」、一七三五（享保二〇）年下期のものから設定された「旦那衆病用退銀」、および右の「旦那衆御居宅繕普請料退銀」は、いずれもはじめは費用相手勘定として毎期積み立てられたが、一七四一（寛保二）年下期以降は「三年勘定」の際に期末「有銀」から控

除されるようになった。また、このときから「密印退銀」および「公印引当て退銀」の積み立てがはじまった(両者が「預り方」に表示されるのは翌期から)。

「有銀」から控除された右記のリザーブとは異なり、「紀洲様年々利足積」や「京両替店純金年々利足積」などのリザーブは、大名貸しからの利子収入を、「入方」(収益の部)に計上することなく、直接「預り方」に積み立てたものである(今日の仕訳形式で示せば、借方：現金/貸方：「利足積(資本)」となる)。頁で述べたように、三井は貸倒れの危険の大きい大名貸しを極度に警戒していたので、その受取利息を収益として認識せずに貸倒損失に備えて積み立てたのであり、実際にこれらリザーブと相殺に大名貸し不良債権の償却が行われることもあった。

営業店からの「功納」や「功納外延銀」は、現金の授受とは関係なく、発生時点で認識され、大名貸しより生じる利息の現金収入を収益として認識しなかったのは、前述のとおりである。また、三井は一七三二(享保一七)年に流質によって新田を取得してそれを大元方の資産としたが、「新田収納」も、当初、利益計算にかかわらず直接「預り方」に積み立て、その後、利益が確実視されるようになってから「入方」(収益の部)に計上するようになった。

一方、費用は発生時点で認識され、見越・繰延や未経過の計算が行われた。たとえば、利息や同苗の職手当が現金で支払われなくても、当期の費用として「払方」(費用の部)に計上され、その分の未払費用が「預り方」に記録された。

「払方」に示される項目には、同苗に対する「賄料」、同苗の扶養手当で、冠婚葬祭費などの同苗の共通費である「仲間出シ切」、奉公人の役職手当で、大名への付け届け、屋敷の管理費、支払利息などがあつた(表2-1-2および表3-1-5参照)。「賄料」は「賄銀」ともよばれ、同苗の持分所有率に比例して各家に支払われるが(はじめのうち

は「賄銀」の配分額についてはっきりした決まりがなかった、その額は利益の多寡や「有銀」の増減にかかわらず固定化されていた。「賄料」は、同苗に対する利益配当というよりも、むしろ、「大元方」が同苗から「預かった」出資金に対する利子的性格をもつといえよう。「大元方」の立場（企業主体的立場）からすれば、他人資本に対する利息よりも自己資本に対する「賄料」も資本コストに変わりはないといえる。また、家産維持機関で、現業に直接携わらない大元方にとっては、資本を増加させるものを純利益として認識すれば十分であり、費用と利益処分を区別する必要も乏しかったといえよう。

#### (4) 固定資産会計の特異性

三井は、自身で使用する店舗や居宅の他にも多くの不動産を所有したが、その所有不動産のほとんどが「大元方」に帰属していた。三井大元方独特の不動産会計については、高寺貞男による分析があるが、ここではその要点を記し、若干の私見を述べておく。

一七七四（安永三）年の「持分け」Ⅱ企業分割前まで「大元方」では、不動産取得のための資本的支出を「払方」（費用の部）に全額費用計上し、不動産売却収入は「入方」（収益の部）に全額計上された。このような処理をしても、決算時に「現有不動産への資本的支出またはそれを修正した評価額をもって（借方）不動産Ⅱ（貸方）資本に相当する補修処理が追加されれば、損益計算は動かせないととしても、財産計算は補正されるはずであるが」（高寺「Sigs. 10」三頁、「Sigs」二三〇頁）、実際、「元建差引」の計算では単式記入のために資産額の修正は行われなかったものの、資本額の修正は行われた。すなわち、期首「有銀」（不動産除外資本）に当期利益を加算して期末「有銀」を算出したうえで、「期末不動産除外資本に期末不動産の評価額を……追加計上する手続をとっていた」（同七頁、



二三四頁)のである。また、「廿歩一退銀」の計算では、前に述べたように、利益の補正もなされた。

さて、高寺貞男は、建物の減価性が無視されたので、「期末不動産の評価額が未償却残高相当額をこえる分だけ期末資本が過大に測定されていた」としているが(同八頁、二三四頁)、この点については異見をさしはさみたい。たしかに、三井大元方の不動産会計は、木造家屋が時折修繕を行うことによって半永久的に使用されたために、減価償却とはほど遠いものであった。不動産は原則として取得原価で記録され、幕府の新金銀通用令などともなう貨幣価値変動に対処した一律修正以外には、帳簿価格の修正は行われていない。しかし、序章4で述べたように、建物の減価償却がなされていないからといって、そのぶんだけ資本が過大評価されたことには、ならない。ちなみに、一七二〇年から一七七三年までに「大元方」で不動産を売却した六例のうち、二例は取得価額を若干下回る値段で売却されたけれども、四例は取得原価で売却された(今井[1977]に、「大元方」の不動産台帳兼不動産元帳がある)『家名帳』の全文が紹介されている)。また、次章1で後述するように、「安永持分け」(企業分割)に際しては、不動産評価額の増額すらしている。

三井大元方では、特異な形で不動産が資産に計上されたのはなによえであろうか。おそらく、同苗居宅の「大元方」への帰属に関して同苗間で意見の一致がみられなかったので、暫定的に江戸・大坂の不動産のみを「元建差引」で追加計上した形式がそのまま固定してしまったためであろう。「大元方」所有の江戸・大坂の不動産のうち、三井自身で使用する店舗は一部分で、大部分が公金為替の担保にするために買い集めたものや流質によって入手したものであるために、不動産の資産価値に関心が払われたと考えられる。江戸・大坂の不動産の『大元方勘定目録』への計上は、既述のように、「大元方」成立時からであるが、同苗居宅の多い京都・伊勢の不動産の計上は一七二四(正徳四)年上期からである。ただ、不動産の名義は同苗・手代の多くの個人名に分かれていたが(今井[1977]

二〇一頁)、それは身代限や分散(破産)の際に法的責任を逃れるための処理であったと考えられる。

ところで、三井ではしばしば「繕普請」(修繕)をすることによって不動産の資産価値の維持がはかられた。修繕費の会計処理は、初期の間は実際支払額が費用計上されたが、一七二七(享保一二)年下期以降、同苗の居室について「旦那衆御居室繕普請退銀」という名のリザーブが設定されるようになった。また、後の本章でも述べるように、「江戸両替店」で「店普請金積」というリザーブを設定しているが、これは、「大元方の江戸の家屋敷の管理は享保八(一七二三)年四月に大元方の『家方』役の廃止に伴って江戸両替店に移された」(今井「昭」二〇四頁)ことによるものであろう。ただ、江戸の不動産に対するリザーブは修繕のためというよりも火災損失に備えるという自己保険的性格が強かったであらうし、同苗居室の普請は価値維持よりも価値増殖の性格が濃かったと思われる(京都における三井家の家屋敷の集積過程については、小川「昭」を参照されたい)。ちなみに、江戸・大坂の不動産評価額が原則として沽券状価格のままであったのは異なり、京・伊勢の家屋敷は、「この評価額が沽券高とほぼまったく無関係で、そのほとんどが沽券高と比べると非常に高額」(今井「昭」二〇〇頁)であった。

### 3 本店一卷(呉服店等の集団)の会計

#### (1) 大元方成立直後の本店一卷各店の『目録』

「大元方」が成立した一七一〇(宝永七)年の時点で「本店一卷」を構成していた店は、「京都本店」(以前の京呉服店)、「江戸本店」(江戸呉服店)、「江戸武丁目店」(前の小野田店、後に一丁目店→芝口店)、「大坂呉服店」(のち大坂本店)、および京都「上之店」の五店であった。これら諸店の『目録』(決算報告書)は、いずれも一七一〇年上期か

ら（ただし大坂呉服店は同下期から）一七一一（正徳元）年下期までと一七二三下期（大坂呉服店を除く）の五期分が現存する（資料番号 本二三五四―三・四、本三三六〇―一・二、本三三〇三―一・四・一三・一五・一八・二五、本三三〇二六―一・二・二五―七・一―一八・一九、本三三〇二七―四―六）。

これらの『目録』は、前章でみた「京都呉服店」の『目録帳』とは異なり、いずれも差出人が奉公人となっている。これは、一七〇三（元禄一六）年から「支配人の筆頭者が店々の名代役となって、主人にかわって店務を執行」（中田『書』二五六頁）するようになったことと呼応している。「京都本店」「江戸本店」「大坂呉服店」のそれぞれの『目録』は、各店の奉公人三、四人の連名で三井高平・高治・高伴・高久（高利の九男、一六七二―一七三三）の四人宛に提出され、各店の重役手代が「相改」めた（監査した）形になっている。「式丁目店」のもものでは、同店奉公人二名が差出人で、宛名人には高平ら四兄弟の他に小野田治左衛門が加わり、「江戸本店」の重役が監査人となっている。治左衛門は、「小野田店」を吸収するのの際して、高平が自分の甥を養子にして小野田家を継がせたものである（三井文庫『書』六八、六九頁）。「江戸本店」と「式丁目店」の監査人には「京都本店」の重役が名をつらねていることもある。「上之店」の『目録』は、同店の手代二名から高平・高治・高伴の三人および「京都本店」の二人の重役宛に提出されていて、監査人の記載はない。

それでは以下に、それぞれの『目録』の内容をみていこう。

① 京都本店の『目録』

まず、一七一〇（宝永七）年上期の「京都本店」の『目録』を資料2-1として以下に掲げる。「京都本店」の『目録』本体の構成は、「売物請方」「売物払方」「売物残り高」「仕掛引徳」「利」「売物差引」「金銀請方」「金銀払方」「有物寄」となっている。前章でみた『京呉服店目録』との主な相異点は、「売物差引」の記載場所の変化、「日

合引徳」が「利」という見出しに変わったこと（ちなみに売上総利益のことをここでは「荒利」とよんでいる）、「金銀請方」「金銀払方」が金額と銀額とを使い分け、金銀の両替額を示すようになったこと、「金銀請方」合計額と「金銀払方」合計額との差額が、「借シ」および「有金銀」と「預り」とを差し引きした期末残高との一致を示すようになったこと、「有物寄」が新たに設けられたことである。「有物寄」は残高勘定と考えられるが、記載項目には「目録」中他の勘定には記録されていないものもある。

「京都本店」の『目録』は、表示のうえでは複式決算になっていない。しかし、同店で作成した『大録』（本店一巻）全体の決算報告書）が、後述のように、きちんとした複式決算になっていることから、帳簿組織などの会計システムの整備の未熟から帳尻が合わないのて完全な複式決算を行えなかったとは考えがたい。表示方法が旧態に引きずられたためであろうか、はたまた、「大録」で一巻全体の複式決算が行われていたので、「京都本店」としては自店独自の複式決算報告書を提出する必要がなかったためであろうか、そのあたりははっきりしない。ただ、「金銀請方」「金銀払方」差額が「有物寄」のなかの記載額と一致していることなどから、なんらかの形で「京都本店」独自の複式決算を行ったうえで、「本店一巻」全体の合併決算をしたのではなかろうか。

## ② 三丁目店・大坂呉服店の『目録』

つぎに、前掲の「京都本店」の『目録』と同期（一七二一（宝永七）年上期）の「大坂呉服店」の『目録』を資料212として掲げる。「大元方」成立直後の時期の、江戸「三丁目店」と「大坂呉服店」との『目録』本体は、表示形式も計算構造も、いずれも同様になっている。すなわち、全営業取引を、商品売買のモノの流れを示す「売物請方」（大坂呉服店では「売物請取方」、今日の混合商品勘定または売買勘定のDR側に相当）および「売物払方」（混合商品勘定のCR側）の勘定と、現金や金銀貸借のカネの流れを示す「金銀請方」（大坂では「銀請取方」）および「金銀払

(五折)

寛永七歳寅正月、京都日録

原寸  
二  
尺貫

寅 正月、日録  
七月迄

売物請方

一 正味千六拾七貫四百五拾五匁  
卷分三厘  
但寅正月店卸、  
有物高

一 正味三千四百六拾三貫三百  
六拾日三分壹厘

但寅 正月、  
七月迄

惣貫高

一 正味百六拾貳貫貳百拾九匁三分

右同断

江戶改爲壹  
綱袖部内領

荒高七拾貳貫三百七匁九分

一 正味六拾貫三百七拾七匁壹分

右同断

江戸売物爲壹  
但番部、廿貳番迄

荒高貳百拾四貫九拾七匁

一 正味百七拾八貫七百七拾壹匁  
右同断  
江戸売物外  
爲壹

荒高八貫貳百貳拾四匁五分

一 正味六貫八百六拾七匁五分

但寅 正月、  
七月迄  
説方右向  
但一番、六十四番迄

一 正味五貫六百三拾日貳分五厘  
右同断  
武町口店爲壹  
綱袖部内領

荒高拾貫四百八匁六分

一 正味拾貳貫九百六拾七匁八分

右同断

大阪呉服店爲壹  
但一番、拾番迄

一 正味百八拾七貫百五拾七匁壹分五厘

右同断

諸色染代

一 正味貳拾三貫六百拾七匁三分八厘  
右同断  
説方右同断

一 正味四拾貫六百五拾八匁九分四厘  
右同断  
大阪方右同断

一 正味拾七貫百三拾八匁四分  
右同断  
木綿方右同断

一 正味拾八貫九百六拾八匁五分五厘  
右同断  
武丁口店右同断

一 正味五拾五貫三百七拾四及六分六厘  
右同断 悉皆代

一 正味貳拾貫九百拾貳及貳分八厘  
右同断 惣皆方詰色米代

一 正味拾貫六百四拾月八分八厘  
右同断 雜物代

一 正味壹貫貳百拾四及七分  
右同断 糸金糸買高

一 正味五拾五貫七及三分  
右同断 江戸商物駄賣銀

一 正味八百八拾月貳分五厘  
右同断 大阪商物駄賣銀

台五千三百九拾壹貫三百七拾  
壹及三分八厘

売物払方

一 札高二千九百四拾三貫四百五拾  
貳及壹分五厘

寅正月  
寅七月迄

江戸本店商物下シ高  
但一番より千三百四拾一迄

内  
百三拾八貫九拾日八分五厘  
三步半小判仕掛引

三千八百七貫三百六拾壹及三分  
錢テ

一 札高三百三拾三貫九百八及貳分  
右同断 江戸武町日店商物下シ高

内  
拾壹貫七百五拾六及七分  
三步半小判仕掛引

三百零拾四貫百三拾壹及五分

一 三百三拾七貫四百三拾四及八分四厘  
右同断 大阪呉服店商物下シ高  
但一番より百七十一迄

一 九拾七貫三百貳拾七及九分六厘  
右同断 江戸木綿店商物下シ高  
但一番より八拾番迄

一 七貫七百三拾三及四分  
右同断 大阪木綿店商物下シ高  
但一番より十四番迄

一 三百貳拾六及八分四厘  
右同断 錠糸売

一 八百九拾四及八分  
右同断 糸糸売

一 四百三拾三貫百九拾六及六分八厘  
右同断 諸方呉服物売

台五千拾貫六百貳拾七及三分貳厘

売物競高

一 正味四百四拾老實三百八拾三及  
七分五厘  
寅七月店御メ

代物有高

一 八百拾老實六百九及分五厘

江戶本店新荷下シ高  
但一番の武百出一迄

内

百七拾武實六拾老及卷分四厘

武割老分武引

正味六百三拾九實三百四拾八及老厘

一 五拾四實四百九拾四及四分五厘

江戶本舖店新荷下シ高  
但一番の四十一迄

内

武實八百三拾三及七分老厘

五分武引

正味五拾老實六百六拾七七分四厘

一 九拾八實七百拾八及

江戶武丁口店新荷下シ高  
但一番の出武番迄

内

武拾四實六百七拾九及五分

武割五分引

正味七拾四實三拾八及五分

一 五拾三實三百八拾武及武分五厘

大坂呉服店新荷下シ高  
但一番の十五番迄

内

武實八百九拾口武分九厘

三步武引

正味五拾武實六百九拾老及九分七厘

一 武拾六實六百三拾三及三分九厘六毛

方々売掛武

内

老實九百四拾口六毛引

正味五拾四實六百九拾三及三分九厘

合千六百八拾四實拾六及三分六厘

内

正味百六拾六實三百三拾老及武分九厘

但寅四月迄 証實物代かり

正味拾老實三百四及三分五厘

染物方証實物代かり

右同断

正味四拾四實八百四拾九及八分

但寅十月迄 表通帳証案代かり

正味四實八百九拾五及三分五厘

右同断 謀方通帳右同断

正米拾貳八百拾六及六分四厘  
右同断 大坂方通帳右同断

正米五貳九百八拾貳及八分  
右同断 木綿方通帳右同断

正米四貳百六拾九及五分  
右同断 米物方通帳右同断

正米貳貳百七拾壹及九分  
右同断 式丁目店通帳右同断

右八口指引  
下三拾三貳貳百九拾四及七分三厘

仕掛引徳

一百貳拾七貳三百四拾  
八及貳分八厘 買帳

一貳拾三貳拾四及八分五厘 去通帳

一三貳三百三拾九及三分 読方通帳

一四貳七百五拾六及五分 大坂方通帳

一壹貳八百三及九分 木綿方通帳

一貳貳八百貳拾六及四分五厘 式丁目方通帳

一七貳九百拾四及六分 悉皆帳

一貳貳七百貳拾貳及三分五厘 同益屋方

一貳貳六百拾三及九分貳厘 雜物帳

一百三拾五及貳分 糸金米

一貳貳貳百貳拾六及八分五厘 江戸貳貳貳

一貳拾七及貳分 大坂右同断

一七拾八貳九百貳拾九及四分

利

一四拾九貳三拾貳及五分四厘 買帳

一拾壹貳九百五拾五及貳分  
五厘 去通帳

一壹貳三百九拾六及七分四厘 読方通帳

一壹貳貳百貳拾七及五分 大坂方通帳

一七百三拾貳及九分七厘 木綿方通帳

一壹貳四百拾壹及九分五厘 式丁目方通帳

一三貳四百拾八及貳分五厘 悉皆帳

一八百拾六及三厘 同益屋方

一壹貳八百七拾八及八分 江戸貳貳貳

一七拾貳貳八百九拾〇五厘

売物指引



一 五千三百九拾壹圓三百七拾七及三分八厘  
賣物請方

內  
一 五千拾貳圓貳拾七及三分貳厘  
賣物請方

一 三千拾三圓貳百九拾四及七分三厘  
賣物請高

指引

一 六百五拾貳圓貳百五拾日六分七厘  
荒利

金銀請方

丑 國月出日指引

一 金六千三拾貳兩三步  
一 銀八拾壹圓九百拾七及八分壹厘  
古  
美金銀

一 金三萬七千四百四拾兩  
一 銀拾及  
入 江戸本店  
為替

一 金貳萬千三百四拾七兩  
一 銀三拾七圓九百 壹分  
九拾四及五分八厘  
入 江戸本店  
正金為登

一 金四千五百七拾貳兩  
一 銀百四拾四圓貳百八拾  
六及八分五厘  
入 大坂  
吳服店

一 金四千三百兩  
入 江戸武丁店  
為替

一 金貳百八拾貳兩壹分  
一 銀壹圓貳百四拾日三分  
右同所  
入 正金為登

一 金四千九百三拾三兩  
一 銀六拾三圓 三及貳分  
七及五拾三圓四及三厘  
入 緒方  
掛取

一 金四百九拾四兩三步  
一 銀六圓三拾三及八分  
四厘  
入 墨敷方  
売掛ケル

丑 國月出日  
一 金三百五拾三兩  
一 銀四百三拾三及三分  
入 武丁店  
古銭金銀

一 金百貳兩  
入 武丁店  
本屋又兵衛  
かし取

一 銀百四拾壹圓四拾  
五及三分壹厘  
六元方へ請取但  
入 武丁店本店へ  
引取候筋勘定不  
足ニテ

一 金四百四拾八兩貳分  
一 銀六圓六及八分三厘  
入 方々  
入 利足

一 銀貳拾壹圓八百  
拾八及三分七厘  
入 元方指引

金銀払方

金六万五百六拾四兩	貳分貳未	惣括
銀百拾六貫四百	貳分貳未	
六拾毫及六分		
金八千三百九拾兩		本店元方へ渡
銀九拾七貫八百四拾		寅正月より七月迄
毫及九厘		とし引
金三千八百九拾八兩	三分	右同所へ渡 寅正
銀貳百八拾五貫		月勘定の面借シ
貳百三拾口毫分九厘		預り指引
金八百五拾八兩三步		為替打金
銀七貫三百六毫		并利足出
金五拾八兩		於江司
銀拾貳匁六分		日溜し出
銀八貫九百四拾		大坂呉服店
三匁七分五厘		日合私
金三百五拾毫兩毫分		小遣
銀拾貳貫七兩三拾口		
貳分七厘		
銀貳貫貳百七拾口		
貳分八厘		
入用		者請方

金四拾八兩三步	貳丁口店台所
銀八百拾毫及	雑用
貳分八厘	正月より貳月迄并
	手代子共小遣
	隙山候合力とも
金六千貳百八拾七兩	貳丁口店
銀四拾八貫百	方々返済
貳未	金銀
八拾七匁五分八厘	
内	
金貳拾兩	松後屋忠兵衛
金四拾兩	松後屋忠兵衛一
金貳百三拾兩	近江屋四郎兵衛
金三百六拾七兩貳未	播磨屋長三衛門
銀四匁三分五厘	万屋仁左衛門
金千兩	細野四郎兵衛
金三百兩	本店
金七百兩	御用店
金貳百兩	井筒屋三右衛門
金百三拾兩	妻屋九郎右衛門
金百兩	二文字屋仁左衛門

金貳百兩	百足屋三衛門
浪拾貳貫口	田中三四郎
金三百兩	本屋宗善
金貳百兩	河井三三郎
金貳百兩	藤屋久四郎
金千兩	細野四郎兵衛
金三百兩	伊勢屋七左衛門
浪貳拾六ノ百八拾 三及貳分三リ	茶屋千八段
浪拾貳貫口	柳口治左衛門段
金六拾兩	久住周仙
金三百兩	小野田權三衛門段
金三百兩	小野田權三衛門段
金百七拾兩三分	武丁門店
浪拾六及五分四厘	方々利足
	并為替打出
一浪五拾貫三百	武丁門店
六拾四及五分五厘	年賦浪出

一浪五拾貫口	武丁門店 手代元手銀 て出
金八百六十六兩三拾兩	
台浪六百八拾貫百七拾五及七分三厘	
金壹万貳千百貳拾	
一浪八百六拾	六兩三ツ貳米 入兩音
卷貫九百拾七及貳分九厘	
出金壹万四千七百八兩三分	右之代り
浪七百九貫貳百四拾卷及四分八厘	
指引	
金貳千六百八拾三兩	
浪拾九貫九百拾七及卷分	
	寅秋のみかり也
右之指引	
預金百七拾兩三ツ	寅秋のみ 預金のみかりニ成
方々金八百四十五拾	委細結々 店御帳ニ有
預金百三拾六貫	
卷兩	
八百六拾五及四分八厘	

方々金五千九百三拾

借シ 八兩三分

右同断

銀百拾卷

九百七拾三及九分

寅七月十四日

正味有銀四貫九百七拾四及四分八厘

出入済

有物寄

一千三拾三貫貳百九拾四及七分三厘

代物有寄

一貫百五拾四貫三百三拾六及七分九厘

方々内渡金  
并適上かし

ノ千貳百八拾七貫八百三拾卷及五分貳厘

内

寅七月差引

貳拾六貫百六及

貳分五厘

江戸木綿店  
かり

金貳千六百八拾三兩

銀拾九貫九百拾

七及七分

寅七月迄  
金銀勘定  
指引ノ寅秋  
かりニ成

銀二、百七拾五、五百三拾卷及二分

葉テ

千八拾六貫百九拾四及二分

有物

右之通相違無御座候以上

中西 奥 助母

花押

買永七敷

賣

小林 忠 助母

花押

橋井 利兵衛母

花押

宗 三 様

八郎右衛門 様

宗 利 様

八郎次郎 様

右之通相違無御座候

中西 宗 助母

花押

(表紙)

寛永七年寅七月の口録  
 極月迄  
 紙文七枚  
 大坂店

宝永七年寅七月の口録  
 極月迄

売物諸取方

七月店氣付立札高

一貳百四拾九貫九百六拾老及四分

賣有物高

正  
一四百拾三貫九百四拾五及

七月の極月迄  
 老分

京店より  
 下り荷物高

一三拾七貫五百六拾五及

右札掛  
 九歩〇五道り

正  
一八拾老貫七百六拾老及貳分

關東物買高

一七貫百四拾七及貳分

右札掛  
 八歩七五道り

正  
一老貫五拾七及四分

市買高

一 百拾貳及

右札掛  
 老割七道り

一 拾老貫六百九拾老及五分

掃り買高

一 百三拾四貫九百四拾九及

長崎問屋  
 反物かい高

一 拾六貫四百拾三及五分

右札掛  
 老割貳歩式り廻り

正  
一 貳拾三貫三百八拾七及七分

下京染物や  
 麩子其外買高

一 三貫四百八拾口

右札掛  
 老割三歩七道り

一 貳拾九貫貳百三拾老及三分

總店  
 セリ物買高

一 九百拾老及

右三歩引德

正  
一 三拾四貫百貳拾老及八分

諸方買私  
 セリ物とも

一 貳貫貳百七拾九及三分

右引德  
 札掛とも

一 六貫九百六及八分

京職人私

一 壹貫貳百拾貳及五分

右引徳  
并詰物札かけ共

一 拾五貫九百五及四分

地職人私

一 壹貫八百九及五分

右引徳  
札かけ共

一 三貫拾八及八分

諸色仕入物  
札掛

一 三貫七百四拾七及七分

直打札上

請方

台千八拾四貫八百拾七及三分

売物私方

七月の極月迄

一 七百三拾七貫貳拾三及六分

売高

卯正月店頭付立札高

一 三百拾三貫四百五拾五及四分

賣有物高

一 九貫九百八拾口四分五厘

京店に  
売物

一 貳貫六百九拾三及貳分

売帳札引

私方

台千六拾三貫百五拾貳及六分五厘

請方並引、貳拾老貫六百六拾四及六分五厘

不足中引

根請取方

七月の極月迄

一 七百三拾七貫貳拾三及五分

売高

一 七貫四百八拾口貳分八厘

京店に  
金銀

一 三貫三百六及九分

方々根徳  
并職人かし候利

一 三拾八貫貳百七拾口

卯春さかり

台七百八拾六貫八拾口六分八厘

根私方

一 壹拾四貫八百六拾貳及貳分

寅春え  
かし

一 三百八拾八貫三百六及四分

京店に  
金銀

一 八拾老貫七百六拾老及貳分

關東物私

一 壹貫三拾七及四分

布代私

一拾壹貫六百九拾壹分五分 掃り買込  
 一百拾四貫九百四拾九分 長時間屋  
 八分 反物代払  
 一貳拾三貫五百八拾七分 下京  
 七分 麩子や払  
 一貳拾九貫貳百三拾貳分 三 路店セリ物  
 三分 かい払  
 一三拾四貫百貳拾壹分八分 方々買物  
 方々買物  
 一六貫九百六分八分 京職人払  
 一拾五貫九百五分四分 地職人払  
 〆ニ舟サシツマ舟チシセサ入  
 一壹貫三百七拾八分三厘 売掛、こん  
 一拾貫三百拾壹分七分 店売物  
 かり物  
 内 八百廿五分六分八厘 方々駄ちん払  
 百六拾六分七分 諸色売物直し  
 二百六拾六分七分 諸居売物直し  
 五百拾貳分八厘 諸道具代

貳貫七百拾壹分 紙代  
 九分九厘  
 四百四拾三分九分八厘 籠すみ代  
 糸はり代  
 七拾貳分六分三厘 方々上下遣  
 貳貫三百拾壹分六分三厘 毎日荷物目  
 ちん銀払  
 壹貫百六拾五分三分七厘 売徳者先へ遺物  
 半年家賃一  
 半年家賃  
 貳貫百円 半年家賃  
 一拾七貫貳百八拾三分 台所方入用  
 内 九貫百四拾三分 台所造用人數  
 四分七厘 四十七人  
 并々喜入分共  
 一拾七貫貳百八拾八分三分 台所入用  
 内 九貫百四拾三分 台所造用人數  
 四分七厘 四十七人  
 并々喜入分共  
 六貫四百廿八分貳分 台所代子供

百三十五分  
 老實八拾貳分三分八リ  
 五匁二分  
 百三拾四匁四分九リ  
 貳百四拾貳匁  
 (百四拾九匁二分)  
 百四拾九匁二分  
 一貳百四拾貳匁三分  
 卷分五リ  
 一貳百九拾七匁  
 台七百八拾六匁八拾口六分八リ  
 出入なし  
 利損取用  
 一三拾七匁五百六拾五匁  
 一七匁百四拾七匁二分

綿々小遣  
 下男給銀  
 茶代  
 普請入  
 方々付座  
 諸色小かい物  
 髪結ちん  
 髪結ちん  
 与右衛門遣  
 手代親本  
 台力銀  
 京店下、荷物  
 札掛、利  
 關東物札掛、利

一拾六匁四匁拾三分五分  
 一三匁四百八拾口  
 一九百拾六匁  
 一貳百貳百七拾九匁三分  
 一老實貳百拾貳匁五分  
 一老實八百九匁五分  
 一三匁拾八匁八分  
 一三匁七百四拾七匁七分  
 一七匁四百八拾口二分八リ  
 一三匁三百六匁九分  
 一八拾八匁四百八拾四匁八リ  
 内  
 一三匁六百五匁三分  
 一七匁六百九匁三分六分

布札掛、利  
 荷物札掛、利  
 麩子や札掛、  
 綿店セリ物利  
 方々買私  
 引札かけ徳  
 京職人引徳  
 地職人引徳  
 仕入物札掛、利  
 直打札上、  
 京店、  
 登、銀日、台徳  
 方々私銀職人  
 かし銀利足徳  
 京店、私  
 運百五拾匁口  
 外かり  
 運百匁引



売貨三百七拾八匁三リ

売掛、拾利  
二二ん

拾貨三百拾毫及七分

店売物へ  
かかり物

拾七貫貳百八拾八匁三分

台所造用  
銘々小遣とも

貳貫四百廿三匁毫分五リ

与右衛門違

貳百九拾七匁

手代親本へ  
台力

貳拾毫貳百六拾四匁六分五リ

売物差品へ  
ふ足中引

〆五拾八匁六分六拾毫及三分三リ引

惣差引張、貳拾九匁八分貳拾六匁及七分五厘

正味利

有物寛

卯正月店風付立札高

一三百拾三匁四百五拾五匁

四分

内

三拾毫貳百四拾五匁

四分

頭差引

三拾八匁貳百七拾匁

証買物其外  
金銀かしかり  
差引張預り成

引張、貳百四拾三匁八分四拾匁

内、百三拾貨匁

差引

張、九拾三匁八分四拾匁

京店みかり

右三通相違無御座候

吉田万兵衛

田中 三兵衛  
花押

卯極月

三井 宗 三 様

同 八郎右衛門 様

同 宗 利 様

同 八郎次郎 様

右持前之証書、由油改帳取

少、由違無御座候、未以判形仕候所

四年

皆崎 与右衛門 様

花押

方」(同「銀払方」)の勘定との二つに分類して集計し、それに、集合損益勘定である「利損(之)差引」(同「利損算用」)と羨高勘定の「有物」(同「有物算」)とが加えられているのである。「売物請方」には期首商品在庫額、当期仕入高、販売利益などが記され、「売物払方」には当期売上高、期末在庫額などが記される。「金銀請方」の記載項目は期首現金羨高、期首貸金銀羨高、当期収入高、期末負債羨高などで、「金銀払方」では期首負債羨高、当期支出高、期末現金羨高、期末貸金銀羨高などである。4章で分析する文政期以降のものや、本節で後述する一七四三(寛保三)年の「売丁口店」や「向店」のものとは異なり、「京都本店」に対する本店勘定が記録のうえでは明示されていないので、「京都本店」との間の取引は二重に記録されてはいない。しかし、それ以外の全取引がすべて複記されているし、また、「京都本店」との間の取引を集計すれば、簡単に本店勘定を作成することが可能で、その羨高を計算すると「有物寄」で示される純資産額とピタリと一致する。したがって、この時期にすでに完全な複式決算が行われていたことがわかる。

「売丁口店」は、自店仕入れの關東物と「京都本店」からの下り荷とを販売していたが、同店の『目録』の「売物請方」と「利損差引」とには「本店 引徳 札上ヶ高」という項目が記載されている。「本店」とは「京都本店」を意味し、「札上ヶ」とは販売価額が内部振替価額を上回る部分である。また、京下り物を主力商品とする「大坂呉服店」の「売物請取方」と「利損算用」とには、「京都」が下り荷物「札掛」が計上されている。そして、この時期の両店は黒字決算となっていることが多い。前述のほどく「京都本店」が独自に売上総利益を計算していることも考え合わせると、この時期の両店は、独立採算の利益責任単位であったと考えられる。

なお、「大坂呉服店」では『目録』の他に『半年目録』というものを作成していた。『半年目録』は一七二〇(享永七)年上期から一七二二(正徳元)年上期までの三期分が現存する(資料番号本二〇三三—二二〇二〇二〇九—二〇

二六一―三〇。『半年日録』の内容は、『日録』の内容とそれほど大きな差はない。主な相異点として、『日録』では商品種類ごとに「売物請取方」と「利損算用」とに販売利益が複記されているのに対し、『半年日録』では店全体の売上総利益が「売物請取方」と「売物払方」との差額として一括表示されて、「利損算用」に振り替えられていること、『日録』では総額主義で示されている受取利息と支払利息との一部が、『半年日録』では相殺されて純額で示されていること、『半年日録』の奥書では宛名人が高平・高沼・高伴の三人であり、重役の監査証明の記載がないこと、などがあげられる。『半年日録』が一七一一（正徳元）年下期以降も継続的に作成されたかどうか、他の店でも同様の報告書が作成されたのかどうかは、不明である。

### ③ 江戸本店の『日録』

「江戸本店」の「日録」の表示形式および計算構造は、江戸「茨丁口店」のものと同様であるが、若干の違いがみられる。「江戸本店」の場合、一七一一（享永七）年上期では、「売物請取方」に京下り物に対するかなり多額の「札上ヶ」が記録されているが、「利損差引」には計上されておらず、本店勘定のなかに吸収されている。すなわち、「札引」（内部振替価額からの値引額および棚卸評価損）が同店の費用とされているにもかかわらず、「札上ヶ」は同店の収益にはならないのである。また、「江戸本店」では、前記二店とは逆に、「利損差引」が費用を先に、収益を後に掲げているし、每期赤字になっている。したがって、この時期の「江戸本店」は利益責任単位になっていなかったと考えられる。「江戸本店」がすでに一七〇五（享永二）年から「京都本店」の統轄のもとに置かれていたのに対し、「大坂呉服店」および「茨丁口店」が一七一一（享永七）年の「大元方」成立時に新たに「本店一巻」に加わったという事情が、この違いをもたらしたのであろうか。ただし、一七一一（正徳元）年上期からは「札上ヶ」が収益に計上されている。

なお、「江戸本店」および「武丁口店」の『口録』には、同期から「売高差引」が設けられている。「売高差引」は、「売物請方」・「売物払方」の記載項目を組み替え、「本店一巻」の他店からの仕入れ物（京都本店を除く）と自店仕入れ物との売上原価および販売利益を全売上高から差し引いて、「京都本店」からの下り物の売上高を表示する。

#### ④ 上之店の『目録』

当時の「上之店」は、西陣物を仕入れて「京都本店」に渡す主要業務の他に、質屋を兼営していて、内部が「買物方」と「質方」との二つの組織に分かれていた。

「上之店」の『目録』本体の構成要素を順番にあげるとつぎのとおりである。「買物方」のミノの流れを示す「買物請方」と「買物払方」の勘定、「買物方」のカネの流れを示す「金銀請方」と「金銀払方」の勘定、「質方」の浅高試算表といった内容の『質方口録』、「質方」と「京都本店」との貸借を示す「本店金銀差引」、「買物方」と「質方」とを合併した「上之店」全体の集合損益勘定である「利寄セ」、「質方」の浅高勘定である「本有物覚」、以上である。そして、奥書（差出人、日付、宛名人）の後に、諸経費の明細書きである「小遣之仕分け」が記録されている。「金銀請方」「金銀払方」記載の現金や債権・債務は、「江戸本店」などのものとは異なり、期首残高が入出金額と相殺されて、期末残高しか明示されていない。

この時期の「上之店」の『目録』は、「買物方」と「質方」とを明瞭に分離して表示してはいたないので、一見、錯綜しているようであるが、この『目録』の記録を、「買物方」独自の、あるいは「上之店」全体の、完全な複式決算に組み替えることが可能である。「上之店」の諸経費は「質方」の費用とされているため、売上総利益イコール「買物方」の純利益となるので、「買物方」独自の損益勘定は不要であったのであろう。また、「買物方」の次期繰越残高は、現金および商品と「本店も過上之かり」として示される「買物方」独自の純資産との三項目だけであ

るから、「買物方」については、今日のいわゆる英米式決算法のように、逐高勘定を設けなくても十分であったと考えられる。

(2) 本店一巻の『大録』と『三年大勘定寄』

『大勘定目録』あるいは『大録』とよばれた「本店一巻」全体の合併計算書が(一七二五(享保一〇)年以降『大録』とよばれる)、一七一九(享保四)年上期のものから一八七〇年上期のものまで、ほとんど欠けることなく現存する(資料番号 統三二三五〜統四七八三)。また、前述のように、三井では六期すなわち三年ごとに「三年勘定」とよばれる特別の決算を行ったが、「本店一巻」全体の「三年勘定」の報告書である『三年大勘定寄』が(三ヶ年大勘定寄)、三ヶ年大勘定目録、三ヶ年大勘定とよばれた、一七一九〜二一(享保四〜六)年分のものから一八三九〜四一(天保一〇〜一二)年分のものまで、ほとんど現存する(資料番号 統三一四〇〜三三四〇、別六八九、本二〇三九、本二二三四、本二〇四九。ただし一七二七(享保一二)年までの三回分は、それぞれ『大勘定目録』と同一の冊子のなかに設けられ、独立した二冊の報告書となるのは享保一三〜一五年分からである)。

\*旧稿で、「安永四年(一七七五)には、……三井一家が三集団に分裂し、『三年勘定』が廃止された」と書いたが(1989)四五頁)、次章で述べるように、「大元方」および「両番店一巻」では「安永持分け」に際して実質的に「三年勘定」が廃止されたが、「本店一巻」では「三年勘定」が「持分け」後も続けられた。

一七一九(享保四)年上期より前に『大勘定目録』が作成されていたか否かは不明であるが、本章①で述べたように、一七一八、一七一九年に三井家の組織改革が大きく進展しているので、同期にはじめて作成されるようになる。

(2) 表

享保四<sup>己</sup> 正月ヨリ七月迄六勘定 本店

享保四<sup>己</sup> 八月迄七月迄六勘定

新金浪建

江戸本店

口録

金一千七百八拾八貫七兩五拾八匁四分

有物高  
但六拾五建

金四百九拾六貫貳百五拾貳匁八分

建四拾及寄之  
金差引

金一千九拾貳貫五百五匁六分

金四百七拾八貫八兩七拾三匁八分

頭卷割五歩引

引渡<sup>正味</sup>

金一千拾三貫六百貳拾九匁八分

亥七月店御有物

江戸一丁目店

口録

金一千九拾三貫四百三拾八匁九分

京物有高  
但正味浪建

金四百六拾七貫三百六拾四匁貳分

頭卷割四歩引

金一千貳拾正味百六拾八貫九拾四匁七分

金一千三拾六貫百五拾七匁六分

關東物有高  
但夏物共

金一千貳拾三貫六百四拾九匁七分

新掛高

金四百三貫三百九拾九匁

頭卷割四歩引

金一千三百貳拾貳貫五拾八匁貳分

金六百八拾八貫八拾五匁三分

時辰預り  
差引<sup>有浪</sup>  
建

金一千正味三百拾四貫三百九拾三匁八分

亥七月店御有物

大坂呉服店

口録

金一千二百六拾七貫九兩九拾五匁

代物有高

金四百貳拾六貫八百匁

頭卷割引

引渡正味二百四拾壹貫百九拾五匁

引一六拾九貫六百四拾壹匁

引一三三拾貫八百三拾六匁

引四三貫拾三匁

引渡正味三百七貫八百貳拾三匁

亥七月店御有物

上之店

口録

引一四拾七貫六百八拾五匁七分六厘

引内貳百九拾五匁

引渡正味四拾七貫三百九拾五匁七分六厘

亥七月店御有物

京本店

口録

引一千四拾七貫六百九拾壹匁七分七厘代物有高

但正味ノ

引一七拾六貫八匁五百五拾四匁二分

七厘三毛

引而正味有銀

引一百九拾四貫八百五拾七匁六分四厘

買破通帳寄指  
過上借し

引一正味貳千拾壹貫貳拾壹匁八厘三毛

引四三貫三百九拾貳匁九分六厘

引渡正味

引一七貫四百貳拾八匁一分貳厘三毛

亥七月店御有物

引正味可

引三千六百九拾貫六百六拾七匁四分

内

引三百七拾三匁口

定建引

引一千三百四拾三貫七百七匁一分五厘

申越月迄大勘定之  
節本店余慶銀

年限六元方ノ預り

引一千貳百三拾九貫九百七拾六匁

九分七厘貳毛

西成兩年功納外  
余慶銀也

引取而

每五百三拾老實九百八拾三及  
三分六厘老毛

亥正月より七月迄  
功納外糸塵類ニ成ル

每内貳百五拾實口八

小判相屋下りニ付  
旧冬口録之上退置

亥春利之仕分

每一千貳拾六實百五拾六及五分四厘六毛

認商徳高

内

每四拾貳實老實

建可實口  
大坂呉服店

每六實九百八拾五及七分

建七拾五實口  
江前一丁目店

每七實八百拾七及七分七厘

建なし  
上之店

每八拾實六百六拾九及四分  
三厘

京本店  
金銀利足指  
引而徳

每六百三拾八實六百八拾貳及六分四厘六毛

每貳百五拾實口

右之内山シ切

每五拾六實貳百五拾及

每金四百五兩老實貳米  
每銀三百九百七拾老及  
五分六厘

每老實三百及

每七百四拾六及三分  
八厘

每五實九拾七及六分

每七實七百六拾六及五分

本店

小判相屋下り  
ニ付旧各口録之  
上置置

亥ノ春功納

京本店台所  
通用并手代  
子供小遣香油  
口録有

堺屋太兵衛  
身上渡●付借  
浪之損

出入職人借  
米台力

聖誦拾掛  
并詰帳面借シ  
損銀

名代支取人  
祖頭發料

三右衛門  
利兵衛  
高兵衛  
万右衛門  
甚藏  
新六  
喜右衛門



藤助  
甚次郎  
用助

金六拾兩貳朱  
銀壹萬八百四拾三匁  
三分七厘

手代中途暇  
台力并持持万  
給金委細帳面有

金三萬七百五拾匁

江戸本店  
普請料退置

金百貳拾六匁八分

京本店  
普請方入用

金貳步

亥ノ香

銀九萬六千貳拾七匁  
卷分五厘

慶美銀

三萬九千九拾貳匁六分 江戸土店

金貳分

銀壹萬八百拾貳匁五厘 京本店

貳萬七千八匁五分 江戸一丁目店

老實八百貳拾四匁 大坂店

金拾四萬七百九拾四匁  
九分

江戸一丁目店  
亥春煩火ニ付  
普請料

金四萬七拾三匁

京大坂手代暇  
波御付候而取  
美先渡し

金八拾八萬六千四拾七匁  
五分

江戸京大坂  
手代元手銀ニ渡ス

貳拾壹萬五百匁

七萬五百匁

七萬五百匁

七萬五百匁

五萬匁

三萬匁

三萬七百五拾匁

六萬五百七拾貳匁五分

七萬三千匁

四萬五千匁

三萬匁

三萬匁

老實五百匁

老實七拾五匁

戸祭十郎次  
山口新七  
河辺直次郎  
田中三郎兵衛  
西河武右衛門  
嶋田宗七

小林忠助  
山口新七  
戸祭十郎次  
川辺直次郎  
田中三郎兵衛  
西河武右衛門  
嶋田宗七  
今井六郎兵衛  
坂本孫四郎  
中郷喜右衛門  
萩尾春右衛門  
中川用助  
山中安右衛門  
岡田孫右衛門  
田中与右衛門

金九拾六萬八千八拾八匁卷分貳厘五毛

京都七月持金老万九千三百

六拾三兩貳分貳朱文ノ春中  
四拾五及建相改四拾及建  
致●故五及通り違給之損

銀百三拾貳貫八百五拾八及五分

亥ノ七月江戸有物高千  
七百八拾八貫七百五拾八及四分  
春中四拾五及建を四拾及建  
相改申●付損銀ノ出ス

銀四拾五貫三百三拾五及

江戸本店  
口録利損差  
引東京々之出分

荒高六拾老貫貳百三及三分  
但六拾及建

銀金四百六拾六兩

此代銀貳拾貫九百七拾及

四拾五及かへ

銀銀四百七拾三貫貳百三及三分

八厘五毛

銀銀四百九拾四貫百七拾三及三分

八厘五毛

引渡而

銀五百三拾老貫九百八拾三及三分

六厘七毛

亥正月ノ七月迄

功納之外余慶銀

右之通ニ御座候以上

享保四年  
亥八月

岡本三右衛門  
依紀 花押  
橋井利兵衛

方秀 花押

東河万右衛門  
由知 花押

宗 竺 様 (高平)

宗 印 様 (高治)

宗 利 様 (高件)

八郎次郎 様 (高久)

次郎右衛門 様 (高香)

八郎右衛門 様 (高房)

右勘定相改相違無御座候以上

小林一喜次郎

中西 宗助

ったとも考えられる。一七一八年には、三井同苗九家の「大元方」に対する「歩」（持分所有率）が定められ、「御用所」が「京都本店」に吸収された。一七一九年には、三井九家の「親分」が置かれるようになり、奉公人の階階が改められ、「両替店一巻」が形成された。また、「三年勘定」によって、「大元方」直属店の留保利益の一部を奉公人の賞与とし、残りの大部分を持分法 (equity method) 的処理により「大元方」に振り替えるようになったのも、一七一九年からである。ただ、それより前にも、不定期に（四年半と二年半）各店の留保利益を「大元方」に吸収しているのでは（頁参照）、「本店一巻」全体もしくは「京都本店」を会計実体とする損益計算を含む決算も、ならぬかの形で行われていたものと思われる。

それでは、最初の一七一九（享保四）年上期の『大録』を資料2-13として掲げる（この期のもは『大勘定』と記されている）。「大録」の表示上の基本的な構成は、「本店一巻」内部の組織変更にもなう変化を除けば、その大要がすべての時期で一貫して、「本店一巻」構成店各店の資産・負債・純資産（または純資産のみ）を表示したうえで、一巻全体の財産（資産・資本負債）計算を報告する部分と、一巻全体の損益（収益・費用）計算を示す部分とからできている。一巻全体の当期純利益の数値が、両計算の結果で一致する完全な複式決算となっている。

一七二九（享保二四）年上期以降の『大録』には、この期に木綿類や関東産絹織物を主力商品とする「向店」が「本店一巻」に加わったので、以後その記録が載るようになった。ただし、本支店合併貸借対照表の部分には、同店の純資産のみが、合併損益計算書部分には、同店の純利益のみが記載されているにすぎない。おそらく、「京都本店」では「向店」の投資と利益について持分法的処理をしたものと考えられる。

一七二二（享保七）年上期から『大録』の「惣商徳高」（収益の部）に、三部の「本店」の利益計算に変化がみられる。『大録』に記載された一七一九（享保四）年上期から一七二二年下期までの収益項目の摘要書きを順に示すと、

「建百貫目大坂呉服店」「建七拾五貫目江戸一丁目店」、「建なし上之店」、「京本店 金銀利足指引（差引）て徳」、  
「京本店一卷札掛」、および「江戸本店」口録之上利損差引て出口ニ成ル」の六つになる。最大の収益項目である「京  
本店一卷札掛」は、「京本店」独自の売上総利益であると思われる。「京本店 金銀利足指引て徳」は、「京本店」  
の金融活動上の収益と費用とを相殺した純益額である。他の四項目は、それぞれの店で計算された純利益である。  
「差」とは、きまりというふうな意味であるが、この「京本店」からの投資額中の確定額部分を指すのであら  
う。「江戸本店」の純利益が他の三店のもので記載位置および摘要書きに相異なることは興味深い。この時期の  
「三年大勘定寄」をみると、「大坂呉服店」、「老丁口店」、「上之店」の三店については、それぞれの純利益の六期  
合計額が計算されている。しかし、「江戸本店」の純利益は、「京本店 金銀利足指引て徳」および「京本店一卷札掛」  
とともに、「京江戸本店一卷」六期分の合計額のなかに包含されてしまっている。本来、「江戸本店」は独立の利益  
責任単位とは考えられていなかったであろう。しかしながら、一七二〇（享保五）年下期についてみると、一七  
八貫一九〇又六分の「江戸本店」口録 利足テ出口ニ成ル」のうち「尤、六拾七貫目ハ京都札掛ノ内也」という但し  
書きもある。また、多額の黒字を出しているのも、この時期の「江戸本店」は、「大元方」成立直後や一七二三（一  
七二二）年以後とは異なり、自店独自の売上総利益を計算していたのかもしれない。

\*ただし、一七一九（享保四）年上期には六項目の他に、「小判指下りニ付留冬日録之上返置」という為替差益の前期損益  
修正かと思われる額額二二〇貫目が記されている（巻三二三）。なお、一七一九年から一八四一（天保一二）年までの「大  
録」の収益項目を要約した表が、賀川「[80]」二六一、二六四頁に掲げられている。

一七二二（享保七）年上期に、「大坂呉服店」の純利益の摘要書きは「大坂店 利損差引 出口」に変わり、「但東

之春一七二三年上期」も京札新荷下シ「新建相改」と但し書きが付してある。一七二三年下期には、最大の収益項目の摘要書きが「京本店・江戸本店・大坂呉服店・一卷之出口」と変わっている。また、一七二二年以降の「三年大勘定寄」には、「大坂呉服店」の純益が、「巷丁口店」や「上之店」(一七二九(享保一四)年上期以降には「向店」も加わる)のそれぞれの純益とともに表示されているが、「大坂呉服店」については「寛古法百貫目、只今京札下し候得共、此建ニ直し見候て」と但し書きが付いている。さらに、「享保八年に……決算方法の変更があつたものと考えられ」(寛川[35][二八頁)、一七二二(享保八)年上期から「江戸本店」と「大坂呉服店」とは恒常的に赤字決算となり、両店それぞれについて「口録利損差引不足京の出分」が、『大勘定口録』(大録)の「右之内出シ切」(収益に対する費用の意味)の部に計上されるようになる。以上のことから、一七二二、三年頃に、「大坂呉服店」は「江戸本店」とともに、独自の売上総利益の計算をやめて、利益責任単位としての性格を失い、一方、『大録』で江戸・京・大坂の三店を合計した売上総利益を算出するようになったものと思われる。一七二五(享保一〇)年に「大坂呉服店」が「大坂本店」に改称するのも(三井文庫[35][七六六頁)、このこととは無縁ではないであろう。

\*「江戸本店」と「大坂本店」とが、一七二二(享保七)年下期までかなりの黒字を計上し、一七二三(享保八)年上期から赤字に転換するのは、一七二二年にすでに決算方法の変更は行われたが、それまでに安価な内部振替価格で送られた品の在庫があつたためと、考えられないこともない。

ところで、一七二二(享保七)年に制定された三井家の家憲『宗竺遺書』の「大元方頭領役之事」という段には、「親分へ差続き候て、同苗之内年かき器置有ものを三人充頭領役として、大元方諸事店々之儀引請世話可致候」とし、「店々勘定口録吟味是重要候」ゆえに、「元々立合之上相改」べきことが、規定されている(三井文庫[35][一

〇、一一頁。『大勘定目録』の奥書をみると、一七一九（享保四）年上期の現存最古のものから、この規定の内容のことが行われていたことがわかる。すなわち、『大勘定目録』（大録）は、決算日の一、二カ月後に「京都本店」の重役三、四人から三井家当主（同苗）中の有力者二、三人宛（一七一九年上期のみは同苗六人宛）に提出され、「京都本店」の最高位の重役（元禄）一、二名の監査が行われている。そして、その三、四カ月後（決算日の約五カ月後）の日付で、宛名人となっている同苗と、「京都本店」や「京都両替店」の元禄が、「立会相改」めて責任解除がなされている。

### (3) 寛保三年の本店「巻各店の『目録』」

一七四三（寛保三）年上期および下期については、「本店一巻」の構成店である「京都本店」「江戸本店」「大坂本店」「江戸巻丁目店」「江戸向店」「上之店」の六店の『目録』が、まとまって現存する（資料番号 統三三七九、統三三八〇―一、統三三八一―三三八四、統三三八六―三三八七―一、統三三八八―三三九一）。この前後の時期の「本店一巻」の会計資料が、「本店一巻」全体の合併決算報告書である『大録』と『三年大勘定寄』を除き、ほとんど現存せず、この年の『目録』だけが揃っている。これは、六角家（次男家）の高勝がこの年に「大元方」の寄台への出席を拒否したことに関連しているものと思われる。

この年の各店の『目録』の奥書は、宛名が三井同苗中の有力者三人であることや（ただし「巻丁目店」「旧」「小野田」店のものにはこの三人の他に小野田八助が加わる）、「上之店」のものに「京都本店」の重役などの監査証明がないことを除けば、「大元方」成立直後のものと同様の事項が記載されている（前掲の資料2-1、2-2参照）。すなわち、「京都本店」「江戸本店」「大坂本店」の三店の『目録』では、それぞれ、各店の上位役職者数名が署名し、各

店の重役三、四人が監査証明をしている。「江戸向店」および「江戸屋丁店」の『日録』では、各店の重役・上位役職者数名が署名者となり、「江戸本店」の重役が監査人となっている。江戸の三店および「大坂本店」の『日録』では、そのときに江戸または大坂勤番にあつてゐた三井家当主が監査人に加わつてゐる。

『大録』は、奥書の記載事項も本体の計算記録構造も、前項で述べた享保後期のものと、その後もほとんど変化がないのでここでは叙述を略す。以下に、一七四三(寛保三)年の各店の『日録』本体の内容をざらへていくことにする。

#### ① 京都本店の『日録』

この年の「京都本店」の『日録』本体の構成要素は、「売物請方」「売物払方」「売物残り物」、「仕掛引」、「日合利足之寄」、「金銀請方」「金銀払方」、「有物之寄」となつてゐる。さらに、奥書の後に「日合出入之寄」というものが設けられ、そのなかで「買帳諸通帳利足入」、「方々貸し金銀利足入」、および「為替打銀并方々利足出」の差し引き計算が行われている。前掲の「大元方」成立直後のものとは異なり、「売物差引」がなくて「京都本店」独自の売上総利益の計算が行われていない。

#### ② 江戸本店・大坂本店の『日録』

一七四三年(寛保三)年の「江戸本店」の『日録』は、外面的な簿記表示形式も実質的な会計計算構造も、「大元方」成立二年(一七一〇)正徳元年以降のものと、費用が収益より先に記載されることなども含めて同様である。「大坂本店」の寛保三年の『日録』の記録表示形式は、「江戸本店」と同様の「売高差引」が付け加えられたのを除けば、収益が費用より先に記載されることなども含め、「大元方」成立直後の(一七一〇)(宝永七)年のものと同様である。しかし、実質的な会計計算構造は、「江戸本店」のものと同様になつていて、宝永・正徳期のものにあつた「京店」の「下り荷物札掛利」が姿を消してゐる。

### ③ 老丁目店・向店の『目録』

「老丁目店」の寛保三年の『目録』は、宝永・正徳期のものと比べると、「従<sub>レ</sub>京都<sub>一</sub>請高」「内<sub>レ</sub>京都<sub>一</sub>え<sub>レ</sub>登<sub>レ</sub>高」という見出しのもとに本店勘定を明示するという表示形式上の変化がみられる。しかし、基本的な計算構造上の変化はない。この時期には「江戸本店」および「大坂本店」が利益責任単位ではなかったのに対し、「老丁目店」は独立採算を維持していたのである。「向店」の寛保三年の『目録』は、表示形式も計算構造も同年の「老丁目店」のものと同様である。ただ、同店の「売高差引」は、「江戸本店」「老丁目店」「大坂本店」のもののように「京都本店」からの下り物の売上高を示すのではなく、全売上高から、「京都本店」や「老丁目店」からの仕入品の売上高を引いて、自店仕入れ商品の売上高を示す。

### ④ 上之店の『目録』

寛保三年には「上之店」のなかに「買方」などの下位組織は存在せず、『目録』はすっきりした構造になっている。『目録』の前半は、「買物請方」「買物払方」、「金銀請方」「金銀払方」、「利寄」、および「本有物」で構成される。目録の後半は、付属明細書といった内容で、「買物利廻り荒仕分」、「小遣仕分」、「賄方貸預り」、「織屋当座貸」、および「有金銀」から成り立っている。

## 4 両替店一巻(両替店などの店集団)の会計

### (1) 江戸両替店の『勘定目録』

三井家の「両替店一巻」の監査管理組織については本章①で略述したが、ここでは、「傘下諸店」「京両替店」→「大



「元方」という、階層的な (hierarchical) 内部会計報告制度について検討していきなす。

「両替店一巻」では、「糸店」と「問之町店」とが十二月晦日を決算とする年一回決算であった。一方、「両替店」三店では七月一日と十二月晦日の年二回決算であった。「京都両替店」傘下の各店は、それぞれが会計単位となり、『勘定日録』とか『惣勘定日録』、『店日録』あるいは単に『日録』などと呼ばれた決算報告書(以下、『勘定日録』と略す)を「京都両替店」に提出した。「京都両替店」は、傘下諸店への投資とその利益に関して、(今日、非連結子会社または関連会社に於いて適用される)持分法 (equity method) とよく似た会計処理をして、自店の『勘定日録』を作成し、それと傘下店からの『勘定日録』とを合わせて「大元方」に提出した。『三井事業史』の松本四郎教授の記述によれば、一七二二(享保七)年と一七二七(享保一二)年に、江戸および大坂の「両替店」では「店日録」は正月末日と八月一日につくって京都へ送ることと、「大阪・江戸の店日録が来るのを待って、京両替店の日録は二月末日と八月末日までに仕上げる」ことが定められた(三井文庫「蔵」二二三、二二四頁)。

「京都両替店」の傘下店は、自店の勘定日録の控帳である『日録帳』(『日録控』または『日録控』ともよばれた)を作成し、「京都両替店」は、『日録留』とよばれる、傘下店のものの控帳と自店のものの控帳とを作成した。つまり、「大阪両替店」作の『日録帳』と「京都両替店」作の『大阪店日録留』とは、内容が同一である。『勘定日録』は各期ごとに一つの簿冊となっているが、『日録帳』や『日録留』は、累年記録として、一冊に数年分が記録されている。これらの会計史料の現存状況を表2-1-1の表をみた。

それではまず、「江戸両替店」の『勘定日録』からみていこう。同店の『勘定日録』は、一七七四(安永三)年より前のものでは、元のままの形で現存するものがみつからないが、紙背文書から一七五六(宝暦六)年下期分を復原したものが、田中康雄の論文に全文翻刻されている(三三二二八二、二八九頁)。それを表2-1-1としてまとめた。

表 2-3 両替店 3 店の決算報告の現存情況

京都両替所		江戸両替所		大阪両替所		
勘定目録	目録留	勘定目録	江戸店 目録留	勘定目録	目録扣 (目録帳)	大阪店 目録留
1772上 ↓ 1773下 #1774上		*1756下 *1758下 *1764上 *1766上 ↓ *1769上			1728上 ↓ 1763下	
#1793下 1791下 ↓	1786上 ↓	#1793下	1786上 ↓	#1793下	1794上 ↓	
1798下  1818上 ↓ 1870下	1804下 1810下 ↓ 1814下 1819下 ↓ 1832下 1837上 ↓ 1859上	1818上 ↓ 1871下	1823下 1831上 ↓ 1871下	1818上 ↓ 1871下	1809下 ↓ 1818下 ↓ 1825下 1839下 ↓ 1845下 1853下 ↓ 1859上	1798下 ↓ 1872下

- (注) 1. 「江戸店目録留」および「大阪店目録留」は、それぞれ江戸両替店および大阪両替店から送られてきた「(勘定)目録」を京都両替店で翌年記録したもの。「目録留」は京都両替店が自店の目録を、「目録扣」「目録控」または「目録帳」は大阪両替店が自店の目録を、それぞれ翌年記録したものの。  
 2. 「上」は上期を「下」は下期を示す。  
 3. #印は写し、\*印は紙背文書を復元したもの。  
 4. 安永持分=企業分割は1775(安永4)年上期から、寛政一致=再結合は1797(寛政9)年下期から実施。  
 (出所) 田中[1974]の第1表をもとに、「三井家記録文書目録」第一巻(本号)、第二巻(別号)、第三巻(続号)、第四巻(追号)により補正。

表 2-4 江戸両替店の貸借対照表と損益計算書 1756(宝暦 6)年下期

預り方(資本負債の部)		
両歩	貫 匁	貸 入
金19,100		京都店 通用
1,082. 1	銀1,090. 127	右両所 差引残
24		大坂店 差引残
15,000		京都店 定借り 年+(5)
300		大元方 定借り 利なし
1,600		永退金預り 利なし
100		花伝院 専性様御堂金 年+
50		北原半右衛門 年+
50		那須 三立 年+
50		遠山左野右衛門殿 年+(4)
6,000		京都店 年+
2,000		京都店 家賃金引当 年+
1,500		京都店 年+
1,000		大岡出雲守様 年+
40		福井道智 年+
900		京都店 家守中年賦引当
3,000		准后様 年(1)
48		坂本新左衛門様 月+(3)
140		嶋半之允殿 年+
100		山本左仲殿 年+
300		亀田喜四郎 年+
50		伊佐お千代殿 年+
40. 3	. 12. 12	御神楽橋 年+
83. 1	. 9	天神橋 稲荷橋 年+
3,000		裏金様 利なし
250		店普請金様 利なし
7. 2		杉岡弥太郎様 年
15. 1	4,331. 56	御裏美方
100		白子屋権兵衛 大豆貫内取
104	. 13. 75	諸方 利足預
630. 2	. 31. 8	五春 利足入
14. 2	. 10. 87	坂本町 取立高
339	. 8. 91	本町四町目 取立高
1,013. 2	. 4	25ヶ所 差引残
689. 2	. 11. 97	家方40ヶ所 差引残
金59,722兩	銀5,512. 407	

貸シ方(資産の部)		
両歩	貫 匁	貸 出
金10,890		家賃貸 [内訳省略]
4,551	銀 . 2. 4	米賃貸 [内訳省略]
40,500		准后様貸附 [内訳省略]
	1,687. 866	大坂店 指引残
300		京都店 定貸 年+(8)
25		久間佐兵衛様
380		大岡越前守 御組中
1,000		御門主様 丑7月限 年(1)
325		大久保右亮様 御組中
146		三郎助様
90		宗右衛門様
20		杉岡弥太郎様 年+(5)
100		大塚次郎兵衛 沽券状預 月+(6)+
30		久間佐兵衛様
906. 1	. 37. 885	家方除金 指引残
751. 2	. 271. 6	家方家守中 年賦貸
187. 3	3,518. 651	有金銀
金60,202兩2歩	銀5,518. 402	
指引シテ		
1,480. 2	. 5. 995	[当期純利益]
金58,722兩	銀5,512. 407	[「預り方」合計]

仕分

		入方〔収益の部〕	
両歩	貫匁		
金 253. 1	銀 . 14. 81	家方 子奉 功納之外2割高	
2, 912	5, 406. 97	利足入	
41	6, 217. 655	歩打入	
(内) (41)	(. 9. 45)	・牧野様 下下院20人扶持代	
	(6, 208. 205)	・歩切賃 銀銭売買値違徳	
<u>金3, 206両1歩</u>	<u>銀11, 639. 435</u>		

		私方〔費用の部〕	
両歩	貫匁		
金 1, 225	銀 . 80. 98	利足払	
(375)		・定借金 利足	
(336)	(. 8.)	・通用金 利足	
(150)		・海保 家賃金代り6000両 利足	
(37. 2)		・右同断 金1500両 利足	
(40)		・別貸 家賃金代り2000両 利足	
(150)		・准后 様御預 金3000両 御利足	
(136. 2)	(. 72. 98)	・諸方 御屋敷方・寺社方・町方預金利足	
	11, 362. 5	名代・支配人・組頭 役料	
76. 1	. 176. 89	店前入目	
(内) (20)	(. 6. 45)	・当季分 店地代	
(. 3)	(. 13. 2)	・当季分 店会所地代之割	
	(. 22. 1)	・神田明神御神楽 入目割	
(25)	(. 24. 53)	・店所々 禮入目 道具直 付屬等	
(22. 3)		・春木彦七 登り路用土産饅頭等	
(7. 3)	(. 110. 61)	・深川藏々 近所出火之節人足賃等	
249. 2	. 13. 07	当季中 店前入目并手代子供小遣代	
<u>金 1, 550両3歩</u>	<u>銀11, 633. 44</u>		
[3, 206. 1]	[11, 639. 435]	〔「入方」合計〕	
指引シテ1, 655. 2	. 5. 995	要金積 除*	
内 100		店普請金積 除*	
25		当季分 為替金	
50		〔当期純利益〕	
<u>残 金1, 480両2歩</u>	<u>銀 . 5. 995</u>		

- (注) 1. 1両=4歩, 1歩=4匁。  
 2. [ ]で囲んだ数字および項目は、資料に記載されていないが、わかりやすくするために補う。  
 逆に、資料に記載されている数字の一部に、見やすくするために( )を付す。  
 (出所) 田中[1974]282~289頁の復元紙背文書より作成。

「江戸両替店」の『勘定口録』の基本的な構造は、「京都両替店」および「大坂両替店」のものと同様で、「預り方」(資本負債の部)および「貸シ方」(資産の部)の貸借対照表部分と、「入方」(収益の部)および「払方」の損益計算書部分から成り立ち(ただし「京都両替店」のものでは損益計算書部分に「巻全体の利益計算が付加)、決算月と提出者と提出先が奥書に示されている。「江戸両替店」のものでは、金額および銀額それぞれの合計額は計算されていないが、金額と銀額とをいずれかに換算して両者の合計を出すということはしていない。一七五六年下期のものについて具体的にみると、財産計算で、「預り方」合計額的全五万八七二兩と銀五貫五十二匁四分七厘とを、「貸シ方」合計額的全六万二〇二兩二歩と銀五貫五十一匁四分二厘とから差し引いて、全一四八〇兩二歩と銀五匁九分九厘と毛の当期純利益を計上している。損益計算では、「入方」合計額的全三三〇六兩余と銀一貫六三三匁余とを差し、「払方」の「利足払」から「店賄入口」までの合計額である全一五五〇兩余と銀一貫六三三匁余とを差し引いて、業務利益ともよびうる全一六五五兩余と銀五匁九分九厘とを算出する。この業務利益から「要金積」、「庄普請金積」<sup>よ</sup>、および「為金積」<sup>のほ</sup>を差し引いて、当期純利益の全一四八〇兩余と銀五匁九分九厘とを計算する\*。

\*旧稿では、「要金」などの減額計算を利益処分と表現したが(113頁、144、146頁)、これらは利益処分とみることも不可能ではないけれども、むしろ費用の区分表示とみた方がよいように思われる。

「江戸両替店」の「預り方」(資本負債の部)で最も大きな比重を占めるのが、「京都両替店」からの投融资額で、一七五六(宝暦六)年下期では総資本額の四分の三に達している。「京都店 定借り年々」として一万五千兩とあるのは、「京都両替店」から「江戸両替店」への定額出(融)資部分で、その金額は幕末にいたるまで変化していない。「年々」というのは利率である(この場合年利五割)。イ、セ、マ、ツ、サ、カ、エ、チ、ウ、ンという符丁がそれぞれ

一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇の各数を示す。「京都両替店」からの投融資以外で金額の大きいものには、「要金積」(貸倒リザーブ)や、「准后株」と表示された幕府からの預り金がある。後者は、一七四五(延享二)年からはじめられた名目金貸付に関するものである。名目金貸付は、幕府から預かった金を町人に貸すという名目にすることで、「貸付金が滞った際の裁許において幕府の特別の保護」(賀川[1980]八六頁、[93]一五七頁)があった貸付けである。「店普請金積」というリザーブは、この期ではまだ少ないが、以後かなりの額になるまで引き当てられ、取り崩されることもあった。期末残高は少ないが、「京両替店」および「大坂両替店」との交互計算残高の債務である「京都店差引残」「大坂店差引残」という項目がある。交互計算なので、残高が債権となることもあり、一七五六年下期のものでは、「大坂店」に対しては、金が「借」、銀が「貸」となっている。ところで、資本負債項目の配列順序は、この期にかざらずおおむね「京両替店」関係と「大坂店差引残」が前の方に掲げられるが、それ以外には規則性が認めがたい。

「江戸両替店」の「貸シ方」(資産の部)は、おおむね「家賃貸」、「賃物貸」(一七五六年下期では「米賃貸」のみであるが、他の品物が賃物となることもある)、名目金貸付、「京都店差引残」、「大坂店差引残」、その他の順に配列されている。名目金貸付が、「江戸両替店」の資産運用の中心になっていて、その貸付額残高は、幕府からの預り額残高よりもはるかに多い。おおむね、資金源泉にかかわりなく(貸借対照表の資産と負債との間には個別的対応があるわけではない)から、あるいは意味ではあたりまえともいえるが、三井の「江戸両替店」では、町人に対する貸付がどこにおった場合にも、名目金がどこにおったこととして訴訟を起したのであろう(日常取引記録の帳簿類とは異なり、決算(内部)報告書が裁判証拠に用いられることはなかったであらう)。

収益の前である「入方」には、「江戸両替店」では通常、「家方功納外ニツ割高」、「利足入」、および「歩打入」(後

のものである。「歩切賃・銀銭売買直達徳」と書かれることが多い。の三項目が記録されている。「家方功納外ニツ割高」は、「大元方」所有の江戸の不動産を管理することにもなる収益である。すなわち、本章②で述べたように、「大元方」の江戸有家の管理が一七二三（享保八）年に「江戸両替店」に移されたが、その不動産のうち、「元方直請八カ所」（一七五六年では二五カ所）については「宿賃一賃賃料」から入用（経費）を差し引いた純益を、「両替店請三五カ所」（一七五六年では四〇カ所）については、「宿賃のうち定額を、江戸両替店が大元方に納める」ようになった（今井「三三」二〇五頁）。後者の「江戸両替店」の取り分が「家方功納外ニツ割高」である。さて、「利足入」は、「江戸両替店」の収益の大部分を占め、主として受取利息より成る。「歩切賃銀銭売買直達徳」は、両替手数料や為替差益などである。

費用の部である「払方」の項目には、「江戸両替店」の場合、通常、「利足払」、「名代・支配人・組頭役料」、「店前入口」、および「店賄入口并手代子供小遣代」の四項目がある。「利足払」は主として支払利息で、同店の費用の大部分を占める。その支払利息の過半は「京両替店」からの負債に対するものである。「名代支配人組頭役料」は役付きの奉公人への定額の給料である。「店前入口」および「店賄入口」は、住込奉公人の食費を含む、店用の諸経費・雑費である。

このような収益と費用とを「指引シテ」当期の業務利益算出し、そこから「要銀積」「店普請金積」のリザーブと「為登金」とを差し引いて、当期純利益を計算する。「為登金」は「登七金」とも書かれ、京都に送る金という意味であるが、現金が実際に送られるわけではない。「京両替店」では、損益計算を介することなしに「為登金」をリザーブに振り替えている。「要金積」「店普請金積」「為登金」の三項目は、原則として、債権・不動産残高や利益の多寡に関係なく、每期一定である。このように計算された当期純利益が、持分法 (equity method) のような

処理で、「京兩替店」の利益に振り替えられる。

(2) 大坂兩替店の『目録扣』

「大坂兩替店」の『勘定目録』は、三井一家が分裂する前の一七七四年以前のものについては、一七七四（安永三）年上期のもの写しが現存するのみであるが、『目録帳』（または『目録扣』。資料番号本一七四八―一七五三、追八〇、八一、統一一一七）によって、一七二八（享保一三）年上期から一七六三（宝曆一三）年下期までのもの内容がわかる。

「大坂兩替店」の『勘定目録』の計算構造も「江戸兩替店」のものとおおむね同様である。「預り方」（資本負債の部）の過半が「京兩替店」からの投融資額であることは、「江戸兩替店」と同様であるが、公金為替の預り金を「京都兩替店」と折半した「御為替割渡」（単に「御為替」ともいう）がかなりの額になる。三井では、幕府が西国年貢米の売却代金などとして大坂御金蔵に集めた銀貨を受け取り、それを六〇〜九〇日後に江戸の御金奉行へ上納するという「大坂御金蔵銀為替御用」を引き受けて（三井文庫「38」四一頁）、預かった公金を町人への貸付け資金に回していた。同店の「貸シ方」（資産の部）の主要項目は、「延為替并延為替」「家賃貸」「御屋敷賃」「質物貸」、その他である（配列順）。「延為替」「おまび」「延為替」「おまび」などが、為替金融に擬制させた、実質的な不動産担保貸付であるとみられる。公金為替との関連を利用した擬制為替金融は、「御為替証文の形式を整えている」ことによって、訴訟における「先訴特権」が幕府から与えられた（賀川「38」四九頁、「38」一一二頁）。同店の資産運用の中心が「延為替」で、その残高は、幕府の公金為替預り額残高よりもはるかに多い。



\* 『三井兩替店』には、延為替について、「特權を持つ資金であるため、三井の手持ちの金銀を御為替と称して貸付ければ有利となるが、前述の『御為替御浪請私留』でみるかぎり、幕府から受取った範囲内で貸付けられているようである」(日本經濟史研究所「283」三三頁)とある。しかし、同資料からは、御為替として幕府から預かる現金銀の受取額と、その資金による新規貸付額とがわかるにすぎず、幕府へ納金するために既存の貸付がどれだけ回収されたのかは、わからない。

「大坂兩替店」の「入方」(収益の部)項目には、「通常、「打利足入」と「小判淺売買直違 式朱繼貸出口之欠差引」(歩切實)の二つがある。「打利足入」は受取利息と為替打銀とからなる。新保博によれば、この打銀はつぎのような性格のものである。「擬制為替の場合には打銀は為替相場とは無関係に一定の利率にしたがって決められ……しかし、兩替商のおこなう一般の貸付においては利息は後払いであったが、……為替取引においては為替取組のさいに打銀(為替手数料)が享受されるのであるが、擬制為替においても利息が為替打銀という形をとってあらわれるために、……事実上振出人が兩替商から受取る金額は手形額面から利息分を控除した額となる」(283)七六、七七頁)。ただし、「大坂兩替店」の『日録帳』をみると、家賃貸の「利足」の未経過分すなわち前受利息が、打銀の未経過分と同様に、負債として「預り方」に計上されているので、貸付け金利息が必ずしも後払いばかりではないことがわかる。

「大坂兩替店」の「払方」(費用の部)には、通常、「利足払」「御為替入月」「店前入月」「役料」および「賄方」入口并手代子供小遣銀」の五項目がある。「御為替入月」(幕府役人への付け届けなどの経費)が計上されている以外は、「江戸兩替店」のものと大同小異である。「大坂兩替店」の業務外費用項目には、はじめ「要銀積」(貸倒リザーブ)だけであったが、やがて「京都為替銀」が加わる。持分法的な処理で「京都兩替店」の利益計算に振り替えられる当期純利益が、「大坂兩替店」では「延銀」とはばれている。「大坂兩替店」の『日録帳』の一七二八(享保一

表2-5 大坂両替店の貸借対照表と損益計算書 1728(享保13)年下期

〔貸借対照表〕

貸シ方〔資産の部〕		預り方〔資本負債の部〕	
延為替並座為替	貸 欠	元 建	貸 欠
家御質屋敷	1,383.144	御為替割透り	250.000
御質屋敷	978.607	京兩替店よ	310.240
質屋敷	142.935	江戸兩代替	3,210.640
質屋敷	1,537.230	江手家勸元分	131.798
質屋敷	20.500	手家勸元分	3.868
質屋敷	8.811	家勸元分	5.880
質屋敷	400	勸元分	2.497
質屋敷	76.750	元分	79.000
質屋敷	9.195	元分	1.080
質屋敷	16.605	元分	56.451
質屋敷	34.745	元分	57.593
		元分	45.081
		「預り方」合計	4,154.145
		延銀〔当期純利益〕	55.028
「貸シ方」合計	4,209.174	計	4,209.174

〔損益計算書〕

払方〔費用の部〕		入方〔収益の部〕	
利御店賄役	貸 欠	打歩	貸 欠
利御店賄役	127.413	打歩	214.755
利御店賄役	4.965	利切	2.034
利御店賄役	5.245		
利御店賄役	4.867		
利御店賄役	5.570		
「払方」合計	148.061		
差引〔業務利益〕	68.728		
計	216.790	「入方」合計	216.790
要銀延銀〔当期純利益〕	13.700	〔業務利益〕	68.728
	55.028		
	68.728		68.728

(注) 収末簿は切り捨てである。  
 (出所) 買川[1974]47頁、[1985]188頁。ただし、表示方法は変えたところがある。

表2-6 京都両替店の賃借対照表と損益計算書 1728(享保13)年下期

〔賃借対照表〕

貸シ方〔資産の部〕		預り方〔資本負債の部〕	
	貸 元		貸 元
延為替	1,627.400	元 慶 全	2,000.000
大江名外	875.560	大元 元 方	1,680.995
大坂店外	146.200	御 方 引	754.125
大坂店御為替	3,340.000	御 為 替	987.947
江戸両替店指	310.240	御 屋 敷 方 常 預	137.706
大坂両替店指	36.847	町 方 寺 方 常 預	149.644
大坂両替店指	120.640	利 足 預	11.711
手奥小弘	18.180	当 内 要 銀 積	609.404
米津出羽	10.236	内 十ノ一 銀 積	60.425
酒井伊守	45.614	内 忠印新 延 銀	90.101
從屋敷方取	48.362	江 戸 店	105.636
當座貸並為	47.574	金 建 持 金	29.240
大元方	611.268	当 内 預	292.400
大判40枚	大判40枚	幸 打 預	29.602
		手 代 元 方	58.437
		内 井 元 伊 守	1,608
		江 戸 店	63.209
		年 賦 納	2.714
			50.000
			959.244
「貸シ方」合計	7,355.676	「預り方」合計	7,469.731

〔損益計算書〕

払方〔費用の部〕		入方〔収益の部〕	
	貸 元		貸 元
利内御為替	179.010	打内大坂店	298.880
常預金利	13.263	大 坂 店 通 用 利 足	100.427
通用金利	6.000	江 戸 店 通 用 利 足	1.218
牧野越中守引	23.677	大 坂 店 御 為 替 利 足	6.096
新 建 銀 除	17.940	大 坂 店 御 為 替 利 足	7.694
方 預 利 足	10.000	大 坂 店 御 為 替 利 足	45.562
元 前 利 足	66.430	大 坂 店 御 為 替 利 足	32.810
店 入 目 料	20.000	大 坂 店 御 為 替 利 足	7.317
食 届 入 目 料	2.235	大 坂 店 御 為 替 利 足	55.819
時 納 方 入 目 料	5.020	大 坂 店 御 為 替 利 足	40.056
	12.803	大 坂 店 御 為 替 利 足	1.200
	1.921	大 坂 店 御 為 替 利 足	180
	10.245	大 坂 店 御 為 替 利 足	197
		大 坂 店 御 為 替 利 足	2.929
「払方」合計	211.236	「入方」合計	302.007
延銀〔当期純利益〕	90.770		
計	302.007	計	155.831
切 納	100.000	京 都 店 延 銀	90.770
功 納 外 延 銀	55.831	江 戸 店 延 銀	10.032
		大 坂 店 延 銀	55.028
計	155.831	計	155.831

(注) 1. 丸末満は切り捨てである。  
 2. 「大濶帳」(総勘定元帳)に現金勘定などが設けられていないので、賃借対照表の貸シ方合計額と預り方合計額とが一致しない。  
 3. 損益計算書の利足払のうち、「大」と記したものは大元方へ支払われたもの。  
 (出所) 真川[1974]45, 46頁, [1985]186, 187頁。ただし、表示方法は変えたところがあり(注)1, 2も筆者が補なう。

三) 年下期分を賀川氏が表にまとめているが(「55」四七頁、「56」一八八頁)、それを、表示方法に若干変更を加えて、表2-15として掲げる。

### (3) 京都両替店(一巻の統轄店)の決算

「京両替店」の『勘定口録』の計算構造も、貸借対照表部分と損益計算書部分とからできているという点では、傘下店のもと同様である。しかし、同店が「両替店一巻」の統轄店であったことから、一巻全体の利益を測定し、その処分額を決定するところに特徴がある。

「京都両替店」の初期の『勘定口録』は現存しないが、総勘定元帳にあたる『大福帳』の一七二八(享保一三)年下期のものを、賀川氏がまとめているので(「57」四五―六頁、「58」一八六、一八七頁)、それを、表示方法に若干変更を加えて、表2-16として掲げる。この『大福帳』(巻八五五)には現金勘定にあたるものが設けられていないので、「預り方」(資本負債の部)と「貸シ方」(資産の部)との合計額が一致しない。

この期の資産構成は、賀川氏の言葉を借りれば、つぎのようになっている。「御為替割渡を含めて大坂両替店への融通が五二%と過半を占め、延為替の二三%、大名貨の一二%と独自の貸付金が三五%となっており、江戸両替店への融通は二%強にすぎない」(「57」四五頁、「58」一八七頁)。ちなみに、このときにはまた「糸店」も「問之町店」も「両替店一巻」には加わっていない。「御為替割渡」は、前述の、大坂御金蔵から実際には「大坂両替店」が受け取った現金を、帳簿処理のうえでは、「京両替店」が幕府から預かって、その一部を改めて「大坂両替店」に貸すという形にあるものである。おそらく、「京両替店」が延為替の裁許特権を得るためというのが、そのような記帳をした理由の一つであろう。一方、同期の「京両替店」の「預り方」の主要項目としては、「大元

表 2-7 京都両替店の損益計算書 1772(安永元)年下期

入方		
	貫 匁	
銀	389.215.018	打利足入
	306.83	歩切戻差引
合銀	389.521.948	
払方		
	貫 匁	
銀	58.500	当季臨時功納元方納
	11.721.55	当季御為替金銀利足元方私
	26.849.19	当季通用金銀利足元方私
	57.083.346	諸方預り金銀利足私
	7.499	御為替金銀上納入目掛り物
	7.938.66	京都店当季御為替方附属入目
	12.096.7	江戸店当季御為替方附属入目
	2.289.214	店前諸入用
	8.062.5	役料七人
	14.139.05	店賄方諸入用并手代子共小遣共
銀	206.779.21	
差引		
	貫 匁	
銀	182.742.638	京都店 延銀
	47.487.552	江戸店 延銀
	588.7	大坂店 延銀
	33.921	糸店 延銀
	7.553.45	間之町店延銀
銀	272.293.34	
内		
	貫 匁	
銀	100.000	当季功納
	10.000	忠印除銀
残テ銀	162.293.34	
内		
	貫 匁	
銀	10.000	要銀積
残テ銀	152.293.34	当季功納外延銀

(出所) 「京両替店 安永元年 辰七月十五日◇ 勘定目録」(統  
同十二月晦日迄)

「方」よりの投融資額が七二%、「御為替」が一三%、「要銀」などのリザーブが八%ほどである。「大元方」からの投融資額のなかには、前述の「年賦納銀」があり、総資本の一三%を占める。

「京両替店」の『勘定目録』は、三井一家が分裂する直前の三期分、すなわち一七七二(安永元)年下期から翌年下期のもの写し(統四八九一〜四八九三)が現存する。一七七二(安永元)年下期の『勘定目録』の一部を表2-7に示した。

「入方」(収益の部)台計額から「払方」(費用の部)台計額を差し引いて、「京両替店」独自の当期純利益である「京都店延銀」が算出される。「京都店延銀」に傘下四店の「延銀」を加えて、一巻全体の台計額を出す。一巻五店の「延銀」台

計額から、「大元方」への定額の「功納」と「忠印除銀」(退職元手リザーブ)とを引き、さらに「要銀」(貸倒リザーブ)を差し引いた残りが、「功納外延銀」という名で内部留保される。

「功納外延銀」は、三年ごとの大決算である「三年勘定」の際に、九割が「大元方」の資産と収益とに振り替えられる。この振替額は、「京兩替店」にとって、本章で述べたように、「大元方」に対する負債となり、その未返済高を「京都兩替店」では「年賦納済」とか「年賦銀」とよんだ。

「功納外延銀」の一〇分の一は、「三年勘定」の際に、「兩替店」三店の奉公人への「褒美銀」(賞金)となる。『三井兩替店』によれば、「褒美銀は原則として店に預け、元手銀と一緒に退職時に渡すとされていたようである」(日本経営史研究所 [1983] 一三八頁)。店内に積み立てられたものは「十分之一羨」とか「十分之一」とよばれた。「兩替店」三店の「褒美銀」は、「米店」や「問之町店」の場合ではそれらの店の利益処分項目とされるのとは異なり、一括して「京兩替店」の利益処分項目である。ただし、個人々人への配分額は、その店の「勘定工合」に応じて三店間に差をつけることもあり(日本経営史研究所 [1983] 一三三、三三三、三三六頁)、「勘定不足」の場合には支払われぬ(『創業美規范』池三六六)。

「京兩替店」の損益計算に話を戻すと、表1-7の費用項目中に「元方」とあるのは「大元方」のことで、「臨時功納元方納」とあるのは、前述の「年賦銀」残高に対する支払利息である。「江戸店当半季御為替方附属入口」とあるのは、「江戸兩替店」で支払われた幕府役人などへの附属支出額が、「江戸兩替店」の費用とはならず、「京兩替店」の費用に振り替えられたものである。「役料七人」とあるのは、「京都兩替店」の当時の役職者七人に対する給与である。賞手が利益額に比例するのとは異なり、給与は定額であった。『三井兩替店』には、一七四一(寛保元)年おとび一七四三(寛保三)年の史料から、「元方掛名代」以上となると、兩替店と一六元方の両方から役

料が出る」(日本経営史研究所「SS」一三六、一三七頁)とあるが、重役に対する「京都兩替店」と「大元方」との「役料」の負担は、「大元方」のみとされることもあり時期によって異なる。

さて、「安永持分け」(三井一家の分裂)を目前にひかえた一七七四(安永三)年上期の「京都兩替店」では、つぎのような資産構成となっている。「貸方」(資産の部)総額のうち大名貸が二万貫目余で四七%を占め……その大名貸はほぼ全額が預り方「資本負債の部」で大元方引当となっている。換言するならば 大元方資金による大名貸が兩替店の帳簿を経由していることになる。……大坂兩替店への融資が六六〇七貫目余一五%、江戸兩替店への融資が一四一二貫目(六一・四八匁建)で三%強、糸店・間之町店への融資が「兩者合わせ」一七五六貫目余で四%となっている」(廣川「1974」五三頁)。

## 5 結 語

これまでみてきた一七〇五(享永二)年から一七二九(享保一四)年にわたる三井の事業組織の改革過程は、一七〇三(元禄一六)年に「京原服店」の各代役に就任した中西宗助(一六七六―一七三三)の「店々統合にかけた執念」(三井文庫「SS」一〇七頁)が結実する過程であったともいえる。もちろん、三井の事業および家政の改革の背景には、「安永から享保への」、幕藩制社会そのものの全体的変化が無視されないものとしてあった(中井「SS」三二頁)。しかし、中西は、「おたがい自律して競争してゐるといふ方がよくくさぐさの關係」(三井文庫「SS」一〇六頁)にあった他店の重役手代たちのなかにあって、粘り強く中央集権化をすすめていったのである。

さて、一七二〇(享永七)年以後の三井家の事業組織全体は、「大元方」を本社の機構とする分権的な事業部制組

織であったといえよう。「大元方」が「京都本店」や「京都両替店」などの直属店に投融资し、直属店それぞれが利益責任単位 (profit center) であったと考えられる。「大元方」は傘下の営業店に、店舗不動産を貸与してその賃料を受け取り、定額の出資に対して定額の「功納」を受け取るとともに、資金要に応じて利付きの融資を行った。「大元方」は、その定額出資と利付融資の他に、三年ごとに営業店の留保利益の大部分を（一部分は営業店で奉公人の賃手リザーブに回される）自己の投資勘定に振り替えた。「大元方」は同苗居宅や店舗不動産の他に多数の不動産を累積したが、その会計処理は、不動産を除外した貸借対照表と損益計算書を作成したうえで、不動産を追補して自己資本額の修正計算をするというものであった（純利益の修正も考慮された）。

「本店一巻」の内部では、各店が会計単位としては分離されていたが、利益責任のあり方（独立採算か否か）は一様ではなかった。一七〇五（享保二）年、呉服の仕入と販売という三井の主要業務の中核を担う「京都本店」と「江戸本店」とが統一されて「本店一巻」が形成されたときに、「江戸本店」は利益責任単位ではなくなったと思われる。「大元方」の成立時に、「京都上之店」、「江戸武丁日店」、「大坂呉服店」のうち大坂本店の三店が、「本店一巻」に加わった。これらの各店はそれぞれが利益責任単位であったと考えられる。すなわち、「本店一巻」全体が「大元方」傘下の一事業部としての性格をもち、「本店一巻」自体は、職能別組織の主要部門（京本店・江戸本店）に、副次部門の諸事業部（上之店・武丁日店・大坂呉服店）の付属した組織構造であったといえよう。一七二三（享保八）年頃に「大坂本店」は事業部としての性格を失い、「本店一巻」全体の合併計算のなかで三部の「本店」三店を合算した売上総利益を計算するようになった。中西の集権化構想の仕上げとして一七二九（享保一四）年に「向店」が、「大元方」直属の事業部から、一段下の「京都本店」傘下の事業部に変わった。

三井全体からみれば一つの事業部である「両替店一巻」は、それ自体が規模を落とした事業部制組織形態になっ



ていたとみることができる。つまり、「京兩普店」の傘下諸店が（最初「江戸兩普店」と「大坂兩普店」の二店、のちに「糸店」さらに「間之町店」が加わる）、それぞれ独立採算の利益責任単位となっていた。ただし、「京兩普店」が、自身で独自に、あるいは傘下の「大坂兩普店」「江戸兩普店」と連携して、現業活動も営んでいた。したがって、「兩普店一巻」は、一巻自身が事業部組織というよりも、「兩普店」三店が本支店関係にあつて、それに糸絹問屋という副次部門を備えた組織とみた方が、あるいはよいかもれない。京都・江戸・大坂の「兩普店」三店は、貸倒リザーブ、および不動産関係リザーブが各店で引き当てられたが、最終的な利益処分計算では一体のものとして扱われた。すなわち、傘下二兩普店の当期純利益は、全額が「京兩普店」に振り替えられ、奉公人に対する賞与リザーブおよび退職元手リザーブが、三店分一括して、「京兩普店」で積み立てられていたのである。ところで、傘下二兩普店の間には、収益・費用の認識やリザーブの処理に若干の違いがあつた。その第一は、不動産からの純益に関する処理である。「江戸兩普店」では、「大元方」所属の不動産からの純益の一部も同店の収益に加わえられ、また、不動産関係リザーブが設けられた。これに対し、「大坂兩普店」では不動産関係のものがこの時期にはなかつた。両者の相違は、おそらく、江戸の不動産がはるかに多く、かつ江戸が火災多発都市であるということに関連しているであろう。第二に、公金為替御用の引き受けの関係で支出される附属などの経費が、江戸での支出は「京兩普店」の費用に振り替えられていたのに対し、大坂での支出は「大坂兩普店」の費用とされていた。これは公金為替資金を貸付に運用して利用したのが、京都店と大坂店の二店であつたことによるのであろう。ただし、御為替銀利用額に按分して費用を分担したわけではない。「兩普店」全体での公金為替関係附属など支出のうち、半分ほどが江戸で支出され、残りが京都と大坂とでほぼ半分ずつ支出されたので、全体の約四分の三が、統括店である「京兩普店」の負担となつていたのである。

『大元方勘定目録』、『両替店一巻』諸店の『勘定目録』、および「本店一巻」諸店の『目録』について、それを構成する財務諸表を見比べてみると、『大元方勘定目録』と「両替店」の『勘定目録』は、貸借対照表と損益計算書（ないしは損益・利益処分計算書）との二つを基本的な計算書として構成されていた。それに対して、『本店一巻』では、『一巻全体の合併貸借対照表および合併損益計算書』からなる『大録』と、それ独自では複式決算にはなっていない『京都本店』の『目録』とを除けば、他の店の『目録』は、売買価額報告書（売買勘定ないし商品勘定）、資金計算書（金銀勘定）、損益計算書（単合損益勘定）、および貸借対照表（残高勘定）の四つの財務諸表（ないしは勘定）を基本的な構成要素としていた。損益（ないし損益・利益処分）の表示形式を見比べてみると、『大元方勘定目録』や「本店一巻」の『大録』では、出資に対するリターン（大元方では同苗への噴浪、本店では大元方への功納）もリザーブ繰入額とともに、他の損費（損失費用）と一緒に表示されていた。それに対し、「両替店」「三店の『勘定目録』では、収益から業務費用（ないしは経管費用ともよぶべきか）を差し引いた利益（業務利益ともよぶか）を表示したうえで、業務利益から（利益処分表示による）費用の区分表示とみるかは別にし（リザーブやリターンを差し引いて、当期純利益を算出していた）のである。



3  
章

— 安永持分け（企業分割）とその後の会計

三井一家の当主たちを持分所有者とする「大元方」が、「本店一卷」、「両替店一卷」、および「松坂店」を統轄するという組織形態は、一七七四（安永三）年一〇月に決定された「安永持分け」とよばれる事件で崩壊する。「安永持分け」により、同苗一家が三集団に分裂し、各集団が「本店一卷」、「両替店一卷」、および「松坂店」を分有するようになったのである。「本店一卷」を所有することになった同苗四軒（本家二軒（総領家を含む）と（新）連家二軒）が新たに「内元方」を形成し、他の「本家」四軒が「両替店一卷」の「新元方」の持分所有者となり、旧「連家」三軒が「松坂店」を所有するという形で、企業分割が行われた。ただし、「大元方」そのものが解散したわけではなく、債権の一部（そのほとんどは不良資産）と同苗居宅および三井自身の店舗不動産の大部分（他貸し不動産は分離）とが分割後の「大元方」に残された。

この三井同苗一家の分裂状態は二〇年以上続いたが、一七九七（寛政九）年五月に「店々一致」が決められ、再結合となる。本章では、一七七四年の「安永持分け」から「寛政一致」とよばれる再結合にいたるまでの期間を対象として、三井家の会計をみていく。まず、企業分割にいたる過程を概観したのちに、企業分割がどのよう  
に会計処理されたかを考察する。「安永持分け」の結果、一七七五（安永四）年上期から『大元方勘定目録』は一変するが、その具体的内容をここで述べる。もともと、「両替店一卷」に新設された「新元方」の『勘定目録』を分析して、「新元方」の機能を探る。「両替店一卷」や「本店一卷」の会計が、「安永持分け」によってどう変わったのか、あるいは変わらなかったのかを、ここで考察するが、資料の現存状況から、前者と後者とは叙述に精疎の違いが

たのむことをお断りしておく。

## 1 三井家同族団の分裂とその会計処理

### (1) 同苗一家の三分割

一七二〇（宝永七）年に成立し、正徳（一七一―一七二六）・享保（一七二六―一七三六）期を通じて徐々に整備された三井家の大元方制度は、その後、形態的には大きな変化もなく、一七七四（安永三）年まで続く。しかし、内実は『三井事業史』の松本四郎の言葉を借りれば、「宝曆（一七五―一七六四）・明和（一七六四―一七七二）期の三井家は、(1)本店・両替店の業績不振、(2)紀州家・同苗等の不良資産の増加といった事情をもとに、(3)同苗間の借財をめぐる大元方勘定の処理の問題が、(4)年来の同苗間の不和とかうみあって、埋めがたい溝をつくりだし、ついには三井家一致の家法の原則がゆるぐことになった」のである（三井文庫〔1981〕三二六頁）。

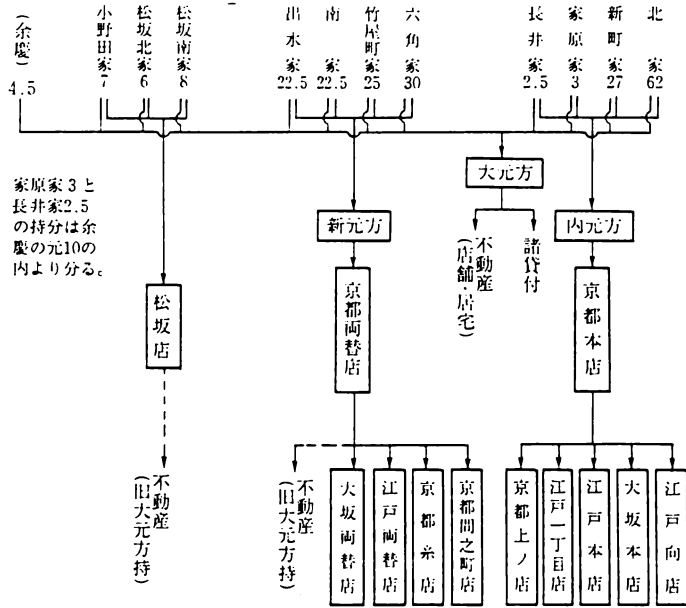
同苗間の対立の原因の一つは、一七三八（元文三）年に「親分」に就任した三井北家（惣領家）第三代の高房（高利の孫。一六八四―一七四八）が、連家を二軒ふやしたことに求められよう。一七三〇（享保一五）年に高房の女婿・家原政俊が同苗に加えられた。家原家はその後、高房の五男・政照が継いだ。もう一つの連家の長井家は、高房の次男・高棟が高利の四女・寿養の養子となり（『宗室通書』では彼女一代限り大元方から賄料を出すことになっていた。三井文庫〔1981〕四頁）、一七四〇（元文五）年に連家に取り立てられた。なお、高房の長男・高美は北家を継ぎ、三男・高彌と四男・高長が養子に出されて、それぞれ新町家と出水家を継いだ（巻末系図を参照）。

三井家同苗間の対立は、まず、既述のように八郎右衛門の名前の襲名に関して表面化し、同苗借財の不均衡によ

って高まった。元来、三井各家は支給される定額の所得（晴浪Ⅱ晴料・隠居料・息子娘分など）で家計を賄うことよ  
 っていたにもかかわらず、生活が華美になった同苗が「大元方」から多額の借金をするようになったのである。同  
 苗借財は、宝暦期（一七五一〜一七六四）に急増しはじめ、一七七二（安永元）年下期末には「大元方」の資産（不動  
 産を除いて銀にして八万三三七貫六五六匁余）の一三％ほどになり、その額は北家、新町家、南家、家原家などに偏在  
 した（三井文庫「SSS」資料54、同「SSS」三二〇頁）。同苗間の不和に加え、宝暦期には「本店一巻」の業績も悪化し  
 はじめる。「大元方」では、一七三〇年代半ば（享保末頃）から恒常的に赤字決算となり、六半期ごとの「三年勘定」  
 における「功納外延銀」の吸収で、五半期の欠損を埋めながら資本蓄積をすすめるようになるが（三井文庫「SSS」  
 一四一、三二六〜三二七頁）、「本店」からの「功納外延銀」は一七三七〜一七三九（元文二、四）年の銀四〇〇五貫六  
 七匁余をピークに、以後低落傾向を続け、一七六七〜六九（明和四、六）年には三〇五貫五七一匁余にまで落ち込  
 む（賀川「SSS」一三、三〇八頁）。一方、「両替店」からの「功納外延銀」は、一七二二〜二四（享保七、九）年に五  
 六六貫八七一匁余であったものが一七三七〜三九年に九〇四貫七七六匁余と増加し、一七四〇〜四二（元文五年）  
 寛保二）年に倍増して二二七六貫二五七匁余になった後は一七六七〜六九年まで大きな変化はみられないが、一七  
 七〇〜七二（明和七、安永元）年には一〇〇六貫七二七匁余と半減する（賀川「SSS」一七七頁）。さらに、松坂領主で  
 ある紀州徳川家に対する不良貸付けが、明和期（一七六四〜一七七二）に急増し、一七七二下期末には「大元方」  
 資産の二割強（不動産を除く）を占めるようになった。また、金二四万四千兩と黄金一〇二枚の「本封付」（六蔵金  
 など）は、数字上、同約一八％であるが、実際には既述の「うた」一頁、そのほとんどが（この期で約八六％）架  
 空資産となっていた。

このような状況のもとで、一七七四（安永三）年七月に六角家の高登、南家・高邦、および室町家（竹屋町家）・

図3-1 三井家大元方・内元方・新元方 1775(安永4)年



(出所) 『安永4 2 未年正月ヨリ七月迄大元方勘定日録』(寛2974), 『三井事業史』資料篇第一巻などより作成。

高興<sup>たかこう</sup>の三人の同苗から、ときの「親分」であった新町家の高彌に企業分割案が提出された。それに対して奉公人たちの反対があったものの、一七七四年一〇月に分割が決定された(三井文庫「98」三二六、三二九頁、日本経営史研究所「98」二〇一頁)。その実行は『大元方勘定日録』では同年末に行われ、翌年初めより分割体制に入った。「安永持分け」とよばれるこの企業分割は、「大元方」が営業店を分離し、「大元方」から分離された「本店一巻」、「両替店一巻」、および「松坂店」を、三つに分れた同苗の各集団が分有するという、スプリット・オフ(split-off)のような形で行われた。北家と新町家と連家の家原家および長井家という、高房の息子たちが継いだ四軒が「本店一巻」を所有し、六角家・南家・室町家に出水家<sup>いづみけ</sup>が加わった四軒が「両替店一巻」を所有し、小野田家・松坂南家・松



坂北家の連家三軒が「松坂店」を所有した(図3-1-1参照)。

ところで、一七二二(享保七)年に高平(宗竺)の名で出された『宗竺遺書』には、家産を分割しなければならぬ場合、一七二二(享保七)年に高平(宗竺)の名で出された『宗竺遺書』には、家産を分割しなければならぬ場合、つぎのような規定を設けていた(三井文庫「53」九頁)。

一 若木々に至、同苗万々一別々に成候儀有之時  
 一本店 卷々所  
 但江戸・京・大坂井上の店・紅店  
 一 綿店 卷々所  
 但江戸・京・大坂・伊勢  
 一 京両替店 卷々所  
 一 大坂両替店 卷々所  
 一 江戸両替店 卷々所  
 一本町巻丁日呉服店 卷々所  
 一 糸店 卷々所  
 一 小名木川店 卷々所

右店々の内、第一番惣領家入郎右衛門存念次第、いつれの店にても取退キ可申候、夫より家の順々を以望次第取退キ可申候、如斯にてハ連家之もの取退キ候店不足に相見へ候間、連家之ものは自分割方之銀子請取候積りに相心得、尤其者の心まかせ店々へ預々渡世致候とも勝手次第可為事

但其節江戸有家之儀者、銘々入札にて配分可致事

すなわち、将来、方が一、三井の同苗集団が分裂するときには、右の店々を順々に各同苗が引き取ることにし、第一番は惣領家（北家）当主の八郎右衛門として、連家まで取っていく、しかし連家全部にまで引き取るべき店が残りないだろうから、連家のものは「大元方」の持分所有率（割歩）に相当する額を銀子で受け取る、もっともその額を任意の店に投融資してもかまわない、なお、江戸の不動産は入札で配分すべし、というものである。

この分割規定が諸店を八群に分けていることについて、三岡重明が、一本店・綿店は、各都市の諸店が仕入れと販売とで結ばれていて、分立させると営業上不都合が生じたからではないか、……それに対し、両替店は為替取組や貸借関係がはじめから計算上明示され、それぞれが分立しても管理と運営上大きな不都合は生じなかったと思われる」という「仮説」を提示している（『証』八二頁）。この説にはほぼ同感であるが、さらに付言すれば、この規定ができた一七二二年時点では、三井の諸店が、「松坂店」として残った伊勢の「綿店」を除き、まだ「本店一卷」と「両替店一卷」とに完全にまとめられてはいなかった点に注目したい。「小名木川店」は一七二四（享保九）年に重役別家の一人に譲渡された。京都・大坂の「綿店」がそれぞれ同地の「本店」に吸収され、「江戸綿店」が「向店」と改称して「本店一卷」に加わり、また、「糸店」が「両替店一卷」傘下になったのは、すでに述べたように、一七二九（享保一四）年のことであった。ただ、一七二〇（享保七）年にすでに「本店一卷」に属していた「一丁目店」（二丁目店の後身）や、一七一九（享保四）年に「両替店一卷」にまとめられていた三都の「両替店」三店が、『宗竺遺書』で独立させられていたのは、それぞれが利益責任単位（profit center）の性格を有していたからであろう。「上之店」は会計的には独立採算の形式をとってはいいても、営業上は仕入商品のほとんどを「京都本店」に渡していたので、「本店」に含まれたのであろう。「一丁目店」の場合はその前身がもともと、連家として三井同苗に取り立てられた小野田家の店であったということも、あるいは、考慮されたかもしれない。「両替店」三店は一七二二

二年の時点では、もしかしたら、従業員賞与などの利益処分をそれぞれが決定するというように各店の独立性が相対的に強かったのかもしれない。ともあれ、「安永持分け」での分割は、『宗旨遺書』の規定どおりではなく、その後に変化した組織構造とそれともなう会計システムにそつ形で行われたのである。

さて、「安永持分け」により、「大元方」は、営業店への投資勘定を切り離すことにより、営業店に対する支配・管理機能を喪失し、その資産額も大幅に減少する。「大元方」に対する同苗一家の持分の額も資産分離額に対応して減額されるが、「歩」⇨持分所有率には変更がなかった。もっとも、「元方寄合」の回数がこれまでの月二回から一回に減るとともに、その内容も営業店の『勘定目録』（決算報告書）の監査は行われなくなり、同苗や店々間の申し合せに関する議事が大幅に減るなど、従来とは様変わりした（三井文庫「S&S」三三一頁）。

## (2) 企業分割の会計処理

「安永持分け」における企業分割の会計処理に関して、一七七四（安永三）年下期の『大元方勘定目録』（統二九七三—一）の「元建差引」の部には、分割に先だつて行われた不良資産整理による「有銀」（資本金）の減少額と、分割にともなう「有銀」の各家への分配額を記しているにすぎない。しかし、総勘定元帳にあたる「金銀出入寄」の一七七四年下期・一七七五年上期の分（統五六二九、統五六三〇）をみると、その詳細がわかる。

企業分割に先立つ不良資産の整理について『大元方勘定目録』では、「出シ切メ高」、「浮かし預り差引メかし高」、および「主中様方かし但し預差引メ高」の三つに分けて、償却額を記し、それぞれに「別紙書有」「別紙書附有」「別紙書抜有」の但し書きを付している。それらの別紙は発見していないが、「金銀出入寄」から不良資産整理に関する項目・金銀額をまとめたものであろう。「金銀出入寄」を検討すると、「主中様方かし但し預差引メ高」は、

表3-1 分割に際しての大元方の資産整理 1774(安永3)年12月

貸借対照表(1)		大元方		1774(安永3)年12月末日現在	
貸シ方(資産の部)		預り方(資本負債の部)			
	銀	貸	負	銀	貸
不良債権 A	872,886.29			期首資本金=「有銀」	50,025,796.938
不良債権 B	30,270,524.025			負債・積立金 A	394,067.233
不良債権 C	6,997,791.68			負債・積立金 B	7,942,832.909
資産(ア)	15,436,138.45			負債・積立金 C	3,413,866.7
資産(イ)	13,606,167.6			負債(ア)	5,333,232.425
「本封付」	14,380,000.			「本封戸棚」預り	14,880,000.
				預り方	81,989,796.205
				当期純利益=「延銀」	73,711.84
貸シ方	82,063,508.045				(82,063,508.045)
期首「有銀」	50,025,796.938			期末「有銀」	50,099,508.778
「延銀」(純利益)	73,711.84				
「有家」・新田	8,372,250.			〔不動産分追加〕	〔8,372,250.〕
「惣有物高」	58,471,758.778			〔修正期末資本〕	〔58,471,758.778〕

貸借対照表(2)資産整理後		大元方		1774年12月末日現在	
貸シ方(資産の部)		預り方(資本負債の部)			
	銀	貸	負	銀	貸
資産(ア)	15,436,138.45			期末純資産	32,081,323.625
資産(イ)	13,606,167.6			(内 不動産分)	(8,372,250.)
不動産(ア)	1,381,900.			負債(ア)	5,333,232.425
不動産(イ)	6,990,350.				
合計	37,414,556.05			合計	37,414,556.05

(注) 1. 金額は金1両=銀60匁で訳に統一。

2. 不良債権と負債・積立金との相殺:

A「出シ切」高	872,886.29 - 394,067.233 =	478,819.057
B「浮かし預差引」 「かし高」	30,270,524.025 - 7,942,832.909 =	22,327,691.116
C「主中域方かし、預差引」 「高」	6,997,791.68 - 3,413,866.7 =	3,583,924.98
不良債権の未相殺額	合計	26,390,435.153

3. 資産整理後の期末純資産額の計算:

期末「惣有物高」	58,471,758.778
不良債権未相殺額の償却	-26,390,435.153
不動産額込の期末純資産額	32,081,323.625

4. 資産(ア)、不動産(ア)、および負債(ア)は企業分割後に大元方が継承。

資産(イ)、不動産(イ)は企業分割により各一巻に分離。

(出所) 資産整理前の貸借対照表は「安永三年甲午七月ヨリ極月迄 大元方勘定目録」(続2973-1)による。整理後のものは、「甲午秋金銀出入寄」(続5629)および「乙未金銀出入寄」(続5630)を利用して筆者が作成。

表3-2 企業分割の会計処理 1775(安永4)年1月1日

(a) 不動産の移動					
旧大元方所不動産	総 貫 又	両替店一卷に分産	総 貫 又		
江戸有家68ヶ所	5,697,705.	江戸家方 40ヶ所	3,393,900.		
同 評価増分	708,195.	江戸有家 7-1ヶ所	894,000.		
大阪有家17ヶ所	1,113,700.	大阪有家 4+1ヶ所	420,270.		
同 評価増分	38,650.	河州新田	300,000.		
京・伊勢 店宅26ヶ所	514,000.	計	5,008,170.		
河州新田	300,000.	松坂店一卷に分産			
		江戸大阪有家15ヶ所	1,781,180.		
		空町三丁目・野町町	201,000.		
		計	1,982,180.		
		両替店・松坂店 計	6,990,350.		
合計	8,372,250.	新大元方所有	1,381,900.		
		合計	8,372,250.		

(b) 資産(不動産を含む)と負債・資本の分離					
本店集団への分離					
		貫 又		貫 又	
(資本 減少)	北家 (62)	5,270,613.8	(資産 減少)	本店元理	375,000.
	新町家 (27)	2,295,267.3		向店元理	300,000.
	家原家 (3)	255,029.7		本店半戻納取	3,543,148.8
	長井家 (2.5)	212,524.75		向店半戻納取	364,072.
	本店渡し屋	1,009,302.27		本店別かし	390,000.
	(資産) 定歩数余計帳(4.5)	382,556.55		本店通用かし	4,501,000.
	※余計	14,707.46			
	(計)	9,473,220.8		(計)	9,473,220.8

両替店集団への分離					
		貫 又		貫 又	
(資本 減少)	中立売家(30)	2,550,297.	(資産 減少)	両替店正味高	3,883,050.
	竹屋町家(25)	2,125,247.5		江戸家置取	4,287,900.
	出水家 (22.5)	1,912,722.75		大阪家置取	420,270.
	雨家 (22.5)	1,912,722.75		新田	300,000.
	三家別順け	586,126.8		その他の資産	249,896.8
	両替店渡し屋	54,000.		(計)	9,141,116.8
(計)	9,141,116.8				

松坂店集団への分離					
		貫 又		貫 又	
(資本 減少)	松坂雨家(8)	680,079.2	(資産 減少)	家置取	1,982,180.
	小野田家(7)	595,069.3		*不足	14,707.46
	松坂北家(6)	510,059.4		(計)	1,996,887.46
	小野田別順け	211,679.56			
(計)	1,996,887.46				

(c) 貸借対照表 資産分離後 新大元方 1775年1月1日現在

貸シ方(資産の部)		借り方(資本負債の部)	
	総 貫 又		総 貫 又
資産(A)	15,436,138.45	両替純資産	11,867,362.575*
不動産(A)	1,381,900.	*〔不足〕「余計」14,707.46を相殺後)	
惣歩数余計帳	382,556.55	負債(A)	5,333,232.425
合計	17,200,595.	合計	17,200,595.

(注) 1. 金額は金1両=銀60匁で銀に統一。

2. 資金と負債・資本の分離で( )内の数字は各家の「親株」持分数を示す。持分総数は220。

(出所) 『惣向取高留証文』(三井文庫[1973]資料44)、『安永三年割方 総々相運松高吉付』(続1642型15)、『大元方勘定目録』(従2978-1)、『金銀出入等』(続5629, 続5630)を利用して筆者が作成。

「密印退銀」「旦那衆台所役人望姓引当て退銀」「御居宅繕普請料退銀」「病用退銀」といったリザーブと同苗からの預り金とが(表3-1では負債・積立金Cとして示す)、同苗借財(不良債権C)と相殺された残額である。なお、『大元方勘定目録』には未相殺額が銀三五八三貫九二五匁七厘と記され、表3-1の注1に示した銀額より九厘多い。「浮かし預り差引メかし高」は、「公印引当て退銀」「廿歩一退銀」「紀州様年々利足積」「京都両替店勘年々利足積」などのリザーブと大名からの預り金とが(負債・積立金B)、紀州徳川家をはじめとする大名貸し債権(不良債権B)と相殺されている。なお、『大元方勘定目録』記載の未相殺額は表3-1に記した額よりも九厘少ない。「出シ切メ高」は、それ以外の不良債権Aと負債・積立金Aとを相殺した後の銀額である。

これら三種の不良債権の未相殺額合計銀二万六三九〇貫四三三匁余を、期末「惣有物高」(不動産評価額を含む自己資本)五万八四七一貫七五八匁余――期首「有銀」五万二五貫七九六匁余プラス「延銀」(当期純利益)七三貫七一貫三二三匁余が計算できる(ただしこの銀額は『大元方勘定目録』には明示されていない)。そこから、企業分割にもたう分離資産相当額二万二二三貫九六一匁余を差し引くと、企業分割後の純資産額である「午極月晦日 元方正味有物高」一万一八六七貫三六二匁余となる(表3-2)参照。安永三年は甲午年、『大元方勘定目録』では「惣有物高」から不良債権償却額と分離資産額との和一四万六六〇四貫三九六匁余を差し引く形で「正味有物高」を表示。なお、不良債権償却と資産分離が行われた際に、これまで架空計上されていた「本封付」と「本封戸棚を預り」とが相殺抹消された。

企業分割は、「大元方」から営業店を分離する形で行われ、それとともに「大元方」所有不動産のうちの約八三%が「大元方」から分離された。すなわち、「大元方」の資産のうち、営業店への投資勘定が、三つに分かれた同

苗の各集団に分属され、江戸と大坂の不動産の大部分が、「両替店一巻」集団と「松坂店一巻」集団とに分けられた。「京・伊勢の家屋敷は一括して大元方」のこされたまま評価額も変更されなかったが（今井「昭二〇五頁」、従来原則として沽券高（取得原価）で評価されていた不動産が、江戸と大坂のものについては「当時価」（当時とは現在の意）に評価替えされた（三井文庫「昭二〇五」資料44）。そのなかには時価が原価より低いものがあつたが、表3-12(a)に示したように、総体としては評価増になっている。江戸・大坂の不動産のうち、「江戸両替店」などの一部の店舗不動産を除き、三井自身の店舗不動産の大部分は、従来どおり「大元方」が所有し続けた。江戸・大坂の不動産の大部分が、「両替店」集団と「松坂店」集団とに分けられたのは、分離資産額を同苗各集団の持分所有率に合わせたためであろう。

さて、整理および分離した資産額に対応する分だけ「大元方」の資本額が減額され、したがって、同苗各家の「大元方」に対する持分額もその分だけ減少した（一七七四年上期末には「二二〇」割歩者ツニ付銀二六一貫九三七匁宛）であつたものが、同下期末には五三貫九四二匁となつてゐる。この分離による、同苗各家の「大元方」に対する持分の減少額は、各家の「歩」の数すなわち持分所有率に比例して算出された。ただし、持分の方は、「歩」一つにつき八五貫九匁九分として一万八三一九貫六三三匁四分五厘を各家の歩数に応じて按分し、残りの一八九貫三二七匁余は「別預け」および「店渡し置」という形にした。なお、持分総数二二〇のうち四・五が「余慶」となっていたが、それに相当する額三八二貫五五六匁余が、「惣歩数余計銀」という名称で、企業分割後の「大元方勘定目録」の資産の部に計上された（なぜか八五貫九匁九分を四・五を乗じたものと二匁の差が生じている）。以上述べた資産の分離と持分の分配を今日の仕訳形式で示せば、表3-12(b)のようになる（カッニ内に示した各集団への分離額を合計すると、二万六一一貫二五匁余になるが、そこから「惣歩数余計銀」と「不足」および「余計」の一四貫七〇七匁余とを差し引くと、

前述の二万二二三貫九六一匁余と云ふの。

\*旧稿〔1982.5〕二三〇頁の表一で、両菅店集団へ分離された不動産の額を、江戸家屋敷四一九七貫九〇〇目、大坂家屋敷四二〇貫七〇〇目と表示したのは、原資料で他の不動産とは別記されていた江戸室町武丁目九〇貫および大坂榎木町一五貫五〇〇日の不動産を、「その他資産」に含めてしまったためである（その他に七〇匁の誤値もあった）。また、北家の歩数六〇は六二の、長井家別預けの三三貫二一八匁九七は三三貫二一八匁九七の誤値であった。

以上のように、不良資産整理前に不動産を含めると九万貫ほどあった「大元方」の資産は、不良債権償却後に約三万七千貫に減り、そのうち、約二万貫が分離され、一万七千貫ほどが分離されことなく「大元方」に残された。そのなかには、右述のように、居宅・店舗不動産（約千四百貫）が含まれ、企業分割後も営業店は店舗用不動産賃借料を「大元方」に支払ったが、不動産以外の「大元方」資産の大部分は、実際には償却しきれずに残された不良債権であった。なお、「安永持分け」前の『大元型勘定目録』では、既述したように、不動産は「貸シ方」に資産として計上されず、「元建差引」で追補計上されていたが、「持分け」以後の『大元方勘定目録』では、不動産も、他の資産とともに、「貸シ方」に表示されるようになった。

## 2 企業分割後の大元方の会計

一七七四（享永三）年一〇月に決定された企業分割Ⅱ「安永持分け」を契機として、一七七五（享永四）年上期から『大元方勘定目録』の内容と表示形式に大きな変化が生じる。計算表示の形式的面では、不動産が他の資産と同様に「貸シ方」（資産の部）に計上されるようになる。したがって、「元建差引」における資本修正計算は不用とな



表 3-3 大元方の収支構造の変化

	分割前		分割中	再結合後
	1737年上期 (元文2年)	1772年下期 (安永元年)	1775年上期 (安永4年)	1798年上期 (寛政10年)
入方(収益)	貫 匁	貫 匁	貫 匁	貫 匁
功納外延銀 <sup>1)</sup> 本店		1,145.304	×	×
〃 両替店		1,006.728	×	×
功納 本店	56.250	56.250	×	×
〃 両替店	100.000	100.000	×	56.250
〃 向店	27.500	30.000	×	30.000
〃 松坂店	×	2.500	×	2.500
臨時納 本店	88.000	41.100	×	58.900
〃 両替店	18.800	58.500	×	×
〃 向店	4.125	4.500	×	4.500
定式納 本店	×	×	18.000	×
〃 両替店	×	×	10.800	×
当季納 本店	×	×	×	200.350
〃 両替店	×	×	×	250.000
宿賃入 <sup>2)</sup>	50.879	77.915	9.806	96.435
利戻入払差引 <sup>3)</sup> 入 <sup>3)</sup>		17.261	3.658	
その他	9.318	89.291 <sup>4)</sup>		
入方 <sup>3)</sup> (収益合計)	354.872	2,629.349	42.334	698.935
払方(費用)				
旦那衆御座料	16.466	43.550	×	12.320
〃 酒席料	173.366	257.000	×	203.700
〃 息子・娘分	24.750	42.150	×	27.840
仲々問出シ切	154.658	126.893	23.007	35.290
御座敷方附届入目	37.038	70.924	39.299	70.530
旦那衆名目役料	6.945	62.530	8.600	40.000
〃 江戸上下路金	1.225	15.000	×	13.490
〃 於江戸小遣	12.379	11.741	×	15.268
店々役料	11.040	14.036	9.048	12.283
元 <sup>3)</sup> 名代役料	30.138	48.900	18.100	45.000
元 <sup>3)</sup> 戻動料名代台力	7.925	21.825	7.825	3.915
台刀	2.165	993	2.919	1.290
諸方下屋敷入目	4.202	4.692	4.254	5.852
大元方会所小払	321	326	515	1.337
利戻入払差引 <sup>3)</sup> 払 <sup>3)</sup>	24.926			9.585
その他	114			29.693
払方 <sup>3)</sup> (費用合計)	507.658	720.561	113.568	527.495
入払差引	△152.786	1,908.788	△71.233	171.440

(注)1. 功納外延銀は分割前の三年勘定のときのみ計上。

2. 原資料では江戸の不動産に関するものと大坂のものを別記しているが、ここでは合算。

3. 受取利息と支払利息とを相殺した利息損益純額。入額なら「入方」、出額なら「払方」に計上。

4. 「旦那衆御座料并ロケ御入用本運高之内式類返り」(安永元年上期に占めて出現)がこのうちの2貫297匁を占める。

なお、金は銀に換算するとともに、金米満は四捨五入。

(出所)「大元方勘定目録」: 続2902、続2969 = 三井文庫[1973]資料54、続2974、続3020。

り、『大元方勘定目録』の構造はすっかりしたもことになる。ただし、「元建差引」の部自体は存続し、従来どおり、期首「有銀」＋当期利益＝期末「有銀」という計算と同苗各家の持分額の算出とが行われ続ける。もちろん、ここでの「有銀」は、分割前には不動産評価額相当分が除外されていたのとは異なり、不動産額を含む値である。

内容的な面についてみると、まず、「貸シ方」では、企業分割の当然の結果として、営業店への投融资勘定である「元建かし」（定額出資部分）、「年賦納済かし」（営業店留保利益の振替分）、および「通用かし」が、「貸シ方」から消滅する。ただし、火災で類焼した建物の再建費用などを営業店に融資したもので、営業店の他貸し不良債権の肩代わり分を営業店への融資の形態にしたものが、分割後も『大元方』の資産のなかに残される（それらは、他の不良資産とともに一七八八（天明八）年に償却される。後掲の表4-1-1の注③参照）。「預り方」（資本負債の部）についてみると、かつての『大元方』の各種リザーブのほとんどが、既述のように、分割時の不良資産整理の際に取り崩されたが、分割後の『大元方』では、「利足積」（利息として受け取った現金に対応する分を損益計算を介することなしに積み立てたもの）を除き、リザーブが設定されることはなくなる。

『大元方』の損益項目に口を転じ、「安永持分け」（分割）前、「持分け」中、「寛政一致」（一七九七年の再結合）後の「入方」（収益の部）・「払方」（費用の部）項目を対照させると表3-1-3のようになる。まず、「入方」からみると、営業店への投資勘定がなくなったために、「功納外延銀」「功納」「臨時納」の収入がなくなり、それに代わって、「京都本店」と「京都両店」から「定式納」を受け取るようになる。しかし、この額は、一七七五（元永四）年上期で、「京都本店」から銀一八貫口、「京都両店」から一〇貫八〇〇目と少ない。その後、両店とも銀二五貫ずつ増額して、合計七八貫八〇〇目となるが、「功納」と「臨時納」（年賦納済かし）に対する利子」とを合わせると、三期三〇〇貫近く入ってきた安永初年までと比べると、様変わりしている。また、不動産の大部分を分離したために、

賃貸収入から諸益費を差し引いた「宿賃入」が大幅に減少している。それよりも大きな変化は、分割前の「大元方」の最大の収益源であった、「三年勘定」による「功納外延銀」の収益がなくなったことであり、「大元方」自身が資本を蓄積することが不可能となった。一七七四（安永三）年末に約一万一八六七貫あった「有銀」（貸本金。安永三年前期までのものとは異なり、不動産評価額を含む）が、一七九六（寛政八）年末には約二一八四貫に減っている。これは、天明大火のあった一七八八（天明八）年に約九二八五貫の不良資産を整理したのが主因であるが、「大元方」の収支はほとんど毎期赤字であった。

一方、「払方」（費用）をみると、同苗の「賄銀」や出張旅費などを、「両替店一卷」や「本店一卷」などのそれぞれの集団で賄うようになったので、それらの項目が姿を消した。その他の項目は存続するが、「旦那衆名目役料」（同苗の役職手当）や「元メ・名代役料」および「元メ戻動料・名代台力」（奉公人重の給料および退職給付）の支出が「大元方」関係者のみに絞られるようになった（奉公人重役の給料などははじめは元方掛りとなった者だけであったが、範囲が拡大されていた。同苗の「役料」は、「賄銀」の不足を補うために、実際の仕事と関係なく増額されていたものと考えられる。また、冠婚葬祭費などの同苗らの共通経費である「仲（な）間出シ切」は大幅に減額した。

## 6 両替店一卷新元方の家計

### (1) 『新元方勘定目録』の構造

「安永持分け」の際に「両替店一卷」の元方として、「新元方」が設けられた。「新元方」の持分所有者となった「同苗」は、六角家、竹屋町家、南家および出水家の四軒で、この四軒を総称して「四軒様」とよんだ。「安永持

(三) 概

寛政六年春季新元方勘定口録

寛政六年領事

一	貳百貳拾貳百三拾八厘六毛	口録	尻
内	貳拾九貫貳百四拾壹及	六角御暗料	
	貳拾四貫三百六拾七及五分	竹屋町同	
	貳拾壹貫九百三拾目七分五厘	南同	
	貳拾壹貫九百三拾目七分五厘	出水同	
ノ	九拾七貫四百七拾口	私切	
	該ノ百貳拾貳百三拾三及八厘六毛		
内	貳貫五拾貳及	六割半積之平取	
	壹貫七百拾及	竹屋町	
	壹貫五百三拾九及	同南	

壹貫五百三拾九及

拾貫口

拾三貫口

該ノ九拾貫七百九拾三及八厘六毛

寛政六年領事

貨シ方

一 金三千四百八拾八兩

貳千七百六拾七貫六百

一 金貳千八百兩

八拾七貫三百口

内 八拾三貫三百口

金貳千八百兩

四貫口

出水

店々手外其他無  
惣台力等社等附  
代儀要無引当積

家方普請積

大延銀

表江かし

当座貨

江戸室町二丁目  
大坂棉木町家代  
問之町店大明三  
卯秋調方之節正  
積金表江かし  
鷺尾町江土藏御  
建込連除入用

一 貳拾八貫五百四拾五匁六分八厘

三郎助様かし  
宗巴様御遺物万  
但引当可善共預  
り年賦

一 九拾七貫五百九匁七分五厘

六角御凶罪方  
し年賦  
御道具引当御渡  
被遊候否

一 拾九貫貳百八拾三匁九分四厘

江戸室町貳丁目  
大坂堀不町宿賃  
積之内銀万匁不  
町普請入用引か  
し

右訳

拾九貫九百貳拾八匁七分貳厘

去丑冬季  
付山かし

入六百四拾三匁六分八厘

当寅春季榎木町  
宿賃差引残りか

入老及老分

江戸室町地代之  
内同断端銀

差引前之高也

一 六百九拾老及五分貳厘五毛

御宅々手代  
引当賃  
去丑冬季  
付山かし

右訳

四百拾九匁三ツ

入四貫六拾七匁五分五厘

四貫三百三拾九匁四分七厘五毛

六角かし  
竹屋町かり  
南かし

拾貳貫百七拾日八分五厘

御病用積  
去丑冬季を付山  
し

右訳

七貫五百廿四匁二分

七貫六百三匁五分

入四貫八百五拾六匁八分五厘

六角かし  
竹屋町かし  
南かり

拾貳貫八拾七匁三分老厘

別建改  
御晴料イ割半積  
四軒様差引かし

右訳

四貫八百三拾七匁六分貳厘六毛

六角去丑冬季  
付山かし

入三百日

貳百七拾七匁五分

年賦銀取かり  
御宅掛り役  
太儀料かし

九拾六及九分毫厘八毛

一四〇二  
右差引ツドカ舟  
十五分一分二厘  
シヤムイ入セリ  
六毛一  
カ毛かし

正六迄利息

月 三 三 三 十

入貳貫五拾貳文

当質季イ割半  
積之半取かり

差引

入貳貫六百六拾〇四厘四毛

拾三貫百四及貳分毫厘七毛

六角 かし  
竹 屋 町  
半三冬季を付  
出 かし

入三百拾文

山科江迄濱銀  
一十百〇二二一  
シヤムイ入セリ  
秀泉江同断

貳百七拾七及五分

御宅掛り役  
六儀料かし

貳百七拾四及五分六毛

右差引シヤムイ  
一十三百七

入壹貫七百拾文

差引ツ拾壹貫六百三拾六及貳分毫厘三毛

入八百貳及貳分三毛

貳百七拾七及五分

入拾壹及毫厘九毛

十一及七分一厘  
シヤムイ入イリ  
毛一

正六迄利息

月 三 三 三 十

当質季イ割半  
積之半取かり

竹屋町 かし

南三冬季を付  
出 かり

御宅掛り役  
太儀料かし

右差引サ舟セシ  
四及七分三毛一  
ツムエ入マ毛か  
り

正六迄利息

月 三 三 三 十

当質季イ割半  
積之半取かり

南 かし

壹貫九拾八及三分七厘貳毛

出水三冬季を

二百七拾七文五分

付 出  
御を掛り  
太儀料かし

貳拾八匁八分九厘三毛

二百三  
右台イ、一冊五  
十五匁八分七厘  
シヤ、一冊入ニリ  
二毛  
七毛かし  
正六厘利足  
月ママ

入巻實五百三拾九文

当復春季イ割半  
積半成かり

差引

百三拾四匁貳分三厘三毛

出 水  
か り

四軒様差引前之高也

金六千貳百八拾八兩

銀三千貳拾三貫五百拾六匁三分八厘毫毛

寛政六年寅春季

頃り方

一 貳千六百六拾三貫七兩  
九拾九匁四分貳厘三毛

六 延 銀

右取

貳千六百三巻實九百貳拾九匁八厘六毛

大 延 銀  
去丑冬季の付  
出し

出四貫九百四匁七厘五毛

家 原 御 晴 料  
元 方

出貳拾三貫〇

元 方 江 三 丁 納  
二 丁 割

但元方通用去丑冬季全銀

差引一冊ニシユ、一冊〇所

増チ一冊ニシユ、一冊ニ成

貳貫六百七拾七匁八分毫厘

家 原 印  
一 百 二 十 七 匁 三 兩  
舟 七 匁 二 分 三 厘 三 毛  
十 四 匁 八 分 三 厘 一 毛  
シ ッ ト 一 冊 入 サ リ  
一 三 三 一

月マサ利足  
六ヶ月分表入

三百八拾九匁貳分九厘八毛

四 軒 様 積 銀 差 引  
一 八 百 三 拾 三 兩  
一 八 匁 三 分 三 厘 三 毛  
一 七 匁 一 厘 一 毛  
シ ッ ト 一 冊 入 サ リ  
一 三 三 一

付月マサ六ヶ月  
分利足入

出四拾七又三分卷厘貳毛

出三拾八又貳分六厘八毛

九拾貳七百九拾三又八厘六毛

右差引前之高也  
一 四貳三百七拾貳又五分卷厘貳毛

一 三貳三百八拾壹又貳分八厘六毛

一 金五千六百兩

内 金貳千八百兩

竹屋町寄請方取  
一 二可、可、可、十一  
六、六、二、可、シ、シ、  
五、五、二、一、一、三、三、  
六、六、八、月、十、十、  
六、六、月、分、利、足、  
出、水、要、換、寄、請、方、  
一、一、五、八、兩、二、  
預、り、イ、メ、チ、舟、  
十、二、な、二、分、六、厘、  
シ、セ、レ、七、入、カ、リ、  
八、毛、一、  
手、毛、右、同、断、

出、水、要、換、寄、請、方、  
一、一、五、八、兩、二、  
預、り、イ、メ、チ、舟、  
十、二、な、二、分、六、厘、  
シ、セ、レ、七、入、カ、リ、  
八、毛、一、  
手、毛、右、同、断、

当、黄、春、季  
六、一、延、浪

竹屋町寄請方  
一、三、三、三、

別預り月、十、十、

出、水、要、換、寄、請、方、  
一、三、三、三、

別預り月、十、十、

出、水、要、換、寄、請、方、  
一、三、三、三、

内、取、引、金、正、金、取、引、  
寄、請、取、引、之、明、細、  
入、り、し、道、徳、廣、業、

金五千六百兩

一、三、拾、四、貳、八、拾、四、又、  
三、分、四、厘

内、貳、拾、貳、貳、百、九、拾、四、分、貳、厘

四、貳、三、百、三、拾、壹、又、分、貳、厘

七、貳、六、百、四、拾、四、又、

一、三、貳、六、百、八、拾、九、又、七、厘、五、毛

右、差、引、前、出、拾、四、貳、八、百、拾、八、又、卷、分

拾、貳、七、百、九、拾、三、又、貳、分、三、厘

九、貳、七、百、拾、三、又、九、分、貳、厘、三、毛

一、三、拾、三、百、四、拾、四、又、七、厘

金三千拾四兩

正、金、積、之、租、之、町、  
店、入、か、し、道、徳、代、  
り、か、り、二、運、口、之、  
代、り、

密、三、三、三、三、季、之、付、出、

六、角、か、り

竹屋町、か、り

南、か、り

吉、凶、引、当、積、  
三、三、三、三、季、之、付、出、

六、角、か、し

竹屋町、か、り

南、か、り

店、々、手、代、其、外、無、  
應、請、合、力、等、社、等、  
附、資、産、廣、業、

三、三、三、三、季、之、



六拾壹貫貳百拾壹匁三分三厘

付 出 金

拾貫口

当 真 季 引 金

金 拾 三 兩 貳 歩

当 真 季 引 金

出 三 貫 七 兩 九 拾 七 匁 七 厘

差引前之高也

右 払 出 し 之 内 訳

(省略)

一 四 百 六 拾 四 貫 四 百 六 拾 八 匁 五 分 三 厘 九 毛

家 方 普 請 積

内

四 百 四 拾 九 貫 四 百 六 拾 八 匁 五 分 五 厘 九 毛

去 年 季 引 出 金

拾 三 貫 口

当 真 季 引 金

一 金 三 百 八 拾 七 兩 貳 歩

江 戶 室 町 式 丁 口 大 坂 傳 木 町 宿 場 差 引 金

内

金 三 百 六 拾 六 兩 貳 歩

去 年 季 引 出 金

金 貳 拾 壹 兩

当 真 季 引 金

町 地 代 差 引 金

外 二 兩 貳 匁

一 匁 入 八 兩 方 江 送

金 六 千 貳 百 八 拾 八 兩

退 三 千 貳 百 四 拾 三 貫 六 百 拾 九 匁 四 分 六 厘 七 毛

此 所

金 六 千 貳 百 八 拾 八 兩

賞 金

退 三 千 貳 拾 三 貫 三 百 拾 六 匁 三 分 八 厘 壹 毛

退 手 銀 貳 百 貳 拾 貳 貫 三 匁 八 厘 六 毛

此 高 当 真 季 引 録 尻

寅 秋 季 去 々 新 元 方 江 入 二 成

右 之 通 租 越 無 御 座 候 以 上

寛 政 六 年 寅 七 月

藤 田 助 右 衛 門 守

三 郎 助 兼

元 之 助 兼

元 五 郎 兼

表 3-4 新元方の決算報告 1793(寛政 5)年上期・1794(寛政 6)年方期

	1793年秋(秋)季		1794年寅春季	
	貫	匁	貫	匁
目録尻	230.463.826		220.103.086	
払、切	△97.470.		△97.470.	
内 六角 御膳料 ( 30/100)	(29.241. )		(29.241. )	
竹曇町 同 ( 25/100)	(24.367.5 )		(24.367.5 )	
南 同 (22.5/100)	(21.930.75 )		(21.930.75 )	
出水 同 (22.5/100)	(21.930.75 )		(21.930.75 )	
取テ	132.993.826		122.633.086	
六角イ割半積半減 ( 30/100)	△ 2.052.		△ 2.052.	
竹曇町 同 ( 25/100)	△ 1.710.		△ 1.710.	
南 同 (22.5/100)	△ 1.539.		△ 1.539.	
出水 同 (22.5/100)	△ 1.539.		△ 1.539.	
手代合力寺社寄附引当積	△10.000.		△10.000.	
家方普請負	△15.000.		△15.000.	
取テ 大延紙	101.153.826		90.793.086	
貸シ方(資産)				
表(京両寄店)へかし	{ 金3.480兩2歩		{ 金3.488兩	
	2.789.384.225		2.767.627.326	
	金2.800兩		金2.800兩	
当座かし	{ 87.500.		87.500.	
(六角)三郎助様かし			28.545.68	
六角御凶事方かし			97.509.75	
江戸等宿賃普請並引かし	19.928.72		19.283.94	
御宅々手代引当積	691.525		691.525	
御所用積	10.270.85		10.270.85	
別建改四軒様差引	18.238.012		12.087.31	
	金6.280兩2歩		金6.288兩	
	2.926.013.332		3.023.516.381	
預り方(資本・負債)				
大延紙	2.601.929.086		2.665.799.425	
竹曇町普請方別預り	2.262.5		4.572.512	
出水要領普請方別預り	1.822.268		3.581.286	
当座預り	金5.600兩		金5.600兩	
密印	34.084.54		34.084.54	
吉凶引当積	5.689.075		5.689.075	
手代合力寺社寄附引当積	{ 金114兩		{ 金100兩2歩	
	61.221.13		65.424.07	
家方普請積	449.468.559		464.468.559	
江戸等宿賃差引かり	金566兩2歩		金587兩2歩	
	金6.280兩2歩		金6.288兩	
	3.156.477.158		3.243.619.467	
	230.463.826		220.103.086	

(出所) 『新元方勘定目録』(続5909、続5910)。

分け」以後でも、「京都兩替店」の傘下四店がそれぞれ決算報告書を「京都兩替店」に提出し、同店は傘下四店の投資とその利益とに関して持分法的会計処理をして自店の決算報告書を作成することには、変化がなかった。しかし、従来「大元方」（もしくは元方掛りの同画）宛に提出されていた各店の決算報告書は、「四軒様」に提出されるようになった。また、「京都兩替店」の処分済み利益は「延銀新元方納」として「新元方」に振り替えられ、「新元方」ではこれを「目録尻」と称した。「新元方」独自の会計報告書である『新元方勘定目録』が作成され、それが「四軒様」に提出された。なお、「安永持分け」により「大元方」から「兩替店」巻」に帰属変更された不動産は、江戸室町貳丁目および大坂榎木町のものが『新元方勘定目録』に計上されたのを除けば、すべて簿外資産として処理された。これは、「持分け」に際して再結合の規定も定められたように（三井文庫『明治資料43』、「大元方」より一時的に預かっているにすぎないという認識によるものであろう。後述するように、「寛政一致」とよばれる再結合以後、これらの不動産は、再び「大元方」に帰属し、会計上も「大元方」の資産として計上されるようになった。それでは、つぎに、「新元方」ではどのような会計処理が行われていたのか、『新元方勘定目録』の構造をみていってみよう。以下に、資料3-1として『寛政六年寅春季新元方勘定目録』の資料を、内訳書の細日の一部を除いて、ほぼ全文そのまま掲げる。また、それとこの前期のものとを表3-1にまとめた。

資料をみるにあたって注意を要するのは、「入」「出」という言葉が実際の現金の出納を示すのではなく、「かり」「かし」という語が債権債務を意味するのでもない、ということである（それは今日の簿記用語のデビタ（DR）・クレディタ（CR）と同様である）。資料の「出」はDR記入、「入」はCR記入、「かし」は残高がDR残であることとぞ、「かり」はCR残であることをそれぞれ示す（これらの語がところどころにしかあらわれないのは、今日の要領式元帳の貸借欄が取引ごとには記入されないと同様の理由からであろう）。

表 3-5 新元方の諸勘定 1794(寛政6)年上期

当寅春季大延帳 I		1	
③私切	銀 97.470.	③目録気	銀220.103.086
④六角御膳料	29.241.		
竹屋町同	24.367.5		
市同	21.930.75		
出水同	21.930.75		
⑤残テ	122.633.086		
	<u>銀220.103.086</u>		<u>銀220.103.086</u>
当寅春季大延帳 II		2	
④六角御膳料	銀2.052.	①残テ	銀122.633.086
竹屋町同	1.710.		
市同	1.539.		
出水同	1.539.		
⑤店々手代引当積	10.000.		
⑥家方寄附積	15.000.		
⑦残テ 大延帳	90.793.086		
	<u>銀122.633.086</u>		<u>銀122.633.086</u>
表江かし		3	
[前期繰越]	銀2,789,384.225	①	銀97.470.
全3,480.兩2步		②	28,545.68
[寅春季表 新元方江入二成]	銀230,463.826	③	97,509.75
①	220,103.086	④	29,904.075
② [643.68+1.1]	644.78	⑤	1.110.
③	2,677.81	⑥	5,797.06
④	2,262.5	⑦	全13兩2步
⑤	1,720.75	寅秋季表	銀220,103.086
⑥	1,500.	新元方江入二成	
⑦	1,300.	(次期繰越)	銀2,767,627.326
⑧	全21兩		全3,488兩
	銀3,248,066.977		銀3,248,066.977
	<u>全3,501兩2步</u>		<u>全3,501兩2步</u>
当座貸		4	
[前期繰越]	(銀87.500.)	(次期繰越)	銀87.500.
	全2,800兩		全2,800兩
三郎助様		5	
①	銀28,545.68	(次期繰越)	銀28,545.68
六角御用事方		6	
①	銀97,509.75	(次期繰越)	銀97,509.75
江戸室町末丁目大坂尻木町宿賃積之内銀方尻木町普請入用引		7	
丑冬季より付出(繰越)	銀19,928.72	③ 当季…宿賃差引受	銀.643.68
		…向断端銀	1.1
		差引前之高也(繰越)	19,283.94
	<u>銀19,928.72</u>		<u>銀19,928.72</u>
御宅所手代引当積		8	
丑冬季より付出(繰越)	銀.691.525	(次期繰越)	銀.691.525

3 程  
定水持分け(企業分割)とその後の会計

丑冬季の付出(繰越)	銀10,270.85	(次期繰越)	銀10,270.85
------------	------------	--------	------------

## 別建改御膳料イ割半積四軒様差引 10

〔前期繰越〕		銀18,238.012			
④六角	4,837.626		②六角イ割半積半減	2,052.	
竹屋町	13,104.217		竹屋町	1,710.	
南	△,802.203		南	1,539.	
出水	1,098.372		出水	1,539.	
③六角御毛掛役太殿料		277.5	③六角年賦銀取	500.	
竹屋町		.277.5	竹屋町山科…利足	310.	
南		.277.5	④南右差引…利足	11,019	
出水		.277.5	差引前之高也(繰越)	12,087.31	
④六角右差引…利足		.96.918	④六角	2,660.044	
竹屋町		.274.506	竹屋町	11,636.223	
出水右合…利足		.28.893	南	△,074.722	
			出水	△,134.235	
		銀19,748.329			銀19,748.329

## 大 延 銀 11

③家原御膳料元方納	銀4,904.075	丑冬季の付出(繰越)	2,601,929.086
元方江50.△納二ツ割	25.000	③家原印…利足	2,677.81
④竹屋町普請方…利足	47.512	④四軒様積銀…利足入※	.389.298
④出水要銀…右同断	38.268	④当寅春季大延銀	90,793.086
右差引前之高也(繰越)	2,665,799.425		
	銀2,695,789.28		銀2,695,789.28

## 竹屋町普請方別預り 12

(次期繰越)	銀4,572.512	〔前期繰越〕	銀2,262.5
		②	.47,512
		③	2,262.5
	銀4,572.512		銀4,572.512

## 出水要銀普請方別預り 13

(次期繰越)	銀3,581.286	〔前期繰越〕	銀1,822.268
		②	.38.268
		③	1,720.75
	銀3,581.286		銀3,581.286

## 当 座 預 14

(次期繰越)	金5,600両	丑冬季の付出(繰越)	金5,600両
--------	---------	------------	---------

## 密 印 15

(次期繰越)	銀34,084.54	丑冬季の付出(繰越)	銀31,084.54
--------	------------	------------	------------

## 吉凶引当積 16

(次期繰越)	銀5,689.075	丑冬季の付出(繰越)	銀5,689.075
--------	------------	------------	------------

## 店々手代其外無惣筋合力碎社寄附祝儀褒美(引当積) 17

③当寅春季払出し(取崩)	{ 金13兩2歩 銀5,797.06	丑冬季の付出(繰越)	{ 金114兩 銀61,221.13
差引前之高也(繰越)	{ 金100兩2歩 銀65,424.07	②当寅春季積	10,000.
	金114兩		
	銀71,221.13		金114兩
			銀71,221.13

(次期繰越)	銀464,468.559	丑冬季よ付出(繰越) ③当寅春季帳	銀449,468.559 15,000.
	<u>銀464,468.559</u>		<u>銀464,468.559</u>

江戸室町武丁目大坂祝木町宿黄芝引

(次期繰越)	金587兩2歩	丑冬季よ付出(繰越) ③当寅春季…差引…	金566兩2歩 金21兩
	<u>金587兩2歩</u>		<u>金587兩2歩</u>

(注) ※ 96.918+274.506+28.893-11.019=389.298  
 出所: 『新本万勘定目録』(紙5910)より作成。

『新元方勘定目録』は一見すると、前半が損益(収益・費用)計算、後半が財産(資産・資本負債)計算の報告書のようにみえるが、そうではない。この点は、「大元方」や三都の「両替店」の決算報告書である『勘定目録』が主として財産計算報告と損益計算報告とから構成されているのとはまったく異なる\*。それをほつきりさせるために前掲資料から作成したものが表3-15である。

\*旧稿「1883」七一頁で、『新元方勘定目録』は、今日の総勘定元帳にはほ相当する『本帳』(三井文庫所蔵資料、本一八八三、統六五九六)を要約したもの「だろうと、よく調べもしないで書いたが、『本帳』と『新元方勘定目録』との関係はよくわからない。

作表にあたっては、資料の用語法および配列順序をなるべく尊重したが、10番の「別建改御賄料イ割半積四軒様差引」では、右記の理由からかなり配列を変えている。表中の各勘定の左がDRすなわち「出」で、右がCRすなわち「入」である。もちろん△印を付したのはその逆である。摘要書中の……は資料中のものを紙幅の都合で省略したもので、それ以外にも、DR・CR残を示す「かし」「かり」は原則として省いた。○で囲んだ番号は相手勘定の番号、( )で囲んだ摘要書は言葉を補ったもので、「」で囲んだものは勘定形式の体裁を整えるために補ったものである。

それでは、各勘定とその相互関連について説明していききたい。1番の勘定の③

「目録尻」は「京都両替店」の処分済利益が「新元方」に振り替えられたものである。そこから「四軒様」への「賄料」が差し引かれる。各家の「賄料」の額は、それぞれの「持分」の数に比例し、「京都両替店」の利益の多寡に關係なく毎期一定である。2番の勘定では、1番の残額から各種のリザーブを控除する。既述のように、江戸時代には「引当積」「積」「積銀」「退銀」などの語でリザーブをよんだが、かつての英米での用語法と同様に、相手勘定が費用であるか利益処分であるかには關係がない。さて、リザーブを控除した残額が、「新元方」の資金ともいうべき「大延銀」(11番)に振り替えられる。「大延銀」の期末残高に算定にあたっては、受取利息(利足)と支払利息および「大元方」(元方)への上納金とが、損益計算を介することなしに、直接に加減されている。そもそも、『新元方勘定目録』には損益計算に関する諸勘定が存在しないのである。この点に関しては「新元方」の機能との関連で後に考察する。

3番の「表」とは「京都両替店」のことである。「新元方」では現金出納はまったく行っておらず、実際の現金出納は「京都両替店」で行われたものと考えられる。それゆえ『新元方勘定目録』には現金勘定がない、したがって、3番の勘定では、「京都両替店」の最終利益(処分済利益)の振替額である「目録尻」の前期振替額および当期振替額、それに「京都両替店」と「新元方」との間の種々の振替額を相殺し、その残額を前期繰越額に加減して、次期繰越額を算定することになる。3番のCR側の太字の二二〇貫一〇三匁八六が、資料の最後の方に記載されている「残テ銀貳百貳拾貫百三匁八厘六毛 此高当春季目録尻 寅秋季表ヲ新元方え入ニ成」に相当する。一見、前期と当期との「目録尻」を「表えかし」すなわち「京都両替店」勘定で加減することの意味がわかりにくいかもしれない。しかし、当期の「目録尻」の額と「預り方」「マイナス」「貸シ方」の差額が一致することに注目されたい。これは、損益に関する諸勘定がなくて財産計算と損益計算との利益額による正確性の検証ができないために、この

ような形で二重分類を確かめたのであろう。

5番および6番は、六角家の隠居で、かつての「安永持分け」の推進者、「両替店一巻」のドンであった三井高登（宗巴）が江戸で客死したための出費にともなう臨時貸付である。

8番から10番は、本来CR残となるべきリザーブでいずれも「四軒様」に関係するものであるが、取り崩し額が積み立て額を上回る分が多くなった結果、DR残となったものである。「イ割半積之半減」は、一七六七（安永六）年春季（上期）から「賄料」の一分五分を積み立てたのを、（おそらく金使いの荒い同苗の要求で）一七九八（天明九）年春季（上期）から積み立て額を「賄料」の一四・二五分の一に減額したものである。15番から18番もリザーブであるが、こちらの方はともにCR残となっている。以上が表3-15の概略である。

これでは、つぎに、『新元方勘定目録』に示されている会計行為が「新元方」と「両替店一巻」にとってどのような意味をもっていたのか考察を試みたい。逆にいえば、「新元方」の機能を『新元方勘定目録』から探っていくことにする。

## (2) 新元方の経営機能

三井の京都・江戸・大坂の両替店の『勘定目録』や『大元方勘定目録』は、財産計算部分（貸借対照表）と損益計算部分（損益計算書）とに分かれ、両替店のものではさらに費用の区分表示ないしは利益処分計算もある。これに対し、「新元方」のものには損益計算はなく、財産計算も特異である。しかし、これらを今日の会計と比較して、「進んだ」ものか否かといってみても、大した意味はなからう。実利にさとい商人は不必要なことはしないものである。



「兩替店」では、金融業という現業に携わることから儲けを正確に把握する必要があるし、また、利益額に比例して奉公人に賞与（褒美銀）を支払うために、正確な利益計算の必要があった。したがって、費用の区分表示（もしくは利益処分計算の分離）が要請されたのであろう。これに対し、「大元方」は家産管理機関であったから、家産を増大させるものを収益、減少させるものを損費（損失・費用）として認識すれば十分である。一般に、近世の家業では、その最終目的は家産の維持増大にあったから、元方では損益計算よりも財産計算が重視された、と考えられる。それにしてもなぜ、『新元方勘定目録』には損益計算に関する諸勘定もなかったのであろうか。

「新元方」と初期の「大元方」とは、ともに家産の管理機関であったとはいふものの、具体的な機能については大きな差があったと考えられる。「大元方」は、少なくとも元文期（一七三六―一七四二）頃までは、名実ともに「三井家の営業と家制とを一元的に統轄する機構」（松本〔1988〕二五頁）として、同苗からも傘下営業店からも超越していた。「大元方」は、傘下営業店その他への投融资の追加や引き上げを決定し、それらの果実を回収し、また自身の手持現金を有するなど、独自で資金を運用した。これに対し、『新元方勘定目録』の数字は、実際には「京都兩替店」で運用された資金の一部を形式的に振り替えたものにすぎない。「新元方」の取引相手のほとんどすべてが「京都兩替店」と「四軒様」との両者だけである。また、「新元方」の寄合は、「正月・五月・九月の年三回しか開かれていない上に、……多分に儀礼的な性格を持っていた」のである（日本経営史研究所〔1983〕二〇五頁）。

要するに、「新元方」は、会計単位としては独立しているものの、実質的には「四軒様」の家計と「兩替店」の経営を分離するための単なる媒介としての機能しかもっていないかった、といえよう。このような「新元方」の会計では、「四軒様」および「京都兩替店」に対する貸借関係をはっきりさせるとともに期末純資産の額を確定できれば十分であり、損益計算を行う諸勘定は必要なかったといえよう。

このような実質的機能をほとんどたない「新元方」が設けられたのは、たぶん、家計と企業分離を徹底させようという意図からであろう。というのは、「安永持分け」前の「大元方」は、多額な同苗借財が巨額の大名貸不良債権の存在と相まって、右記の機能を果たせなくなっていたからである。同苗は、「賄料」の範囲で賄う規定になっただけにもかかわらず、実際には「大元方」からほとんど無制限に借金をしたのである。そのような状況下で「安永持分け」が行われたので、店の経営が当主の家計から影響を受けないように考慮したのであろう。しかしながら、寛政期には、リザーブがDR残にあらわれ、家産が再び当主の食い物にされるべきだが、会計報告書のうえに読みとれる。

以上のように、「新元方」は、形式的には家産管理機関といえるが、その実態は、店の経営と当主の家計との間の、いわば連結環のようなものにならなかった。会計報告書のうえからみれば、「新元方」は、家制と営業を統轄するのが目的ではなく、店による家の規制を意図したものとみることができよう。その傍証として、同時代の歌人・蘆庵のつぎの言葉で、三井兩家第十代の三井高隠氏（一九〇〇～一九八三）の著書からの重引用であるが、紹介したい（[1982] 一三三頁）。

「支配人とやら申して重き役人の申事にて主人分もおてる事のよし、さてさて大家の支配人は重々しきものかな、このせい、きできりして光りもちたのい、まはひうらやましくたうとおそれ、りたる事なり」

蘆庵は、三井宗巴の妻たかはじめ三人の三井同苗の夫人が、奉公人重役の指図で年始、中元を怠ったことなどを理由に三人を破門したが、三井の緊縮方針の家法改革を「非常に怒って支配人に対する怨みをぶちまけている」という（同所）。その改革は、経営能力のない当主を、無能力の全権者ないしは全能の無権利者、さらにいえば象徴としてまつりあげ、店に対する家の従属をせまったものと考えられる\*。すなわち、それは営業の論理を同族団体

に貫徹させようとしたものといえよう。「両替店一卷」において、実際に営業の統轄を行ったのは「京都両替店」であった。

\* 家元制度などにみられる「神聖なる無能力者」をつくりあげる日本社会の一般的性格を、亀井勝一郎が「民間天皇制」とよんだそうだが（西山松之助『家元の研究』西山松之助著作集1巻、吉川弘文館、一九八二年、八七頁）、この表現は形容矛盾のような気もするが、いいえて妙である。

#### 4 両替店一卷各店の付屬明細書類と「勘定目録」

##### (1) 両替店一卷各店の付屬明細書類

「両替店一卷」で各店で作成された会計報告書は、貸借対照表と損益計算書（ないしは損益・利益処分結合計算書）とからなる『勘定目録』または『日録』もしくは『惣勘定目録』だけではなく、付屬明細の報告書類も作成された。三井文庫には、一七九三（寛政五）年の会計報告書の控（写し）として、つぎのようなものがまとまって保存されている（資料番号 本一三四四一四〇―一三四四一四一、本一三四四一四二、本一三四四一四三、本一三四四一四四、本一三四四一四五、一三三）。

・「京都両替店」

『京丑秋季目録』 『京丑秋季大録』 『京丑秋季勘定書』

・「江戸両替店」

『江戸丑秋季目録』 『江戸丑秋季日録』 『江戸丑秋季四拾ヶ所宿賃勘定』 『江戸丑秋季八ヶ所宿賃勘定』 『江戸丑秋季十六ヶ所宿賃勘定』 『江戸丑秋季為替方御動入日録』

・「大坂兩替店」

『大坂丑秋季目録』 『大坂丑秋季 当座貸・当座預 訳書』 『大坂丑秋季家方五ヶ所勘定目録』 『大坂丑秋季 大坂店持十一ヶ所勘定』 『大坂丑秋季 古手町・四郎兵衛町・伏見町三ヶ所普請入日録』 『河州新田丑年勘定目録』 『大坂寛政四十年大坂兩替店類焼丑年普請入日録』

・「糸店」

『糸店丑々々年惣勘定日録』 『糸店亥子丑三ヶ年大録』 『糸店丑極月代呂物有日録』 『糸店丑々々年家内諸入用日録』 『糸店丑々々年日合差引・仕掛差引 日録』

・「間之町店」

『間之町店丑々々年惣勘定日録』 『間之町店亥子丑三ヶ年大録』 『間之町店丑極月代呂物有日録』 『間之町店丑々々年家内諸入用』 『間之町店丑年金銀入私日録』 『間之町店丑々々年日合差引・仕掛差引 日録』

これらのなかには、「大坂兩替店」の火災復旧に関する臨時出費の報告書や、三年ごとに作成されるものもあるが、大部分は毎決算期ごとに作成される。なお、一七九三（寛政五）年下期のもの控が保存されているのは、「安永持分け」の推進者であった六角家の三井高登（宗巴）がこの年に没したためであろう。ちなみに、「持分け」直前の一七七四（安永三）年の上期の「兩替店」「三店の勘定日録」の控も、それらにまとめられて現存する（本一三四四一―三三）。

さて、一七九三（寛政五）年下期の「京兩替店」の各会計報告書の末尾には、いずれもつぎのように記されている。

寛政五年十二月深井

助九郎

勘定 林 与七郎

三 郎 助様

次郎右衛門様	
元之助様	
元五郎様	
右之通相違無御座候以上	西田 新四郎 <small>印</small>
	丸山 与助 <small>印</small>
右相改相違無御座候以上	藤田助右衛門 <small>印</small>
	五十川清太郎 <small>印</small>
右立全改候	
	三郎助 <small>印</small>
	次郎右衛門
	元之助
	元五郎 <small>印</small>

宛名および末尾の三郎助以下四人は、「四軒様」である三井高年、高英、高民、高径のことである。差出人の深井と林は「京両替店」の「支配人」で、監査をしている丸山と西田は、同じく「後見」と「勘定名代」、五十川と藤田は、「元方掛名代」と「元」である(各自の役職は『寛政三亥年々五丑年迄勘定御要美割方向帳』統六三九六による)。つまり、「京両替店」の比較的下位の「役柄」の者が当主宛に作成し、上位の「役柄」の者が監査をし、さらに当主が確認するという形になっている。

一方、傘下四店の報告書は、いずれも、各店の役職者から「京両替店」の役職者(藤田以下六人)宛に提出され、

各店の上位者と、「京両替店」の筆頭重役である藤田が監査をしている（他の年のものには勤番で当地駐の店主が監査者に加わっているものもある）。

これらの報告書のうち多くは、付属明細書とでもいうような性格のもので、そちらの方から検討しよう。「江戸両替店」の『四拾ヶ所宿賃勘定目録』というのは、江戸に所有していた四〇カ所の不動産について、賃貸料収入を記し、諸経費を計算し、その純益を算出したものである。「八ヶ所宿賃勘定」や「大阪両替店」の『家方五ヶ所勘定目録』も同様の性格のものである。『河州新田目録』も、三井が所有していた新田の収益・費用・純益を報告するものである。これらの不動産は、既述のように、「安永持分け」の前には「大元方」に帰属し、その管理を「両替店」で担当していた。「安永持分け」によつて「両替店一巻」に帰属するようになったこれらの不動産は、「持分け」後も、会計上の資産として計上されず、その不動産からの純益は、「江戸両替店」の収益およびリザーブとされた分を除き、「京都両替店」の収益とされるようになる。すなわち、江戸「両替店請」不動産の「宿賃」（受取家賃）から「入用」（諸経費）を控除した純益のうち、「京都両替店」の収益分を差し引いた残額は、半額が「江戸両替店」の収益とされ、もう半額は、損益（もしくは利益処分）計算を介することなしに直接、同店の「積金」（リザーブ）とされる。一方、大阪の不動産からの純益は、全額が「京都両替店」の収益とされる。つまり、かつて「大元方」の収益となっていた分が「京都両替店」の収益になる点を除けば、「持分け」後も変化がない。

「江戸両替店」の『店持十六ヶ所宿賃勘定』および「大阪両替店」の『店持十一ヶ所勘定』というのは、担保流れて各店に入ってきた不動産に関する収益・費用・純益を報告するものである。これらの店持不動産は、前述の不動産とは異なり、帳簿上も各店の資産として計上され、そこからの純益が各店の収益となる。ただし、江戸では、それらについても純益の半額は直接、「積金」とされる。店持不動産について、賀川氏はつぎのように述べている。

「宿賃収入が町儀入用不担を差引すると、貸付利子より低かったため、また火災などの危険もあったため、「早めに売却して」増加させないようにしていた」(『昭和三十六頁、昭和三十七頁』一四六頁)。また、「京両替店」は店持不動産をもつことが少ないが、それはつぎのような理由からであろう。「京都では町中が引当家屋敷を引き取ることで御為替銀を弁済した。町中が不動産の仲介機能を果たしたのである。ところが江戸において町がそのような機能を果たすことなく、債務者が期限内に急いで家屋敷を売り払うことが困難であったため、結局、引当の家屋敷が流れ込むことになったという性格をもつ。」「それは大阪におけるように、出訴後、債務者が日限中に書入家屋敷を売り払って正金にて弁済する慣行ともことなっているのである。」(『昭和三十九頁、昭和三十九頁、昭和三十九頁』一六五、一六六、一六七頁)。なお、「安永持分け」前には流賃で「両替店」が取得した不動産でも、「大元方」に帰属変更されることになっていた。店持不動産は原則として存在しなかった。「大坂両替店」の『当店持抱屋敷〇〇ヶ所勘定目録』は一七八六(天明六)年上期のものから継続的に現存する(統六一一三以下)。

さて、「江戸両替店」の『為替方御動入目録』は、三井両替店が公金為替を取り扱っている関係で幕府の役人などへの「附届」などの諸経費を報告するものである。三井高陽氏によれば、江戸勤番の当主がほとんど毎日ロビー活動を行っていたことがわかる(『昭和三十七頁』「主人の勤務」の章)。寛政五年の写しの中には、「大坂両替店」でも、これらと同様の報告書「御為替方入目(目録)」が毎期作成されていて、一七七五(安永四)年下期のものが残されており、一七八〇(安永九)年上期以降のものは継続的に現存する(統六一〇〇以下)。江戸で出費されたこれらの経費が、「江戸両替店」の費用とはならず、「京両替店」の費用に振り替えられているのに対し、大阪での出費は、「大坂両替店」の費用とされていることは、「持分け」前と同様である。

「大坂両替店」の「当座貸・当座訳書」は、同店の勘定目録の「貸シ方」(資産の部)および「預り方」(資本負債

の部)に記載されている「当座貸」および「当座預」という項目の内訳書である。

「糸店」および「間之町店」の両系問屋では、三井の他の諸店と異なり、年一回決算であった。「極月代呂物有日録」は、荷主への前貸金および棚卸商品の期末残高の日録である。「日台差引・仕掛差引日録」は金融収支を示したものである。既述のように、「日台」が日歩計算の利息や割引料であり、「仕掛」は、江戸が金遣い、上方が銀遣いであるところからくる、金銀の為替差損益のリスクを負うためのプレミアムである。「家内諸入用日録」は、「家内」という言葉はあるが、当主の家計とは関係なく、店の諸経費を記録・報告するものである。その内容は、「店前」と「賄方」と「役料 給銀 人別小遣并年褒美」とに分かれている。「店前」が、飛脚代や紙筆墨、天秤、算盤などの業務用諸道具、得意先への進物などの費用である。「賄方」は、住込奉公人のための費用で、食費が大部分、夜具や髪結賃などもある。「役料」は役付の奉公人への給料であるが、寛政五年下期では、「元々格」の「役料」は「京両替店」から支払われている。

寛政五年下期の控のなかにはないが、「大坂両替店」では、『店前入日録』と『賄方入日録』とを別々に作成している。両報告書は一七八三(天明三)年上・下期と一七八七(天明七)年下期のものが現存し、一七九四(寛政六)年下期以降のものが継続的に残されている(統六一〇七以下)。ただし、「役料」などの報告書は断片的にしか見当たらない。

「大坂両替店」の『寛政四子年大坂両替店類焼丑年普請入日録』と『丑秋季 古手町・四郎兵衛門・伏見町三ヶ所普請入日録』とは、前年に焼失した建物の再建費などを示すものである。これらは、同店の当期の費用とはならず、その合計額のうちの約六割については、「新元方」の「家方普請銀」という名のリザーブの一部を取り崩し(『寛政五年丑秋季新元方勘定目録』統五九〇九による)、残額は、他の火災損失とともに、「取組先類焼ニ付損銀店



持屋敷類焼ニ付普請入用損銀之内」として、「大坂両替店」の勘定目録の「貸シ方」(資産の部)に繰延計上されている。この繰延資産の償却は、直接法による控除ではなく、「取組先損銀并抱屋敷普請之内へ積銀」という名の、いわば評価性引当金を「預り方」(資本負債の部)に計上するという間接法によっている。この償却費は、「大坂両替店」の費用とはならず、「京両替店」の『勘定目録』(貸借対照表・損益計算書など)の「払方」(費用の部)に、「大坂店去ル五月類焼ニ付償銀」として、半期五貫ずつ計上されている。

『勘定目録』に話がふれたところで、つぎに、「両替店一卷」諸店の『勘定目録』をみていこう。

## (2) 両替店一卷各店の『勘定目録』

### ① 糸絹問屋の『惣勘定目録』

「両替店一卷」のどの店の決算報告書も形式的な構造はおおむね同様で、2章で述べたものと変わりはない。すなわち、会計期間などが明示された後に、まず、「預り方」(資本負債の部)、「貸シ方」(資産の部)の順で貸借対照表が表示され、財産計算によって純利益が計算される。つぎに、「入方」(収益の部)と「払方」(費用の部)とからなる損益計算書(あるいは損益・利益処分結合計算書というべきかも)が続く。当然、損益計算による純利益額は財産計算で算出されたものと一致する。そして、末尾が、前で述べたような、日付、差出人氏名、宛名人氏名・および監査証明で結ばれる。ただし、「貸シ方」「預り方」差額として、「両替店」三点の場合はリザーブ積み立て(引き当て)後の利益が「延銀」として表示されるのに対して、「糸店」と「間之町店」では、左述するように、リザーブを差し引く前の利益が(これも「延銀」という)算出される。

それでは、「糸店」と「間之町店」の両糸絹問屋の決算報告書(表紙に『惣勘定目録』と書かれている)の内容を具

表3-6 糸店の貸借対照表と損益計算書 1793(寛政5)年

預り方	貸 込	此仕方
300.000	元建	延銀 2歩3厘3775 = 通ル
114.096.635	年賦銀	貸 込
283.669.885	要銀 亥子共	尚高 4,978.963.7
342.205.9	忠銀 亥子共	御建高 4,300
26.620.7	申西戌割	此高意 100,523.25
19.239	亥子割	内
8.453.8	年賦美 人別預	30.156 頭三ノ引引
8.300	請方預	10.052 香請方引
42	利尻預 当町斗	引渡
12.748.9	売代客方 当座預	60,315.25
139.737.315	当座預	尚仕増高 678,963.7 同運
206.595.805	両替店当座かり	此尚意 15,872.49
1,461,790.94		此高当座預
		右者当座正月より12月迄九1ヶ月
		勘定如斯御座候以上
貸方	貸 込	寛政五年 中村嘉助
564.474.46	糸方国々代物請取有内貸	丑極月 吉田清右衛門
106.958.3	糸方 店持代呂物	藤田右衛門殿
698.083.95	賄方国々代呂物受取有内貸	九十川清六郎殿
110.471.4	賄方 店持代呂物	西田新四郎 殿
1,717.15	申年 賄方掛残り 年賦済分	丸山 手助 殿
64,093.22	普請入用	右之通立金相改相違無御座候以上
8,534.1	台糸有	
4,506.93	留之町店かし	藤田助右衛門
19,264.17	有金銀	酒井喜右衛門
1,578,105.68		五十川清太郎
引渡 116,395.74		
商徳入払仕分		
尚高 4,978,963.7		
入方	貸 込	
99,542.9	右亮高2歩口銭取	
41,637.22	日台取	
45,622.51	仕掛徳	
3,458.57	小判徳	
190,321.2		
払方	貸 込	
4,319.98	糸請仲間出銀	
7,827.5	台糸亮損	
3,981.55	国々貸過損引	
2,029.65	直打損	
55,766.78	賄方〔店前、賄、役料給銀〕	
73,925.46		
差引残ヲ		
116,395.74	延銀	

(出所) 『糸店元々年功勘定目録(控)』(本1344-23)。

体的にみていってみよう。「糸店」のもものも「問之町店」のもものも、その計算構造は同一である。一七九三(寛政五年)の「糸店」のももの写しを表3-16に、内訳科目を省略して掲げた。

「預り方」(資本負債の部)に「元建」および「年賦銀」とあるのは、「京両替店」から「糸店」への投資額である。「元建」は定額で、「年賦銀」は、左述するような持分法的処理によって、銀額が変化する。「忠銀」は、奉公人が退職する際に渡す元手銀を積み立てたもの、申・酉・戌の干支を隔して「割」とあるのは、賞与リザーブである。「預り方」の下から二番目にある「当座預」は、負債というよりも、左述する内部留保利益である。「貸方」(資産の部)の最後にある「有金銀」は、現金残高である。

「商徳入払仕分」という見出しの後に「商高」とあるのは、売上高ではなく、商品取扱い高である。「糸店」「問之町店」の「糸絹問屋」は商受問屋であって、……独自の資金でもって糸絹を買い入れるのではなく、……口銭を取ることを業務として「いたのである(賣川[is]四)買)。したがって、「入方」(収益)の半分ほどを占めるのが口銭(受取手数料)である。「日合徳」および「仕掛徳」は、前で述べた金融収益であり、「小判徳」も、金銀の両替にともなう収益であろう。

「払方」(費用)の大半を占める「賄方」は、前述した『家内諸入用日録』にその明細が記されている。『惣勘定日録』では、「賄方」という科目名で表示したうえで(表3-16では三五貫七六匁七分八厘)、「店前諸入用」、「店前入用」、および「役料給銀人別小遣并年褒美」の内訳を示している。その点は、「両替店」三店のものが、「店前入日」(店前(送)入用)ともいわれる)、「賄方入日」(店前入用并手代子供小遣共)と書かれることが多い、および「役料」の三項目に分けて表示しているのとは若干異なる。

以上の「入方」「払方」の差額として「延銀」(当期純利益)を表示した後には、さらに、「延銀」からのリザーブの

差引計算などが続く。<sup>\*</sup>表3-6のものでいえば、実際利益額一六貫三九五匁余を実際商品取扱額四九七八貫九六三匁余で除して、〇・〇二三三七七五という利益率を算出する。この利益率を標準商品取扱額とでもいへば四三〇〇貫に乗じて、標準利益額一〇〇貫五二三匁余を計算する。ここから、「要銀」(貸倒リザーブ)、<sup>\*</sup>「忠銀」(退職元手リザーブ)、および「割」(貸手リザーブ)の三項目、各一割ずつの「頭三之法引」三〇貫一五六匁と、「普請方引」(建物修繕・再建リザーブ)一〇貫五二匁(標準利益額の一割)とを差し引く。リザーブを差し引いた残額すなわち標準利益額の六割にあたる六〇貫三二五匁二分五厘が「京両替店」の資産(投資)と利益とに振り替えられる。ただし、「京両替店」が年二回決算で、「糸店」が年一回決算であるために、半期に振り替えられる額は、この半額二〇貫一五七匁六分二厘五毛である(この振替額も「延銀」とはばれる。表3-7;参照)。このような持分法的処理による振替額は、その一部が年賦で「京都両替店」に上納される。その未納残高が、「預り方」(資本負債の部)に計上された前述の「年賦銀」である。表3-6の計算の最後の方に「商仕増高」(六七八貫九六三匁余)とあるのは、実際商品取扱高(四九七八貫九六三匁余)が標準商品取扱高(四三〇〇貫)を超える部分である。実際利益額が標準利益額を上回った分である「此商徳」については(ここでは一三貫八七二匁四九)、その累計額が「当座預」として、右述のように、「預り方」(資本負債の部)に記録される。

\*「両替店」では、財産計算と損益計算の両計算結果の「延銀」が、リザーブ引き当て後ものであり、また、リザーブが、利益の多寡とは関係なく、一定額が引き当てられるのに対し、「糸店」「問之町店」では、リザーブ積み立て前の「延銀」が財産・損益の計算結果として表示され、リザーブの額が利益額に比例する。また、利益額に比例する貸手の計算も、「両替店」「三店」と「糸店」および「問之町店」とでは別計算である。したがって、「両替店」の場合はリザーブの差引計算を費用の区分表示とみた方がよいかもしれないと思いたが(一七三頁)、「糸店」「問之町店」の場合はリザーブの計算を利益処

分計算とみた方がよいであろう。ただし、「京都両替店」における一巻全体の計算については、便宜上、利益処分という表現も用いる。

## ② 江戸・大坂両替店の『勘定目録』

「江戸両替店」および「大坂両替店」の『勘定目録』は、「安永持分け」以後から「寛政一致」（再結合）前の時期については、前述の一七九三（寛政三）年下期のもの控が現存する。その他に、前掲表2-13に示したように、「江戸両替店」のものは『江戸店目録留』（本一七七八以下）により一七八六（天明六）年上期から、「大坂両替店」のものは『目録控』（本一七三二以下）により一七九四（寛政六）年上期から、その内容がわかる。両店のものとも、その計算構造は、店持不動産の資産計上とそこから収益の処理を除けば、前章4で述べた「安永持分け」前のものとほとんど変化がない（前述したように、「安永持分け」前に「大元町」が所有し「江戸両替店」が管理していた不動産の、「江戸両替店」での会計処理は、「持分け」以後もまったく変化はみられない）。なお、「大坂両替店」の『勘定目録』については、再結合後のものであるが、一七九八（寛政一〇）年上期のものを表6-11として載せたので参照されたい。

店持不動産は、「江戸両替店」では「屋敷代」、「大坂両替店」では「家代銀」という項目名で、「貸シ方」（資産の部）に計上される。「江戸両替店」では、不動産からの純益のうち、半額が損益計算を介することなしにリザーブに積み立てられることは前に述べたとおりであるが、収益として認識される部分は「利足入」（主として受取利息よりなる）のなかに含まれる。「大坂両替店」では、店持不動産からの純益が、全額そのまま同店の収益となり、しかも「当店持（抱）屋敷〇〇ヶ所宿賃町儀・繕普請入用差引」<sup>③</sup>という名で独立の項目として計上される。

## ③ 京都両替店の『勘定目録』

表 3-7 京都両替店の損益計算書と両替店三店の結合損益計算書 1793(寛政5)年下期

京都店単独		3店結合
総 質 収	入方(収入の部)	総 質 収
395,530.69	打利足入	
27,320.	江戸家方40ヶ所受切功納	
15,888.46	江戸家8ヶ所ノ内7ヶ所 宿賃 差引帳	
5,648.41	大坂家方 宿賃 差引帳	
255.27	歩切賃 差引 此高入	
	京・江戸・大坂 利足入高 宿賃共	691,142.82
	京・江戸・大坂 歩切賃・小判値減損	12,004.765
	糸店延銀	30,157.625
	間之町店延銀	18,320.52
<u>454,642.83</u>	入方(収益)合計	<u>751,625.73</u>
総 質 収	払方(費用の部)	総 質 収
72,994.41	諸方預金総利足払	
	京・江戸・大坂 利足払	190,993.3
18,000.	御用御賃附金御利足納	18,000.
10,800.	定式元方納 割 当半季	10,800.
25,000.	当半季 元方納	25,000.
5,000.	大坂店 去予曬焼ニ付償銀	5,000.
8,669.83	御為替金総上納入用掛り物	8,669.83
5,043.88	京都店 当半季 御為替方附屬入目	
1,329.02	御印滞物2口預 附屬入目	
10,388.9	江戸 当半季 御為替方附屬入目	
	京・江戸・大坂 御為替方附屬入目	21,895.39
7,890.54	京・江戸・大坂 当半季 御動方入目3ヶ所 (大元方・本店・両替店)割合当店分	7,890.54
2,500.	宗巴様 御禮分棧料	2,500.
4,500.	御用方御三様 御役料	4,500.
4,770.	三郎助様・元之助様 江戸御小遣	4,770.
16,800.	三郎助様・元之助様 江戸御減用	16,800.
4,350.	三郎助様・元之助様 江戸御路用	4,350.
9,703.514	店前諸入用	
	京・江戸・大坂 店前諸入用	24,358.084
17,450.	元方掛4人 御役料 并**死後御合力	17,450.
10,912.5	御役料7人分 并死後御合力	
	京・江戸・大坂 名代・後見支配人・役 頭 御役料 并死後御合力	27,752.5
13,910.11	店前方入用 并 手代・子供小遣	
	京・江戸・大坂 賄方入目	39,232.26
<u>250,012.704</u> <u>[454,642.83]</u>	払方(費用)合計 〔収益合計〕	<u>429,961.904</u> <u>[751,625.73]</u>
204,630.126	京都店 延銀	
44,356.33	江戸店 延銀	
10,099.225	大坂店 延銀	
30,157.625	糸店 延銀	
18,320.52	間之町店 延銀	
<u>307,563.826</u>	差引*	<u>321,663.826</u>
32,100.	十分一引	32,100.
10,000.	(京都店)要銀積	10,000.
	江戸店 要銀積	6,000.
	江戸店 地代積	1,500.
	大坂店 新要銀	1,100.
	大坂店持込銀取引当不足ニ付償台積	1,000.
10,000.	忠印除銀〔京都店〕 〔+江戸店1,500.;大坂店3,000.〕	14,500.
17,500.	御宅々普請銀引当積	17,500.
7,500.	京都店普請銀積	7,500.
<u>230,463.826</u>	取* 当半季 延銀 新元方納	<u>230,463.826</u>
97,470.	御持分様ニ渡し銀	97,470.
<u>132,993.826</u>	取*	<u>132,993.826</u>

3章 定未持分付(企業分割)とギョウの後の会計

二一七

(出所) 『京五株目録』(下1344-10)、『京五株目録定書』(下1344-12、紙2420-25)。

「安永持分け」以後の「京両替店」の『勘定目録』の計算構造も、貸借対照表部分、損益計算書部分、および傘下店を含めた利益の合計とその処分計算部分からできているという点では、「持分け」前のもと同様である。しかし、同店が「両替店一巻」の統轄店であり、またかつて「大元方」に直屬していた関係で、収益および費用項目や、利益処分方法、資本負債の表示に変化のみられる点が傘下店とは異なる。

「持分け」期間中の「京両替店」の「預り方」（資本負債）をみると、「三年勘定」の際に「功納外延銀」を「大元方」へ振り替えるというところが行われなくなったために、「年賦納残」は姿を消す。代わって、リザーブなどを差し引いた利益が、毎期、「新元方」に振り替えられるようになり、この「新元方」に対する形式的負債という形で利益が蓄積されていった。なお、「安永持分け」以後、「本店一巻」では「功納外延銀」の「大元方」への振替が行われなくなっても六期ごとの「三年勘定」は継続されたが、「両替店一巻」では「三年勘定」も廃止された。

「京両替店」の「持分け」期間の損益計算に目を転じよう。この時期に「京都両替店」では、『勘定目録』（貸借対照表・損益計算書など）とは別に、『勘定書』（統二四一九一三〇、二四二〇一〜三三三）という名の決算報告書を作成している。『勘定書』は、「糸店」「問之町店」を別扱いにして京都・江戸・大坂の「両替店」三店の損益計算を合併（連結）したうえで、「両替店一巻」の収益、費用、および利益処分計算を表示し直したものである。毎期の賞与額の決定にあたっては、「両替店」三店の「優美銀」が、「糸店」および「問之町店」のものとは区別されているので、このような報告書を作成したものと思われる。「持分け」期間中のものだけしか『勘定書』が現存しないのは、「安永持分け」にともなう「三年勘定」の廃止に係りして、『勘定書』が作成されるようになったためと思われる。ただ、そうだとしても再結合（一七九七（寛政九年）以後のものがない理由がよくわからない。

これとはともかく、「京都両替店」の『勘定目録』の損益・利益処分計算部分と、『勘定書』とを対照させて表3-

7にまとめた。『勘定書』の収益費用計算では、「両替店」三店の収益および費用を、各項ごとに単純に台算している。内部取引を相殺消去するというようなことはしていない。

収益項目に、「大元方」から分与された江戸・大坂の不動産からの純益が加わったのは、既述のとおりである。費用項目からは、「年賦納残」の消滅にともない、「臨時功納元方納」がなくなる。一方、「両替店」などで支出された大名関係への経費を「大元方」、「本店」、および「両替店」で三分したものの負担額と、「大元方」への「定式納」とが、費用項目に加わっている。「定式納」は、利益処分項目から「大元方」への「功納」がなくなった代わりで、その額は「功納」よりも大幅に減額されている。

利益処分項目に転じると、「功納」が消えて、代わって「十分の一引」、「御宅々普請銀積」、「京都店普請銀積」、および「御持分様え渡し銀」が、新たに加わっている。「御持分様え渡し銀」というのは、前には「大元方」から支払われていた三井一家当主への「賄銀」のうち、「四軒様」への分が「両替店」巻の負担となったものである。これは、他の利益処分項目とは区別され、「新元方」へ振り替えられた利益のなから支払われる形式となっている。「十分の一引」というのは、三年ごとに賞与額を決定するのをやめ、毎期「両替店」の利益の一分を積み立てるようになったものである。「勘定書」で計算し直された「両替店」の利益額の二〇分の一が、「京両替店」の利益処分項目として、「十分一引」という賞与リザーブとなるのである。ただし、個人への配分額の決定が三年ごとであることには、変化がなかった。

『勘定書』と「京両替店」の『勘定目録』とを比べてみると、「江戸両替店」の「為資金」の一部は「江戸地代積」として、残額は、「大坂両替店」の「京都為資金」と一緒に「忠印除銀」（退職元手積立金）の一部として、「京両替店」の損益・利益処分計算を介することになった。同店のリザーブに加えられることがわかる。



## 5 本店一巻の会計

一七七四年の「安永持分け」から一七九七年の「寛政一致」にいたるまでの期間の「本店一巻」諸店の『目録』(決算報告書)は、「京都本店」のものを除き、見いだせない。しかし、「本店一巻」全体の決算報告書である『大録』や『三ヶ年大勘定寄』は、前述のように、継続して存在する。また、「京都本店」の『目録』が、分割前の安永◆年◆期のものから、再結合◆◆の一七九◆(寛政◆)年◆期のものが現存する(資料番号 統◆◆◆◆◆◆◆◆)。それらを見ると、報告書の宛名が、分割前には「大元方」掛りの同苗数名であったものが、分割後は北家および新町家の両家の当主(または隠居)にかざられるようになったことその他には、変化らしい変化が認められない。分割に際して、北家および新町家(本家)ならびに家原家および長井家(連家)の同苗四軒と「京都本店」とを結ぶために、「内元方」という組織が設けられた(三井文庫〔1980〕三八二頁、日本経営史研究所〔1983〕二〇八頁、賀川〔1985〕七頁)。「内元方」自体の会計報告書などの史料が見当たらないので、「内元方」の実態はわからないが、「京都本店」が、分割前に「大元方」に収めていた「功納」と「功納外延銀」(三年間留保された利益から奉公人賞与額を引いた処分額)とを分割以後は「内元方」に上納するように変わったものと考えられる。「両替店一巻」が、前述のように、「安永持分け」を契機として「三年勘定」による「功納外延銀」の処理を廃止したとは異なり、「本店一巻」では、「安永三年の持分け一件の発生後も、本店一巻の三年勘定と年賦納残への加算という蓄積様式に変化はないが、年賦納残高は本店一巻の自己資金となった」のである(賀川〔1985〕三一〇頁)。ただし、「内元方」を含む「本店一巻」集団の自己資金となった「年賦納残高」は(分割前には「功納外延銀」を「大元方」に対する負債に振り替えていた分)、「京

都本店」の自己資本ではなく、「京都本店」の「内元方」に対する負債に振り替えられるようになったと考えられる。

「安永持分け」の『大録』への影響は右述のようにほとんどないが、「持分け」期間中に生じた江戸「一丁目店」の営業形態の変更によって、『大録』での同店に関する計算が変化している。すなわち、「明和三年（一七六六）に江戸一丁目店が芝口一丁目に移転して江戸芝口店と改称し」、「それまで行っていた関東産織物の仕入れを著しく縮小して」、「江戸本店」のような京都からの下り物中心の販売店となる（賀川『89』二八〇頁。ただし、明和三年下期の『大録』（続三二二六）のうへでは「江戸新橋店」と変わっていて、「芝口店」となるのは明和五年上期（続三三三〇）からである）。それまでの「大録」では、「一丁目店」についての会計処理が「向店」および「上之店」と同様で、三都の「本店」とは異なっていた。三都の「本店」については、貸借対照表部分で各店に関して資産および負債を表示してその差額として純資産を示していて、損益計算書部分で三店をまとめた売上総利益を計算していたのに対し、「一丁目店」「向店」「上之店」の三店については、（持分法的処理によると思われる）純資産と純利益とを示していた。ところが、一七六八（明和五年）上期の『大録』から、「芝口店」についても資産・負債・純資産を示し、三都の「本店」に「芝口店」を加えた四店の売上総利益を計算するようになる（後掲の表4-2(a)のものと同様）。なお、「向店」「上之店」については、もちろん従来とおりで変化はない。

「京都本店」の『目録』も、「安永持分け」に起因する変化は、宛名の同苗が二軒にかぎられるようになったことだけである。ただ、2章でみた寛保三年のもの比べてみると、分割前のものも含めて安永初年以降のものでは、「有物寄」（残高勘定）の計算が大幅な負債超過になっている点が口につく。一七七四（安永三）年上期で、資産合計が金四万三七九二兩と銀一万八四四匁余に対し、負債合計が金三万三二六五兩と銀一万七九五三匁八九匁余で、

その負債超過額は銀で合わせて六四五二貫以上となり、また、同下期で同じく六八三五貫以上と巨額である（金一兩〓銀六二匁強）。ただし、「本店一巻」全体の「年賦納該高」を含む純資産額は、同じ期でそれぞれ五四八一貫以上と五九三八貫以上であった。「京都本店」の『目録』には多額の負債「諸方預り金銀高」について、但し書きに「別紙書抜有」と記載されているが、この時期のものについては「別紙」が見当たらないので、内容がわからない。ただ、次章で述べる文政期以降のものをみると、「京都本店」の負債のなかには、外部調達資金たる債務はあまりなく、ほとんどが内部留保資金であるリザーブに占められている。おそらく、この時期のものも負債の大部分はリザーブだったのではないだろうか。想像でいうのは歴史論述の正当的手法に反するが、たぶん、生活華美になった三井家同前に店の資金が（大元方・内元への上納を經由して）食いつぶされるのを防ぐために、多額のリザーブを設定したのではなからうか。『目録』本体には負債の内訳を示さないとどこか、リザーブと外部債務の区別もせず「諸方預り金銀高」として（金額と銀額に分けてはいるが）一括されているのは、秘密積立金の性格をもっていたとみてとれよう。

## 6 結 語

一七七四（安永三）年の企業分割「安永持分け」は今日のスプリット・オン（split-on）のような形で（株式交換は当然ないが）行われたが、それは一七二二（享保七）年に制定された家憲『宗徳遺言』の規定にそってではなく、その後に変化した組織形態を反映する会計組織に従って行われた。企業分割を契機として、不動産が他の資産と同様に計上されるようになり、『大元方勘定目録』の形式的構造はすっかりとしたものとなる。また、営業店に関する

投資勘定の切り離しや、同苗の共通経費の支出の大幅減少などによって、内容的にも以前に比べて単純なものとなった。

営業店の会計に目を転じると、「京都兩替店」では、利益を三年間留保して六期ごとに処分額を決定するという「三年勘定」が廃止されて利益処分の方や方に若干の変更があり、それとともに「大元方」から離れる際に「大元方」からの投融資額と不良債権を相殺した関係もあって資本負債の表示も変わった。また、「兩替店一卷」全体の結合損益計算書も作成されるようになった。しかし、それらを除けば、「兩替店一卷」各店の会計への「安永持分け」の影響はまったくみられない。一方、この時期の「本店一卷」の決算史料は「京都本店」の『目録』と『大録』と「三ヶ年大勘定寄」しか現存確認できないが、それらには「持分け」による計算構造の変化はみられない。「本店一卷」では、「大元方」からの投融資額が「内元方」に変わっただけで（ただし『大録』の表示上では語句の変化がない）、「三年勘定」も継続する。

ところで、「安永持分け」における「大元方」からの資産の分離は、ほとんど帳簿上の形式的処理だけでしたということができよう。同苗が住む居宅や奉公人が働く店舗が変わったわけではない。「賄料」を「大元方」から受けようが、「新元方」や「内元方」から受けようが、同苗の生活に実質的な変化があったとは思えない。もちろん、分割によって「大元方」が株式会社の機能ないしは事業部組織の本社機能を名実ともに失った点は大いである。しかし、実質的には一七四〇年代頃にすでに「大元方」が事業全体を支配・統轄して経営資源配分の意思決定を行うという機能を事実上果たさなくなっていたものと思われる。先に初期の「大元方」と「新元方」とでは機能に大きな差があると書いたが、初期の「大元方」がその機能を有効にはたらかせえたのは、同苗有力者と奉公人重役からなる意思決定機関である「元方寄合」に実質がともなっていたからといえる。やがて同苗は奢侈にふけて経営

をかえりみなくなり、奉公人重役はそれを規制できないだけでなく、人材不足もあって経営危機を迎えた。「大元方」が機能不全に陥っていたからこそ、営業の論理とは無関係に分割が行われたのであろう。同苗の家計と店の営業との間のクッションという他にはほとんど無機能の「新元方」が形成されたり、「京都両替店」（むしろ両替店は六元方の極格から逃れたといえるかもしれない）以外の各営業店の会計に分割の影響がみられないのも、同じ理由からと考えられよう。

それに、関連して三井における会計情報の役割変質について考えてみたい。前章で指摘しておくべきであったかもしれないが、『大元方勘定目録』は、第一期（一七二〇（享永七）年上期）のものが本体だけなら『三井事業史資料篇一』の三頁半に収まり、付属明細書を加えても六―五頁分にしかならないのに、一七七二（安永元）年上期のものでは三六頁分（付属明細書はなし）に量が増大している。これは、情報量の増加といえないこともないが、量の増加は明瞭性を著しく損ねているし、重要性という点からも問題である。営業店の報告書の存在も考えれば、「木を隠すには森がよい」といわれるように、三井の事業体の全体的経営状況を三井家同苗の目から隠すことを意図したとも勘ぐれないことはない。経営に興味を失った同苗が、付属明細書も含めれば、「本店一巻」諸店だけで二七種（文政期以降の現存数と変わらないうとして）「両替店一巻」も含めれば五〇種を超えようという会計報告書のすべてに目を通していたとは、とても思えない（実際的には持ち出し報告への報告もあり、経営管理のための必要性の方がもちろん大きかったであろう）。ただ、逆に、同苗は経営の実態を知りたいからといって、散財できたのではなからうか。会計報告書の記載量のみをいたすのに増やすことだけでは、必ずしも情報開示の基本目的（委託者の会計責任の履行・解除ともた、委託者の自己責任の意識決定に資するであろう目的）にどうとばかりはかぎらないことを、過去の三井の事例が現在のおわれに暗示しているといったら、いいすべからうか。

本章を繰じる前に、史料が現存すれば前章にもっていきかかった「両替店一巻」の糸絹問屋と両替店との相異についてふれておきたい。「京都両替店」傘下の四店は、それぞれが利益責任単位となっていたとみることができ、が、京都、江戸、および大坂の「両替店」三店は、最終的な利益処分計算では一体のものとして扱われた。貸倒リザーブおよび不動産関係のリザーブは各店で設定されたが、傘下二両替店のリザーブなど差し引き後の純利益は、全額が「京両替店」に振り替えられ、孝公人に対する賞与リザーブおよび退職元手リザーブが、三店分一括して、「京両替店」の利益処分項目となっていたのである。これに対して、「糸店」および「問之町店」の両糸絹問屋では、貸倒や不動産関係のリザーブばかりではなく、賞与や退職元手金のリザーブも、それぞれの店の利益処分項目となっていた。また、実際利益額が標準利益額を超えた分については、「京両替店」に振り替えられることなく、各店に留保されたのである。「京両替店」傘下の二両替店と両糸絹問屋とにこのような相違があったのは、業種の違いを反映しているということもあろう。しかし、それはかりでなく、両糸絹問屋とも、三井自身ではなく、流質や経営層代わりによって三井に帰属し、「両替店一巻」に加わる前に「大元方」に直属していたこともあったという経緯も影響しているであろう。



4章

寛政一 致(再結合)とその後の会計



「安永持分け」から約二〇年後、それまで三集団に分裂していた三井同苗一家は、「惣同苗一致建」という先祖以来一七七四（安永三）年まで行われていた祖法に復帰することになり、一七九七（寛政九）年五月に、『申堅書』が調印された。「寛政一致」とよばれるこの再結合は、「安永持分け」によって分離された資産と持分を、ほぼそのまま「大元方」に戻す形で行われた。「寛政一致」により、三井一家の当主を持分所有者とする「大元方」が、「本店一卷」の統轄店である「京都本店」と、「両替店一卷」の統轄店である「京都両替店」と、「松坂店」とに投融资するという、持株会社の形態が復活したことになる。しかし、分権的単位からなる事業全体を統轄して、経営上の資金配分の意思決定を行うという事業部制組織の本社の機能を、「大元方」は、形式的にも実質的にも、取り戻しはしなかったのである。

本章では、まず1で、再結合の過程を概観した後に、その会計処理がどのように行われたのかを考察する。つぎに2で、再結合によって「大元方」の会計が分割中や分割前とどう変化したかを分析するとともに、再結合以後の時期の「大元方」会計の問題点をみていく。そして3および4で、「京都本店」を中心とする「本店一卷」構成諸店や、「京都両替店」傘下の「両替店一卷」各店の会計に、再結合が影響を及ぼしたのか、及ぼさなかったのかを論じ、再結合以後の変化を述べる。

## 1 再結合とその会計処理

### (1) 「寛政一致」の過程

一七七四（安永三）年の企業分割から二〇年以上を経た一七九七（寛政九）年五月に、「寛政一致」とよばれる再結合が決定された。これも「安永持分け」は、営業店の業績悪化と「大元方」の財務危機に対応するための一時的措置であると、分割時の三井の人々には意識されていた。分割を規定した一七七四（安永三）年一〇月の「申合之定書」しんあひのぢやうしょには、つぎのようない記述がある（三井文庫「しんあひ」資料43、五六九頁）。

いつく／＼迄も一致之道理不相忘、元方持堅メ致出来候て、又々是迄之通元方一緒之帳合ニ相成候様可被致候、相互ニ先祖之冥加此上有間敷候間、俟約相償、前々之身上ニ取直し候様相助、銘々請持之店におゐて聊も損失相立不申様手代共へ申合、此度之恥辱を雪キ候様出精肝要之事ニ候、万一請持之店不勘定ニ候ハ、是迄之建方ニ相戻り候節、此度之有物より減少たけ歩数減少可申付候、

つまり、身上一致は根本原則で、分割は恥辱であるから、同苗は浪費を慎み、奉公人と力を合わせて経営努力に励み、元の体制に戻ろう、もし分割中に欠損を出せば、再結合時に「歩数」（持分所有率）をこの分だけ減らす、というのである。

一七七八（安永七）年に兩家第四代となった高業は、再結合に向かつて積極的に働き、兩家が「両替店」集団に属していたけれども「本店一巻」の奉公人からも意見を聞いた。また、高業の義父で松坂在住の連家・長井家の第

二代高陳も、松坂在住の同苗たちの「一致相続」の願いを取りついたりした。これに対して、分割推進者であった六角家第三代の高登は、「両替店」集団の独自性を強めようとする傾向にあった。また、「両替店」の元メンバーは再結合に消極的であった。「両替店」の側からは再結合の条件の一つとして、「江戸本店」の売上が、その頃の半年で銀三七〇〇〜四一〇〇貫から、最盛期の額にはほぼ相当する五〇〇〇貫に戻ることをあげている。さらに、分割の原因の一つであった同苗借財をはっきりさせたいうえで、定額の功納金だけで賄えるような機構にすべきことも提示された(三井文庫〔1980〕三三五〜三三七頁、日本経営史研究所〔1983〕二一九〜二二一頁)。

ところが、一七九三(寛政五)年に高登が六五歳で江戸で死亡し、その葬儀に関して紀州徳川家から問い合わせがきたことで、大きな転機が訪れた。高登が戸籍上紀州領松坂の住人なので、紀州家江戸屋敷に届け出て江戸で葬儀をしたのに、京都でも行ったのはおかしいと、紀州藩では三井家の家政について不審を抱いた。これは、かつて三井家側から述べた身上一致の原則を自ら破っているのではないかという点をついたものである。これを、契機に再結合への動きは強まったが、頑強に反対する高登の嫡男・六角家第四代高年を隠居させようとしたことで、事態は裁判だにまでなった。このときは、罪を一身に背負った高業が、一七九六(寛政八)年に江戸五里四方・山城・伊勢からの追放処分を受けることで、いったん決着した(三井文庫〔1980〕三八八頁、日本経営史研究所〔1983〕二二一〜二二三頁)。しかし、一七九五(寛政七)年から一七九七(寛政九)年にかけて「両替店一巻」の業績が急速に悪化したという背景もあって(賀川〔1977〕七一頁)、一七九七(寛政九)年五月に、三井一家の当主に隠居も含む同苗一五人と奉公人重役三八人とが署名した『申堅書』(三井文庫〔1976〕資料47)が取り交わされ、「寛政一致」とよばれる再結合が実現することになった。

## (2) 再結合の会計処理

「寛政一致」(再結合)は、「安永持分け」時の「惣同苗取為替証文」(三井文庫「S&S」資料44)に「後日ニ又々一致之帳合ニ相成候節は、是迄之姿ニ元方え一所ニ相結ヒ可申候、為後日依て如件」と規定されたとおり、分割されていた資産・持分をほぼ元に戻す形で行われた。その会計処理は、一七九七(寛政九)年上期の『大元方勘定目録』(統三〇一九)の「貸し方」(資産の部)、「預り方」(資本負債の部)、および「入方」(収益の部)のそれぞれに、「当季元方目録結合金銀」という名称のもとで個々の内訳を明示して記録されている。それを要約して表4-1として示した。

「寛政一致」に際して結合された資産は、不動産も含めて、「貸し方」に計上されたのは当然といえるが、結合された持分のうち、かつて「別預け」の名称で分割された方は、「有銀」(資本金)には加算されず、それぞれの項目で「預り方」に計上された。その他の大部分の持分は、「入方」に計上され、損益計算を通すことにより「有銀」に加算された。なぜそのように持分を分けたのか、また、資本取引であるはずのもの的大部分がなぜ損益計算を介したのか理由は不明であるが、ともかく、「目録結合金銀」の「貸し方」記入額から、同「預り方」および「入方」記入額の和を差し引いた数字は、頁で述べた「総歩数余計銀」に一致する(それまで資産に計上されていた「総歩数余計銀」が再結合に際して消去されたわけである)。その会計処理を今日の仕訳形式で示せばつきようになる。

Dr. 目録結合金銀 (資産+) × × ×	Cr. 目録結合金銀 (資本+) × × ×
同 (収益+) × × ×	同 (収益+) × × ×
総歩数余計銀 (資産-) × × ×	

この会計処理は、一七七四(安永三)年の分割を行う前の状態に復する形になっている——ただし、分割に際し

て償却されていた合計三万八千四百一貫以上の不良資産は、「両替店」関係のもの（銀四八六四貫七三三匁余）を除いて、償却されたままである——。つまり、分割後も「大元方」に残されていて、その後の一七八八（天明八）年に一度整理された不良資産のうち営業店関係のものを（銀にして約三七三六匁）、この一七九七（寛政九）年の再結合に際して復活させている（表4—1の注③参照）。また、「京都両替店」への投融资額が、分割時には投融资の総額から不良資産の額（右の四八六四貫七三三匁余）を差し引いた純額（三八八三貫五〇匁。前掲の表3—2（b）参照）表示で分離されていたが、再結合に際しては不良資産額を含む総額で計上されている（表4—1注④参照）。つまり、「合算された資産の中の元建、年賦納残、通用金は安永三年の資産額の「ほぼ」そのままの復活となった」（賀川〔1985〕二二頁）わけである。ただし、「本店」と「両替店」とへの「通用かし」については、「払方」（費用の部）で、各七七九貫五〇〇匁ずつ償却している（『大元方勘定目録』統三〇一九）。したがって、再結合による「有銀」の増加は、「安永三年に分割された有銀よりも銀七〇〇匁以上も多くなって」いて、「有銀に過大な操作がなされたことになる」（賀川〔1985〕二二頁）。ただし、外部に対する不良債権を復活させないのは当然としても、三井内部の同苗借財についても分割時に相殺消去したのをそのままにしている。その意味で、「同苗借財をはっきりさせる」という「両替店」集団側の主張は通らなかつた。しかし、分割時に「両替店」集団に分与された資産の一部分が再結合の際に戻らず（三井文庫〔1962〕資料44と『大元方勘定目録』統三〇一九とによる）、それに対応する額だけ「両替店」集団の三同苗の「別預け」相当額を減額している（注④）。もしかしらば、これらのことが持分の結合を「預り方」と「入方」とに分けたことに関係しているかもしれない。

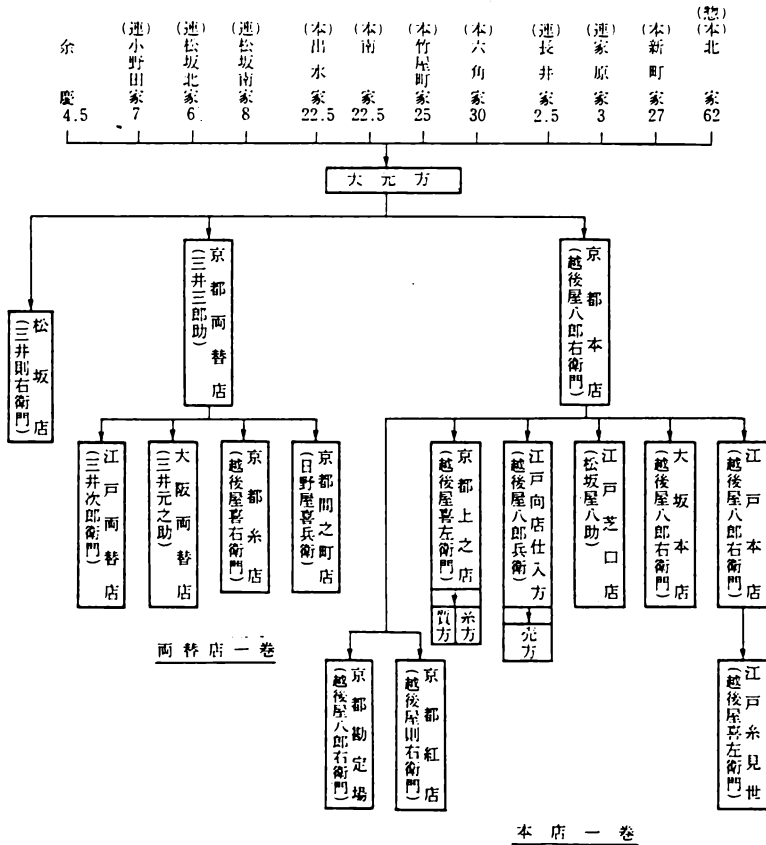
表4-1 寛政一致(再結合)の会計処理「目録結合銀」1797(寛政9)年上期末

「貸シ方」(資産)増加額		「預り方」(資本負債)増加額	
	銀 貨 欠		銀 貨 欠
本店元建かし	375.000.	本店預 長井別印	33.218.97
向店元建かし	300.000.	同所預 伊勢方②	14.707.46
本店年賦納残	3,543.148.8	則右衛門様預②	196.972.1
向店賦納残	364.072.	六角様預④	75.000.
本店別かし	390.000.	竹屋町様預④	186.230.
本店通用差引残	4,501.000.	出水様預④	75.000.
本店塞り物かし③	868.197.87	「預り方」計	581.128.53
元方目録店かし③	1,860.000.	「入方」(収益)増加額	
両替店元建かし①	2,000.000.	北様	5,270.613.8
両替店年賦納残①	4,595.374.618	新町・家原・長井様	2,762.821.75
両替店通用かし①	2,092.408.866	本店へ御渡し高	1,009.302.27
両替店かし③	1,008.000.	本店塞り物かし③	868.197.87
江戸家方40ヶ所	3,393.900.	元方目録本店貸③	1,860.000.
同所7ヶ所	804.000.	両替店四軒様御持分	8,500.990.
大坂家方4ヶ所	404.770.	両替店塞り物かし①	4,864.733.484
新田	300.000.	両替店かし③	1,008.000.
江戸室町二代目家代	90.000.	伊勢方三軒様御持分	1,785.207.9
大坂榎木町家代	15.500.	「入方」計	27,929.867.074
不明之品⑤	6.000.	「預り方」「入方」計	28,510.995.604
伊勢方持分抱屋敷	1,952.150.	惣歩数余計銀	382.556.55
台計	28,893.552.154	台計	28,893.552.154

(注) ①分割時の処理では投融資総額から不良債権を整理した純額で表示されていたものが、ここでは総額で記載。ただし、①の相殺後の額は3823貫50目となり、分割時の3883貫50目とは60貫だけくい違う。  
 ②両者の合計が211貫67匁56となり、分割時の「小野田別預け」額に一致。  
 ③分割時には各店へ債権として大元方の資産に渡されていたものが、1788(天明8年)の不良資産整理時に償却されいったん簿外に落とされたもの。  
 ④三者の合計額336貫230匁は分割時の両替店一巻への「三家別預け」586貫126匁と249貫896匁8の差があるが、その差額は分割時に両替店一巻へ分離されたながら再結合時に大元方へ戻らない資産9匁の合計額に一致。  
 ⑤分割時の「両替店渡し置」54匁が税漏しているのと①の誤記とが相殺された額に等しい。  
 なお、全1両=銀60匁で銀額に統一。  
 (出所) 「寛政九丁巳七月」月極月迄 大元方勘定目録(統3019)。ただし、注は除く。

4 章 寛政一致(再結合)後の会計  
三三三

図4-1 三井家大元方システム 1797(寛政9)年以降



- (注) 1. 各家の名に冠した( )は、(惣)が惣領家を、(本)が6本家を、(連)が5連家を示す。
2. 各家名の下に付した数字は、大元方の基本に対する家名の持分を示す。持分総数=220。
3. 家原家=享保15(1730)年創立、長井家=元文5(1740)年創立。他の家の持分は享保3(1718)年に確定し、享保7(1722)年制定の『宗竺遺書』(家憲)で明文化。
4. 大元方の創設は宝永7(1710)年。後、漸次組織改革が進行、享保14(1729)年に店制がほぼ固定。ただし、間之町店は本店一巻から大元方直属を経て享保(1735)20年頃に両替店一巻に所屬。江戸糸見世は安永9(1780)年に三井のものとなる。

## 2 再結合後の大元方の会計

「寛政一致」すなわち一七九七(寛政九)年の再結合は、三井同苗一家による家産共有制の復活には違いないが、再結合後の三井大元方制度は、一七七四(安永三)年の分割前のものとは異なったものとなる。すなわち、「安永持分け」前においては、既述のとおり、「三年勘定」による「功納外延銀」の計上によって、営業店の留保利益の九割が「大元方」に振り替えられ、その後でそれが年賦で営業店から「大元方」に上納されていた。つまり、三井の資本蓄積はほとんど「大元方」によってなされ、「大元方」は、資金需要に応じて営業店に融資することにより、三井全体の資金配分の管理を行う形になっていたのである。それに対して、「寛政一致」以後は、「京都本店」および「京都兩替店」から「大元方」への上納が一定額に固定され、各店の残余利益はそれぞれの店が独自に留保するようになる。もっとも、両店とも、上納額が一七七四年の分割前の「功納」「臨時納」の合計額よりも大幅に増額されたので(前掲表3-13参照)、利益を留保できる余地はそれほど大きくはなかった。「向店」を含む「本店」巻の「大元方」への上納額は、半年につき、「功納」が分割前と同じ銀八六貫二五〇匁(本店)≡五六貫二五〇匁、「向店」≡三〇貫)、分割前と異なって定額となった「臨時納」が安永初年とはほぼ同額の銀六三貫四〇〇目(本店)≡五八貫九〇〇目、向店≡四貫五〇〇目)であるが、それに「当季納」の銀二〇〇貫三五〇匁が加わって、合計、銀三五〇貫目となる。「兩替店」巻の「大元方」への上納額は、「当季功納」銀二五〇貫目とされ、安永初年の「功納」および「臨時納」の合計額よりも、銀一〇〇貫程度増額される。

つまるところ、再結合後の「大元方」は、『三井事業史』の賀川隆行の言葉を借りれば、「本店」巻と「兩替店」巻



との相対的自立性の上で、それ自身は若干の蓄積が可能と「構造に形の上ではなつたのである（三井文庫〔1988〕三五五頁）。しかし、同苗の私生活上の三井外からの借金がかさみ、そのために「大元方」の資金が使われた。同苗借財の家々間の不均衡な増加が「安永持分け」の一因となつたことから、「寛政一致」以後の「大元方」は同苗に金を貸さなくなつたが、同苗は膨張する支出を中井家などの外部の商人などからの借金で賄うようになり、その付けが結局「大元方」に回されたのである。一八一七（文化一四）年一月に同苗の他借りをきつく戒めた『新撰書』が作成されたときには、同苗の他借りの合計額が「およそ銀七七五〇貫目（約一三万両）の巨額に」（同上五四二頁）のぼつた。その「使途の明細は明らかでないが、居室普請金、私生活費、交際費、古美術蒐集費などが主であつたとみられ」（同所）。

そのような状態であつたから、「大元方」は営業店への投融資額を増加させる余裕はなかつた。また、逆に投融資額を営業店から回収するということもほとんどなかつた。「大元方」の総資産額は、再結合直後の一七九七（寛政九）年下期末に約銀三万八〇九七貫だったのが、一八一七（文化一四）年上期末には約四万四三三七貫に増加した。しかし、その大部分が、大名貸し、幕府御用金、および同苗借財の不良債権の増加で占められる。同じ期間に、「京都本店」への投融資額は約一万二二〇一貫（総資産の三三%）から一万二五四一貫（二八%）へ、「京都両替店」へは約一万一四八貫（二六%）から約一万六七〇貫（二四%）へと、わずかに絶対額が増加したが総資産に占める割合は減少し、しかも、個々の項目の額はほとんど固定したままであつた（『大元方勘定目録』三〇一九、三〇五八。なお対総資産比の数値は三井文庫〔1988〕三四四、三三三頁の表による）。つまり、再結合後の「大元方」は、「営業組織への資金融通を通しての統轄機能をほぼ完全に喪失していた」のである（賀川〔1987〕二三頁）。

一八一七（文化一四）年下期の『大元方勘定目録』（統三〇五九）のうえで銀五〇〇〇貫目を超える不良資産の整

理を行っているが、これは再結合以後に増加した右記の不良債権を償却したものではない。その大部分は、分割期間中に一度は償却されたものも合わせて再結合時に復活された、前節で既述の、銀七〇〇〇貫以上の営業店関係の不良資産のなかに含まれていたものであった。それゆえ、その整理は「寛政一致の後始末としての性格をもつもの」(三井文庫〔1980〕三五三頁)といえるが、それとともに、同苗の他借りを禁ずる『新掟書』の精神の補強という意味もあつたろう。あるいは、三井家資産がこれ以上同苗の食い物にされるのは御免だという奉公人の意思を示しているようにも思われる(『大元方勘定目録』の記載上は奉公人の「願ニ付」、「元方掛り」同苗が債権帳消しを認めた形になっている)。

さて、「寛政一致」以後の『大元方勘定目録』の計算表示形式に目を向けてみよう。再結合時(一七九七年下期)の『大元方勘定目録』(統三〇一九)の「貸シ方」(資産の部)合計額は前期のもの(統三〇一八)よりも約二万貫増えて銀三万八〇九七貫七七〇匁余となるが、その「貸シ方」合計額と「預り方」(資本負債の部)合計額・銀一万三二貫九一匁との差額二万八〇六四貫七七九匁余は、「入方」(収益の部)合計額三万二四九貫七四一匁余から「払方」(費用の部)合計額二一八四貫九六一匁余を差し引いた額に一致する(前節で述べたように再結合の持分合併額の大部分が収益に含まれ、不良債権整理額が費用に含まれる)。しかし、一七九八(寛政一〇)年上期のもの(統三〇二〇)から一八三三(天保三)年下期のもの(統三〇八九)については、貸借対照表部分と損益計算書部分とのアーティキュレーション(articulation)がない、すなわち複式決算になっていないのである。つまり、「貸シ方」合計額と「預り方」(そのなかの「有銀」≡資本金は前期繰越額)合計額との差額が、「入方」(収益の部)合計額から「払方」(費用の部)合計額を差し引いた純利益(または純損失)よりも、銀七〇〇貫〜一五〇〇貫ほど常に大きくなっている。

なぜ、一七九八(寛政一〇)年からアーティキュレーションがなくなり、一八三四(天保四)年からそれが回復す

るのかについては、それをもたらした経営上の要因も、財産計算が損益計算に一致しなくなる計算処理手続上の技術的理由も、いまのところ筆者にはわからない（技術的理由は変化する前後の「金銀出入寄」||総勘定元帳を時間をかけて調べればわかるはずであるが）。

「寛政一致」以後でも、「元建指引」の部の計算では、期首の「有銀」に、収益・費用差額として計算された「入払指引」入方（私方）||純利益（純損失）を加減して、期末の「有銀」を計算することは、「安永持分け」前とも、「持分け」期間中とも変わりはない。しかし、二二〇の歩数で割って同苗各家の持分額を計算する際には、期末「有銀」額ではなく、期末「有銀」から「□印」という不良資産額を引いた値を用いるように変わっている。この「□印」は、「貸シ方」記載の資産のうちで□の押印をされたものの合計額である。「文化一四年の整理の際には□印引が銀五一九四貫目も減っている」（賀川「1885」一三頁）。なお、不動産の会計処理は、再結合によって計上額が大幅に増加しているが、他の資産と同様に「貸シ方」に表示されることは、「寛政一致」前と同じである。

### 3 本店一巻の会計

「本店一巻」の店々でも、「両替店一巻」構成諸店と同様、主たる決算報告書である『目録』の他に多くの付属明細の報告書類も作成して「大元方」に提出していた。三井文庫に資料がまとまって保存されている一八一八（文政元）年上期以降についてみると、「京都本店」から「大元方」に提出された決算報告書類は、すでに賀川隆行によって紹介されているように（三井文庫「1886」三七二頁、賀川「1885」二六三頁）、『目録』も含めて二七種類に及ぶ（資料番号 統三三九二以下。同期から明治初年まではほほ欠けることなく現存）。それらを列挙すると以下のとおりである。

- ・「京都本店」
- 「大録」\* 「目録」\* 「買帳諸通帳延内貸過上貸書抜」 「金銀預書抜」 「金銀利足出仕分」 「小遣方目録」
- ・「江戸本店」
- 「目録」\* 「小遣目録」 「金銀預書抜」 「金銀正差時貸書抜」 「帳面滞録書抜」
- ・「江戸向店」
- 「仕入方目録」\* 「商内売方目録」\* 「小遣方目録」\* 「金銀預掛起書抜」\* 「金銀時貸持越書抜」\* 「帳面貸物書抜」
- ・「江戸芝口店」
- 「目録」\* 「小遣方目録」\* 「預銀書抜」\* 「金銀時貸書抜」\* 「帳面滞録書抜」
- ・「大坂本店」
- 「勘定目録」\* 「雜用方目録」\* 「金銀出入帳写」\* 「残掛寄」
- ・「京上之店」
- 「上之店目録」\*

なお、※印をつけた「本店」巻「全体」の決算報告書である「大録」と、\*印をつけた各店の「目録」の、一八一八（文政元年）下期のものさ適当にまとめ、表4-1-2として掲げる（4-1-2(a)「大録」、4-1-2(b)「京本店目録」、4-1-2(c)「江戸本店目録」、4-1-2(d)「大坂本店目録」、4-1-2(e)「江戸向店目録」、4-1-2(f)「江戸芝口店目録」、4-1-2(g)「京上之店目録」）。

右記の二七種類の報告書の他にも、付属明細書類として、「江戸本店」「大坂本店」「江戸芝口店」「江戸向店」の四店それぞれの『本添目録』と、江戸の三店をまとめた『三店本添目録』とが、「大元方」に提出された。最終的に「大元方」に提出された上記の報告書類の他に、「京都本店」止めの報告書類もあった。たとえば、薄外資産とされている退職金銀「笹荷銀（金）」を報告するために、「江戸本店」「向店」「芝口店」「大坂本店」がそれぞれ作

表4-2 本店一巻の決算報告書 1818(文政元)年下期

(\*) 『大録』(本支店合併財務諸表)  
江戸本店目録

(資料番号 続3407)

	銀 貨 欠	内	銀 貨 欠
代品物札在物	2,636,459.	諸方預り高引	354,699.2
内 頭セ割[0.2]引	△527,291.8	残テ正味	2,993,768.7
江戸仕入札在物正味高	306,344.		
売掛残	124,956.5		
内 頭イ割マ歩サ[0.135]引	△16,869.2		
関東物正味有代物高	67,712.2		
時貸高	132,501.5		
塞貸高	346,441.4		
正有金銀	128,214.3		
別封印	150,000.		
右 8 口差引	△3,348,467.9		<u>【3,348,467.9】</u>

江戸向店目録

	金	内	荒高
惣有代物高●	金10,000兩	残銀高	17,030.4
正有金銀売掛共	銀1,710,210.1	塞貸高	245,691.7

江戸芝口店目録

	銀 貨 欠	内	銀 貨 欠
代物札在物	1,227,463.4	諸方預り高引	216,946.8
内 頭セ割[0.2]引	△245,492.8	残テ正味	1,155,856.7
江戸仕入札在物正味高	113,097.7		
売掛残	22,332.1		
内 頭イ割マ歩サ[0.135]引	△3,014.8	ママ[245,492.68]	
時貸高	43,489.8		
塞貸高	155,296.		
正有金銀	59,632.		
右 6 口差引	△1,372,803.5		<u>【1,372,803.5】</u>

大阪本店目録

	銀 貨 欠	内	銀 貨 欠
代物札在高	1,726,301.3	諸方預り高引	121,830.2
内 頭セ割[0.2]引	△345,260.3	残テ正味	1,892,948.
売掛残	60,951.8		
内 頭イ割マ歩サ[0.13]引	△7,923.7		
持越正味代物之高 2 口	180,220.9		
時貸高	199,462.		
塞貸高	193,408.6		
正有金銀	7,617.6		
右 6 口差引	△2,014,778.2		<u>【2,014,778.2】</u>

京上之店目録

	銀 貨 欠
諸代品物在高	
●正有金銀時貸共	<u>268,492.6</u>

京本店目録

		銀 貨 欠	此所へ	銀 貨 欠
惣代目物有高		4,385,262.1	諸方預り全銀高引	金35,884兩
買帳通帳延内貸過上貸		683,415.7	別紙書按在	17,064,232.1
御座舖方時貸高	金11,166兩1歩2朱		差引(1兩=62匁2分)	2,827,106.63
		48,685.54	かし=成る	金45,451兩3歩2朱
諸方時貸	金18,753兩1歩2朱		かり=成る	△3,846,153.91
		4,399,015.4	(借貸差引 右2口銀=)	
差貸高		354,275.44	かり=成る)	(△)1,019,047.28)
江戸大坂本店				
為替取組差高かし		2,100,000.※		
正有金銀	金51,416兩2朱			
		1,247,424.01		
右7口	△金81,335兩3歩2朱			【金81,335兩3歩2朱】
		13,218,078.19		【13,218,078.19】

※(付箋)江戸本店為替取組差高是迄仕来=テ一旦為登=相立候故京都正有金之内へ種々置候得共未正金取為登不申候=付六金=テ為登=相立候=付二季共又々六金=テ振下シ来リ候所京都正有金特=貸高共預リ高差引=金半季平均相陸=テ代蔵上ケ候故相場違丈ケ唯違申候=付当季ヨリ丈夫=相白眼如斯六金=テ代蔵江戸本店貸ト相記申候

店々惣正味高

		銀 貨 欠	内	銀 貨 欠
【江戸本店】		【2,993,768.7】	本店置居	375,000.
【江戸向店】		【1,710,210.1】	向店同	金5,000兩
		【金10,000兩】	右同所年賦納残	金5,000兩
【江戸芝口店】		【1,155,856.7】		64,072.
【大坂本店】		【1,892,948.】	安永三年午秋年賦納残	3,543,148.8
【京上之店】		【268,492.6】	安永四年未秋ヨリ寛政	
【京本店】		【△1,019,047.28】	八年辰秋迄 内元方	
			年賦納残	806,057.57
			寛政九年巳春ヨリ文化	
			十一年戌秋迄	
			年賦納残	912,464.66
			諸代目物相陸上ケ	520,000.
			但当季金還損160貫	
			此処ニテ出ス	
			延銀	400,461.
				(△)金10,000兩
				(6,621,204.03)
			寅七月ヨリ極月迄	
			納臨時納之外	
			余慶銀也	指引 △381,024.79
				【金10,000兩】
				【7,002,228.82】
		右 金10,000兩		
		7,002,228.82		

元高割 頭0.052766余 1カ月0.009593余 5カ月半

【余慶銀】	【381,024.79】	内 当寅秋季先納	188,950. ◆
		残ヲ来巳年三年勘定迄預リ	192,074.79
	【381,024.79】		【381,024.79】

◆外= 本向功納86,250. 本向臨時納74,800. 都合350貫

安之内出シ切

寅秋中利仕分

安之内出シ切		寅秋中利仕分	
	銀 貨 匁		銀 貨 匁
京本店寅秋季納	56.250.	(惣商徳高)	
江戸向店右同所	30.000	(元高7,221匁)	(881.865.12)
臨時納	70.300	(丑9,895匁)	(丑927.827.63)
向店同	4.500	江戸向店延銀	45.738.3
店々平手代子行供暇之		右同所持越銀高利足	45.725.1
筋合力寄替	.700.	右同所正銀下利足	12.130.2
店々通動支配役料	4.065.	但正金為登差引	
白瀬七右衛門		上之店延銀	15.314.9
岡本伝右衛門		京本店日合徳	60.340.41
中川生兵衛		京江戸大坂本店	
元方通用	50.000.	芝口店商徳札掛	620.733.21
御廣式(ママ)仲間		江戸三店金違徳	81.883.
十仲間参入用	.22.93	53.968.7本店	
神社仏堂(ママ)祈禱奉加	.391.13	13.061.1向店	
江戸本店小普請積	3.759.	12.853.2芝口店	
京本店禮ひ普請	2.034.73		
御墨舖方銘方附屬	.828.46		
当町内御名前料			
二条地尻代	.530.		
真大恩寺町持家売捌損分			
六軒役持出し	1.290.		
京本店台所雜用料			
手代子供小遣	54.236.48		
御合力子=扶持方	金2兩2歩		
委細本日繰出	1.165.1		
店用事=付旅行路用其外			
手代子供在所へ参り候	金20兩		
筋錢別	2.988.2		
京本店支配組頭役料	5.925.		
渡辺阿波守様内積	.88.		
江戸本店年表美	.180.		
江戸本店利損差引損	67.161.8★	★0.0368	
大坂本店右同所	101.973.3★★	★★0.0619	
江戸芝口店右同所	41.060.7◎	◎0.076余	
(相場[1兩=]62匁2分)			
代1.399.5)	(匁)(金22兩2歩)		
	(499.440.83)		
(右2口銀=匁500.840.33)			
寅七月ヨリ極月迄			
功納臨時納之外			
余慶銀也	残テ381.024.79		
	<u>【881.865.12】</u>		<u>【881.865.12】</u>
当寅秋季先納引	188.950.	【余慶銀】	【381.024.79】
来巳年三年勘定			
迄預り	残テ		
丑217.997.32	.192.074.79		
	<u>【381.024.79】</u>		<u>【381.024.79】</u>

右之通相違無御座候以上

	辻	川	七	④
	山	川	武	④
印三月	勘定	茂	井	文右衛門 ④
		泉		常右衛門 在江
大元方				

右相改相違無御座候以上

上 嶋 七郎兵衛 ④

(注) \*  $1,227,463.4 \times 0.2 = 245,492.68$ これを四捨五入すると245,492.7である。  
 合計金額1,372,803および「正味」金額1,155,856.7はともに245,492.7で計算して  
 あるので、単なる記載の際の写し間違いであろう。

◆ ここでは欄外注記のように書いたが、原資料では「先納」の額(漢数字で記載)の直後に、符丁で記載。  
 それぞれの総額計算は、つぎのようになる(原資料には計算方法の記載なし)。

寅秋季先納	銀188貫950匁	
本向功納		
京本店寅秋季功納	銀56貫250匁	
江戸向店右同断	30,000.	86,250.
本向臨時納		
京本店臨時納	70,300.	
江戸向店同	4,500.	74,800.
都合		銀350貫

利益処分項目となっている寅秋季先納188,950.に、費用(利仕分之内出シ切)処理されている本向功納36,250.と本向臨時納74,800.とを合計した銀額350貫は、本店一巻から大元方への半季上納額となる。「臨時納」は、臨時とはよんでいるが、定期定額上納である。

★☆☆ ここでは右側欄に書いたが、原資料では摘要書きに含めて、符丁で記載。各店の「利損差引損」(純損失)の金額が、各店における「京請代呂物売捌高」(京本店から各店に送った商品の売上額)に対する比率。

★  $67,161.8 \div 1,323,710.8 = 0.036827$ →表 4-2 (c)参照  
 ☆  $101,973.3 \div 1,645,967.1 = 0.061953$ →表 4-2 (d)参照  
 ◎  $41,060.7 \div 540,237.6 = 0.076004$ →表 4-2 (e)参照

(凡例) (以下の各日録でも同じ)

1. 【 】で囲んだ項目および数値は、原資料に記載されていないが、見やすくするため(主として丁字勘定の形式を整えるため)に筆者が補ったものである。( )で囲んだ数値は、逆に、原資料には記載されているが、イタリフ式の丁字勘定では普通は記載されない数値である。
2. α, βなどのギリシヤ文字は「京都差引」(京都本店勘定)と他の勘定との対応を、I, IIなどのローマ数字は「有物寄」(渡高勘定)との対応を、アイウなどの片仮名は「利損差引」(損益勘定)との対応を、①②などの丸付数字はそれ以外の勘定相互の対応を示し、B/Oを付したものは前期繰越を示す。



(b) 京都本店『目録』(資料番号 統3409)

売物請方		正味	買 欠
前代呂物在高		3,733.817.7	
寅七月店卸			
惣買高		3,879.532.34	
但從七月至極月【内訳省略】			
江戸本店代呂物正金為登			
9番迄		17,113.1	
江戸本店 大印			
代呂物正金為登			
7番迄		17,396.8	
同正金直為登	47番迄	151,679.5	
大坂本店代呂物			
正金為登	3番迄	2,368.3	
江戸向店右同断	10番迄	19,956.7	
表通帳諸色染代		237,344.1	
誂力同		14,810.2	
大坂方同		57,003.1	
木綿方同		33,867.5	
染物方同		93,982.1	
悉皆方同		10,997.9	
鏈代		7,184.4	
江戸大坂荷物			
上下駄賃		55,226.4	
合【正味】		8,332,280.14	

売物誂方為登

		正札	買 欠
江戸本店			
売物為登	4番迄	32,425.8	
此内			
正札	17,428.6向店へ売高		
	+歩【0.05】ノ上羽		
正札	1,373.3芝口店		
	右同断		
江戸本店誂方為登	4番迄	16,810.4	
大坂本店			
売物為登	34番迄	110,168.8	
右同所誂為登	3番迄	11,051.7	
同店売物為登	3番迄	1,035.7	
芝口店売物為登	4番迄	4,367.2	
右同所誂為登	1番	.338.6	
	正札	176,198.2	
内向	店イ割【0.1】引	△103.6	
	改正味	176,094.6	

売物払方		正札	買 欠
江戸本店荷物下シ高			
寅七月ヨリ極月迄			
陸518番迄			
船方131番迄		2,160.474.	
大坂本店荷物下シ高			
右同断			
【番数省略】		1,594.866.3	
江戸向店荷物下シ高			
右同断【同】			
正味	233,631.1	259,590.1	
同芝口店荷物下シ高			
右同断【同】		595,292.7	
	正札	4,610,223.1	
内	向店イ割【0.1】引	△25,959.	
	改正味	4,584,264.1	

京都売物払方

		正味	買 欠
買帳諸通帳売高		64,325.5	
御屋敷方辨諸方			
呉服物売高		128,870.9	
長崎問屋			
并巻物屋売高		11,979.7	
	【正味】	205,176.1	

売物残高

		正味	買 欠
代呂物有高		正味2,980,036.1	
卯正月店卸入	【内訳省略】		
江戸本店新荷下高			
倍札	2,045,923.1		
【番数省略】		正札1,022,961.6	
大坂本店			
新荷下高【同】		正札807,991.3	
江戸向店新荷下高【同】			
倍札	357,865.3	正札178,932.7	
同芝口店新荷下シ高【同】			
倍札	771,996.	正札385,998.	
(四店正札)		2,395,883.6	
内	定法0.15引	△359,382.5	
	(改正味高)	2,036,501.1	
買帳諸通帳延売		正味7,422.7	
諸方呉服代残銀	【内訳省略】	27,007.8	
	惣正味高	5,050,967.7	
	右9口引【※】	△665,705.6	
	残テ【正味】	4,385,262.1	

買帳託通帳延内貸過上貸

	貸 入
買帳	328,689.5
但京都上之店過上除	
表通帳	230,177.4
大坂方向	14,282.3
木綿方向	20,737.9
誂方向	10,013.6
染物方向	52,290.5
悉皆方向	4,476.9
誂方向	2,997.3
駄賃帳同	19,750.3
	<u>△ 683,415.7</u>

仕掛引

	貸 入
買帳	85,199.79
表通帳	38,785.3
大坂方向	9,895.6
木綿方向	5,169.3
誂方向	3,092.3
染物方向	15,032.4
悉皆方向	1,790.6
誂方向	1,796.2
駄賃帳	10,227.3
	<u>△ 171,588.79</u>

全銀請方

	銀 貸 入
江戸本店為替高	
添24番迄	876,680.
右同所 改正金為替	3,782,106.8
22番迄	
右同所 代呂物正金為替	17,113.1
9番迄	
右同所 大代呂物	
正金為替 7番迄	
同置為替 47番迄	169,076.3
江戸向店 為替高	916,712.3
添3番迄	
右同所 改正金為替	52,295.3
8番迄	
右同所 代呂物正金為替	19,956.7
11番迄	
江戸芝口店 改正金為替	490,323.5
6番迄	
大坂本店 為替銀	4,680,956.5
右同所 代呂物正銀為替	2,368.3
上之店延銀 寛春季分	16,017.5
御座敷方折	金1,021兩2步2朱
請方呉服物売代	64,693.5
長崎問屋神樂物屋売代	11,979.7
買帳託通帳過上入	金151兩1步
	20,431.1

※【9ロ引の内訳】

	貸 入
延買物代	261,749.8
表通帳延染代かり	211,843.4
大坂方向	41,996.4
大綿方向	19,967.8
誂方向	18,456.
染物方向	86,309.2
悉皆方向	8,090.
延誂帳延かり	2,910.4
駄賃帳同	14,382.6
	<u>△ 665,705.6</u>

利尼寄

	貸 入
買帳	86,345.6
表通帳	37,303.1
大坂方向	4,066.6
木綿方向	3,209.6
誂方向	1,660.9
染物方向	9,306.
悉皆方向	879.2
駄賃帳	2,246.3
	<u>△ 145,017.3</u>

全銀払方

	銀 貸 入
惣払高	金33,616兩2朱
23番迄	2,222,631.15
江戸本店正銀下	3,161,590.
21番迄	
大坂本店正銀下	3,276,823.9
江戸向店正銀下	697,033.9
18番迄	
江戸芝口店正銀下	1番 .168.1
江戸本店利足出し	2,219.8
江戸向店右同断	.156.42
江戸芝口店右同断	6,320.12
為替打銀特方々	金69兩1步2朱
利足出し	88,755.66
忠銀	43,000.
功納	56,250.
臨時納	70,300.
江戸向店功納	30,000.
同所臨時納	4,500.
店々平手代子供暇遣	
儀節合力并番共	.700.
内.350.本本動	
西村重次郎 合力	
.350.大本動	
谷口新次郎 番共	
江戸本店年親契	.180.

諸方貸金銀利足入	47,714.44
向店正銀下利足入	12,375.8
両管之口差引して	
金買=成	金77,987兩
諸方預り金銀高	金35,884兩ト
別紙書技有	17,064.232.1

谷川忠次郎 五年分	
店々通勤支配役料	4,065.
1.615.白瀬七右衛門	
1.375.岡本伝右衛門	
1.075.中川庄兵衛	
江戸本店舊請入用退銀	3,750.
京本店舊管請料	2,034.73
当町内御名前料◇	
二条地尻地代共	.530.
裏町大恩寺町町分持家	
売払損分6軒役持出	1,290.
元方通用	50,000.
京本店台所雜用料	
手代子供小遣料共	54,236.48
御座敷方符祝物附屬	.825.46
御座敷十仲間	
卷入用符祝物割	.22.93
渡辺阿波守様内積	.88.
神社仏閣祈禱奉加	.391.13
店用事ニ付諸方旅行路金	
其外手代小遣い在所へ	金20兩
參候儀別	2,968.2
御合力符扶持方	金2兩2步
【内訳省略】	1,165.1
京本店 支配役3人	
組頭6人 役料	5,925.
寅七月目錄金銀差引メ	
預り返シ	5,255,940.27
両管之口 平均64,977	
差引メ金代	5,051,747.78
御座敷方貸之分	金11,166兩1步2朱
	48,685.54
諸方時貸之分	金18,753兩1步2朱
	4,399,015.4
同 裏貸之分	354,275.44
江戸大坂浜為管	
取組残り高	2,100,000
正有金銀	金51,416兩2朱
	1,247,424.01
勘定	.42

合	金115,043兩3步2朱
	28,245,032.94

合	金115,043兩3步2朱
	28,245,032.94

有物寄

此処へ

有物寄		此処へ	
	銀 貨 匁		銀 貨 匁
正味代呂物有高	4,385.262.1	諸方預り金銀高	金35,884兩
買帳諸通帳		別紙書抜有	17,064.232.1
延内貸過上貸	683.415.7	差引メカシ=成	金45,451兩3歩2朱
御座敷方貸之分	金11,166兩1歩2朱	かり=成	△3,846.153.91
	48.685.54	(右2口差引銀=メ	
諸方時貸之分	金18,753兩1歩2朱	かり=成)	(△1,019.047.28)
	4,399.015.4	相場【金1兩=】62匁2分	
同塞貸之分	354.275.44		
江戸大坂振為替取組			
残り高貸	2,100.000.※		
但 江戸本店			
金27,000兩代			
六金1,620匁			
大坂本店 銀480匁			
正有金銀	金51,416兩2朱		
	1,247.424.01		
7口合	金81,335兩3歩2朱		【金81,335兩3歩2朱】
	13,218.078.19		【13,218.078.19】

※(付箋)江戸本店為替取組残高是迄仕来ニテ一旦為登ニ相立候故京都正有金之内へ籠メ置候得共未正金取組為登不申候ニ付六金ニテ為登ニ相立候ニ付ニ季とも又々六金ニテ控下シ来り候如京都正有金并ニ貸高共預り高差引残金半季平均相座ニテ代盛上ケ候ニ付相場違文ケ換違申候ニ付当季ヨリ丈夫ニ相白眼ニ如斯六金ニテ代盛上ケ江戸本店貸と相記申候

右之通相違無御座候以上

文政三年〔1819〕  
卯三月

中 原 勘 兵 衛 印花押  
大 芝 金 助 印花押  
丸 山 又右衛門 印花押

大元方

右之通相改相違無御座候以上

上 嶋 七郎兵衛 印  
泉 常右衛門 在江  
浅 井 文右衛門 印  
山 河 武 兵 衛 印  
辻 川 七 郎 次 印

右目録之内

日合出入之寄

右目録之内		日合出入之寄	
	銀 貨 欠		銀 貨 欠
此処へ			
為替打銀	金69兩1歩2朱=	買帳諸通帳利足入	145.017.3
方々利足出シ	88.755.66	方々貸金銀利足入	47.714.44
江戸本店利足出シ	2.219.8	向店正銀下利足入	12.375.8
同向店 右同断	.156.42		
同芝山店 右同断	6.320.12	*金1両=62匁2分	
忠銀 右同断	43.000.		
(5口銀=匁144.767.13)			
差引	60.340.41		
	<u>【205.107.54】</u>	3口	<u>205.107.54</u>

全銀差引算

	銀 貨 欠
諸方貸金銀行正有金銀筆メ諸方預り金銀差引メかり=成	6,087,725.08
内 代呂物有高	4,385,262.1
買帳諸通帳延内貸過上貸	683,415.7 【△5,068,677.8】
差引	かり=成 <u>1,019,047.28</u>

両替差引算

入	金180,027兩2歩2朱	銀 6,310貫368匁78
出	金102,040兩2歩2朱	銀11,362貫116匁56
差引	<u>入 金 77,987兩</u>	<u>出 銀5,051貫747匁78</u>
	両替=成 平均64匁777	
	六金引テ 67匁3厘	
	江戸正金為登平均61匁795	
	京正金下シ 千匁61匁32	
	六金引テ 62匁297	
	京秋中相場 平均62匁2分	

右之通改相違無御座候以上

上 嶋 七郎兵衛(印)

(注) ここでは原資料と若干記載順序を変えているところがある。原資料での記載順序は以下のとおり。

- |              |                |
|--------------|----------------|
| 1 売物請方       | 2 売物請方為登物      |
| 3 売物払方       | 4 京都売物払方       |
| 5 売物残高       | 6 買帳諸通帳延内貸過上貸  |
| 7 仕掛引        | 8 利足寄          |
| 9 金銀請方       | 10 金銀払方        |
| 11 有物寄       | 12 此処へ         |
| 13 日付・差出人署名等 | 14 右目録内 日合出入之寄 |
| 15 此処へ       | 16 全銀差引算       |
| 17 両替差引算     | 18 上島署名等       |

(c) 江戸本店『目録』 (資料番号 統3+10)

売物請方		売物払方		
	銀 貨 匁		銀 貨 匁	
B/O	前京代呂物残物	2,336.360.	㊦ 売高【内訳省略】	3,278.968.7
B/O	前当地買残物	252.323.1	㊧ 売物為替 1番ヨリ4番迄	32.425.8
ア	右札掛蔵入徳	63.080.8	㊨ 詠方為替 1番ヨリ4番迄	16,810.4
B/O	前帳面有物	137.528.5	I 京代呂物残物	2,636.459.
α	下り高	2,160.474.	【内訳省略】	
	陸荷1番ヨリ518番迄		II 当地買要物	
①	売物備買	36.253.1	売高382.930.	306.344.
②	向店買	604.464.	㊩ 右札掛蔵入	
オ	右弘徳0.0309余	18.694.8	印巻へ持出し預	76.586.
③	芝口店買	4.260.5	III 帳面有物	124.956.5
カ	右弘徳0.1111余	473.4	但127.012.2見世帳高	
イ	札上ヶ【内訳省略】	55.690.5	内60.530.新懸ヶ	
ウ	売上ヶ帳上ヶ	37.274.	IV 岡東生正味有物	67.712.2
%B/O	前岡東生正味残物之内		但22.231.2前直打残物罷	
	札認出ス	30.126.8	【内訳省略】	
*=	右諸掛蔵入0.1	3.012.7	連引ヶ	18.801.9
=	右札掛之徳0.1298余	3.911.5	内17.428.6向店	
%B/O	前岡東生正味直打残物		22.231.2芝口店	
④	当地買	263.936.6	1.373.3芝口店	
*=	右諸掛蔵入0.1	26.393.7	㊫ 札引ヶ【内訳省略】	86.328.5
*=	右札掛之徳0.1135余	29.978.2		
⑤	岡東生正味新買	45.481.		
⑥	見合物買 但し利なし	1,889.9		
⑦	本八丈買	156.551.7		
*=	右諸掛蔵入0.08	12.524.1		
ク	右札掛之徳0.1819余	28.489.3		
	仲間買物	26.756.5		
ケ	右弘徳0.1119余	2,994.2		
⑧	差引買【内訳省略】	104.501.2		
ナ	右弘徳0.091余	9,518.2		
⑨	諸職人払【内訳省略】	148.056.8		
シ	右弘徳0.0768余	11,380.3		
⑩	下り呂物覆紙代	10,802.4		
		△ 6,645.393.		△ 6,645.393.
	内 当地仕入7口買物高	31,799.5		
	右札掛蔵入共	128,202.2		
	0.1751余			
(付袋)	仲間買物見合物買			
	差引買職人払除キ			
	当地仕入3口高	450,615.1		
	右札掛蔵入共	104,309.5		
	0.2314余			
	外=覆紙代賄方漢	2,253.1		
	但元高	165,162.6		0.2364余

4章 寛政一致(再結言)とその後之の会計



売物当地仕入差引

内

前当地買残物	315,403.9	卯正月店卸有物高	306,344.
新買高 札掛蔵入共	860,001.7	当地買寅秋中売捌高	
		差引	869,061.6
	× 1,175,405.6		<u>[1,175,405.6]</u>

内

利損指引

セ 当地買札掛蔵入		ア 前当地買札掛蔵入徳	63,080.8
卯春へ持出ス	76,586.	イ 札上ケ	55,690.5
ソ 向店芝口店連引	18,801.9	ウ 売上ケ帳上ケ	37,274.
タ 札引	86,328.5	エ 前関東生正味札掛之徳	3,911.5
チ 紙代一式	14,604.4	オ 向店払徳	18,694.8
ツ 地代一式	18,651.7	カ 芝口店払徳	473.4
テ 小払一式	146,968.4	キ 当地買札掛徳	29,978.2
ト 役料渡	8,025.	ク 本八丈買札掛徳	28,489.3
ナ 毎日算用不足	171.6	ケ 仲間買払徳	2,994.2
ニ 売庭役所向勘刀裏美銀	1,637.	*コ 諸掛蔵入3口高	41,930.5
ス 鍛金払損 但銀金目輕	93.5	サ 差引買払徳	9,518.2
	(×371,568.)	シ 職人払徳	11,380.3
ホ 損 差引 △67,161.8		ス 向店芝口店渡	
0.0368余		上州物残附徳	1,290.5
	<u>[304,706.2]</u>		× 304,706.2
【損】	[67,161.8]	京請代呂物イ割[0.1]徳	182,371.1
再差引 功納	115,209.3		
	<u>[182,371.1]</u>		<u>[182,371.1]</u>
		外 = 金取徳	55,968.5

有物

内

I 京代呂物残物	2,636,459.	ク 預リ銀	354,699.2
II 当地買残物	(382,930.)	X 差引	3,537,929.7
内右札掛卯春へ持出(△76,586.)			
残テ	306,344.		
III 帳面有物	124,956.5		
IV 関東生正味有物	67,712.2		
V 正時貸銀	132,501.5		
VI 零時貸銀	346,441.4		
VII 有銀	128,214.3		
VIII 別封印	150,000.		
	× 3,892,628.9		<u>[3,892,628.9]</u>

【内】

京都差引

X 当地有物	3,537,929.7	B/O 前所有物高	3,121,271.7
δ 売物為登高	32,425.8	α 代呂物下り高	2,160,474.
ε 謄方為登高	16,810.4	β 正銀下高	3,161,590.
ζ 為替渡し高	876,680.	γ 金取徳	55,968.2
η 改正金を登高	3,782,106.8		
θ 代呂物正金を登高	17,113.1		
シ 大代呂物正金を登高	17,396.8		
κ 大正金直為登高	151,679.5		
ホ 利損差引損	67,161.8		
	× 8,499,303.9		× 8,499,303.9



右之通相違無御座候以上

卯二月十五日

	福	井	定五郎	Ⓜ	花押
	三	宅	正五郎	Ⓜ	花押
	小	川	孫七	Ⓜ	花押
勘定	北	岡	文兵衛	Ⓜ	花押
	高	橋	新五郎	Ⓜ	花押

大元方

右通相改相違無御座候以上

	渡	辺	文五郎	Ⓜ	花押
	一	色	藤四郎	Ⓜ	花押
	大	橋	甚兵衛	Ⓜ	花押

右立金相改中候

元之助

外=有物	
元方有懸ケ	85.147.5
已年前古有懸ケ	20.895.55
前々古有懸ケ	1.681.522.2

右銀高安永度御仕分之節臺高 = 御座候入割京都へ為差登候帳面 = 認候通 = 御座候  
以上

渡	辺	文五郎	Ⓜ
一	色	藤四郎	Ⓜ
大	橋	甚兵衛	Ⓜ
高	橋	新五郎	Ⓜ
北	岡	文兵衛	Ⓜ
小	川	孫七	Ⓜ
三	宅	正五郎	Ⓜ
福	井	定五郎	Ⓜ

大元方

---

(注) \* = 3.012.7 + 26.393.7 + 12.524.1 = 41.930.5  
 % B/O 30.126.8 + 22.231.2 = 52.358  
 † B/O 461.189.4 = 120.836. + 340.353.4

(d) 大阪本店『目録』 (資料番号 統3412)

売物請方		売物払方	
	貸 入		貸 入
B/O	寅七月店卸 残有物	1,896,095.4	
B/O	同 正味持越	10,202.3	
	内5,417.5 卯春へ 正味持越		
	4,784.8 秋冬中 売捌分		
イ	元建蔵入	239.2	
ア	右札掛0.181余廻り	866.3	
B/O	寅七月店卸 売掛残高	63,479.	
α	下荷物53番 京都下高		
	折込流地共	1,594,866.3	
①	庶端物買高	20,283.	
	内.744. 卯春へ 正味持越		
	19,539. 秋冬中 売捌分		
エ	元建蔵入	976.9	
ウ	右札掛0.231余廻り	4,514.8	
②	布買高	3,455.9	
カ	元建蔵入	172.8	
オ	右札掛0.156余廻り	540.8	
③	地買物	31,674.2	
	内.215.7 京店へ調為登分		
	19,308.8 無理物持買合物		
	12,149.7 秋冬中売捌分		
ク	元建蔵入	557.5	
キ	右札掛0.111余廻り	1,359.3	
④	向店五軒買物高	87,853.5	
ケ	右札掛0.0526余廻り	4,623.5	
B/O	寅七月店卸		
	太物正味持	178,210.6	
⑤	同七月より極月迄		
	同買高	323,134.8	
	(二口 合501,345.4)		
	内174,059.4卯春へ正味持越		
	12,487. 江戸向店下高		
	1,924.3京店へ 調為登分		
	312,874.7秋冬中売捌高分		
一	元建蔵入	11,206.6	
ニ	右太物0.0817余廻り	25,567.3	
シ	江戸向店下し口銭持日合共	748.	
ス	太物方職人引徳	1,634.6	
⑥	京職人払高	12,734.4	
タ	右引徳0.16余廻り	2,038.1	
⑦	地職人払高	37,569.	
チ	右引徳0.1084余	4,074.1	
ツ	店ニテ諾式仕入物利	1,277.2	
テ	金所ニテ秋冬見出し徳	3,041.8	
⑧	焼り買高	66,543.8	
	合	4,389,541.3	
			合 4,389,541.3

内514,269.8 当店仕入元高 59,649.3 右札掛0.116余

銀請方

銀払方

	貸 入
⑨ 売高	2,243,070.4
ト 徳入	.327.6
諸方銀貸借利足差引共	
金銀相庭違取差引減之徳	
セ 太物方日合徳	.792.3
ソ 同金仕掛徳	1,169.2
B/O寅七月店卸 塞貸	210,114.5
B/O同 正時貸	28,054.
B/O同 有銀	2,191.
ヲ 寅從七月極月迄	
京店正銀請	3,276,823.9
Ⅷ 同 諸方預り銀	121,830.2
別紙目録添	
	<u>合 5,884,373.1</u>

	貸 入
B/O寅七月店卸	
諸方預銀返	107,386.4
ヲ 同從七月極月迄	
京店正銀為登	4,680,956.5
① 唐端物払高	20,283.
② 布代払高	3,455.9
③ 地買物払高	31,674.2
④ 向店五軒払高	87,853.5
⑤ 太物蚊帳真綿布払高	323,134.8
⑥ 京職人払高	12,734.4
⑦ 地職人払高	37,569.
⑧ 熨り賃	66,543.8
ス 台所雑用 別紙目録添	23,641.1
ホ 諸式入用 右同所	53,731.2
ノ 売物方不時入用 右同所	34,871.1
Ⅴ 卯正月店卸 塞貸	193,408.6
Ⅵ 同 正時貸	199,462.
Ⅶ 同 有銀	7,617.6
	<u>合 5,884,373.1</u>

内

利損差引

	貸 入
ナ 直打札下	30,187.9
ニ 売物札下ヶ	20,360.
ス 台所雑用	23,641.1
ホ 諸式入用	53,731.2
ノ 店売物方不時入用	34,871.1
ハ 中引	4,860.2
	(ノ 167,701.5)
	0.0752余廻り★
ヒ 損 差引	△101,973.3
	0.0619余廻り☆
	<u>[65,728.2]</u>
【損】	<u>[101,973.3]</u>
功納 再差引	45,022.4
	<u>[146,995.7]</u>

	貸 入
ア 正味物利	.866.3
イ 同 元産蔵入	.239.2
ウ 唐端物利	4,514.8
エ 同 元産蔵入	.976.9
オ 布代利	.540.8
カ 同 元産蔵入	.172.8
キ 地買物利	1,359.3
ク 同 元産蔵入	.557.5
ケ 向店五軒買物利	4,623.9
コ 太物布真綿利	25,567.3
サ 同 元産蔵入	11,206.6
シ 江戸向店下シロ錢替日台	.748.
ス 太物方職人引徳	1,634.6
セ 同 日合徳	.792.3
ソ 同 金仕掛徳	1,169.2
タ 京職人引徳	2,038.1
チ 地職人引徳	4,074.1
ツ 店ニテ諸式仕入物利	1,277.2
テ 金所ニテ諸式見出し徳	3,041.8
ト 徳入	.327.6
	<u>ノ 65,728.2</u>
京請代呂物増割之徳	164,596.7
内 持過歩払	△17,601.
586貫700目	
残テ	<u>146,995.7</u>

※京請代呂物指引		内	
寅七月店卸 残有物	1,896,095.4	元印代呂物為登	110,168.8
同 売掛残高	63,479.	流地訛為登	11,051.7
同從七月極月迄京都下り高		卯正月店卸 残有物	1,726,301.3
特訛流地共	1,594,866.3	卯正月店卸 売掛残高	60,951.8
		(ノ)	1,908,473.6)
		残テ	1,645,967.1
		京請代呂物売割之分	
合	3,554,440.7		【3,554,440.7】

有物寄		内	
I 卯正月店卸 残有物	1,726,301.3	Ⅶ 卯正月店卸	
Ⅱ 同 正味持越	6,161.5	諸方預銀引	121,830.2
Ⅲ 同 大物正味持越	174,059.4	Ⅹ 残テ	2,246,132.
Ⅳ 同 売掛残高	60,951.8		
Ⅴ 同 塞貸	193,408.6		
Ⅵ 同 正時貸	199,462.		
Ⅶ 同 有銀	7,617.6		
	ノ 2,367,962.2		【2,367,962.2】

【内】		京都指引	
Ⅸ 当季有物	2,246,132.	B/O 前有物	2,280,960.4
r 京店正銀為登	4,680,956.5	α 代呂物下り高	1,594,866.3
δ 元印代呂物為登	110,168.3	β 京店正銀請	3,276,823.9
ε 正銀代呂物為登	2,368.3		
ζ 染地訛為登	11,051.7		
η 利損差引損	101,973.3		
	ノ 7,152,650.6		ノ 7,152,650.6

右之通勘定相違無御座候以上

卯 藤 方 忠 兵 衛 ㊤ 花 押  
 二 月 坂 記 半 右 衛 門 ㊤ 花 押  
 勘 定 井 上 三 郎 兵 衛 ㊤ 花 押  
 大 元 方 飯 田 甚 四 郎 ㊤ 花 押

右之通委細相改候所少も相違無御座候 = 付半形仕候所依如件

田 中 寛 右 衛 門 ㊤  
 青 木 清 九 郎 ㊤  
 柴 田 勘 助 ㊤

(注)★ 0.0752=167,701.5(費用合計)+2,229,835.4(売高)  
 ☆ 0.0619=101,973.3(損)÷1,645,967.1(京請代呂物売割之分)  
 ※ 「京請代呂物指引」および「内」は、原資料では「銀ど方」の後、「利損差引」の前に記載されているが、ここでは「利損差引」および「内」の後に書いた。

(a) 江戸芝口店『目録』(資料番号 統3417)

売物請方		売物払方	
	買 入		買 入
B/O前残京物有高	1,172,915.8	① 売高	1,070,259.
B/O前残当地仕入れ有高	90,391.1	内699,471.8正前売	
イ 左蔵入札掛	17,852.3	390,300. 帳面売	
B/O帳面有洋銀	26,530.4	4,260.5本店売	
α 京下荷	595,292.7	6,226.7向店売	
陸10番ヨリ226番迄		I 京代呂物店卸有高	1,227,463.4
舟方1番ヨリ150番迄		【内訳省略】	
① 從本店買高		II 当地仕入店卸有物正味高	
荒高27,465.9	24,719.3	荒高136,022.7	113,097.7
≠ア 右札掛 0.1法	2,746.6	= 右札掛蔵入卯春季持出	22,925.
② 從向店買高		III 帳面有洋銀	22,332.1
荒高229,228.5	223,497.8	内7,237.8新掛	
≠ア 右札掛 0.025法	5,730.7	内1,657.8清雪渡取入	
③ 拂物買高	11,253.4	δ 売物為登 1番ヨリ4番迄	4,367.2
ウ 清印建引 但し札上	120.2	ε 誤力為登 1番斗	.338.6
%ニ 京下荷諸代呂物運打札上	13,144.7	カ 札引高【内訳省略】	24,627.1
外ニ2,976.5新荷物覆紙		キ 本店向店定法引	.582.7
代賄方へ渡ス			
但し元高16,121.2			
%ニ 売上帳札上			
但し札引差引	14,679.3		
④ 從本店相生物買高	34,717.6		
ア 右蔵入0.1	3,471.5		
ア 右札掛平均0.0983余	3,413.9		
⑤ 從向店取次物買高	21,040.2		
≠ア 右蔵入0.1	2,104.		
ア 右札掛 平均0.1094余	2,303.9		
⑥ 当地仕入買高	59,043.4		
≠ア 右蔵入0.1	5,904.3		
ア 右札掛平均0.1005余	5,939.3		
⑦ 仲間經買高	28,552.9		
≠ア 右札掛 平均0.1002余	2,861.1		
⑧ 差引払買高【内訳省略】	39,875.3		
≠ア 右札掛 平均0.1余	3,989.		
⑨ 職人払【内訳省略】	62,083.9		
#ア 右札掛 平均0.0933余	5,792.9		
⑩ 見合物買高	3,047.5		
⑪ 新荷物覆紙名手間代	2,976.5		
	2,455,992.8		2,485,992.8
内248,360.8当地仕入買高			
但し新荷物覆紙代除			
36,781.2右札掛蔵入共			
0.144余			

金銀請方

	貸 入
B/O前有銀貸取	51,867.6
B/O前全銀時貸貸取	208,552.6
正銀下高 1番斗	.168.1
亮高	1,070,259.
預り銀	216,946.8
利足入	5,248.6
内4,632.1本店渡し正金為登 .616.5諸方ロ*	
全遠徳	12,853.2
金7,270両 1.757	
苧 苧銀	182,737.1
	<u>1,748,633.</u>

金銀払方

	貸 入
B/O前預り銀返入	218,117.3
① 従本店買高	24,719.3
② 従向店買高	223,497.3
④ 従本店取次相生物買高	34,717.6
③ 従向店取次買高	21,040.2
⑤ 当地仕入買高	59,043.4
⑦ 仲間銀買高	28,552.9
⑧ 差引払買高	39,875.3
⑩ 見合物買高	3,047.5
⑪ 新荷物覆紙料手間代共	2,976.5
⑫ 職人払高	62,083.9
改正金為登1番ヨリ6番迄	490,323.5
代呂物正金為登	—
⑬ 協物買高	11,253.4
\$ N 正時貸高	43,489.8
\$ N 差銀貸高	155,296.
* ク 毎日算用不足	.214.7
* ク 利足出シ	2,444.7
* ク 銭売損切買出シ共	.56.8
& ケ 紙代文庫袖工手間代共	6,960.5
& ケ 地代	9,090.8
& ケ 役料渡シ	3,150.
& ケ 賄方払手代小遣進物 振舞料共	65,839.2
ナ 商内勘方喪失	.472.8
ヤ 正有銀	59,632.
苧 苧銀	182,737.1
	<u>1,748,633.</u>

売物京請差引

寅七月 京受物	1,172,915.3
帳面有洋銀	26,530.4
京下荷	595,292.7
	<u>1,794,738.9</u>

【内】

売物為登	4,367.2
訛方為登	.338.6
京受物	1,227,463.4
帳面有洋銀	22,332.1
	(1,254,501.3)
京代呂物 寅秋中売高	残テ 540,237.6
	<u>[1,794,738.9]</u>
イ割[0.1]徳	54,023.8

売物当地仕入差引

前当地買受物高	90,391.1
新買高見合買共 7口正味	248,360.8
	<u>338,751.9</u>

内

卯正月 店卸有物	113,097.7
当地買寅秋中 売捌高	引残テ 225,654.2
	<u>[338,751.9]</u>

4章 寛政一致(再結句)迄の後の会計

【内】		利損差引	
	貸 収		貸 収
カ	惣札引高	24,627.1	
キ	本店向店定法引	582.7	
ク	利足出シ 銭売損		
	互用不足 〆 3 口	2,716.2	
ケ	賄方払 紙代地代		
	送料銀 〆 4 口	35,040.5	
=	惣売高 = 割付0.0794余		
	当地仕入蔵入札掛		
	卯春季へ持出ス分	22,925.	
+	商内勵方褒美	472.8	
	( 〆 136,364.3)		
シ	損	差引 込41,060.7	
	京物売高 = 割付0.076余		
		<u>【95,303.6】</u>	
			〆 95,303.6
【損】		【41,060.7】	京代呂物イ割【0.1】徳
功納	再差引	12,963.1	54,023.8
		<u>【54,023.8】</u>	<u>【54,023.8】</u>
			外 = 全選徳
			12,853.2

有物寄		内	
I	京代呂物売高	1,227,463.4	VI 預り銀
II	当地代呂物札賣物高	(136,022.7)	VII 残テ正味
	内 右札掛蔵入		1,404,364.2
	卯春季へ持出ス ( 込22,925. )		
	残テ	113,097.7	
III	帳面有洋銀	22,332.1	
IV	時貸高 2 口	198,755.8	
V	有銀	59,632.	
		〆 1,621,311.	<u>【1,621,311.】</u>

【内】		京請差引	
VI	当季 有物高	1,404,364.2	B/O 寅七月 前有物高
δ	売物為登	4,367.2	1,332,140.2
ε	改正金為登	490,323.5	α 京代呂物下り高
ζ	誂方為登	338.6	595,292.7
η	代呂物正金為登	—	β 正銀下高
シ	利損差引損	41,060.7	168.1
			γ 金選徳
		〆 1,940,454.2	12,853.2
			<u>〆 1,940,454.2</u>

右之通相違無御座候以上

文政二年【1819】  
二月十五日

大元方

右之通相改相違無御座候以上

田淵忠三郎 ㊤ 花押  
勘定 宮下孫四郎 ㊤ 花押  
北村徳兵衛 ㊤ 花押  
福井文十郎 ㊤ 花押  
飯形佐兵衛 ㊤ 花押

渡辺文五郎 ㊤ 花押  
一式藤四郎 ㊤ 花押

大崎甚兵衛 ㊦ 花押

右立金相改中候

元之助

別有物高

前残銀高 文化十年酉春季帳面高 銀544貫281匁4分

右銀高安永度御仕分之邸臺高 = 御座候入割京都へ差為登候帳面 = 認之通 = 御座候以上

田淵忠三郎 ㊦

宮下孫四郎 ㊦

北村徳兵衛 ㊦

福井文十郎 ㊦

飯形佐兵衛 ㊦

大元方

---

(注) #ア 2.746.6+5.730.7+3.471.8+3.413.9+2.104. +2.303.9+5.904.3+5.939.3+2.862.1+3.989.  
 +5.792.9=44,258.5  
 %= 13.144.7+14.679.3=27.824.  
 \*ク 2.176.2=.214.7+2.444.7+.56.8  
 &ケ 85.040.5=6.690.5+9.090.8+3.150. +65.839.2  
 \$ N 198.785.8=43.489.8+155.296.



(f) 江戸向店『仕入方目録』(資料番号統3416/1)

売物請方	賣 欠	売物払方	買 欠
B/O 寅七月店卸 前發有物 但十二法引正味銀高	1,083.978.7	① 売高	1,400.516.6
ア 右札掛	147.815.3	内604.464. 本店	
B/O 寅七月店卸 前持越正味襷物高		572.554.8向店	
荒高480.036.1	456.034.2	253.497.8芝口店	
内 荒高 11.498.1		I 三店札襷物	1,301.861.7
10.923.2卯春季へ持越		【内訳省略】	
荒高468.538.		III 新本買繰綿襷物高	84.905.5
445.111.寅秋季売捌戻分		内 一 前持越直打襷物高	404.736.3
夕 右蔵入		II 新本買襷物高	
5分之徳但3分日合籠	23.427.	内 10.923.2前持越	
ウ 右2口札掛平均0.0857余(1)40.220.4		直打襷物高	
B/O 寅七月店卸 前持越正味繰綿襷物高	42.836.	ソ 三店雜引	41.602.1
荒高44.160.8		内18.694.8本店 岡東物	
内 一(なし) 春季へ持越		木綿類 0.03	
荒高44.160.8		17.176.6向店 0.03	
42.836.寅秋季売捌戻分		5.730.7芝口店 0.025	
ケ 右蔵入 3分之徳	1.324.8	タ 札引	25.860.3
イ 右2 札掛 平均0.0313余(2)1.382.2		内 一 三店上巻繰引	
≠① 新本買	773.273.1	【三店內訳省略】	
* = 右蔵入 但 3 分日合	23.198.2	5.128.5三店臨時見直し引	
* = 右遊徳	11.329.7	【箱内訳省略】	
エ 右3口札掛平均0.0943余(3)76.195.6		8.890.6三店繰切之手目日引	
≠① 代呂物靴賃	373.2	【三店内訳省略】	
≠① 見合物買高	3.298.2	4.735. 三店店卸見直し引	
≠① 覆紙文庫代	4.659.8	【三店内訳省略】	
② 仕入職人払		3.845.8三店袖口手拭券札引	
荒高34.637.1	32.809.8	【三店内訳省略】	
%オ 右札掛 0.1	3.290.9	2.025. 向店会所直打引	
%カ 右職人払引徳 0.0527余(4)1.827.3		一 田舎商人売手打物引	
③ 揃代払	15.740.6	1.235.4真綿直打引	
%ナ 右札掛 0.1	1.574.1	≠ 3,259.482.5	
%シ 歩附徳大印六印金貨物共	5.836.5	左側①【注】	
%セ 大阪木綿類銀遠之徳	7.152.2	【(1)40.220.4÷468.538.=0.085842...】	
%テ 札上ケ	2.163.9	【(2)1.382.2÷44.160.8=0.031299...】	
内2.163.9真綿見直し上ケ		42.836.+1.324.8=44.160.8】	
一 当店卸見直し上ケ		【(3)76.195.6÷(773.273.1+23.198.2+11.329.7)=0.094324...】	
≠① 新本買 繰綿直打襷	85.905.5	【(4)1.827.3÷34.637.1=0.052755...】	
≠① 新本買 諸代呂物直打襷		32.809.8+1.827.3=34.637.1】	
【内訳省略】	393.813.1		
	≠ 3,238.455.3		
仕入方売方		仕入方売方	
合	5,048.116.3	合	5,048.116.3
当店新仕入買元高	1,313.446.9		
右札掛蔵入遊徳引徳	196.748.9		
0.1497余(5) 但 札上ケ除			
		【(5)196.748.9+1,313.446.9=0.149795...】	

金銀請方

	貸	受
B/O	前正有金貸取	112,853.3
B/O	前諸國買金貸取	163,682.5
—	前勢州店仕入金貸取	—
B/O	前金銀正時貸高貸取	25,330.7
B/O	前金銀蓋物時貸高貸取	259,718.1
β	從京本店正銀下り高	
	小判平均62匁3分	
	正銀697,033.9	671,300.7
	1番ヨリ18番迄	
≡	前從京都差引 借	1,662,730.3
α	右日合5ヶ月半月5之建	45,725.1
④	売高	1,400,516.6
K	諸方預り金	
	別紙書拔有	190,535.1
セ	旅買方算用徳	.350
ス	惣日合徳	3,821.
	内 .245.7京正金為登日合	
	1,131.2勢州店為登物	
	并為登金日合	
	2,444.1蔵人内貸日合	
X	勢州店差引預り金	47,391.6
ホ	金取徳 但損徳差引ノ	4,470.3
	内4,458.9金銀為登下り	
	金取徳	
	.11.4江戸売買	
	両替之徳	
	ノ	4,588,425.3
	仕入方売方	合 6,108,684.1

金銀払方

	貸	受
B/O	前諸方預り金返ス	180,595.5
≡	前從京都差引借返ス	1,662,730.3
B/O	前勢州店預り金返ス	140,886.1
#①	新本買	1,260,327.9
	但 新本買より覆紙代共	
	外=新本買直打差2ロ	
②	職人払	32,809.8
③	摘代払	15,740.6
ナ	芝口店渡代呂物運ひ車力	.68.8
ル	京本店為替為登高	
	小判平均62匁3分	
	正銀916,712.3	882,869
	1番ヨリ3番迄	
ミ	京本店正金為登高	
	小判平均62匁3分	
	正銀52,295.3	50,364.7
	1番ヨリ8番迄	
リ	京本店代呂物為登高	
	小判平均62匁3分	
	正銀19,956.	19,219.9
	1番ヨリ10番迄	
V	諸方金銀正時貸高	22,655.3
	別紙書拔有	
VI	諸方金銀蓋時貸高	245,691.7
	別紙書拔有	
K	諸國買金 別紙書拔有	159,105.7
	【内訳省略】	
VII	正有金	48,996.8
VIII	勢州店仕入金貸	—
ツ	惣日合出【内訳省略】	69,446.6
チ	惣小私地代紙代	19,649.6
テ	役料連	
	支配人3人 組頭役4人	3,565.
ト	売庭向	
	売高加増之者臨時裏美	.845.5
一	金取徳 損得差引ノ	—
	内 — 金銀為登下金取損	
	— 江戸売買両替之徳	
ニ	突合不足 但日録之上	.92.6
	ノ	4,815,861.4
	仕入方売方	合 6,108,684.1

内		刊損差引			
	貸 欠		貸 欠		
ソ	三店連取	41,602.1	ア	前残有物札掛	147,815.3
タ	札引	25,860.3	イ	前持越正味繰綿残物札掛	1,382.2
チ	惣小払		ウ	前持越正味残物札掛	40,220.4
	売高 = 当テ0.014余	19,649.6	エ	新本買札掛	76,195.6
ツ	惣日合出		%オ	染代指代札掛2口	4,855.
	売高 = 当テ0.0495余	69,446.6	カ	蔵人払引徳	1,827.3
テ	役料建	3,565.	キ	札上ケ	2,163.9
ト	売座向売高加増之者		ク	持越正味残物蔵入	
	臨時買美	.845.5		5分之徳	23,427.
ナ	芝口店渡代呂物運び車力	.68.8	ケ	持越正味繰綿残物	
ニ	突合不足 但目録之上	.92.6		繰綿3分之徳	1,324.8
	(ノ 161,130.5)		* =	諸代呂物3歩蔵入	
	(残テ 189,768.6)			日合徳并遊徳2口	34,527.9
ス	内 当店卸		セ	歩附徳 大印六印	
	札残物十二法引	156,223.4		金貸歩附共	5,836.5
レ	出日 差引	33,545.2	シ	大坂木綿願銀連之徳	7,152.2
	惣売高 = 当テ0.0239余		ス	惣日合徳	3,821.
	札掛蔵入遊徳惣利		セ	茶買方算用徳	.350.
	0.1497之内				
	0.1258 掛物 = 成ル				
	残テ0.0239 仕入方延銀				
		<u>【350,899.1】</u>			<u>ノ 350,899.1</u>
功納	66,000.		【出日】		【33,545.2】
不足	差引△ 20,261.7		売レ 外 =	売用方目録出日	12,193.1
		<u>【45,738.3】</u>	a	出目	2口合 45,738.3
【不足】		【20,261.7】	b	外 =	全取徳損徳差引ノ 13,061.1
不足	再差引ノ△ 7,200.6		売2	内8,590.8売用方全取徳	
		<u>【13,061.1】</u>	ホ	4,470.3仕入方全取徳	
					<u>【13,061.1】</u>

内 京都へ為登高		勘定 從京都請高			
ε	為替為登高	382,869.	ヲ B / O	寅春中差引借	1,662,730.3
ζ	正金為登高	50,364.7	α	右日合5ヶ月半月5之差	45,725.1
η	代呂物為登高	19,219.9	β	正銀下高	671,300.7
売3	売物為登高	.897.7	売1	諸代呂物下り高	225,005.9
	(ノ 953,351.3)		a	当日録之上出目	45,738.3
XI	從京都借	差引ノ 1,710,210.1	b	金取徳	13,061.1
		<u>【2,663,561.4】</u>			<u>ノ 2,663,561.4</u>

有物寄		内	
	貸 入		貸 入
I	当店卸 正札高 (1,301,861.7)	N	金銀預り高 190,535.1
マ	内 十二法引 (△156,223.4)	X	勢州店差引預り金 47,391.6
	残テ 1,145,638.3		(残テ 正味有物高 2,310,210.1)
売N	当店卸 京請物正札高 (465,752.)	内	金巻万兩差引 600,000.
売X II	内 十二法引 (△46,575.2)	X I	從京都借 残テ 1,710,210.1
	残テ 419,176.8		
II	新本買取物高 404,736.3		
III	新本買繰繰取物高 84,905.5		
売X	帳面取物高 (19,352.7)		
売X I	内 十二法引 (△2,322.3)		
	残テ 17,030.4		
K	諸国買金 159,105.7		
V	金銀正時貸高 22,855.3		
VI	金銀蓄時貸ノ高 245,691.7		
VII	正有金 48,996.8		
VIII	勢州店仕入金貸 —		
	9口右 2,548,136.8		【2,548,136.8】

右之通相違御座候以上

文政二年[1819]  
卯二月十五日

勘定  
最上 源三郎 @花押  
岩堀 嘉七 @花押  
長谷川 半兵衛 @花押  
三村 茂右衛門 @花押  
増田 喜四郎 @花押

大元方

右之通相改相違無御座候

渡辺 文五郎 @花押  
一色 孫四郎 @花押  
大橋 甚兵衛 @花押

右立全相改申候以上

元之助

外有物

前滞高文化十百奉為登 = 相立候高 195,083.1 -

右銀高上安永度御仕分之頭蓋高 = 御座候入割京都へ差為登帳帳面認之通 = 御座候以上

最上 源三郎 @  
岩堀 嘉七 @  
長谷川 半兵衛 @  
三村 茂右衛門 @  
増田 喜四郎 @

大元方

(注) ① 773,273.1 + 378,2 + 3,298.2 + 4,659.8 + 84,905.5 + 393,813.1 = 1,260,327.9  
% 3,280.9 + 1,574.1 = 4,855.  
\* = 23,198.2 + 11,329.7 = 34,527.9  
# = #B/O

売物請方	買 欠	売物払方	買 欠
B/01寅七月店卸 前京請物残札有物 但十法引 正味銀高 419.332.5		⑥ 売高 1,285.730 内0.066	
ア 右札掛 46.592.5		842.263.4前売 0.0339余	
B/02寅七月店卸 前帳面残有物 但十二法引 正味銀高20.445.9		433.893.2売帳帳帳面売取入 3.023.7繰綿駄売 6.549.7神宝方売	
イ 右札掛 2.788.1		⑦ 売物為登 売高1.035.7 .932.1	
① 京倍札物 売高259.590.1 233.631.1		= 右札掛引0.1 .103.6	
ウ 右札掛0.1 25.959.		C/01京代呂物残高 465.752.	
② 仕入方より請高 572.554.8		仕K 内159.111.色絹袴衣地麻布類 呉服物当店仕入共 256.443.2京木綿類	
= 右引徳0.03 17.176.6		仕X 50.197.8京夏物	
%② 従本店世利高 売高348.572.2 313.715.		C/02快面残高 19.352.7 内6.970.5新掛	
ニオ 右引徳0.1 34.557.2		キ 惣札引 16.763.4 内.628. 京代呂物店卸引	
%③ 従芝口店世利高 売高6.918.6 6.226.7		.380. 雑物直打引	
ニオ 右引徳0.1 .691.9		*カ 右引徳 129.7掃買引	
%③ 絹糸代 売高8.873.9 8.436.2		12.664.3前売帳引	
*カ 右引徳0.05 .443.7		.191.呉服所紗襦袢類 直段引	
%③ 足袋代 売高298.8 .283.9		2.750.4中引	
*カ 右引徳 0.0498余 .14.9		<u>1,788.633.8</u>	
%③ 諸方世利高 売高26.058. 23.998.2			
*カ 右引徳 0.079余 2.059.8			
%③ 諸方世利物之内無利分 7.811.9			
④ 見世職人私 売高42.832.5 40.693.9			
*カ 右引徳 0.0499余 2.123.6			
⑤ 売物掃買 12.046.2			
ク 売上帳上ケ 13.002.8			
ヤ 札上ケ【※内訳は紙類 の都合で右へ】 4.765.6			
<u>1,809.661.</u>			
内 当店新任入買元高 51,218.1			
右札掛引徳0.0573余 4.657.			
但売上帳札上ケ除			

【※】内 4.594.8金所直打上ケ  
.104.6請印為登上ケ  
.66.2掃買上ケ

金銀請方	買 欠	金銀払方	買 欠
仕1 従京本店 諸代呂物下り高 小判平均62匁3分 正銀233.631.1 225.005.9		② 仕入方より請高 572.554.8	
⑥ 売高 1,285.730.		① 京倍物買高 233.631.1	
⑦ 売物為登 .932.1		仕3 京本店売物為登高 小判平均 62匁3分 正銀.933.1 .897.7	
仕2 金取徳 京代呂物下高 売物為登差引メ 8.590.8		③ 新本買 但本店芝口店糸屋足袋屋 諸方世利物2口 360.465.9	
ノ 銭売買之徳 -		① 見世職人私 40.693.9	
<u>1,520.258.8</u>		⑤ 売物掃買 12.046.2	
		ヤ 地代紙小私 72.173.9	
		シ 銭売買之損 .120.1	
		ス 売溜切金直し代 -	
		セ 毎日算用不足 .239.1	
		<u>1,292.822.7</u>	

売高差引		【☆枠内左下より】	
売高	1,285,730.	諸方世利高	26,058.
内		諸方世利物之内無利分	7,811.9
従本店買高	348,572.2	職人払	42,832.5
従芝口店買高	6,918.6	売物帰買	12,046.2
絹糸代	8,873.9		≍453,412.1
足袋代	.298.8	差引 正味売高	832,317.9
		内259,763.1京代品物正札売高	
【☆紙帳の都合で枠内右上へ】		572,554.8関東物木綿類正札売高	

内		利損差引	
	貸 収		貸 収
ケ 惣札引	16,763.4	ア 前京諸物札掛	46,592.5
ニ 売物為登札掛引	.103.6	イ 前帳面戻物札掛	2,788.1
サ 小遣方高		ウ 京倍札物札掛	25,959.
売高ニ当テ0.0561余	72,173.9	エ 関東物木綿類0.03引徳	17,176.6
シ 銭売買之損	.120.1	ニオ 本店芝口店連引徳	35,549.1
ス 売溜切全直し代	—	ニカ 諸方引徳糸屋足袋壁	
セ 毎日算用不足	.239.1	諸方世利高職人払	4,657.
	(≍89,400.1)	札上ケ	4,765.6
	(残テ61,096.6)	ク 売上帳上ケ	13,002.8
		ソ 銭売買之徳	—
内			
仕XI 当店卸京諸物十法引	46,575.2		
仕XII 当店卸帳面戻物十二法引	2,322.3		
	(≍48,897.5)		
仕1 差引 出目	12,193.1		
	【150,490.7】		≍ 150,490.7
全取徳	8,590.8		
2口【出目+全取徳】徳	20,783.9		

(併) 奥村省略。「仕入方目録」に同じ。ただし、「外有物」以下を除く。

$$\equiv \text{オ } 34,857.2 + .691.9 = 35,549.1$$

$$\text{ニカ } .443.7 + .14.9 + 2,059.8 + 2,138.6 = 4,657.$$

$$\% \text{ ㊦ } 313,715. + 6,226.7 + 8,430.2 + .283.9 + 23,996.2 + 7,811.9 = 360,465.9$$

$$\text{B/O } 1 \text{ (概3401/2より)} 465,925 \times (1 - 0.1) = 465,925. - 46,592.5 = 419,332.5$$

$$2 \text{ (間)} 23,234. \times (1 - 0.12) = 23,234. - 2,788.1 = 20,445.9$$

$$\text{C/O } 1 \text{ } 465,752. - 46,575.2 = 49,176.8 \text{ (概3429/2へ)}$$

$$2 \text{ } 19,352.7 - 2,322.3 = 17,030.4 \text{ (間)} (19,352.7 \times 0.12 = 2,322.3)$$

(h) 『上之店目録』(統3419)

買物請方		買物払方	
① 新買	448,872.2	② 本店渡【内訳省略】	423,568.
B/O 古残物	177,283.6	③ 請方売	30,618.5
【内訳省略】	( $\times$ 626,155.8)	I 有代物【内訳省略】	191,959.4
ア	指引19,990.1		
	<u>【646,145.9】</u>		$\times$ 646,145.9
金銀請方		金銀払方	
② 本店渡	423,568.	(買物払)	(626,155.8)
③ 請方売	30,618.5	内新買	448,872.2
④ 本店過上	253,177.7	B/O 古残物	177,283.6
	( $\times$ 707,364.2)	※ II 払方有銀	9,688.9
	(指引10,426.)	III 糸方貸	37,218.5
ウ 内方出目	1,752.4	IV 織屋貸	12,943.2
エ 別印口銭	1,087.6	V 方々懸残	1,281.3
イ 金払徳	引残 7,586.	VI 請方有物	4,496.4
		※ VII 同所所有物(内訳省略)	4,496.4
		店兼下	15,101.2
		手給	9,624.8
	<u>【717,790.2】</u>	VII 方々貸	
			$\times$ 717,790.2
内		利寄	
オ 雑用	15,101.2	ア 買物利【内訳省略】	19,990.1
K 正利	指引 15,314.9	イ 金払徳	7,586.
		ウ 糸方出目	1,752.4
	<u>【30,416.1】</u>	エ 別印口銭	1,087.6
			$\times$ 30,416.1
本有物		内	
I 有代物	191,959.4	VII 本店過上	253,177.7
-II 払方請方有銀	10,969.	K 正利	15,314.9
III 糸方貸	37,218.5		
IV 織屋貸	12,943.2		
V 方々懸残	1,281.3		
VI 請方有物	4,496.4		
VII 請方貸	9,624.8		
	$\times$ 268,492.6		<u>【268,492.6】</u>

右之通帳 = 預り中候已上

卯三月

大元方

上崎七郎兵衛殿

【後略】

井 沢 嘉 六 ㊦ 花押  
 白 瀬 七右衛門 ㊦ 花押  
 多 田 喜左衛門 ㊦ 花押

併 \* 各項日の前期(文政元年上期)期末残高は以下のとおり(統3405より)。

a 払方請方有銀	21,476.	g 本店過上	268,938.2
b 糸方貸	46,098.1		
c 織屋貸	12,660.1		
d 請方【方々】懸残	1,389.2		
e 請方有物	3,863.9		
f 請方貸	6,167.3		
	$\therefore$ 177,283.6 = g - (a + b + c + d + e + f)		
	* 10,969. = 9,688.9 + 1,280.1		
	# 期首在庫額 3,363.9 + 仕入額 15,733.7 = 4,496.4 + 15,101.2		

成した『筆筈(筆筈總) 目録』や、「糸見世」との取引を記録した「上之店」の『糸方目録』などである。また、「勘定場」「紅店」「糸見世」の三店のそれぞれの目録も「京都本店」に提出された。「紅店」勘定場は京都本店のもとで染色など仕上加工を行う加工店である。江戸糸見世は江戸本店のもとで糸物類の販売を行っている(『實川』[186] 二六二頁)。これら三店はそれぞれ独立採算であったが、その会計は一卷全体の決算報告書である『大録』のなかには明示されていない。なお、「京都本店」は、三年(六期)ごとに「大録」を要約した「三ヶ年大勘定」を「大元方」に提出した。

これらの決算報告書は、江戸「向店」のものは後述するように大きな変化がみられるが、その他のものについては左に述べる若干の変化を除けば基本的には、2章、3章で述べたものと同様である。

#### ① 本店一巻の『大録』

「寛政一致」以後も、「延銀(利益)を三年間留保しておく、三年勘定を経た延銀を年賦納残に加算するという蓄積様式に変化はない。ただし、寛政一致以降の本店一巻の大元方への上納金は……半期に銀三五〇貫目であり」(『實川』[186] 三一頁)、「年賦納残」が、「安永持分け」前は「大元方」に対する負債に、「持分け」期間中は「内元方」に対する負債に振り替えられていたのとは異なり、「寛政一致」以後は「京都本店」の自己資本となる。したがって、表4-12(a)の「店々惣正味高」(本支店合貸借対照表)のCR側に「年賦納残」という名のついた項目が三つある。「安永三年午秋年賦納残」は、分割前の「大元方」に対する負債が再結合によって復活したものであり、『大元方勘定目録』の「貸シ方」(資産の部)にも同額が記載されている。「安永四年未秋ヨリ寛政八年辰秋迄内元方年賦納残」は分割中の、「寛政九年巳春ヨリ文化二一年戊秋迄年賦納残」は再結合以後の、蓄積額であり、両者ともに『大元方勘定目録』には記載されていない。



## ② 京都本店の『目録』

「京都本店」の『目録』の構成要素は、既述のものでは「売物請方」「売物払方」「売物残高」、「買帳諸通帳延内貸・過上貸」、「仕掛(懸)引」、「日合」利足(之)寄、「金銀請方」「金銀払方」、「有物(之)寄」となっていたが、文政期以降のものは、それらの他に「売物詔方為登物」と「京都売物払方」とが付加されている。

## ③ 江戸・大坂本店の『目録』

文政期の江戸・大坂の「本店」の『目録』では、「京都指引」という名の本店勘定が明示されていること、「江戸本店」の「利損差引」で収益が費用より先に記載されていること、両店での用語法に前よりも統一性がみられることなどの表示形式上の変化がみられるが、基本的な計算構造には大きな変化がない。

## ④ 江戸芝口店の『目録』

「芝口店」(江戸一丁目店の後身)が「持分け」期間中に利益責任単位の性格を失って江戸・大坂の「本店」と同様の販売店になったことは前章で述べたが(ただしその時期の同店の『目録』は見当たらない)、文政期以降の同店の現存『目録』も、「持分け」前のものとは異なって、江戸・大坂の「本店」の『目録』と同様のものに変わっている。「江戸本店」、「大坂本店」、「および」芝口店の三店をまとめて、以下、三支店とよぶことにする。

## ⑤ 京上之店の『目録』

「上之店」は、利益責任単位であるという点では三支店とは異なっているが、同店の『目録』は文政期以降のものも、一七四三(寛保三)年のものと表示上の構成はほとんど同じである。ただ、「持分け」期間中の一七八三(天明三)年に「糸方」という組織が設けられ一七八九(寛政元)年に「質方」が復活しているので(賀川[1983]三五七、九頁)、「利寄」の収益の部には、「商品販売利益の他に「別印口銭」と「糸方出目」が計上されている。「別印とは

質方のことであり、上之店は営業として質屋も行っていた（賀川、同三三七頁）。「糸方出目」は、「上之店」のなか  
に独立した営業組織として存在する「糸方」によって獲得された純利益である。「糸方」は京都組糸物屋から組糸  
を仕入れて、「江戸糸見世」に卸した（同三五九頁）。この「糸方」の決算報告書が、先にふれた『糸方目録』であ  
る。

#### ⑥ 江戸向店の『目録』

一方、「向店」は、「芝口店」と異なって「上之店」と同様に利益責任単位としての性格を維持し続けることは「安  
永持分け」前から変わりが無いが、「寛政九年（一七九七）以降は仕入方と売方とに機能を分離しており」（賀川〔1986〕  
二七一頁）、文政期の現存目録も『仕入方目録』と『商内売方目録』との二種に分かれている。

旧稿ではこの二種の目録を別々にみて、「二面的に対応していない項目もあり、完全な複式決算にはなっていない」と書いたけれども（〔1986.12〕三四七頁）、両者を合成してみれば、すべての項目が二面的に対応して、完全な複  
式決算となっている。したがって、機能上は分かれていた「仕入方」と「売方」の二つの組織は、会計単位として  
みれば、二つの完全な実体 (entities) に分かれてはいなかったことになる。『仕入方目録』と『（商内）売方目録』と  
を別々にみれば、別の旧稿で書いたように（〔1986.10〕一一二頁）、それぞれの「売物請方」と「売物払方」の合計額  
は一致せず（表4-1-2 (e)で仕入方の請方 $\parallel$ 三三三八貫八一三匁一分、同払方 $\parallel$ 三二五九貫四八二匁五分。売方の請方 $\parallel$ 一八〇  
九貫六六一匁、同払方 $\parallel$ 一七八八貫六三三匁八分）、また、両『目録』の「金銀請方」と「金銀払方」の合計額は大きく  
くい違う（仕入方の請方 $\parallel$ 四五八八貫四二五匁三分、同払方 $\parallel$ 四八一五貫八六一匁四分。売方の請方 $\parallel$ 一五二〇貫二五八匁八  
分、同払方 $\parallel$ 一二九二貫八二匁七分）。しかし、『仕入方目録』と『売方目録』の各「売物請方」合計額を合わせると  
五〇四八貫一一六匁三分となり、各「売物払方」合計額の総計に一致する。そして、両『目録』の「金銀請方」合

計額の和と「金銀払方」合計額の和とは、ともに六一〇八貫六八匁一分となる。また、『売方目録』には「残高勘定および本店勘定に相当するものがない」けれども（西川〔註〕同頁）、『仕入方目録』のなかに設けられている「有物寄」「内」（残高勘定）と「勘定 従京都請高」「内 京都へ為登高」（京都本店勘定）とが、「仕入方」のみではなく「売方」も合わせた「向店」全体のものとなっている。

さて、「向店」の「仕入方」は、自分で仕入れた商品を、「本店」、「芝口店」、および「向店」の「売方」に卸し、「向店売方」は、「向店仕入方」および「京都本店」からの商品と、「向店売方」自身で仕入れた商品とを、外部に販売する。そのうち、「仕入方」よりの買高が大半を占めて、京下し代物は新買高の四分の一程度しかないが、京下し代物についても一割強の札掛がみられる（賀川〔註〕二七二頁）。すなわち、「売方」が受け取る京物の内部振替価格は、三支店の場合とは異なり、販売価格の九割弱に設定されていた。「向店」の『仕入方目録』は、「売物請方」「売物払方」、「金銀請方」「金銀払方」、「利損差引」「内」、「従京都請高」「京都へ為登高」、および「有物寄」「内」から構成され、一見、前述の三支店のものと似ている。しかし、「従京都請高」「京都へ為登高」は、本店勘定に相当するものというよりも、「京都本店」との実際の貸し借りを示すものであり、その負債残高や他の負債残高などととも、「京都本店」出資の定額資本金が、「有物寄」の「内」（残高勘定貸方）に表示されている。「向店」は、三支店とは異なり、「京都本店」からの負債に対して、利息を支払っている。また、「利損差引」では、「仕入方」自身の利益を算出した後に、『売方目録』で計算された利益を合併し、そして、利益の多寡に関係なく、定額の「功納」を「京都本店」に上納する点も、三支店とは異なる。『売方目録』の「売高差引」では、売上総額から自身で仕入れた分を引き、京物と「仕入方」物の売上額を報告する。なお、「江戸本店」と「芝口店」では、未実現利益を原価にもとづいて計算しているが、「向店」では、当地物については売価の一二％、京物については売価の二一％

としている。

⑦ 各店の付属明細書

つぎに各店の付属明細書に目を転じよう。各店の店用諸経費の詳細が、『小遣目録』(江戸本店)、『小遣方目録』(芝口店)、または『雑』(造)用方目録』(大坂本店)という付属明細書で報告される。各店の『目録』の残高勘定の記載内容は非常に簡略で、資産および負債の詳細は、『全銀正差時貸書抜』『全銀預書抜』(江戸本店)、『全銀時貸書抜』『全銀預書抜』(芝口店)、あるいは『全銀出入帳写』(大坂本店)という名の付属明細書に表示される。それらを見ると、『預り銀』とか『全銀預り高』などと表示されている負債の多くが、とりわけ単独では多額の負債超過となっている「京都本店」の「諸方預り全銀高」のほとんどが、三井外部に対する債務ではなく、リザーブであることがわかる。

「上之店」は付属明細書を独立させていないが、『上之店目録』の後半が、「買物利廻り荒仕分」、「小遣仕分」、「賄方貸預り」、「織屋当座貸」、「および」有全銀」(現金の意)から成り立っている。「上之店」では仕入商品ごとに四つの部局を設け、「部局ごとに買高と利益金、買物利回りを計算」(實川 [1983] 三六〇頁)したものが、「買物利廻り荒仕分」である。

4 両替店一巻の会計

「両替店一巻」構成店の決算報告書のうち、三都の「両替店」の『勘定目録』(貸借対照表と損益計算書など)およびこの控え記録の現存確認状況については、前掲の表2-13に示したが、「京都両替店」の『大録』(本店一巻の『大

録」とは性格を異にし、京両替店の勘定目録からリザーブを含む資本の内訳と利益処分計算とを抜き書きしたもの」と「兩替店」三店の『勘定目録』が、一八一八（文政元）年上期のものから一八七一年下期のものまで、ほぼ欠けることなく現存している（資料番号 統四九七二〜統五五二二）、また、「糸店」および「間之町店」の『惣勘定目録』（貸借対照表・損益計算書など）、『日合并仕掛差引目録』（金融収支の付属明細書）、および『家内諸入用目録』ないし『賄方諸入用目録』（前者は糸店、後者は間之町店。店の諸経費の付属明細書）も、一八一八（文政元）年ものから一八七〇年（間之町店）ないし一八七一年（糸店）のものまで、さらに、「糸店」および「間之町店」の『代呂物有目録』（商品の付属明細書）が一八一八年から一八五六（安政三）年（糸店）ないし一八七〇年（間之町店）のものまではほ欠けることなく現存する（資料番号 統四九八〇〜統五五三三、統二四二四一〜二四二四一三、統六三三二〜統六三三三）。

両店は年一回決算。「兩替店一巻」の決算報告書と前節で紹介した「本店一巻」のものとがともに一八一八年のものから揃って現存するのは、おそらく、前述したように、その前年（文化一四年）に「大元方」の資産整理が行われていることに関係があるように思われる。なお、「大坂兩替店」の『御為替方御動入目録』、『店前入目録』、および『賄方入目録』が、既述のように、「持分け」期間中の一七八三（天明三）年ものからほぼ継続的に現存する（統六一〇七〜統六三三）。

さて、一七九七（寛政九）年の再結合すなわち「寛政一致」によって、既述のように、『大元方勘定目録』の「貸シ方」（資産の部）に、「兩替店一巻」、「本店一巻」、および「松坂店」に対する投融资勘定が復活したが、「安永持分け」前のような「功納外延銀」（留保利益）の三年（六期）ごとの「大元方」への振替は、復活しなかった。ただし、再結合後に「京都兩替店」が『三ヶ年勘定目録』という名の報告書を作成するようになるが（統二四二二〜統二四二二一八）、それは分割前の『三年勘定大録』または『三年勘定』という名の報告書（統五八八六、統五八九

三、統五九〇〇、統四八二八、統四八六四、統二四一九―三、統二四一九―二二二とは異なり、「三年めごと」に帳簿上でそれ「毎期の決算」を確認しているに過ぎない」（日本経営史研究所「1983」二五〇頁。ただし、左述の幸公人への「養美銀」は三年ごと）のである。

再結合後の「大元方」への「功納」額は、既述のように、分割前よりも増額されたが、「功納」ヤリザープ差し引き後の「京都兩替店」の利益は、「持銀」とよばれて同店の留保利益とされるようになった。再結合の前後に業績が低落していた「兩替店一巻」にとっては、再結合後に増額された「功納」厳しい業績管理基準となり、再結合直後、「京都兩替店」では「大元方」に「功納」を支払うと赤字になっている期がある。もっとも、その後、業績が回復すると独自に留保利益を蓄積するようになる。『三井兩替店』に書かれている松本四郎の言葉を借りれば、つぎのとおりである（日本経営史研究所「1983」二五〇頁）。

「寛政一二年（一八〇〇）下期の銀七九貫目余〔寛政一〇年上期の銀六貫七九五匁余〕目録留一本一七六六による」でスタートした兩替店持銀は、以後順調に増加し、文化一四年（一八一七）には二二二五貫目余（自己資本総額の二四％）となり、天保一三年（一八二四）下期には八二〇七貫目余（同五二％）、安政四年（一八五七）下期には九四二九貫目余（同五二％）となっている。（〔〕内は引用者が挿入）

なお、同書二四八・二四九頁に寛政九（一七九七）年上期から天保一四（一八四三）年上期までの「京都兩替店」の資本と利益の表がのっているが、ここに「総資産」と表示されているものは、「大元方」からの定額出資分である狭義の「元建」（銀二〇〇〇）貫にリザーブや「持銀」を加えた自己資本総額である。「元建」と表示されているものは、自己資本総額から「塞り高」（不良債権）相当額を差し引いた広義の「元建」である。（以上『大録』（統四九三）一統五二〇六）参照）。

「寛政一致」以後の「京都両替店」の「入方」(払方) (収益・費用) 項目は、「大元方」への「臨時功納」(年賦納) 残高に対する利息) が復活しなかった他は、前と同様である。利益処分の方にもほとんど変化がなく、一巻五店の「延銀」合計額から、「要銀積」(貸倒リザーブ)、「忠印除銀積」(退職元手銀リザーブ) および「京都店普請銀積」を引き、さらに「大元方」への「功納」を差し引いて残余利益を計算しているが、ただ、その残余利益を「持銀」に加算するというものに変わった。そして、三年ごとに、奉公人への「褒美銀」(賞与・定額の給与は費用項目) が「持銀」から振り替えられるようになったのである。

「京都両替店」の『勘定目録』には「寛政一致」により右にみたような変化があるが、他の諸店の決算報告書には再結合の影響はみられない。なお、「江戸両替店」では、繰延資産とみられる「普請入用」ないしは「普請金代り」が、「安永持分け」前の一七五六(宝暦六)年には皆無であったが、「持分け」中の一七九三(寛政五)年には総資産の六%を占め、「寛政一致」後の一八〇〇(寛政二)年には一三%、一八四二(天保三)年には一%を占めている。「糸店」および「間之町店」の『惣勘定目録』の一八二二(文政五)年(統五〇二一一、統五〇三一一)以降のものでは、それまで利益処分項目にあった四種のリザーブのうち「普請積」がなくなり、それまで標準利益額のうちの六割が「京都両替店」に振り替えられていたものが、「七割を糸店延銀として京都両替店に上納する仕組み」(資川〔1976〕六七頁、〔1981〕五七一頁)に変わっている。

一七九八(寛政一〇)年上期の「京都両替店」および「江戸両替店」の貸借対照表・損益計算書などを、それぞれの『勘定目録』の控え記録である『目録留』および『江戸店目録留』から翻刻して、資料4-1および資料4-2として示す。なお、次章に、同年同期の「大坂両替店」のものをまとめて、表5-2として大五章に掲げておく。

(表紙)

寛政十年午春季ヨリ

目録留

四 寛政十二年申春季迄

寛政十年春季  
預り方

①銀貳千貫目

元建

②銀四千五百九拾五貫三百

安永三千年

七拾四匁六分老厘八毛

持銀己年、  
十年賦、可相成高

③銀貳千九拾貳貫四百八匁

安永三千年午冬、  
元万通用預り高

八分六厘六毛

④銀六貫七百九拾五匁

持銀

五分九厘八毛

⑤金貳千八百拾九兩三步

新元万

銀三千五百拾七貫貳拾

五匁五分八厘六毛

⑥銀貳千五百拾貫七百

御為替

六拾三匁六分九厘

内

⑦銀貳百三拾七貫目

大坂御為替

⑧銀貳千七百七拾六貫五百目

同臨時御替

⑨銀七拾四貫九百五拾六匁

八分九厘

大津御威

御弘米代銀  
御為替

⑩銀貳拾老貫九百六拾

八匁七分

京都御役所  
詣其加銀御為替

⑪銀三百三拾八匁老分

右御同所  
川口御為替

⑫金三百貳兩貳步

銀六拾三貫九百五拾

老匁四分厘八毛

大坂納御為替

⑬金老万兩

御貸附金

⑭金三千貳百五拾五兩

銀七拾貫貳百五拾四匁

御屋敷方預

⑮金老万兩

御屋敷方預

⑯金三千貳百五拾五兩

銀七拾貫貳百五拾四匁

御屋敷方預

⑰金老万兩

御屋敷方預

⑱金老万兩

御屋敷方預

⑲金老万兩

御屋敷方預

⑳金老万兩

御屋敷方預

㉑金老万兩

御屋敷方預

㉒金老万兩

御屋敷方預

㉓金老万兩

御屋敷方預

㉔金老万兩

御屋敷方預

㉕金老万兩

御屋敷方預

㉖金老万兩

御屋敷方預

㉗金老万兩

御屋敷方預

㉘金老万兩

御屋敷方預

4章一寛政一致(再結目)とその後の会計



金老万六千貳百六拾兩

銀貳拾四貫四匁 老步

四分壹厘八毛

内

金六千五百拾兩

金千九百六拾八兩

老步

銀四匁四万壹厘八毛

【以下内訳一五件省略】

金七兩貳步

津久井武兵衛殿

金千貳百五拾七兩貳步

銀貳百三拾貳貫七百

七拾四匁八分九厘八毛

寺社町方預

内

銀拾貫目

浴油供料銀

年ツ

【以下内訳二八件省略】

金五拾兩

田十郎兵衛

年ツ

金三百六拾四兩

銀八貫百七拾壹匁 老步

三分四厘八毛

銀八百三拾七貫六百

拾六匁八分三厘貳毛

金百七拾四兩

銀三百八拾壹貫五拾七匁

三分八厘

銀六拾四貫八百八拾七匁

七分壹厘九毛

銀六拾三貫九百八拾八匁

七分五厘

銀百八貫四百九匁

三分九厘五毛

銀拾七貫貳百六拾八匁

八分

銀四貫三匁六分四厘

銀拾貳貫百目

三分貳厘

利足預

要銀

忠銀

十分一

右同断  
申酉戌之内通勤  
以上へ被下り残り半  
銀

糸店  
十分一

右同断  
申酉戌之内通勤  
以上へ被下り残り半  
銀

間之町店  
十分一

御持分様  
御割銀

①銀八貫五百貳拾七匁  
六分五厘

新田惠建銀

②銀三貫拾貳匁

年褒美

③金三万四千兩

持金寢

④金五百兩

牧野日向守様  
店御用違引当

⑤金二百兩

御同所様  
同断

⑥銀三拾貫目

御同所様  
同断

⑦金九千兩

元方  
江戸家万普請金  
引当明和九辰年  
普請金濟發工仙兩口  
相濟り上年賦濟之寄

⑧金四千兩

同所  
同断引当明和九辰年  
元千仙兩之發工仙兩  
去ル酉暮十四年賦  
去ル丑秋迄濟三十同  
四拾所之内十一ヶ所  
類焼ニ付翌寅年  
三年置居巳年  
九ヶ年賦之寄已暮  
サ舟兩濟残

⑨金三十八百兩

同所  
江戸家万普請金  
千仙兩之内返金  
預リニ建置

⑩金六千八百兩

新元方  
間之町取調ニ付  
通用塞り外故〇借

⑪金七百兩

江戸店  
家守中年賤賃  
引当

⑫銀三貫目

鈴木五兵衛  
御印内取

⑬金貳百貳拾九兩  
⑭銀拾五貫九百五拾九匁五分

笛山喜左衛門  
鈴木五兵衛  
河井右衛門  
引当積

⑮銀百八拾八貫九拾四匁

新十分一  
亥子丑年分

⑯銀百九拾七貫目

右同断  
寅卯辰年分

⑰銀貳拾貳貫三百目

右同断  
己春季分

⑱金七万貳千八百兩

積預

⑲銀七貫六百九拾八匁三分

元之助様御名前料  
割残店積

① 金九千七百貳拾兩三步  
銀百貳拾三匁九分七厘

② 銀貳拾七貫目

③ 銀三拾三貫百貳拾匁  
九分貳厘

④ 銀四拾貳貫九百貳拾目

⑤ 銀五拾壹貫貳百  
四拾目

⑥ 銀貳拾七貫三百五拾壹匁  
八分六厘

⑦ 銀拾八貫五百六拾貳匁  
五分

⑧ 銀四拾九貫五百目

大文字屋嘉石衛門  
引当并打金積

元方  
松野次郎兵衛

○借引当

元之助様

御名前料割并  
江戸御雑用半金積

但利足積とも

竹屋町

元舟カシ入  
亥春の年春迄  
利足積

南  
元七舟シメノ  
亥春の巳秋迄  
利足積

出水

實政三亥春の  
同四子秋迄利足積

同所  
元七舟シメノ内  
積五春季の午春季  
迄之分

同所  
元七舟サシメノ内

積

右同断

右同断

⑨ 銀貳百九拾目  
七分四厘

⑩ 銀七拾三貫目

⑪ 銀九百七拾貳匁

⑫ 金五拾三兩  
銀壹貫九百五拾五匁  
壹分七厘

⑬ 銀七拾六貫五百貳拾三匁  
七分

⑭ 銀五百九拾四匁  
三分五厘

⑮ 銀百六拾三貫六百九拾  
七匁七厘五毛

⑯ 金貳千九百五拾四兩貳步  
銀千六百貳拾壹貫三百  
五拾六匁壹分八厘三毛

⑰ 銀壹貫貳百目

⑱ 金四百兩  
銀三百壹貫六拾目

同所  
普請方預

京都店  
普請銀積

丑秋の午春迄  
之分

元方

大阪濟藤町田米  
貳拾右切手代引当

打金銀当座預  
但相對済切  
不申り分

午秋打

未尋打

糸店  
当座

簡方

山門御修復  
御入用銀〇〇  
入目

小堀様諸渡り方

⑤古金千四拾毫兩貳步 後藤庄三郎 預

⑥金百拾六兩壹步 古金引替 元手金

⑦金三千五百九拾四兩 紀印御利足 實年々之分

⑧金四百三拾五兩三歩 京店持江戸 四ヶ所宿賃

⑨金千四百兩 本店元方 牧野日向守様 月並金引當 實年分

⑩金三千八百拾兩 手代望性銀 並名〇金銀預 銀九百拾六貫貳拾六匁 貳分四厘

小判カシイムカ入建

⑪古金千四拾毫兩貳步

⑫金拾貳万五千六百四拾八兩貳分貳朱 代銀七千七百三拾九貫九百五拾五匁三分

⑬銀貳万二千貳百貳拾八貫貳百三拾六匁 五分八厘八毛

⑭合銀貳万八千九百六拾八貫百九拾毫匁 八分厘八毛

外ニ古金千四百拾毫兩貳步有

貨方

①金壹万五千兩 江戸店定貨

②金四千五百兩 同別貨

③金千兩 同同断

④金三千兩 同御貸附金 割渡

⑤金壹万貳千兩 同通用

⑥金貳百四拾七兩貳步 同當座 銀八拾貳貫三百五拾七匁 貳分九厘六毛

⑦金貳千兩 大坂店通用 銀貳千四百拾四貫目

⑧銀五百六拾三貫目 同別貨 加州方無利足

⑨銀四百九拾八貫目 同價銀

⑩銀三百五拾貫目 同別貨 去ル子年類焼ニ付 價銀無利足

⑪銀百八拾貫目 同御貸附金 割渡金マ仙兩代

⑫銀千貳百四貫目 同御為替割渡

本章一覽政一致(再結ぎ)とその後の会計 二七九

④金五百兩 同 新別貨

④銀七百三拾實目 同 当座

④金百四拾八兩 同 当座

④銀五拾九貫五百拾六匁 同 当座

④銀三百實目 同 当座

④銀百貳拾貳貫三百七拾八匁 同 当座

④金千三百七拾三兩 同 所当座

④銀三百實目 同 所当座

④銀八拾三貫五百三拾四匁 同 所持銀

④金三万三千九百六拾兩 同 所賦貨

④銀六拾九貫八百拾七匁 同 所賦貨

④銀六拾九貫八百拾七匁 同 所賦貨

④銀三萬九千三百兩 同 所賦貨

④金三千九百三拾六兩 同 所賦貨

④銀三萬九千三百兩 同 所賦貨

④銀三萬九千三百兩 同 所賦貨

【以下内訳二五件省略】

④銀貳貫三百八拾貳匁 八分 横田彦五郎殿

④金拾三兩 津久井武兵衛殿

④金貳千兩 牧野日向守様

④銀七匁三分 月並金貨年分

④金壹万七千四百九拾兩 古金引当

④銀三千三百八拾八貫九百目 元手金上〇

④銀九貫目 延為替

④銀四貫五百目 大坂屋甚兵衛

④銀五拾實目 妻 志付

④銀五拾實目 〇屋藤兵衛

④銀五拾實目 丹波屋伝六

④銀五拾實目 丹波屋利兵衛

④銀五拾實目 丹波屋利兵衛

④銀五拾實目 一文字屋庄右衛門

一文字屋庄右衛門  
母 恵順  
一文字屋庄右衛門  
月々

【以下内訳三七三件省略】

④銀貳拾五貫目

④銀貳拾五貫目

右二口合銀五拾貫目

④銀三拾貫目

- 和州武上郡 芝中村
- 穴師村
- 江色村
- 戒○村
- 大西村
- 備後村
- 小夫村
- 和田村
- 柳村
- 角栖村
- 同州山辺郡 藤井村
- 岸田村
- 乙木村
- 山口村
- 新泉村
- 会庫村
- 旬田村
- 月子
- 右拾八ヶ村
- 和州武上郡 戒○村
- 酒屋宗八郎
- 同州同郡 芝中村
- 味吉屋与七郎
- 大和屋利兵衛
- 辰巳屋伊兵衛
- 永屋百次郎
- 月子

午春季滞之分  
④小以銀貳百八拾三貫貳百目

④銀三貫目

④銀四百拾貫目

④銀拾貫目

④銀六拾貫目

④金五千兩

④金七千兩

④金八千兩

④銀壹貫三拾九匁

④銀貳貫三百三拾目

- 御用貨
- 午十一月限
- 金屋宗助
- 桔梗屋伊兵衛
- 舟屋平三郎
- 立花屋五郎右衛門
- 月カサ
- 鈴木五兵衛
- 右同人
- 河井十右衛門
- 茶入貨
- 大文字屋嘉右衛門
- 同 三郎右衛門
- 右同人
- 大文字屋嘉右衛門
- 同 三郎右衛門
- 同 六兵衛
- 小沼市兵衛
- 伽○五○代
- 店持道具
- 二品代

4章 寛政一致(再結き)とその後の会計 二八一

④金貳千五百拾兩

大文字屋嘉右衛門  
引取江戸家屋敷  
三ヶ所代

④金貳千八百兩

間之町店取調ニ付  
通用塞り外故新  
元方〇借代り  
かニ建置

④金九千兩

江戸店  
家方普請金明和九  
辰年普請金済殘  
〓仙兩之口相濟〇上  
年賦済之旨

④金四千兩

同所  
同断明和九辰年元金  
千仙兩之殘天明六年〇  
同八申年迄三年置居  
百年〇年賦ニ秋迄済  
五十月四拾ヶ所之内  
土ヶ所類就ニ付依願  
寅卯辰三年置居  
巳年占九ヶ年賦之旨  
巳暮サ舟兩済殘

④金七百兩

江戸店  
家守中年賦貸

④金三百兩

同所  
定貸元方江  
返納代り

④銀百六拾貫目

竹屋町  
引当物有

④銀貳百拾貫目

南  
同所

④銀貳百八拾貫目

出水賃

④銀貳百五拾貫目

同所賃

④銀三百貫目

六角町

④銀老貫目

六角町  
浜屋善兵衛  
〇於屋仁兵衛  
藤屋喜兵衛  
千切屋藤兵衛  
〇屋清兵衛  
信屋長兵衛  
信光屋五兵衛

④金四百四拾五兩老歩式朱

六角  
小〇玉拍茶入  
代殘年賦賃

④金四拾八兩式歩式朱  
銀拾八

同所  
同所

④金七拾貳兩

竹屋町  
橋姫茶入代殘  
年賦

④銀九百七拾貳匁

大坂寄藤町  
田米貳拾石代

④銀三貫貳百五拾目

宗巴株  
茶入袋代殘  
年賦

① 金八百四拾四兩壹歩 銀五百四拾貳匁七分三厘	三郎助様 江戸店振
② 金千貳百貳拾九兩 銀九匁 三歩	三郎助様 卯春の辰秋迄 江戸御小遣雜用 引当
③ 金七百六拾六兩壹歩 銀百貳匁四分	長五郎様 御在府中江戸店 御取替高
④ 金四百九兩 銀拾四匁八分	元之助様 右同断
⑤ 金四百五拾壹兩三歩 銀四匁	元五郎様 右同断
⑥ 銀貳拾六貫九百五拾八匁	元之助様御名前料 割と江戸御雜用 半金積引当貨
⑦ 銀六百貳拾五匁 九分五厘	竹屋町 橋井○助按井安七 振物二口高
⑧ 金拾四兩三歩 銀九匁貳分	同所 江戸賄高振
⑨ 金貳拾兩	同所 元之助様御○京 之節御用建金
⑩ 銀九百目	元五郎様 六角御○物引当

① 銀壹貫五百目	御同所様
② 銀五貫五百四拾匁 九分五厘	出水 御賄料卯秋の かしニ相成り分
③ 金七拾三兩	本店 牧野日向守様 御預々金
④ 金三百五拾兩	同所 辻沢三郎助殿 預半金
⑤ 金五拾兩	同所 寺田○左衛門殿 預半金
⑥ 銀三貫目	同所 加納小十郎殿 預半金
⑦ 金三十兩	元方 牧野日向守様 御手元金
⑧ 金八拾兩	加納遠江守様 於江戸金七舟兩 御用運之内
⑨ 銀九百目	小野権泰坊 年賦済残
⑩ 金三百六十兩	江戸本村木町 家代

4章 寛政一致(再結台)とその後の会計 二八三



④金千両

江戸店  
安楽心院宮様

御預ケ金

④金百両

同所  
○平佐渡守殿  
預ケ金

④金百両

同所  
下村帯刀殿  
預ケ金

④銀千九百四貫目

持金マ万ッ仙両  
代

④銀貳千三百六貫貳百  
四拾五匁五分九厘

安永三年冬  
調之〇〇塞り高ッ仙  
チ舟ツメニ充マシ  
マムッ入チリッ毛  
之内安永四年末  
天明七末年迄上之  
高引〇外分

④銀七百七拾九貫五百目

元方差引口  
己七月晦日迄差引メ  
貨高新元方ニ而  
差引可相成分

④金壹万貳千八百兩  
銀七百四拾貫目

積銀帳  
預り建代り  
貨之建

④銀九百六拾匁分七厘

④銀三百匁匁

④金八拾兩  
銀三拾匁實三百九拾  
四匁

元方  
新田巳年  
目録尻不足高

同所

石田十兵衛岡田喜三  
郎新田股料并山中半  
四郎〇下銀とも

合力

内  
イメム  
菱屋勘兵衛

マツマ舟イイマツイチサイセセチカマイイ  
山津万坂山遠山舟山美松遠金奈分〇〇鎌若

④銀千五百貫目 六藏

④金千七百貳拾五兩貳歩  
銀九貫九百拾貳匁 一件方

④金千四百拾壹兩貳歩 三分六厘  
古金千九百拾七兩貳歩貳朱 有金銀  
銀貳百六貫百六拾貳匁 九分九厘九毛

④金千四百拾壹兩貳歩 小判カシイムカ入建  
金拾五万七千貳百四拾九兩貳歩貳朱  
代銀九千六百八拾六貫五百七拾六匁九分

④銀壹万九千貳百七拾八貫七百拾九匁 九分五厘九毛

④合銀貳万八千九百六拾五貫貳百九拾壹匁 八分五厘九毛

内

④銀貳万八千九百六拾八貫百九拾壹匁 八分八厘八毛

④銀貳貫九百目貳厘九毛 不足

外ニ  
古金千四拾壹兩貳歩有

入方

④銀三百貳拾七貫九拾目 打利足入  
四分三厘

④銀七拾壹匁九分貳厘 歩切實  
差引ノ

④銀三百貳拾七貫百六拾貳匁 三分五厘

払方

④銀六拾壹貫貳百五拾七匁 三分壹厘四毛

④銀拾八貫四百八拾目

④銀五貫目

④銀九貫三百六拾三匁 三分七厘四毛

④銀六貫八百五拾貳匁 六分九厘

④銀拾貫九百三拾壹匁 五分

④銀四百六匁八分

④銀三貫四百五拾貳匁 七分六厘

御用御貸附金

御利足納

諸方預金銀

利足払

大坂店

去ル子五月類虎ニ付 債銀

御為替金銀

上納入目掛り物

京都店

当半季為替方

付届入目

江戸店

同所

御印滞物

願一口付届入目

店前諸入用

4章一覽表一致(再結合)とこの後の合計

銀九貫六百拾九匁  
五分  
役料七人分  
并五十川節義  
死後御合力共

銀拾六貫六百貳拾壹匁  
九分  
店賄方入目  
并手代子供小遣云

銀百四拾壹貫九百八拾六匁  
三厘八毛

差引

銀百八拾五貫百七拾  
六匁三分壹厘貳毛  
京都店  
延銀

銀貳拾四貫九百七拾  
四匁四分九厘  
江戸店  
延銀

銀拾貳貫貳匁  
壹分九厘四毛  
大坂店  
延銀

銀三拾壹貫三百三拾  
九匁壹分七厘三毛  
糸店  
延銀

銀貳拾三貫六百  
七匁八分  
間之町店  
延銀

銀貳百七拾七貫九拾九匁  
九分七厘壹毛

内

銀拾貫目  
要銀積

銀拾貫目  
忠印除銀

銀貳貫五百目

銀七貫五百目

殘而銀貳百四拾七貫九拾九匁  
九分七厘壹毛

内

銀貳百五拾貫目  
元方  
当季納

差引  
銀貳貫九百目貳厘九毛  
不足

但御四軒様普請銀已秋迄之○  
シエメサ舟ノ額外得者  
シニバウ舟ノセリウ毛不足ニ相成

右者当年正月朔日迄同七月

十四日迄京江戸大坂延銀也

江戸大坂貸借沢留者

別目錄廻座外以上

寛政十年午七月

御四軒様普請銀  
引当積当季  
此高積マ舟ノ○ル

京都店  
普請銀積

桜井与市

乾市右衛門

勘定  
林与七

八郎兵衛様

八郎右衛門様

三郎 助様

次郎右衛門様

右之通相違無御座外以上

丸山与助 章

右相改相違無御座り以上

藤田助右衛門 章

西田新四郎 章

右立会相改申外以上

三郎助 印章

元之助 印章

己春季迄目錄仕立方と  
見取違得者之右之通

一銀貳百四拾七貫九拾九匁九分七厘毫毛  
又

銀五拾九貫四百三拾毫匁  
貳分三厘

江戸四拾ヶ所功納  
同七ヶ所宿賃  
大坂家方宿賃  
己春季分

銀三百六貫五百三拾毫匁貳分毫毛

内

銀拾貫八百目

銀貳拾三貫目

銀貳貫六百七拾七匁  
八分毫厘

銀拾貫四百四拾貳匁  
五分九厘

銀拾九貫三百七拾三匁貳分

銀拾貳貫八百七拾三匁

銀拾三貫目

銀貳拾九貫貳百目

差引  
羨而銀百八拾毫匁貳百六拾貳匁六分毫毛

元方定式納

同所納サシメムニツ  
對高

家原印元方納利足

京江戸大坂勤方  
入目三ヶ所割合之分

御用方様方御役科  
江戸御小遣御雑居共

元方共四人并五十川  
良義死後御合力共

御四軒様普請銀  
去巳秋季迄之積高  
シニメサ舟ノ内当  
季積高セメサ舟ノ引  
之數

十分一引

(表紙)

寛政十年午春季ヨリ

江戸店目錄留

式番 文化四年卯春季迄

寛政十年午春季

預り方

①金老万式千両

京都店通用

②金貳百四拾七兩貳歩  
八拾貳貫三百五拾七匁

同処差引茂

貳分九厘六毛

③金貳百三拾四兩貳歩  
百七拾三貫五百貳拾三匁

大坂店同断

四分式厘貳毛

④金老万五千両

京都店定借

年々

⑤金三百両

大元方定借

利なし

⑥金千六百両

永退金預利

なし

⑦金三百両

店普請金積

差引茂 利なし

⑧金七百両

京都店  
家守中年賦貸  
引当 利なし

⑨金二千両

京都店  
利借家賃金  
七月より 年々

⑩金四千五百両

京都店  
本船町表 間  
八間 屋敷代  
七月より 年々

⑪金九千両

大元方  
宝曆十辰年イ万兩  
請借イ仙兩返納残リ  
ウ仙兩エ之 返納  
翌年より毎暮サ舟兩ツム六年  
賦此金マ仙兩残リカ仙兩七  
年七月目よりカ舟兩ツム返納  
之積 利なし

⑫金四千両

大元方  
安永元辰年チ仙兩 借  
イ仙兩返納残而エ仙兩去ル  
申年迄置居去ル西より毎暮サ  
舟兩ツム十四年賦返納去ル  
辰迄三ヶ年置居巴暮よりサ舟  
兩ツム  
返納之積 無利

⑤金三千兩	京都店 御貸附金代り 年カ
⑤金三千兩	准后様 七月、年イ
⑤金千兩	川原御殿 七月、年イ
⑤金貳百兩	右御同所 七月、年イ
⑤金八拾兩	京都 未年調 加納様安永四 七舟兩ノ内引当
⑤金貳百七拾貳兩三步 拾四匁七分	遠山忠兵衛 相統全 無利
⑤金二百兩	花院 壽〇様〇〇全 七月、年サ
⑤金三百兩	谷田久太郎様 七月、年ツ
⑤金四百兩	〇与入郎様 七月、年サ
⑤金五千三百兩	要銀積 半季舟兩箱積増
⑤金百九拾九兩貳步 拾三匁六分	御神〇講 七月、年サ

⑤金三百六拾四兩 拾六分	天神講 稻荷講 七月、年サ
⑤金三百六拾八兩	牧野様 金イ仙兩子五兩年 分御利●ノ内積金
⑤金貳百兩	右御同所様 御調置金之内 寅卯兩年分御元入 御褒美預
⑤金拾貳兩壹步 拾貳匁四百三匁七分	平 屋五兵衛 内済
⑤金三百七拾五兩	奈良屋吉兵衛 同断
⑤金三百兩	二拾六ヶ〇之内上家貨 午春取立高
⑤金七兩三步	右同〇之内 家守中年賦 午春取立高
⑤金貳拾七兩三步	右同〇之内箱崎町 本町一町目上家貨 五口高代り
⑤金貳拾九兩	

⑤金八拾九兩三歩 右同〇之内家守中  
年賦貸高代り

⑥金千百三拾兩 江戸庄〇十九ヶ〇  
取立半金積

⑦金貳百九兩貳歩 諸方利足預  
六匁

⑧金五百貳拾七兩 午秋利足入  
拾匁

⑨金九千六百六拾九兩壹歩 家方除金  
拾三匁 七月の年サ

⑩金三百五拾九兩壹歩 本町四町目  
六匁三分六厘 差引残

⑪金三拾兩壹歩 坂本町  
拾貳匁四分 同断

⑫金七拾壹兩三歩 京四ヶ所  
差引残

⑬金八百五拾壹兩 式拾六ヶ〇  
拾四匁三分六厘 同断

⑭金六百貳拾五兩壹歩 家方午春  
貳匁六分、 差引残

⑮金七万七千七百八拾壹兩  
銀貳百六拾八貫三百八拾七匁  
四分三厘八毛

貸方

⑯金五千九百五拾兩 家賃貸

内

⑰金三百兩 平野屋五兵衛  
年力

木〇町四町目表京間五間半裏門九間六尺  
三寸但川岸付

⑱金四百兩 伊沢喜兵衛  
年力

南〇町二町目西側北〇の四軒目表京間九間  
裏門同拾七間五尺三寸

⑲金七百兩 亀屋理右衛門  
年力

増上寺片門前一町目北〇表京間九間壹尺七寸  
裏門拾五間五尺五寸裏幅九間一尺六寸〇統  
表京間貳間半裏門〇拾五間四尺五寸裏門  
〇貳間三尺三寸

⑳金七百兩 伊勢屋十兵衛  
年ササ

麴町一町目南側東南の五軒目表京間  
九間七寸三方裏幅同断裏門東西拾八間壹尺貳寸八

㉑金二千兩 右同人

麴町一町目北側西角の二軒目表間口  
京間三間裏幅〇貳間五尺八寸〇裏門東貳拾三間四尺  
四寸西貳拾三間四 三方は表

四間六尺四寸七 裏幅は五間壹尺八寸貳  
裏門東貳拾三間四尺三方西貳拾三間貳尺貳寸

五

⑤金三百兩

伊勢屋源右衛門  
年カ

神田下白〇町南側東角〇三軒目  
表田舎間五間半裏門貳拾三間

⑥金五百兩

江屋平七  
年カ

木〇町七町目北角〇四軒目表  
京間六間裏門貳拾老間六寸川岸附

⑦金四百兩

村田三郎兵衛  
年カ

元大坂町北側〇東木戸〇五軒目  
表京間五間四尺一寸裏門町〇貳拾間

⑧金五百兩

伊豆屋善六  
年カ

柳原岩井町東側南角〇五軒目表  
間口拾老間六方裏門北之方拾間南ノ方  
九間四尺七寸〇裏幅七間老尺五寸右  
同処同町代地東側北角〇四軒目表  
間口八間老尺四寸裏幅同断裏門  
拾九間老尺

⑨金五百兩

田市右衛門  
年カ

〇〇町一町目東側表京間四裏  
町並貳拾間右同処同側北角〇二軒目  
表京間四軒裏門町並貳拾間

⑩金二百五十兩

播磨屋藤三郎  
年カ

上野南大門町東側北角〇南江五軒目  
表田舎間七間六寸五 裏門拾六軒三尺  
右同所同側北角〇六軒目表田舎間八間  
七寸裏門拾六軒老尺八寸

⑪金五百兩

伊賀屋庄助  
年カ

三拾間堀四町目北角〇六軒目表  
京間八間半裏門貳拾間

⑫金貳万四千貳百貳拾兩内

上野  
御貸附

内

⑬金百五十兩

七月限  
長野屋又兵衛  
老券扶預 年イ

⑭金千貳百兩

同断  
松坂屋藤八  
年イ

⑮金六百兩

同断  
右同人  
月イ

⑯金貳百兩

同断  
伊賀屋卯衛門  
月イ

⑰金八百兩

同断  
政田屋善左衛門  
月イ

⑱金貳百兩

同断  
石川傳右衛門  
月イ

⑲金貳百兩

同断  
近江屋宇兵衛  
月イ

⑳金六百兩

同断  
駿河屋源七  
月イ

㉑金三百兩

同断  
駿河屋源七  
月イ

4章 寛政一致(再結合)と之の後の会計



①金千三百兩	八月限 野○甚兵衛 同断 月イ
①金百兩	七月限 三河屋次郎右衛門 同断 月イ
①金三百兩	〃 都賀屋三郎兵衛 同断 月イ
①金五百兩	〃 岸本六兵衛 同断 年イ
①金三百兩	〃 屋武右衛門 同断 月イ
①金六百兩	九月限 越中屋久兵衛 同断 月イ
①金三百兩	十月限 伊勢屋惣三郎 同断 月イ
①金四百兩	八月限 播磨屋又三郎 同断 月イ
①金四百兩	同限 小山喜右衛門 同断 月イ
①金千兩	九月限 三谷勘四郎 同断 月イ
①金貳百兩	八月限 松屋三郎兵衛 同断 月イ

①金三百兩	九月限 大野屋庄五郎 同断 月イ
①金三百兩	九月限 越中屋安兵衛 活券扶預 月イ
①金八百兩	同 橋屋源右衛門 同断 月イ
①金五百兩	同 松本○四郎 同断 月イ
①金三百兩	十月限 佐野屋次兵衛 同断 月イ
①金貳百兩	七月限 和泉屋七郎兵衛 同断 月イ
①金五百兩	九月限 泉屋五郎兵衛 同断 月イ
①金千二百兩	同 中村久四郎 同断 月イ
①金貳千貳百兩	同 伊勢屋惣兵衛 同断 月イ
①金千兩	八月限 日野屋新平 同断 月イ
①金四百兩	十月限 近江屋卯兵衛 同断 月イ

⑤金貳百兩  
 ⑤金貳百五十拾兩  
 ⑤金貳百兩  
 ⑤金三百兩  
 ⑤金四百兩  
 ⑤金八百兩  
 ⑤金八百兩  
 ⑤金七百兩  
 ⑤金二千兩  
 ⑤金三百兩  
 ⑤金七百七拾兩

九月限 近江屋与兵衛 同断 月イ  
 同断 伊藤四郎兵衛 同断 月イ  
 同断 塗屋彦七 同断 月イ  
 同断 近江屋喜兵衛 同断 月イ  
 十月限 大口源七 同断 月イ  
 九月限 泉屋茂右衛門 同断 月イ  
 八月限 ○屋七郎右衛門 同断 月イ  
 九月限 右 同人 同断 月イ  
 七月限 奈良屋彦兵衛 同断 月イ  
 同断 小池次兵衛 同断 月イ  
 同断 山内清兵衛 同断 月イ

⑤金三百兩  
 ⑤金四百兩  
 ⑤金貳百兩  
 ⑤金百五十拾兩  
 ⑤金三百兩  
 ⑤金三百兩  
 ⑤金八百八拾兩  
 ⑤金六百兩  
 ⑤金貳千五百兩  
 ⑤金貳千兩

同 伊勢屋喜右衛門 同断 月イ  
 七月限 日野屋新平 右券状預 月イ  
 " 出雲屋藤吉 右同断 月イ  
 " ○原久次郎 右同断 月イ  
 " 日野屋新平 右同断 月イ  
 " 伊勢屋市五郎 右同断 月イ  
 御用御貸附  
 八月限 九屋伊右衛門 右券状預 年チ  
 七月限 川口屋利兵衛 右同断 月イ  
 十月限 清○ 龜屋十兵衛 右同断 月イ  
 右同断 十右衛門 年チ

⑤金二千五百兩

九月限  
三谷勤四郎

右同断 月イ

⑤金八百兩

十月限  
大坂屋藤兵衛

⑤金貳百兩

右同断 年ウ

⑤金三百兩

九月限  
伊勢屋次郎右衛門

⑤金七百兩

右同断 月イ

、

⑤金三百兩

○屋七郎右衛門

⑤金九千兩

小川平八

⑤金四千兩

右同断 年エ

⑤金壹万八千七百三拾四兩

内

⑤金五百四拾兩

京都店定貨

⑤金三百五拾兩

普請金代り 年チ

⑤金三百五拾兩

同断

下ケ札

此屋敷ノ券高三百五拾兩ニ而 有物

ニ建御座候得共当時 置段三百兩ニ而五拾兩

⑤金四千八百兩

本船町八間口

不足ニ相成申候

⑤金貳千八百兩

同断

⑤金貳千八百兩

同断

此屋敷ノ券高四千八百兩ニ而 高有物ニ建

御座候得共当時 四千五百兩ニ而三百兩

⑤金千兩

同断

此屋敷ノ券高千兩ニ而 高有物ニ建御座候得共

⑤金千三百兩

同断

當時 九百兩ニ而百兩不足ニ相成申候

⑤金七百五拾兩

同断

此活券高千三百兩ニ而 有物ニ建御座候得共当時

八百兩ニ而五百兩不足ニ相成申候

⑤金七百五拾兩

同断

⑤金九百兩	小田原町六半半口 同断
⑤金三百兩	深川佐賀町五間口 同断
⑤金三百兩	新銀町五間口 同断
⑤金貳百四拾貳兩	南屋町四間口 同断
⑤金貳百四拾兩	小三馬町一町目三間 四尺八寸七 口 同断
⑤金貳千兩	本石町四町目 拾五間半口 同断
⑤金三百五拾兩	甚左衛門町四間四尺口 同断
⑤金九百五拾兩	小橋町三町目八間口 同断
⑤金三百五拾兩	源助町五間口 同断
⑤金七百五拾兩	西久保新下谷町 表田舎間八間三尺 壹尺五 口 同拾壹間 壹尺七寸八 口 ○〇屋敷代
⑤金貳百貳拾兩	馬喰町一町目 三間口 同断

⑤金十兩	上野御調 辰十二月十三日納 巳十二月限 年イ
⑤金千五百兩	右同断 午三月二日納 同十二月 年チ
⑤金五百兩	右同断 午五月四日納 同九月限 年イ
⑤金千兩	寛政三 年二月 牧野様 御調 藩
⑤金三百兩	天明九 年七月 右京様 同断
⑤金三百兩	寛政四卯年四月 右御同処様 同年七月
⑤金百兩	右御同処様
⑤金三百兩	寛政八辰年九月 有馬様
⑤金百拾六兩 頭拾及	物方 五年御振廻入目之内 振出し 残り高

4章 寛政一致(再結合)とその後の会計  
二九五

⑤金五拾六兩貳步  
銀九匁三分

右同断  
寅年中同断

⑥金四拾三兩  
銀七匁貳分

右同断  
卯年中同断

⑦金貳百四拾六兩貳步  
銀五匁貳分五厘

御一件ニ付  
十八分入目

⑧金二拾兩

二拾六ヶ処之内尾張町  
清七午三月七日  
年賦賃高

⑨金二五兩

式拾六ヶ処之内箱崎町  
松屋長衛門午四月晦日  
上 賃高

⑩金拾五兩壹步  
銀七匁六分

本船町八間口  
下水 共朽損候ニ付右取  
松下水拾九間半新規右ニ仕  
立其外敷石取替一式入目

⑪金四拾四兩三歩  
銀拾貳匁四分五厘

長谷川藤五郎  
差引不足高

⑫金三百五拾六兩  
銀拾壹匁七分

飯田藤佐郎  
古田右七  
池谷善五郎  
魚山久四郎  
引〇金当季分  
引取残り

⑬金三百九兩貳步

家守中年賦賃

⑭金九百七拾九兩三歩  
銀貳百六拾八貫三百三拾  
五匁貳厘八毛 有金銀

⑮金七万八千八百八拾六兩壹步

⑯銀貳百六拾八貫三百九拾六匁ニ  
五分貳厘八毛

預り方

⑰金七万七千七百八拾壹兩  
⑱銀貳百六拾八貫三百八拾七匁  
四分三厘八毛

差引

⑲金四百五兩壹步  
銀拾壹匁九厘

仕分

⑳金貳百三拾四兩壹步  
銀拾四匁七分五厘

㉑金貳千貳拾壹兩貳步  
銀六貫貳百八拾目

㉒金四貫五百五拾五匁七厘

㉓金貳千貳百五拾五兩三歩  
銀拾貫八百五拾目七分九厘

㉔金貳千貳百五拾五兩三歩  
銀拾貫八百五拾目七分九厘

家方已秋  
功納之外  
二ツ割高

利足入  
歩切賃銀錢  
売買直達徳

私方

①金三百貳拾九兩貳分  
②銀六拾壹匁五分

利足私

内

③金三百七拾五兩

定借金利足

④金貳拾五兩

当季分

⑤金六拾七兩貳步

別借家賃金  
イ仙兩利足

⑥金九拾兩

本船町八間口  
屋敷代り足

⑦金五拾兩

御貸附金利  
マ仙兩り足

⑧金拾兩

川原御  
イ仙兩り足

⑨金百五拾兩

右御同所  
七舟兩利足

⑩金貳百三拾壹兩三歩

准様  
御金マ仙兩り足

⑪金貳百九拾壹兩

返用金利足

⑫銀五拾五匁

家方除金  
り足

⑬金貳百三拾壹兩三歩

⑭金三拾九兩壹歩  
⑮銀六匁壹劣

御歴鋪方寺社  
町方預り金利足

⑯銀九貫四百五拾目

名代支配人  
組頭役料

⑰金九拾兩  
⑱銀壹貫三百拾九匁九分

店前入目

内

⑲金拾七兩

当半季中  
店地代

⑳銀拾四匁壹分

当半季中  
会処地代

㉑金貳兩壹歩

遠州秋葉山  
代参上下路用

㉒金四兩

遠州秋葉山  
代参上下路用

㉓金四兩

遠州秋葉山  
代参路用  
但六月廿二日  
三店一人宛代参  
上下路用

㉔金壹歩

月光山御初穂

㉕銀壹貫貳百五拾五匁

午年分  
御褒美銀

㉖金貳拾貳兩三歩

福井惣兵衛  
路用銭別

⑤金九兩壹步  
⑥銀九匁九分

駒田長威  
仕着七物代

⑦金貳步  
⑧銀三匁壹步

兩替仲間  
神田明神御神 入目

⑨金貳兩壹步  
⑩銀拾四匁貳分

龜屋弥右衛門  
家賃貸一件三付  
北御番所へ十一度  
弁当茶入小遣共

⑪金壹兩貳步

燈新規

⑫銀四匁壹分

三十張其外張替代

⑬金三五兩  
⑭銀六匁三分

見世台怨向  
品々挿入目

⑮金貳拾貳兩壹步  
⑯銀拾匁八分

当半季中  
付届入目并  
番帳面等代

⑰金貳百八拾壹兩  
⑱銀八匁三分

店 入用  
并手代小供  
小遣代

⑲金千七百兩貳步  
⑳銀拾貫八百三拾九匁七分

差引  
㉑金五百五拾五兩壹步  
㉒銀拾壹匁九厘

内

①金三百兩

当季分要金積

②金五拾兩

当季分爲登金

羨而  
③金四百五兩壹步  
④銀拾壹匁九厘

右者当正月、七月、十四日迄  
六ヶ月半分店勘定書面之通  
御座候以上

寛政十年  
午七月

勘定

桜井要七郎下  
森沢伊兵衛下  
高井勘兵衛下  
福井長助下

藤田助右衛門殿  
西田新四郎殿  
九山与助殿  
林興七殿  
乾市右衛門殿  
桜井与市殿

右之通相違無御座候以上

野田半次 下  
福井惣兵衛下

右立会相改申候以上

三郎助 ● 下  
次郎右衛門 ● 下  
桜井興兵衛下

一七九七（寛政九）年の再結合「寛政一致」により、「大元方」が、傘下営業店への投資や店舗提供に対して「功納」や賃貸料を受け取り、持分所有者である三井同苗一家に定額の「賄銀」を支払うという、「安永持分け」前の姿に戻った。しかし、営業店の留保利益の大部分を三年ごとに「大元方」に振り替えるという「三年勘定」は復活しなかった。つまり、定額の「功納」を主たる収益源とする再結合後の「大元方」は、はじめから限定された資金配分機能しかもちえない形で再出発したのである。のみならず、同苗借財や紀州徳川家などに対する大名貸しなどの不良債権の増大に圧迫された「十三方」は、営業店への投融資額を増やす余裕はほとんどなかった。逆に、再結合によって『大元方勘定目録』上に復活した営業店に対する投融資勘定は、ほぼそのままの額で固定化され、ほとんど実質的には永久債権と化して、回収されることもほとんどなかった。もしかしたら、企業分割によって「大元方」に依存しなくなっていた営業店が、再結合後も独立性を維持していたために、「大元方」からの資金供給を必要としなかったから、再結合後の「大元方」では遊休資金が大名貸しなどに回ったのかもしれない。ともあれ、再結合以後の「大元方」は、分割前に有していた事業全体の統轄機能を、少なくとも資金面では、ほぼ完全に喪失していたといえよう。

「本店一卷」全体の決算をする「京都本店」の『大塚』は、表示形式のうえからは、再結合の影響がほとんどみられず、「本店一卷」の内部では依然として「三年勘定」が継続された。ただし、留保利益の三年ごとの処分額である「年賦納残高」が、企業分割前の分と分割中の分と再結合後の分とを分けて表示するようになった。分割前の



分は再び「大元方」に対する負債に戻された。しかし、分割中には「本店一巻」かぎりの元方として形成された「内元方」に対する負債に振り替えられていたと考えられる。「内元方 年賦納残高」と、再結合以後に蓄積された「年賦納残高」とは、「京都本店」の独自の自己資本に変わった。つまり、後二者については、年賦で収める先がなく、名が体をあらわさなくなったのである。「京都本店」を含む「本店一巻」構成諸店の「目録」（決算報告書）上には再結合の直接的影響がまったく認められない。ただし、江戸「向店」の「目録」は、同店の営業組織の変化を反映して、『仕入方目録』と『商内売方目録』とに分けられるようになった。

「安永持分け」の際に実質的に「三年勘定」を廃止した「兩替店一巻」でも、「京都兩替店」の「預り方」（資本負債の部）の項目に若干の変化があった他には、各店の『勘定目録』上に再結合の影響が認められない。分割中には「京都兩替店」の『勘定目録』で計算された一巻全体の残余利益が「新元方」に対する負債に振り替えられたが、再結合後は残余利益が「持銀」という名で「京都兩替店」の留保利益の一項目とされるようになったのである。

「寛政一致」による三井家の家産共有制の復活は、かつて営業と家政とを一元的に統轄した「大元方」の家政統制機構としての復活ではあったが（ただし事実上は同苗の奢侈的浪費を有効に規制しえなかった）、決して（形のうちでも）事業管理機構としての「大元方」の復活ではなかった。むしろ、営業店は、三井同苗の家計との間に「大元方」というクッションを設けることにより、同苗の生活とは関係なく（とはいえものの同苗の他借りの穴埋めに結果的に店が稼いだ資金が使われることになった）、店独自の資金蓄積を可能にする会計組織をもつようになったといえよう。

5  
章

大坂両替店の帳簿組織

かつて一般に帳合チヤウカウとよばれた（江戸時代につくられ、明治維新を越えて存続した）わが国固有の簿記（以下、和式簿記という）に関する研究は、洋式複式簿記の起源となったイタリヤの簿記の生成史研究が記帳技術や帳簿組織について多くの分析を含んでいるのと様相を異にする（イタリヤ式簿記については泉谷〔1964：1980〕、片岡〔1988〕参照）。和式簿記の帳簿組織についての分析は、これまでこのように、出雲・田部家に関する古い研究（平井〔1936〕、山下〔1936〕）と宮本又次による概略的な解説〔1957〕を除けば、江戸時代の中井家の木田屋や明治期の村西商店を対象とした小澤栄一氏の研究成書（小澤〔1959：7；1960：10；1962〕）と、本節・次節に加筆訂正して収める拙稿（〔1989：1981〕）くらいしか見当たらない。取引を記録・計算する簿記は、取引情報の収集↓分類↓集計↓報告という過程によって構成されていると考えることができるが、従来の和式簿記の研究のほとんどが、内部報告記録（もしくは集計記録）である決算書のみが分析対象がかぎられているのである。高寺貞男のいうように、「簿記の全過程は集計Ⅱ（内部）報告記録に集約的に表現されているから、そこに分析対象を限っても、重点部分分析をもってかなりの程度まで全体分析に代えることが可能である」（高寺〔1978〕七頁〔1979〕二二四頁）こともたしかであろう。しかし、そのような決算書の重点部分分析では、簿記計算の原理的構造はわかっても、記帳技術についてはほとんどなにも知ることができない。簿記のように商人の実利の道具として発達したものを研究するにあたっては、原理的構造の理解のみならず、個々の具体的な技術内容を知ることにも無意味ではないであろう。ここでは、「大坂両替店」の帳簿史料を分析の対象に選び、そこでの帳簿組織と記帳技術を探り、その簿記過程の全体にできるかぎりせまりたい。

和式簿記に関する従来の研究対象がほとんど決算書にかぎられている理由は資料の不足にある。洋式簿記においては、パチョーリの簿記論をはじめとする多数の簿記教科書類が書かれたが、和式簿記にあってはそのようなものが存在した例は知られていない。また、和式簿記の会計帳簿史料では、決算報告書やその控記録はかなりの量が現存するが、日常の記録・計算簿の類はほとんど残っていない。これは、一度使われて不要となった帳簿が、解体後裏返しにされて再生帳簿として利用され、さらに反古紙が襖の下張りやこよりの材料などに用いられた(三井「1882-250頁参照」)ためである。三井の膨大な量の現存会計史料も、そのほとんどは決算報告書であって、日常記録計算簿は種類によって残存状況にかなり偏りがある。江戸時代の三井が有していた多数の店のなかで、「大坂両替店」の日常記録計算簿は比較的よく残っているが、それでも帳簿組織の全貌を説明するのに十分とはいえない。

さて、「大坂両替店」では、今日の貸借対照表と損益計算書とに相当する基本的な財務諸表をまとめた『勘定日録』の他に、『店持抱屋敷勘定日録』、『御為替方入日録』、『御為替仲間入日録』、『店前入日録』、『賄方入日録』、『当座貸・当座預訳書』、『筑後・今治・雑用方勘定日録』といった決算報告書を作成した。「大坂両替店」では、これらの決算報告書を作成するために、日常の会計記録計算簿として「大福帳」、「出入帳」、「仕分帳」、小払方「出入帳」、「請払帳」、「金銀請取帳」などの諸帳簿を使用した。これらの帳簿類の一セットが同一年度に揃って現存していれば、全貌の解明も可能であろうが、残念ながら史料は断片的にしか残っていない。したがって、本書での分析にはかなり限界があることを断っておく。

## 1 『出入帳』の現金式仕訳記入

「大坂両替店」の帳簿組織は、現金式仕訳帳である『出入帳』と、総勘定元帳とほぼよびうる『大福帳』との二帳簿を基本とし、それに店内の各部署の諸帳簿が補助簿的に組み合わせられた形になっている。まず、『出入帳』の記入方法をここでみていこう。

「大坂両替店」の『出入帳』は、次節でみる『大福帳』に比して現存数が少なく、一七九五（寛政七）年上期から一八七三年上期までの七八・五年間（一五七期）のうちの一冊が（五五期分）三井文庫に保管されている（資料番号 本一八一六く本一八四八、統一〇五七く統一〇六四）。「出入帳」は、『勘定目録』や『大福帳』が一期（半年）ごとに一冊になっているのは異なり、上期と下期を合わせた一年分で一冊となっている（ただし大坂両替店が大坂御用所に合併された一八七三年のものは上期のもののみ）。

『出入帳』をはじめから頁を繰りながらみていくと、はじめの帳簿用紙の数丁が白紙のまま残された後、書き出しは決算日から二〜四ヵ月後の日付（上期では三月半ば〜四月末、下期では九月〜一〇月のある日。一八〇〇（寛政一二）年上期の例では三月二十九日）の取引から記録される。そこから記入開始日のマークのあるところまで（各会計期間の記入開始日にあたる場所の用紙の端に墨で黒いマークが付けてある）、三月一〇日、二月二十七日というように日付をさかのぼるかたちで一五く三〇の取引が記載され、ところどころに金銀銭の金種別の差高表示が挿入されている。それらの取引のほとんどが『大福帳』の「持出之口」勘定に転記されている。おそらく、これらの取引は、決算手続をすすめていく過程で、記入開始日のマークの直前から書きはじめ、日付順に（日付は決算手続の記録をしている日であらう

決算手続の開始から終了まで二〜四カ月を要したことになる（左から右へ頁をさかのぼって記入されたものと思われる）。

「持出之口」勘定は、決算手続の途中で一時的に相手勘定が不明であったり、金額の不一致が生じた場合に、暫定的に記入される決算仮処理勘定（suspense account）であると考えられる（イギリスの簿記会計入門書で解説されている suspense account は、"suspense" というのと同じく、決算手続を進めていく過程での仮処理の勘定をいうことが多い。日本の簿記会計書では取引の発生時の仮勘定としての「未決算勘定」を suspense account という英語をあてている）。「持出之口」勘定に転記された取引には、『出入帳』にも『大福帳』にもすべて「消」の押印がある。

開始日マークの直後には金銀銭の金種別残高が表示される。その後には正月四〜八日頃（下期では七月一七〜一九日ごろ。寛政一二年上期では正月四日）から、資料5-1-1上段のように、取引が日付順に決算日まで余白なしに記入されていく。日付の下の数値はその日の金および銭相場の銀建て値と考えられる。入金（銀）取引には「へ入」を、出金（銀）取引には「へ出」出を冠するが、各取引額の書き出しは、『大福帳』の収益・費用の諸勘定のようにすらすらということはない。資料5-1-1上段の最初の二つの記入例にみられるごとく、手形更改のように実際の現金（銀）収支のともなわない取引も、現金収支があったように擬制させて記録する。債権の回収や債務の返済などの過去の結果が消滅する取引には、『出入帳』に「消」の印を押すとともに、『大福帳』の元の取引記録の該当箇所に「消」の押印をしておきます。そうでない取引は、『出入帳』に「写」の印を押し、『大福帳』に転記する。なお、『出入帳』の摘要書きよりも『大福帳』のそれの方が詳しい場合もあるので、他の原始記入帳簿か証券があったのであろう。『出入帳』では毎日、日によっては二回以上、金種別の現金銀銭残高が計算される。同帳簿が現金銀銭の管理にも使用されたと考えられる。

『出入帳』に記入された債権・債務などの消滅取引を、『大福帳』では改めて書き写すことをせず、「消」の押印

ですますことは、洋式簿記の発達史からみると、体系化の遅れとみることもできよう。しかし、筆算による計算と帳簿記入とが密接に結びついていた洋式簿記とは異なり、算盤による計算を前提とする和式簿記では、記帳労働の節約という点から、むしろ合理的であったともいえる。ちなみに一八〇〇(寛政一二)年上期のもの(本一八一七)では、**写**の押印のある取引は一七九二件、**消**のそれは二七七件であった。なお、受取割引料および前受割引料は、今日の簿記書がふつう決算整理で処理するように説明しているのとは異なり、入金(銀)時点で、当期の収益部分である「打」と次期への繰越部分である「持打出」とに分けて、「出入帳」に記入し、「大福帳」に転記する。

「持打出」(前受割引料)勘定の残高は翌期の『大福帳』の「打利足」(受取利息割引料)勘定に前期繰越額として記入される。ただ、上期は七月一四日が決算日なのに、七月の一月分を次期に繰り越すというおおかざあるいは収益認識上のかんりの保守主義がみられる。

## 2 『大福帳』への転記と集計手続

つぎに、「大坂両替店」の『大福帳』についてみてみよう。『大福帳』は、現金勘定に相当するものがなく、また、決算時の集計勘定である損益勘定および残高勘定がないが(両勘定は特定の勘定科目の増減変化を記録するわけではないから、勘定、とはいえないという説もある)、その点を除けば、総勘定元帳にはほぼ相当するといえよう。「大坂両替店」の『大福帳』は、一七五四(宝暦四)年上期から一八七三年上期までの二二〇年半(二三九期)の七割弱にあたる一六〇期分すなわち一六〇冊が現存する(資料番号 統八五六、統一〇四一)。表5-1に、一七五四年上期、一七九八(寛政一〇)年上期、および一八五二(嘉永五)年上期のそれぞれの『大福帳』に設けられた勘定口座名を、原資料

表 5-1 大坂両替店「大福帳」(総勘定元帳)の勘定口座 1754年・1798年・1852年各上期

1754(宝暦4) 年上期(戌春季)	1798(寛政10)年上期(午春季)	1852(嘉永5)年上期(子春季)
御為替	① 1.2 御為替	御為替
京都店	② 29 延為替	延為替
江戸店	③ 30 御貸附金	御貸附金〔記載なし〕
延為替	④ 31 家賃貸	家賃貸
家賃貸	⑤ 32 御座敷貸	御座敷貸
御座敷貸	⑥ 33 賃物貸	賃物貸
賃物貸	⑦ 34 家代銀(店持家代銀)	店持家代銀
泰隆株〔三井高美〕	⑧ 3 外預り	古金銀引替元手銀
伝蔵株〔三井高徳〕	⑨ 4~7 別預り	要銀積
中井(中井喜七郎)	⑩ 10 要銀積	外預り
中西(中西助四郎)	⑪ 11 新要銀積	別預り
岸本(岸本七郎兵衛)	⑫ 京都店(京都両替店)[69の次へ]	京都店
松野(松野次郎兵衛)	⑬ 38 江戸店(江戸両替店)	江戸店
竹内(竹内文次郎)	⑭ 18 家方	家方
三好(三好又次郎)	⑮ 39 新田	新田
はやし(林十兵衛)	⑯ 19 石田(石田十兵衛)	福田(福田万右衛門)
野崎(野崎新兵衛)	⑰ 20 杉本(杉本久次郎)	(福田弥助)
丸山(丸山与助)	⑱ 21 岡田(岡田善三郎)	中井(中井由兵衛)
秋田(秋田清次郎)	⑲ 22 丸山(丸山与助)	石島(石島保右衛門)
家方	⑳ 40 野崎(野崎新兵衛)	野崎(野崎新兵衛)
新田	㉑ 41 中井(中井喜十郎)	中井(中井幸月)
蔵舖方(蔵敷方)	㉒ 出入ナシ 中西(中西助四郎)	中西(中西助四郎)[記載なし]
筑後方	㉓ 23 岸本(岸本安次郎)	石田(石中十兵衛)
加入方	㉔ 24 竹内(竹内茂月)	岸本(岸本七郎兵衛)
古利足(古利足方)	㉕ 25 井口(井口伊三郎)	石井(石井浄遠)
貸方	㉖ ㉗ 小野(小野平五郎)	角田(角田常吉)
預方(預り方)	㉘ 〃 中応(中井応吉)	西郷(西郷仲)
外預(外預り)	㉙ 〃 岡全(岡田全兵衛)	竹内(竹内兼迎)
要銀	㉚ 〃 筑後方	井口(井口教円)
打利足(打利足之入)	㉛ 〃 今治方	岡田(岡田教英)
持出打	㉜ 無 記前方〔記載なし〕	三好伊助〔記載なし〕
大判売買	㉝ ㉞ 雑用方	石久(石井久次郎)〔〃〕
金売	㉟ 〃 元印	筑後方
金買	㊱ 〃 当町	今治方
銭売	㊲ 〃 加入方	雑用方
銭買	㊳ 〃 (石井彦四郎)	当町
歩切貸	㊴ 〃 富島武丁目	富島武丁目
出目欠	㊵ 〃 富島中武丁目	加入方
小口物	㊶ 35~37 貸方	貸方
利足払	㊷ ㊸ 当座貸	当座貸
店前	㊹ 12~17 預り方	御座当座貸
小札方	㊺ 28 当座預	預り方
(家賃方別預り)	㊻ 45 打利足	当座預
	㊼ 26 持出打	御座当座預
	㊽ 27 采春季打	打利足
	㊾ ㊿ 白鬚町	持出打
	㊽ 〃 奈良屋町	丑春季打〔記載なし〕
	㊿ 〃 山本町	奈良屋町
	㊽ 〃 古手町	山本町
	㊽ 〃 江戸堀(江戸堀老丁目)	古手町
	㊽ 〃 高麗橋(高麗橋三丁目)	江戸堀(江戸堀老丁目)
	㊽ 〃 堂島(堂島老丁目)	堂島(堂島老丁目)
	㊽ 〃 四郎兵衛町	四郎兵衛町



①	〃	伏見町	高田屋町
②	〃	平野町(平野町老丁目)	堂島北町
③	〃	百間町	新平野町
④	〃	無	雨木橋町
⑤	⑤	大判売買(記載なし)	中務町
⑥	⑥	金出売	大判売買(記載なし)
⑦	⑦	金入買	金出売
⑧	⑧	銭出売	金入買
⑨	44	銭入買	銭出売
⑩	⑩	武米判紙貸	銭入買
⑪	〃	出目欠	小口物
⑫	46.47	小口物	利足弘
⑬	(48-51)	利足弘	店前
⑭	52.53	店前	小弘方
⑮	55	小弘方	豊長等古金銀引替方
⑯	〃	持出之口	御吹直金引替方
⑰	8	(新別預)	御引立一分銀引替方
⑱	9	(武吾口京都店)	御吹直銀引替方
⑲	54	貸料	引替金銀御増取替(記載なし)
			松五軒引替御手当預(〃)
			銅座掛置方
			佐友吉次郎銅座預
			銅座出目欠
			雑用方
			持出之口

(出所)『大福帳 甲宝曆四庚戌正月吉日』(資料番号 統856)、『寛政十口口』(統909)、『享永水五年正月吉日』(統998)。

の配列順序に従って掲げた。一七九八上期のものでは、勘定科目に丸付数字で通し番号を付したが、そのつぎの数字が、単なる数字の場合は後掲表5-12に示した「勘定目録」の対応する項目の番号を、丸付数字の場合は振替先の『大福帳』内の他の勘定の番号を示す。『大福帳』のヒビロに書かれた勘定口座名と、勘定記入に先立つ見出しとして書かれた勘定口座名とが異なるか、ヒビロのない場合には、見出しに書かれたものを( )内に付記した。ヒビロのない勘定口座は、帳簿作成時には場取りがされていなくて、記入開始後に新たな勘定が必要となつて、帳簿末などの余白部分に追加されたものと考えられる。

それでは、一七九八(寛政一〇)年のものを中心に『大福帳』の記録の仕方を具体的にみていきたい。『大福帳』の勘定口座は、記入方法の外面的形式からつぎの四つに大別できる。(1)債権・債務や不動産、引当金などの資産・負債勘定(表5-11の①~⑦、⑨~⑪、⑲~⑳の各勘定)、(2)交互計算を行つていて、残高が「かし」になるか「か



り」になるか（和式簿記の「貸し借り」は洋式簿記の貸借用語と進になる）不定の人名勘定⑧、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑の勘定残高は収益、㉒のそれは費用）、(3) 収益・費用に関する勘定⑳、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、ただし㉘、㉙は前受割引料で残高は次期に繰越、(4) 金、銭の両替に関する勘定⑳、㉚、㉛。

交互計算になってはいない資産・持分の勘定では、資料5-12(a)のように、個別取引ごとに前期繰越額を掲げ、左肩に「冬季め付出」(下期の大福帳では「益前め付出」)の印が押される。その後、日付を左肩に書いて取引が記録される。決済などによって期間中に消滅したものには「消」の印が、次期に繰り越されるものには「益後め付出」(下期の大福帳では「春季め付出」)の印がなされる。そして、個別取引ごとの次期繰越額を合計した値すなわち勘定残高が計算される(この①「御為替」勘定の例では銀千七百四貫目。なお同勘定ではこの残高が次節で述べるように再分類される)。

交互計算の人名勘定では、資料5-12(b)のように、前期の勘定残高が繰り越されて「冬季め付出」として掲げられる(この②「江戸店」勘定の例では金が「かり」で、「預」の摘要書き、銀が「かし」で、「渡」の摘要書きがある)。その後に出入金(銀)を記録していき(ただし、実際の現金(銀)収支の他に帳簿上の振替額も含まれる)、最後に入金(銀)・出金(銀)それぞれの合計額を計算し、その差額として算出された残高を「益後め付出」として次期に繰り越す。⑬「京都店」勘定、⑭および⑮の他の京都両替店との取引を記録する勘定、ならびに⑯「江戸店」勘定では、金と銀との金種別に記録・計算が行われるが、それ以外の交互計算勘定では銀額のみで記録・計算している。⑰「中西」勘定は「出」と「入」の合計額が一致して繰越額がなく、勘定記入末尾に「差引出入なし」と書かれている。⑱「小野」から⑳「富島中式丁目」までの各交互計算勘定では、記載のない勘定を除き、それぞれの勘定残高が㉑「当座預」勘定に振り替えられ(この振替は「出入帳」での仕訳を經由)、これらの勘定も「差引出入なし」となる。店持屋

敷の管理人との交互計算を記録する④「白町」から⑤「平野町」までの各勘定の残高は、「宿賃（受取家賃のこと）町儀入用差引」として⑥「小口物」（雑収益）勘定に振り替えられるので、これらの勘定にも繰越額は無いが、末尾に「差引出入なし」の記載はない（この振替は『出入帳』を通さない）。

通常は収益を記入する勘定では、資料5-1-2(c)のように、通常（洋式複式簿記ではCR側記入となる場合）用紙の側いっばいから書きはじめ、摘要書きの上にへ入と記入する。収益の取り消しまた費用の発生といった反対記入（洋式複式簿記ではDR側記入）の必要がある場合には書き出しを下げ、摘要書きにへ出と冠する。通常は費用を記入する勘定では、資料5-1-2(d)のように、「通常、書きはじめを下げ、摘要書きの上にへ出と冠する。反対記入の場合には上いっばいから書き出し、摘要書きの上をへ入と冠する。

金および銭の両替に関する勘定では、資料5-1-2(e)のように、⑦「銭出売」（⑧金出売）勘定で、手持ちの銭（金）を売ったごとく、「両替した銭（金）高に（この場合、額というよりも量の性質を示すといえよう）銀建ての販売代価を付記する。⑨「銭入買」勘定（⑩金入買）では、資料5-1-2(f)のように、まず手持ちの銭（金）の前期繰越額を記し、その後以外から「買った」銭（金）量に購入代銀を付して記入する。そして、「銭出売」（金出売）勘定合計額を「銭入買」（金入買）勘定合計額から差し引いて期末銭（金）有高の原価を算出し、さらに、期末時点の銭（金）相場によって時価修正し、その為替差損益は⑪「小口物」（雑収益）勘定に振り替える。ただし、次節で述べるように、「金入買」「金出売」勘定で処理される金は、両替用に別置されたもののみである。

資料5-2 (a) 『大福帳』大坂両替店 寛政一〇年春季(その1)

御為替

御為替

冬季の付出

①、拾壹貫五百目

消

正月十八日上納

冬季の付出

①、八拾七貫五百目

消

正月廿五日付替済

七月十二日

〔中略〕記取引五十件省略

①、八拾八貫五百目

十月十八日上納

①、三拾八貫目

十月十八日上納

①、銀千貳百四貫目

〔以後〕付出

①、三拾七貫目

定式御為替

①、八百九拾七貫五百目

臨時御為替

①、八百八拾九貫五百目

右同断

(注) ①②③④は押印を示す。①②③④の印は個人の印。

⑤の「一七貫および八九七貫五〇〇目アラス一八九貫五〇〇目(一〇八七貫)」の項目1および2の額に一致。

(出所) 「寛政十〇大福帳」(三井文庫所蔵資料、資料番号11統九〇九)。

資料5-2 (b) 『大福帳』(その2)

江戸店

江戸両替店

冬季の付出

①、拾三兩七分

冬季の付出

①、三貫六貫拾目貳分毛

正月八日

①、貳貫目

河内屋久衛持下銀

右同人渡

十二月十二日

①、百貫目

正月四日限

坂屋五郎右衛門手形

播磨屋新右衛門出分

〔中略〕記取引七四件省略

①、金貳千三百四拾六兩三歩

①、銀千貳百六拾八貫七百巻

①、金貳千五百八拾貳兩巻歩

①、銀千四百拾貳貫百貳拾五双

①、金貳百三拾四兩貳歩

①、銀百七拾三貫五百貳拾三双

①、金銀共かし

①、金銀共かし

①、金銀共かし

①、金銀共かし

預 渡 預 渡

(出所) 「大福帳」(統九〇九)。

資料5-1-2 (c) 『大福帳』(その3)

小口物		小口物	
①一、六百六拾九匁 老分八厘	白髮町 宿賃町儀 入用差引	①一、六百六拾九匁 老分八厘	白髮町 宿賃町儀 入用差引
②一、五百九拾匁 貳分七厘	奈良屋町 右同断	②一、五百九拾匁 貳分七厘	奈良屋町 右同断
③一、貳百貳拾老匁 五厘	入 山本町 右同断	③一、貳百貳拾老匁 五厘	入 山本町 右同断
〔中略〕記載取引一件省略〕			
④一、貳貫三百六拾三匁 九分五厘九毛入	入 出口欠 差引	④一、貳貫三百六拾三匁 九分五厘九毛入	入 出口欠 差引
〃 ⑤ 銀八貫四百七拾貳匁 五分四五厘四毛 内			
⑥六貫八拾五匁 六分三厘	抱屋敷拾貳ヶ所 宿賃町儀入用 什番番請入用 其外差引	⑥六貫八拾五匁 六分三厘	抱屋敷拾貳ヶ所 宿賃町儀入用 什番番請入用 其外差引
⑦貳貫三百八拾六匁 九分貳厘四毛	小判茂売買 直達式朱判仕賣 出口欠差引	⑦貳貫三百八拾六匁 九分貳厘四毛	小判茂売買 直達式朱判仕賣 出口欠差引

(出所) 『大福帳』(卷九〇九)。

資料5-1-2 (d) 『大福帳』(その4)

利足		利足	
①三月十二日 百拾匁	出 江戸為替 七仙兩	①三月十二日 百拾匁	出 江戸為替 七仙兩
②七月十四日 四貫四百六拾四匁 九分六厘	出 山本町古手町 江戸堀老町日 堂島老町日 四郎兵衛町日 御講普入日	②七月十四日 四貫四百六拾四匁 九分六厘	出 山本町古手町 江戸堀老町日 堂島老町日 四郎兵衛町日 御講普入日
〔中略〕記載取引七件省略〕			
③一、六百拾匁	入 右同断 付替代り	③一、六百拾匁	入 右同断 付替代り
④一、老貫五百日	出 要銀積 店持戻敷	④一、老貫五百日	出 要銀積 店持戻敷
⑤一、老貫五百日	出 引当不足ニ付 債合積	⑤一、老貫五百日	出 引当不足ニ付 債合積
〃 ⑥ 銀五拾八貫四百拾三匁六分四厘 内			
⑦銀三拾六匁七五拾 三匁七分	京兩替店 外預り利息 但元高之内時 定請渡有之元高 請渡不申候	⑦銀三拾六匁七五拾 三匁七分	京兩替店 外預り利息 但元高之内時 定請渡有之元高 請渡不申候
⑧銀三貫四〇日	御貸附金代之内 舟手シ、利足 御印月々渡り高 利足 月々シ	⑧銀三貫四〇日	御貸附金代之内 舟手シ、利足 御印月々渡り高 利足 月々シ
⑨銀三貫四〇日	世勢掛預り銀 利足 月々米	⑨銀三貫四〇日	世勢掛預り銀 利足 月々米

(出所) 『大福帳』(卷九〇九)。  
 (注) ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の各項目の合計額(36,755.7+5,400+1,218.98+51.1+43.128.68)が(去一)の項目(9,121.1)に比して丁度二倍に達するに等しい。これは一から十までの数字の並びである。

資料5-2 (e) 『大福帳』(その5)

銭出売

銭出売

三月朔日

①一、銭六拾貳百文

②代五百六拾貳匁六分六厘

出

二月

①一、銭五拾老實六百文

出

②代四百七拾九匁八分厘

〔中略II記載取引三件省略〕

七月十四日

①一、銭九實貳百文

出

②代八拾七匁四分

③代銀三百貳拾四實五百文

代銀三實五拾老匁

六分八厘

(出所) 『大福帳』(卷九〇九)。

資料5-2 (f) 『大福帳』(その6)

銭入買

銭入買

冬季の付出

①一、銭三拾六實三百文

冬季の付出

②代三百四拾老匁貳分貳厘

入

二月九日

①一、銭百實文

代九百貳拾八匁

入

五月二日

①一、銭貳百實文

②代老實八百七拾六匁

入

③代銀三百三拾六實三百匁

④代銀三實百四拾五匁

貳分貳厘

売之口

⑤代銀三百貳拾四實五百文

⑥代銀三實五拾老文六分八厘

差引

⑦代銀九拾三匁五分四厘

電直銭九匁三分

代銀百九匁七分四厘

差引

⑧代銀六匁貳分

小口物之口入

入

入買

⑨代銀後五付出

⑩代銀後五付出

(出所) 『大福帳』(卷九〇九)。

### 3 『決算と『勘定目録』』

それでは、『勘定目録』と『大福帳』との関係を一七九八(寛政一〇)年上期の例でみていこう。表5-1-2に、一七九八年上期の大坂両替店『勘定目録』の内容を一部要約して掲げた。金額を見やすくするために横書きにし、説明の便宜のため各項目に通し番号を付した。金額のつぎすなわち項目説明書きの直前の丸付数字は、前掲の表5-1に示した同年同期の『大福帳』の勘定口座名に付した番号と同じものである。

この期の『勘定目録』では、「預り方」(資本負債の部)合計額Ⅱ銀八千八百九拾五匁三分三厘七毛との差額である「差引残」Ⅱ銀拾貳貫貳匁一分九厘(資産の部)合計額Ⅱ銀八千八百九拾五匁三分三厘七毛との差額である「差引残」Ⅱ銀拾貳貫貳匁一分九厘四毛が当期純利益をあらわす。「入方」(収益の部)合計額Ⅱ銀百四貫四百貳拾壹匁五分六厘四毛と「払方」(費用の部)合計額Ⅱ銀八拾六貫四百拾九匁三分七厘との差額Ⅱ銀拾八貫貳匁一分九厘四毛以下の三項目は、すでに述べたように、利益処分とも考えられるが、むしろ費用の区分表示と解釈した方がよいだろう。収益・費用計算で算出される当期純利益(差引残Ⅱ銀拾貳貫貳匁一分九厘四毛)は、当然のことながら、資産・資本負債計算による当期純利益と一致する。

表5-1-2に示した『勘定目録』の「預り方」(負債・資本の部)の項目1「御為替」と項目2「臨時御為替」との合計額銀千貳百四貫は(百拾七貫プラス千八拾七貫)、表5-1-1に示した『大福帳』の①「御為替」勘定の残高に一致する(表5-1-1では金額省略。御為替は幕府の大坂御金蔵から江戸への公金為替送金の預り額をいう。同勘定では、この残高銀千貳百四貫を「定式御為替」と「臨時御為替」とに再分類していて、これらの額が『勘定目録』に記されて



表 5-2 大坂両替店の貸借対照表と損益計算書 1798(寛政10)年下期

預り方(資本・負債の部)	
1.	117.000. ①御為替
2.	1.087.000. 〃臨時御為替
3.	2.537.600.* ③京都両替店 外預り(金2,000両 銀2,414貫)
4.	563.000. ②右同所 加印方別預り
5.	498.000. 〃右同所 家代銀別預り
6.	180.000. 〃京都両替店 御貸附金之内
7.	350.000. 〃右同所 續燒方底印
8.	760.900.* 69右同所 新別預り(金500両 銀730貫)
9.	68.662.663.* ④右同所 差引気(金148両 銀59貫516匁263)
10.	369.476.41 ⑤要銀積
11.	36.500. ⑥新要銀積
12.	117.000. ⑦全貳千兩入替代り
13.	550.000. 〃加州御印米貸年引当積銀
14.	311.427.13※ 〃番物引当積[15件]※
15.	11.878.06※ 〃利足積[4件]※
16.	3.000. 〃伊勢積預り銀
17.	173.810.※ 〃〇〇之内。積銀[3件]※
18.	9.882.49 〃家方差引積
19.	1.893.51 〃石田十兵衛 右同所
20.	1.221.36 〃杉本久次郎 右同所
21.	.288.69 〃向田春三郎 右同所
22.	.190.88 〃丸山与助 差引積
23.	6.027.46 〃岸本安次郎 同所
24.	.205.5 〃竹内兼迪 同所
25.	4.437.94 〃井口教円 同所
26.	20.908.8 〃持出打
27.	5.345.5 〃米春季打
28.	303.036.75 ⑧当座預
合	銀8,088,693,143☆
貸方(資産の部)	
29.	銀2,410,290. ⑨延為替并近為替[43件内訳記載あり]
30.	150,000. ⑩御貸附金之内油屋彦三郎
31.	535,000. ⑪家首貸[9件内訳記載あり]
32.	1,202,115.99 ⑫御屋敷貸[5件内訳記載あり]
33.	1,435,640. ⑬宣物貸[28件内訳記載あり]
34.	895,200. ⑭家代銀[店持屋敷11・所内訳記載あり]
35.	123,600.* ⑮充附金入替ニ連屋(金2000両)
36.	188,751.15 〃取退先頭焼ニ付損銀并店持抱屋敷願焼普請入目
37.	66,365.92※ 〃村田屋次助[その他10件]※
38.	188,015.522.* ⑯江戸両替店 差引気(金234両2分 銀173貫523匁422)
39.	31,580. ⑰新田 同所
40.	1,019.76 ⑱野崎新兵衛 同所
41.	1,181.94 ⑲中井喜十郎 同所
42.	18,564.15 ⑳当座貸
43.	760,900.* ㉑新別預代り(金500両 銀730貫)
	金123両2步2朱 [有金, 銀換算=7貫64匁025=]
44.	銀84,721.14 有金銀銭[3口銀, 92貫470匁905=]
	銀11貫800匁 〇[有座, 銀換算=109匁74]
合	銀8,100,695,337☆
	△8,088,693,143 預り方引
	差引銀12,002,194

		入 方(収益の部)
45. 銀	95,949.01	㊸打利足〔内訳記載あり〕
46.	6,085.63	㊹当店持屋敷11ノ所宿賃町賃・掃普請入用差引ノ
47.	2,386.924	㊺小判店売買向違徳・武米判取賃・出目欠差引ノ
ノ	銀	104,421.564
		払 方(費用の部)
48. 銀	43,428.68	㊻利足払〔内訳記載あり〕
49.	4,410.	㊼取組先損損并抱屋敷普請代之内当半季積銀代り
50.	.110.	㊽江戸仕送り金巡打払
51.	4,464.96	㊾山本町・江戸堀一丁目・堂島一丁目・四郎兵衛町御積替入目
52.	7,638.04	㊿店前・京江戸飛脚賃・諸道具筆墨紙代・諸方附届并店地賃
53.	5,738.89	㊽御為替方入目
54.	9,820.65	㊽十兵衛・久次郎・喜三郎他御役料
55	10,808.15	㊽諸方入目并手代子供小遣銀
ノ	銀	86,419.37
差引 銀	18,002.194	
56.	△ 3,000.	㊽当半季亦為替銀
57.	△ 1,500.	㊽要銀積
58.	△ 1,500.	㊽店持抱屋敷引当不足ニ付債台積
差引 銀	12,002.194	

(注) ・原資料では( )内の金額総額を併記。全1両=銀61又3分で換算。  
 ・原資料では個別に表示されているものをまとめる。  
 ☆原資料では全種別合計額を表示した後に総建て総計額を表示。  
 (出所) 『大坂店目録留』(三井文庫所蔵資料、資料番号=本1788)。

いるわけである。『勘定目録』の「預り方」の項目3「京都両替店外預り」の金貳千両と銀貳千四百拾四貫は『大福帳』の㊸「外預」勘定の金・銀それぞれの残高と一致する。表5-12では、金銀両種の使われている項目をその項目ごとに銀建ての金銀台計額で示したが、原資料では各項目ごとの銀建て換算値は表示されていない。項目8と㊹番の勘定との間や項目9と㊺番の勘定京都店勘定は途中で丁数不足となり二番口座が設けられている。記載取引件数合計三六九件」とのあいだにも同様の対応がある。また、「預り方」の項目10「要銀積」(貸倒引当金)の銀三百六拾九貫四百七拾六匁余は『大福帳』の㊻「要銀積」勘定の残高に一致し、同様に、「預り方」の11、18、28の各項目の金額(正しくは銀額)は『大福帳』の㊼、㊽、㊾、㊿、㊽、㊾、㊿番の各勘定の残高にそれぞれ一致する。「預り方」の残りの12、17の各項目は『大福帳』の41「預り方」勘定に記録されたものが、4、7の各項目は㊸「別預」勘定に記録されたものが、それぞれ個別に表示されたものである。なお、41「預り方」勘定には、「滞物」(不良債権)に対する「引当積」が加州御印米貸年賦引当積銀の他に一五件記録され、それ以外にも、貸付金の利息収入を損益計算を介することなしに

資料 5-3

『勸業百録』『大樺帳』大坂商會店 寛政十年春季

<p>① 區區上置入公債 大奉子七 要限帳</p> <p>② 限合運交目 今字并奉取</p> <p>又区區上置入公債 大奉子七奉取</p> <p>③ 限合運交目 加取并奉取 本奉子七奉取</p> <p>④ 限合運交目 左行り日</p> <p>⑤ 限合運交目 好奉子七奉取 本奉子七奉取</p> <p>⑥ 限合運交目 上田行松 廿限帳</p> <p>⑦ 限合運交目 廿一</p>	<p>預り方</p> <p>預り方</p> <p>⑧ 限合運交目 金取并奉取</p> <p>⑨ 限合運交目 金取并奉取</p> <p>⑩ 限合運交目 加取并奉取 本奉子七奉取</p> <p>⑪ 限合運交目 左行り日</p> <p>⑫ 限合運交目 好奉子七奉取 本奉子七奉取</p> <p>⑬ 限合運交目 廿一</p> <p>⑭ 限合運交目 上田行松 廿限帳</p> <p>⑮ 限合運交目 廿一</p>
--	--

(出所) 上: 『文政元年』同十二月迄勘定目録 大坂商會店(三)

井文圃所藏資料, 資料番号Ⅱ第4979.)

下: 『文政元年 大樺帳』(紙945).

引当金（積立金）とした「利足積」四件などが記録されている。これらは、『勘定目録』に個別に記載されているが、表5-12としてみやすくするため適当にまとめた（資料5-13参照。ただし表5-12にまとめた寛政一〇年上期の『勘定目録』は控記録なので、図5-12は一八一八（文政元）年下期の原本の『勘定目録』と同期の『大福帳』を使う）。

右に述べたような対応関係は、『勘定目録』の「預り方」、「貸方」、「入方」、および「払方」の各項目のすべての額と（ただし項目44「有金銀銭」の金百貳拾三兩貳歩貳朱と銀八拾四貫七百貳拾老奴余を除く）、『大福帳』の残高記載のある諸勘定のすべての残高とのあいだに見いだされる。ただし、後述するように、差引残高が0となる勘定や残高が他の勘定に振り替られる勘定もある。なお、図5-12にみられるように、『勘定目録』と『大福帳』との対応する貨幣額のすべてに、それぞれ④の照合印が押される（図5-12では『大福帳』の方に④の押印がないが、資料5-11と資料5-16では『大福帳』にも④印がある。その他の印は記帳者や監査者のそれぞれの個人印であろう。なお控記録の『目録帳』や『大坂店目録留』でも各記載額に④を押印）。

『勘定目録』の「貸方」末尾にある項目44「有金銀銭」（現金残高）の銭の額（銭拾老貫八百文）は、『大福帳』の④「銭入買」勘定で算出された数値と一致する。銭および両替用の金については、前節で述べたように、勘定記入のうえからは物財のように処理されている。ただし、④「金入買」勘定で算出された残高は（金貳百拾四兩貳朱）、『勘定目録』に表示されている金百貳拾三兩貳歩貳朱と大きくくい違ふ。これは、「金入買」勘定で処理される金は両替用に別置されたもののみだからである。両替用以外の金と（主として京都両替店・江戸両替店との間の貸借取引に関するもの）、「本位貨幣」とでもいいうる銀とについては（東国の金遣いに対して上方は銀遣いであった）、『大福帳』のなかに勘定口座がない。『勘定目録』の「有金銀銭」の金・銀・銭の額は、値の一致と④の押印とから、本章で述べた『出入帳』（現金式普通仕訳帳）よりも転記されたものと考へられる。

以上ようするに、『勘定目録』（貸借対照表・損益計算書）のことごとくの項目は、現金銀を除き、『大福帳』の各勘定口座からもたらされたものである。また、逆にみれば、『大福帳』の各勘定残高は（残高記載があるかぎり）、最終的にことごとく『勘定目録』に集約されるのである。

#### 4 店内部会計単位の『出入帳』（仕訳帳）と『仕分帳』（元帳）

「大坂両替店」で日常の取引記録・会計計算に用いられた帳簿は、『大福帳』と『出入帳』だけではない。たとえば、『利足払』（支払利息割引料）以外の大坂両替店の費用のほとんどは『仕分帳』という名の帳簿内に設けられた諸勘定で計算された残高が、『出入帳』での仕訳を通して『大福帳』に転記されたいえで、『勘定目録』に表示されたものである。

『仕分帳』は、『大福帳』に設けられた費用の諸勘定に対する補助元帳とみなせるかもしれない。しかし、「大坂両替店」内部の「小私方」（こひさひ賄方ともいう）という部署を下位会計実体とみなして、その下位実体の総勘定元帳が『仕分帳』であると考えた方がよいように思う。「小私方」の他に、「筑後方」、「今治方」、「雑用方」などの部署を下位実体とみなして、「大坂両替店」全体の決算はそれらを台併したものとみるわけである。ただ、それらの部署は、それ自身が独立に複式決算をしているわけではないので、完全な下位実体とみるには多少無理がある。だからといって、『仕分帳』が、今日の簿記教科書で説明されるような補助元帳と同一の性格を有するということはできない。

「大坂両替店」の「仕分帳」は、一期（半年）ごとに一冊ずつ作成され、一八四九（嘉永二）年下期から一八七二年上期までのあいだの期間のものが一五冊のみ現存するにすぎない（資料番号 本一八四一〜本一八四八、統一〇五七

（統一〇六四）。以下に、この記載内容や記帳方法を、一八五二（嘉永三）年下期のものを中心にして、考察している。

嘉永五年下期の『仕分帳』には表5-3に示したように、子勘定も含めて、合計一一一（七九プラス三二）の勘定口座が開設されている。子勘定といっても、統制勘定に対する補助勘定といった性格のものではなく、単に同種の諸子勘定を一つの見出しでもって並べているだけか（31番、34番）、同種の諸子勘定の残高を親勘定の残高と合算している（2、4、5、7、37、75番）（<sup>11</sup>）はそれ以下の子勘定との合算を示す）にすぎない。

1番の「本帳差引口」口座は、今日の小口現金前渡制のように、小払方での取引を総勘定元帳にあたる「大福帳」からはずしているために、「小払方」と「大坂両替店」本体との貸借関係を示すものである（三井では大阪両替店にかぎらず、『大福帳』が「本帳」とよばれることもあった）。同年同期の『出入帳』には「本帳差引口」に記載のものと同じ取引が、「出」「入」を逆にして仕訳されている。この期の『大福帳』は現存しないが、『仕分帳』と『大福帳』との両帳簿が現存する期では、前者の「本帳差引口」勘定と後者の「小払方」勘定とのあいだに同様の対応が見いだせる。

表5-3に掲げた勘定で（）内（出）と記したものは、その勘定残高を「付出」、すなわち『出入帳』でその額を仕訳して『大福帳』に転記する。なお、75番「近火人足」勘定は途中で用紙が不足となり、二番口座が設けられているが、その残高は子勘定の「繕書請并諸道具」の残高と合算されて「付出」されている。表5-3の（手）のしるしは、勘定残高の全部もしくは一部が『仕分帳』内の「手代子供小遣銀」勘定に振り替えられることを示す。その他の勘定に「付替」（振替）られる場合は（替）のしるしで示したが、その際の振替先の勘定が複数の場合もある。（新）と記した勘定の残高には、原資料に「新」と書かれていて、その額が次期の新しい「仕分帳」に繰り

越される。

ところで、大坂両替店の重役である福田万右衛門と中井由兵衛には大元方から「役料」（役職者への給与）が支給され（実際の支払は大坂両替店が行い、その費用が京都両替店を經由して大元方に振り替られる）、中井から杉本までの（山尾を除く）五人には大坂両替店から「役料」が支給されているが（大元方勘定目録「統三二二九、京都両替店『大福帳』統九九九、大阪両替店『大福帳』統九九八、『大坂店目録留』本一八九五）、それとは別に小払方で立て替え払いされた慶弔の祝儀・香典や髪結賃などが「仕分帳」で処理される。林吉次郎以下の手代・子供に対しては「小遣銀」が支出されるが、髪結賃や着物代などと相殺され、現金（銀）で支払われることはない。髪結賃などが「小遣銀」より多額であれば「小払方」から手代・子供への貸しとして、逆ならば預りとして、次期に繰り越される。

「手代子供小遣銀」も含めて表5-3に（賄）と記した勘定の残高の合計額が、「仕分帳」の「本帳差引口」勘定残高（＝「大福帳」の「小払方」勘定残高）と一致している。その値は、「小払方」での支出額でも「大福帳」の「店前」などの諸勘定に「付出」されているものもあり、かつ、「本帳差引口」勘定には繰越額がないので（小払方で保持しているはずの小口現金をどのように管理していたかは不明）、「小払方」で管轄する営業雑費をあらわすことになる。

この営業雑費は、「賄方入目目録」で内訳が報告される一方、「勘定目録」には「賄方入目并手代子供小遣銀」とか「諸方入目并手代子供小遣銀」という項目で表示される（表5-2の項目55参照）。

「仕分帳」に記録された取引は、前期末残高の繰越記入や勘定間での「付替」、「出入帳」、「大福帳」への「付出」の振替記入も含めて、そのことごとくが「小払方」自身の仕訳帳である「出入帳」（既述の「出入帳」との混乱を避けるため、以下、小払方「出入帳」とよぶ）から転記されたものである。さらに、小払方「出入帳」の仕訳記録の一部は、「請払帳」から転記されたものである。残りの仕訳記録は、小払方「出入帳」などの摘要書きに散見される「払

表 5-3 『仕分帳』の勘定口座名 1852(嘉永5)年下期

1(11, 個)本帳差引口	20(13, ♀, ♀) 福田文次郎	46(2, なし) 八郎右衛門様
2(29, ↓) 御用方	21(15, ♀, ♀) 清水雲次郎	47(2, 新) 元之助様
2-2(7, ↓) 片木目録台熨斗水引白木台状箱	22(9, ♀, ♀) 鳥井龜太郎	48(5, ♀) 次郎右衛門様
2-3(無) 主中様方御下向御雜用	23(11, 新, 手) 大塚房吉	49(2, なし) 三郎助様
2-4(8, ↓) 主中様御為認井名代供男履賃	24(10, ♀, ♀) 西門徳次郎	50(3, 新) 主中様方御為替物口★
2-5(13, 出) 諸式ノ糶	25(8, ♀, ♀) 川島勇次郎	51(17, なし) 京都店
3(71, 出) 奉仕方	26(9, ♀, ♀) 米田兵二郎	52(無) 江戸店
4(14, ↓) 飛脚賃	27(9, ♀, ♀) 野崎芳蔵	53(27, 出) 家方
4-2(16, ↓) 御為替金銀御城ヨリ駄賃	28(9, ♀, ♀) 葉谷卯之助	54(40, ♀) 元方
4-3(6, ↓) 御為替金銀請取人足賃	29(8, ♀, ♀) 石島恒三郎	55(59, ♀) 元方飛脚賃男履
4-4(3, 出) 諸方金銀持運人足賃	30(2, なし) 六助	56(16, 新) 新田
5(56, ↓) 店前	31(16, 晴) 米大豆鹽醬油酒酢蜜	57(9, ♀) 新田方
5-2(53, ↓) 雑普請	31-2(6, 替) 黒米買入駄賃等入目	58(51, 出) 仲間
5-3(5, ↓) 垣外寄賃	31-3(7, 晴) 大豆	59(22, なし) 上納方
5-4(68, ↓) 火事人足	31-4(7, ♀) 麴	60(31, 新) 有物
5-5(5, ↓) 京都要用上下入目	31-5(8, ♀) 醬油	61(44, 出) 出目欠
5-6(1, ↓) 両替方入用	31-6(18, ♀) 酒	62(50, なし) 貸方
5-7(7, ↓) 手習方入用	31-7(3, ♀) 酢	63(103, なし) 時賃
5-8(12, ↓) 呉服木綿并洗濯仕立物	31-8(3, ♀) 塩	64(2, 替) 寄物方
5-9(4, 出) 賞方入目	32(24, 晴) 香	65(3, なし) 本店
6(26, 出) 茶紙墨	33(37, ♀) 膏物	66(12, 替) 押合下坂客用
7(87, ↓) 諸方付届振舞等入目	34(9, ♀) 炭薪茶煙草燗油燗燗	67(6, 新) 古銀方
7-2(38, 出) 客入米入目	34-2(10, 晴) 薪	68(21, 出) 引替方
8(37, 出) 福田方右衛門	34-3(2, ♀) 茶	69(13, ♀) 銅座方
9(38, ♀) 中井出兵衛	34-4(1, ♀) 墨草	70(43, ♀) 銅座上納方
10(48, 出, 新) 石島保右衛門	34-5(5, ♀) 燗油	71(24, 新) 元野方
11(29, 新) 石井与三次郎	34-6(7, ♀) 燗燗	72(11, ♀) 引替積銀方
12(34, ♀) 山尾周五郎	35(30, 晴) 忠英須講入目	73(無) 雑用方
13(21, ♀) 吹田四郎兵衛	36(23, ♀) 炭礼	74(6, 出) 荒物屋又右衛門家賃 番預入目
14(34, ♀) 杉本勝三郎	37(4, 新, ↓) 下男給俵立助	75(17, 圓) 近火人足并雑普請
15(19, 新, 手) 林吉次郎	37-2(1, 新, ↓) 前七助	75-2(32, 圓) 雑普請并諸道具
16(24, ♀, ♀) 福田吉十郎	37-3(4, 新, 晴) 久助	75-3(4, 新) 中井番七郎
17(18, ♀, ♀) 阿部善三郎	38(29, 晴) 口履賃	76(32, 替) 加納庵中守様御動 方入目
18(13, ♀, ♀) 池田庄三郎	39(12, ♀) 髪結賃	77(6, 新) 道明寺方
19(20, ♀, ♀) 石井甚五郎	40(44, ♀) 台所向	78(23, 出) 近火人足炭膏之口
	41(10, 替) 押合月並店々寄会	78(7, 新) 鴻池栄三郎様灰振人 足入目
	42(5, ♀) 口袴犬神講	79(15, 晴) 手代子供小遣銀
	43(無) 宗六様	
	44(無) 助八様	
	45(2, 新) 則兵衛様	

註 ( )内の数字は取引記載件数。(無)のしるしは取引記載がないことを示す。(個)は「出入帳」(普通仕訳帳)で取引ごとの個別仕訳。(出)は親高(の全部または一部)を「出入帳」で仕訳。(新)は親高(同)の新(次期)「仕分帳」への繰越。目録への個別転記。(↓)は親高が以下の勘定と合算。(なし)は差引親高が0。

(出所) 『壬嘉永五年仕分帳』(三井文庫所蔵資料, 資料番号 本1841)。



帳』や『小遣帳』（現存資料の有無不明）などから転記されたものと思われる。逆に、『請払帳』の記録はすべて小  
 方『出入帳』に転記されている。

小払方『出入帳』や『請払帳』は一冊に数期分が記入されるが、小払方『出入帳』は一八〇六（文化三）年から  
 一八六二（文久二）年までのあいだに一〇冊が（本一八二〇、統一〇七四、統一〇八三）、『請払帳』は一七七五（安永四）  
 年から一八七〇年までのあいだに一五冊が（本一八八八、本一八九七、統七九四、統七九五、追八七、断片的に現存す  
 る。以下に、一八五一（嘉永四）年三月から一八五三（嘉永六）年三月までの小払方『出入帳』の一八五二年下期の  
 記載を中心に、その記入方法や『請払帳』からと『仕分帳』への転記関係などを述べていく。

小払方『出入帳』では半年の一会計期間を六つの小期間に細分し（暦月とは必ずしも一致しない）、さらに期末の決  
 算（整理）振替仕訳を記入する部分を設けている。前述のように、『仕分帳』記載の取引はすべて小払方『出入帳』  
 から転記されたものであるが（転記済み取引には『出入帳』の場合と同様に小払方『出入帳』でも写の押印）、小払方『出  
 入帳』記載の取引全部が『仕分帳』に転記されるわけではない。二小期間内に発生しかつ消滅した債権・債務など  
 の取引は、消の押印がされて、『仕分帳』には転記されない（『出入帳』『六福帳』間の転記方法と異なることに注意）。  
 小払方『出入帳』の取引記載順序と『仕分帳』のそれとが逆転していることがある。なかんずく、前期末残高の繰  
 越仕訳が小払方『出入帳』では期中に行われているのに対し（決算手続に日数を要するかぎり、今日の教科書的説明のよ  
 うに期中取引仕訳に先だって開始仕訳を記入するのは困難であろう）、『仕分帳』では前期繰越額がすべて各勘定の冒頭に  
 記録されている。このことや『仕分帳』の各勘定で二小期間ごとの小計を算出していること、消押印の帳簿内相  
 殺が三小期間にまたがらないこと、小払方『出入帳』および『仕分帳』には日付がまったくない（摘要欄に含まれ  
 ている場合を除く。『請払帳』には取引ごとの日付あり）ことなどから、営業取引の記帳事務は二小期間ごとにまとめて、

『請払帳』などから小払方『出入帳』を経て「仕分帳」に個別転記したものと思われる。

小払方『出入帳』の記帳方法は、「出」「入」の両方のしるしを付すかあるいは「入」だけで「出」は省略するか、「入」を金額の上に付すか下に付すか、摘要書きに振替先の勘定科目名を肩書きするかしないかといった細部については、同じ簿冊でも記帳者によって異なる。

小払方『出入帳』では二小期間ごとの各末尾に「出入なし」と記録されている。表5-13で（賄）と記していない『仕分帳』の諸勘定でも、その（子勘定がある場合は最後の子勘定）末尾に「出入なし」と記されている。また、表5-11に掲げたものにはないが、「預り方」勘定などの補助（内訳）勘定がなかに設けられている『大福帳』もあり、その場合各補助勘定末尾に「出入なし」の記載がある。洋式複式簿記では勘定の少ない側に残高を加えて貸借均衡させて検算するのに対し、「大坂両替店」では、振替記録した残高も含めて「出」合計額と「入」合計額とを差し引きして、検算しているとみてとれる。

小払方『出入帳』は記録・計算はすべて銀建て表示であり、前節で考察した『出入帳』とは異なり、金銀銭残高が示されておらず、仕訳機能に特化していて現金管理機能をもっていなかったと考えられる。『請払帳』にも金銀銭残高の記載はない。小口現金（銀銭）の管理は『金銀請取帳』や『小遣帳』で行われていたのであろうか。

「大坂両替店」の現存帳簿にはこれまで述べてきたもの以外に、「常是出入帳」、「仕送帳」、「差引帳」、「銀方差引帳」、「銅座差引帳」、「笠間差引帳」、「振物帳」、「当座帳」、「利入帳」、「新田関係の「仕分帳」などがあるが、これらの相互関係はよくわからない。

## 5 帳簿組織と付属明細書

「大坂両替店」では、貸借対照表と損益計算書とで構成される決算報告書の『勘定日録』の他に、付属明細書といたった性格の種々の決算報告書を作成した。それらは『勘定日録』とともに京都両替店を經由して大元方に提出された。それらのうち、『御為替方入目日録』が一七七五（安永四）年下期、一七八〇（安永九）年上期より一八六七（慶応三）年下期まで、『御為替仲間入目日録』が一八一三（文化一〇）年下期から一八六七（慶応三）年下期まで、『御為替方入目日録』が一七八三（天明三）年上期から一八七一年下期まで、『店前入目日録』および『賄方入目日録』が一七八三（天明三）年上期から一八七一年下期まで、『手代子供小遣銀目録』が一七七五年、および一七八〇年上期から一七八七（天明七）年下期まで、『当座貸・当座預 訳書』が一七八七年上期から一八七一年下期まで、『筑後・今治・雑用 勘定日録』が一七八七（天明七）年下期まで、『一七八七（天明七）年下期から一八七一年下期まで、『一七八七（天明七）年下期から一八七一年下期まで、『一七八七（天明七）年下期から一八七一年下期まで、『一七八七（天明七）年下期から一八七一年下期まで』の一（年上期より『筑後・今治・雑用方 勘定日録』に変わる）一八六九年下期まで、『店持抱屋敷勘定日録』が一七八六（天明六）年上期から一八七一年下期まで、それぞれ現存する（資料番号 統六一〇〇〜統六二八八）。また、それらの付属明細書の控えを大坂両替店で累年記録した帳簿が若干現存する。すなわち、一八〇〇（寛政一二）年下期から一八二二（文政五）年下期までの『筑後・今治・雑用方 勘定目録控』が一冊あり（本一八五六）、『賄方目録控』が一七四三（寛保三）年上期から、途中欠けている期間もあるが、一八二七（文政一〇）年下期までの六冊ある（本一九〇四〜本一九〇九）。

『賄方目録控』は、『御屋敷方御動入目』、『御為替方入目日録』、『御為替仲間入目日録』、『店前入目日録』、および、本章3で述べた『賄方入目日録』のそれぞれの控えである。『御為替方入目日録』は、小払方の『仕分帳』

に設けられた「御用方」勘定(表5-1-3の2番参照、于勘定も含む)の記載内容を整理してまとめたものである。『店前入目日録』は、『仕分帳』の「寺社方」、「飛脚賃」、「店前」、「筆紙墨」、「諸方附届振舞等入口」(同3-7、4、5、7は于勘定も含む)、および「荒物屋又右衛門家賃滞預入口」(同74)の諸勘定の記載内容をまとめ、それに「店地賃」(支払家賃)、「年褒美」(手代・子供への賞金)などを付加したものである。『御為替方入目日録』および『店前入目日録』の記載内容は、既述のように「出入帳」に「付出」され、『大福帳』の「店前」勘定径由して(表5-1-66参照)、『大福帳』の記録より各付属明細報告書の記載の方が詳細)、「勘定日録」の「払方」(費用の部)にまとめられる(表5-1-2の項目52、53参照)。『御為替仲間入目日録』は、『仕分帳』の「仲間」勘定(表5-1-3の58)の内容をまとめたものである。『御屋敷方御勤入目』は、原本の『日録』(報告書)が見当たらず、また、『賄方日録控』と『仕分帳』との両者同一期のものが現存しないので確かなことはいえないが、その記載内容(大元方関係の縁故者への付属など)から『仕分帳』の「元方」勘定(表5-1-3の54)の内容をまとめたものであろう。「元方」とは大元方を意味するが、「元方」勘定は、『大福帳』の「貸方」勘定(表5-1-39参照)を径由して、『勘定日録』の「貸方」(資産の部)に記録される(表5-1-2では項目37のなかに合算)。つまり「大坂両替店」の「小払方」で実際の支払がなされた費用が、「大坂両替店」から「大元方」への債権とされ、「大元方」の費用に振り替えられるわけである。

以上ようするに、『賄方日録控』に記録された五種類の決算報告書は、「賄方」ともよばれた「小払方」で実際の支払がなされた諸経費の明細報告書である。なお、『賄方入目日録』の「賄方入口」を報告する前半部(後半部は「手代子供小遣銀」の奥書が、後半部や『勘定日録』も含む他の報告書のもの)と大きく異なっていることは注目に値しよう。すなわち、「賄方入目」部分では、平手代の筆頭者(嘉永五年では表5-1-3の林吉次郎)が「小払役」という肩書で報告を行い、後半部でのあるいは他の報告書での報告者が(同、石井与三次郎)、「小払役」を監査しているかた

ちになっている。

『当座貸・当座預 訳書』は、『勘定目録』の「預り方」(資本負債の部) および「貸方」(資産の部)に「当座預」および「当座貸」としてそれぞれ一括表示されている項目(表5-1-2の28および42参照)の内訳を報告する。その内容は『大福帳』の「当座預」および「当座貸」勘定(表5-1-1402参照)で次期繰越となっている諸事項を書き抜いたものとなっている。

『店持抱屋敷勘定目録』は、家賃の流質で大坂両替店が取得した不動産(一〇軒内外)について、その不動産の評価額、家賃収入、維持管理の諸経費、およびその差額である家賃純益を一軒ごとに報告する。各不動産評価額は『勘定目録』および『大福帳』の「家代銀」(表5-1-2の34、表5-1-1参照)に記載されているものと一致する。しかし、『大福帳』の各不動産の家守(不動産管理人)に関する諸勘定は(家屋の所在場所を勘定科目名とする。表5-1-1④、⑤参照)、その家守との貸借関係を記録するもので、『店持抱屋敷勘定目録』記載の収益・費用の記録・計算とは異なる。しかし、各家守勘定残高と『店持抱屋敷勘定目録』の各収益費用差額とが一致して家賃純益をあらわし、その合計額が、既述のように、『勘定目録』の「入方」(収益の部)に記載される(表5-1-2の項目46参照)。

『筑後・今治・雑用方 勘定目録』は、「大坂両替店」内部の部署である「筑後方」、「今治方」、および「雑用方」と大坂両替店本体との貸借関係を報告する。その記載事項は『大福帳』のそれぞれの勘定(表5-1-1の②③④参照)の記載事項と異なるが、『筑後・今治・雑用方 勘定目録』と『大福帳』との各残高は一致する。その各残高は、既述のように、『勘定目録』の「当座預」(表5-1-2の28参照)のなかに吸収されている。『筑後・今治・雑用方 勘定目録』や『店持抱屋敷勘定目録』を作成する前提として、各部署に日常取引を記録・計算する帳簿があったと思われる。

## 6 結 語

これまで「大坂兩替店」の帳簿組織と記帳技術の概要をみてきたが、断片的に現存する諸帳簿相互間の関連をさぐるために、主として寛政から嘉永までの約半世紀にまたがる史料を検討した。その半世紀において、ある時期の二種以上の帳簿・決算報告書間の転記などの対応と同様のものが、別の時期のものにも見いだすことができ、ほとんど矛盾なく帳簿組織の全体像を描けた（細部については不明の点も多々あるが）。そのことは帳簿組織や記帳方法がその間にほとんど変化なかったということを意味している。大坂兩替店の「大福帳」の現存最古の一七五四（宝曆四）年上期のものも最新の一八七一年上期のものも、その記帳方法にはほとんど変化がない。また、「京都兩替店」の一七二八（享保一三）年下期の『大福帳』の記帳方法も「大坂兩替店」のものと同様である。三井家の「兩替店」の簿記技法は少なくとも享保末頃までには確立して固定化されていたものと思われる。

「大坂兩替店」の帳簿組織は、内部の部署を下位会計実体とみなして切り離して「大坂兩替店」本体だけでみれば、『出入帳』という現金式仕訳帳と『大福帳』という総勘定元帳とから構成される単一仕訳帳・元帳制とみることができ。また、「大坂兩替店」内部の「小払方」でも、仕訳帳に相当する小払方『出入帳』の記入が複数の原始記録からなされているが、小払方『出入帳』と総勘定元帳に相当する『仕分帳』との二つの帳簿を主要簿としていたと考えることができる。三井家の「大元方」でも、次章でみるように、現金式仕訳帳の『金銀出入帳』と総勘定元帳の『金銀出入寄』との二つを主要簿としている。これらは、中井家の帳簿組織が、「全勘定が一冊の元帳内に口座をひらく」といふ形での総勘定元帳は存しない」で、「仕訳帳と元帳といった機能的に完全に独立化した原

始記録簿と会計計算簿を分化せしめる条件はなかったもので、「多数の帳簿を」仕訳帳・元帳と二大別することは無理がある」(小倉「[193]」一三〇、一三四頁)という意味で、「多帳簿制」であったのとは異なる。ただ、「両替店」が金融機関で、「大元方」も傘下店との金融取引が主業務であったということを考慮しておく必要がある。三井の呉服店が「多帳簿制」を採用していたということは大いに考えられる。

「大坂両替店」本体では、前期繰越や次期繰越記入は『出入帳』を通さず『大福帳』のみで処理し、『大福帳』内の勘定間の振替の一部も『出入帳』を通していなかった。他方、小払方の『仕分帳』の取引記入は、繰越記入や整理記入の振替記入も含めて、そのことごとくが小払方『出入帳』から転記されたものであった。『出入帳』『大福帳』間ではいわゆる英米式決算法に近い処理をし、小払方『出入帳』『仕分帳』間ではいわゆる大陸式決算法に近い処理をしていたといえよう。今日の教科書では、大陸法は原則に忠実なため論理的であり、英米法は手数を省略するための簡便手続であると解説されることが多い。しかし、大陸法的手続を採用するか英米法的手続をとるかは、論理的か実務的簡便かというよりも(行列簿記やコンビュータ簿記では仕訳帳と元帳との二つが主要簿ということができない)、どちらにしても実務の便宜上の問題であるといえよう。振替記入について仕訳帳を通す理由は「振替記入を確実にを行うため」(沼田「[198]」七五頁)といえる。振替記入が非常に多い場合、記入漏れ・誤記入の有無の検証まで含めれば、大陸法的手続の方が英米法的手続よりもはるかに時間節約的である。一〇〇以上の勘定間で振替が行われるとき、英米法的手続では摘要書きに相手勘定を明記(これはかなり手数がかかる)しないかぎり、誤記の発見はとてつもなく困難となろう。ちなみに、一七九三(寛政五)年下期の小払方『出入帳』『仕分帳』では振替記録の総数は三八三件であった(現金式仕訳のため各勘定の片側への記入を一件と数えた)。

6 章  
— 大元方の帳簿組織



一七二〇(宝永七)年に創設された「大元方」の初期の会計については、頁で述べた安岡重明による「大元方勘定目録」の紹介があり、それにもとづいて諸考察がなされてきている(小倉[1961]、新保[1971]、河原[1975]第八章)。また、頁で既述したように、不動産会計の分析が、高寺貞男によって行われている。しかし、従来の研究では、その対象がほとんど内部決算報告書である『大元方勘定目録』にかぎられ、取引情報の収集↓分類↓集計↓(内部)報告からなる簿記過程(bookkeeping process or accounting process)については、松本四郎が『三井事業史資料篇一』の解題で、『金銀出入帳』(取引を月日を追って記入したもの)、『金銀出入寄』(勘定ごとの金銀額を集計)および『大元方勘定目録』の三者の関係についてごく簡単にふれているにすぎない(三井文庫[1973]八一、八二三頁)。

本章では、「大元方」の簿記法を、『金銀出入帳』↓『金銀出入寄』↓『大元方勘定目録』という、収集から(内部)報告までの一連の簿記過程について考察する。三井文庫には、『金銀出入帳』が、一八〇九(文化六)年上期のもの(資料番号 統六六七二)から一八七三年下期のもの(統六八〇二)まで、一期分も欠けることなく、揃って保管されている。また、『金銀出入寄』が、大元方創設当初の一七二〇(宝永七)年上期のもの(統五五一四)から一八七三年下期のもの(統五八二四)まで、一部の欠落(享保五年上期、同六年上期、同一六年下期、同二〇年下期、延享元年上期、寛延三年上期、宝暦四年下期、同七年下期、享和二年上期、文化一〇年下期、文政四年上期)を除くと、ほぼ揃って保管されている(宝永七・八両年は上下二期一年分で各一冊)。なお、一八一四(文化二一)年下期の『大元方勘定目録』

の全文が『三井事業史 資料篇一』に翻刻されていて（三井文庫〔S35〕資料55）、同年同期の『金銀出入寄』（統五七〇七）および『金銀出入帳』（統六六八三）の全文を拙稿で翻刻したので（〔S36：1992〕）、参照していただきたい。

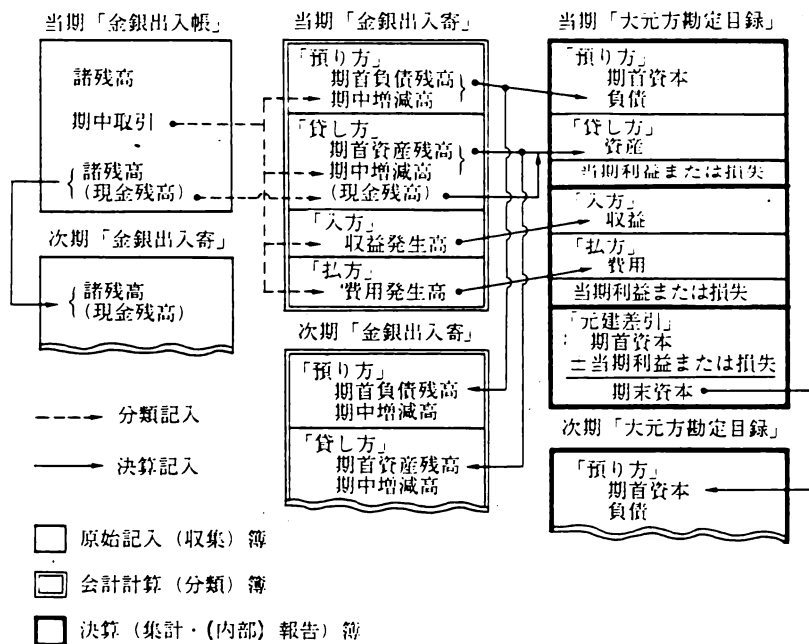
一八〇八年以前の『金銀出入帳』が見当たらないので、以下、本章では一八一四年下期のものを中心にして文化期以降の帳簿組織全体の概要を述べ、『金銀出入帳』の記入から『金銀出入寄』への転記を径て『大元方勘定目録』での決算終結にいたる過程を考察し、その後、一七一〇年以後の『金銀出入寄』の記録方法などから帳簿組織の変化を推測することにする。

## 1 『金銀出入帳』の記帳方法

「大元方」では、単一仕訳帳・元帳制度といいうる帳簿組織を有していた。現金式の仕訳帳である『金銀出入帳』に記録された取引が、総勘定元帳にあたる『金銀出入寄』に転記され、そこに集計された数値をもとにして、決算報告書である『大元方勘定目録』が作成された。『大元方勘定目録』は、三井大元方の奉公人から三井家当主あての決算報告書であるとともに、決算簿も兼ねている。すなわち、決算による利益・資本の計算が、『金銀出入寄』によってではなく、『大元方勘定目録』上で行われるので、後者にいたってはじめて簿記過程が完了する。『金銀出入寄』のなかには集台損益勘定も残高勘定も設けられていず、有銀とこぼれた資本金も『大元方勘定目録』で計算されるので、『金銀出入寄』のなかには、有銀の勘定もなかった。資料の揃っている一八〇九（文化六）年以降の『大元方』の帳簿組織を図示すれば、図6-1-1のようなものが描ける。

さて、取引情報を収集して記録する原始記入簿たる『金銀出入帳』は、単なる現金出納帳ではなく、『大元方勘

図 6 - 1 大元方の文化期以降の帳簿組織



定目録』に集約される取引のすべてを、現金式仕訳によって記した仕訳帳である。「金銀出入帳」では、期中に発生した取引が、おおむね、発生順に記帳されているが、七月五日の取引が三日の取引よりも先に記帳されるというような日付の逆転はしばしばみられる。記帳される取引には、金銀収支のともなわない帳簿上だけの取引も含まれる。

「大元方」の決算日は、既述のように三井の他の諸店の多くと同じく、七月一日と一二月末日の年二回で、会計期間は上期が六・五ヵ月、下期が五・五ヵ月となる。しかし、「大元方」が、傘下諸営業店の決算報告が出揃うのをまって自身の決算をしたため、帳簿記入期間は会計期間よりも三〜四ヵ月長くなる。その間は信用取引などの未完了取引の決済がすむまで帳簿の最終締切（約一〇ヵ月ほどの帳簿記入期間のなかに五、六度の中締切がある）を延ばしているのので、

各会計期間の前半は、前期分と当期分との二冊の『金銀出入帳』が併存する。当期中に決済が完了するはずであった信用取引の残高は、期末時点までに決済されなくても帳簿記入期間中は新帳簿に繰り越されず、決算作業終了時までには決済がすめば旧帳簿内で処理される。たとえば、下期分の給料の支払いが決算日の一二月末日を過ぎた翌年一月某日に行われたり、あるいは一二月末日期限の貸借の現金決済が実際には翌年三月某日に行われた場合、その記帳は前年下期の『金銀出入帳』になされる。

『金銀出入帳』記載の取引数は数一〇〇に及ぶので、ここでは部分的に資料をあげて説明していきたい。資料6-1(a)に示したように、入金取引の場合には用紙の一番上から行の頭に「入」の字をつけて書き、出金取引は、書き出しを下げ、「出」の字を冠して記す。現金収支のともなわない取引は、現金取引に擬制させて、常に複記がなされる。たとえば、借入(預り)金に対する「利息」(支払利息)や「役員」(役職手当)を現金で支払わずに「大元方」内に留保しておく場合には、資料6-1(b)に示したように、

入×××	未払利息(負債)	出×××	支払利息(費用)
入×××	未払給料(負債)	出×××	給料(費用)

と記入される。この場合、「出」項目は、総勘定元帳にわたる「金銀出入寄」の「払方」に(費用勘定をまとめたもの)、「入」項目は同「預り方」に(負債をまとめたもの)それぞれ転記され、『金銀出入寄』資料6-12(a)(b)(c)参照)の際に転記した印として(金)という印が押される。このように、「入」「出」というのは、洋式複式簿記のDR (debit)・CR (credit)が金銭の貸借とは関係ないのと同じように、実際の金銀の出入を示すものではない。

『金銀出入帳』に記帳された取引のすべてが、「金銀出入寄」に転記されるわけではなく、期中に発生かつ消滅した債権・債務は、発生時点の記帳数字との双方に「消」の印を押すことにより、『金銀出入帳』上において期間内相殺され、『金銀出入寄』に転記されることはない。たとえば、資料6-1(c)では、九月五日の出銀三貫九百匁と、一二月一日の入銀六貫四百匁のうち三貫九百匁(原資料では内訳金銀額はマメウ舟、三貫九百匁)というように符丁で記載)とが相殺されている。期間内相殺されずに残高が残る場合は(金の押印をされ、『金銀出入寄』に転記される。

同一人に関して、貸借の返済と給料の支払などが同じに行われて決済されるような場合、但し書に支払い(または受け取り)純額が記載される。資料6-1(c)では、入銀六貫四百匁、出銀拾貫八百八拾匁、および入銀貳貫貳百五拾匁の差引支払額二貫二百三十匁が但し書きされている。

『金銀出入帳』は、前期よりの繰越高の開始記入部分、日常取引部分、および次期への繰越記入部分に分けることができる。原則として債権・債務の残高は『金銀出入寄』に転記されるが、期中に決済が完了するはずであった一時的貸借の未決済額は、『金銀出入寄』に転記されずに次期の『金銀出入帳』に繰り越される。その繰越記入は、帳簿上、期末に決済が行われ、次期首に新たに同額の貸借が行われたかのように処理する。金銀現金残高は、次期に繰り越されるとともに、当期の『金銀出入寄』に転記される。

日常の取引記入部分は、帳簿記入期間中に三、六度締切られる。締切日は、決算日である七月一日および一二月末日が確定している他は期によって異なる。記入期間中の前半は、すでに述べたように、前期分と当期分の二冊の帳簿が併存するが、締切は二冊とも同一日に行われる。まず旧帳において、前締切日残高と今期間中の「入」取引合計額との和を算出し、そこから「出」取引合計額を引いて「帳面残り高」を算出する。つぎに、新帳において、

資料6-1(a) 『金銀出入帳』大元方 文化二年秋季(その1)

八月六日	入 金貳百五拾兩	本店 ①
	入 銀五貫六百文	預
八月六日	入 金貳百五拾兩	兩替店 ②
	入 銀四貫四百文	吉兵衛渡 ③
八月七日	出 金三歩	下河原町講懸全三口分 ③
八月七日	出 金壹兩	下河原吉兵衛かし ③
		諸入用之内

(注) ①大元方盆下の京都呉服。  
 ②同京都兩替店。  
 ③屋敷を管理する使用人。

資料6-1(b) 『金銀出入帳』(その2)

出 銀百五拾兩	真如堂方一丈 ①
入 銀百五拾兩	普請引当内建積
出 銀七拾五兩	元シメより足
入 銀貳貫四百文	〔十貫〕
	当季分
出 金貳貫四百文	右利足内建積
入 銀七拾五兩	東陽院右同断り足 ②
出 金貳貫四百文	右利足内建積
入 銀貳貫四百文	伝藏様大元方 ③
	半役料当季分 ④
	御同処内建積

(注) ①京都にある寺の名。三井家の菩提寺。  
 ②同寺にある院の名。  
 ③三井十一家の一人。  
 ④從職手当四貫八百文の内半額が支払われ、残り半額が社内預金のように積立てられている。



「入」合計額から「出」合計額を引いて「指引メ」額を出す（これがマイナスになることもしばしばある）。そして、この「指引メ」額に、旧帳で算出した「帳面残り高」を加減して、現金帳簿残高を計算する。帳簿記入期間の後半は帳面が一冊であるから、現金帳簿残高の算出は、前締切日残高と今期間中の「入」取引合計額との和から「出」取引合計額をされ、引くだけである。現金収支のともなわなない取引は必ず入・出複記されるので、帳簿上の現金残高と実際の現金残高とは一致しなければならないこととなる。このように、『金銀出入帳』は、仕訳帳であるとともに、現金管理機能を有する。「大元方」の取引の大部分が傘下の「京都本店」および「京都両替店」との取引か縁故貸しなどの取引であったために、「大元方」では現金収支取引が多かったので、かつての銀行簿記の現金式仕訳帳のような原始記入帳を用いたのであろう。

## 2 「金銀出入寄」の記録と「大元方勘定目録」

『金銀出入寄』は、必要な修正記入を行って、この帳簿を集約すれば、いつでも簿記の主目的たる財務諸表を作成して、損益を確定し、財政状態を明らかにすることができるという意味で、総勘定元帳であるといつてさしつかえなからう。ただし、『金銀出入寄』には、集合損益勘定と「資本金」勘定とが欠け（リザーブの諸勘定は当然ある）、また、決算は同帳簿上ではなく、『大元方勘定目録』上で行われる。したがって、『金銀出入寄』は、それらの点で、今日の総勘定元帳とは異なる。

『金銀出入寄』は、負債勘定を集めた「預り方」、資産勘定を集めた「貸し方」、収益勘定を集めた「入方」、そして費用勘定を集めた「払方」の四部分に大別されている。負債勘定は「預り方」の見出しのもとに一つにまとめ



られているが、他の三部分は以下に述べるような諸見出しのもとに細分されている。

資産勘定に集めた「貸し方」は、「本封附」(黄金など、ものとして管理している現金)、「元方有物」(大元方所有の書画骨董など)、「京両替店抛金」(大元方から傘下の京両替店を中継して大名などへなされた縁故貸)、「およびその他の資産(これには見出しがない)の四つに分類される。見出しのない部分に記載されている項目は、傘下営業店に対する貸付金や定額の出資金、三井家当主や使用人などに対する貸金、所有不動産、現金残高などが主なものである。

収益勘定を集めた「入方」は、つぎの九部分に分かれる。すなわち、「店々功納」(各営業店から大元方への納入金)、「店々臨時納」(同上)、「両店当季納」(同上。両店というのは京都両替店と京都本店)、「江戸有家宿賃入」(大元方が江戸に所有している不動産の賃貸料)、「大坂有家宿賃入」(同、大坂分)、「利足入払」(受取利息および支払利息。これは、収益と費用が混合しているので、正確には収益勘定ではない。収支差額がマイナスになって、それを「払方」に「附出ス」こともある)、「御為替徳用入」(公金為替運用からの収入)、「河州新田收納」(おとぎ「臨時金銀入」の九つである。配列の順序はどの期も一定でここに記したとおりである。期によっては、後三者には(見出しはあるが)取引記載がないこともある)。

費用勘定を集めた「払方」は、つぎのような順序で一六ないし一七に分かれる。「入方」の「利足入払」が差引支払超過になった場合には「利足入払指引メ払方」を先頭に書き、以下、「旦那衆御隠居料」(隠居した当主たちへの生活費)、「旦那衆御賄料」(当主たちの出資に対する定額の配当)、「旦那衆御惣領御末子并娘分入用銀」(当主たちの扶養家族手当)、「仲々間出し切」(冠婚葬祭費、家屋修繕費、貸倒れ損償却費、その他)、「御屋敷方附届入目」(紀州徳川家などの大名や幕府の役人などに対する付届け)、「旦那衆名目役料」(当主たちに対する役職手当)、「旦那衆江戸上下御路用」(当主たちの出張旅費)、「旦那衆於江戸大坂小遣雑用」(同滞在費)、「店々役料」(元々名代役料)、「奉公人役職者の給料」、

「元々隠動料并名代役御台力」（奉公人への退職給付）、「御台力」（諸寄附）、「諸方下屋敷入口但宿料差引メ」（大元方が京都・伊勢に所有していた不動産の維持管理費と賃貸料収入の差額）、「大元方会所小払」（大元方の消耗品費その他）、「金売之口」、および「金買之口」（この二者は費用勘定ではなく、個々の両管取引を記載する）の二六部分が続く。「仲（々）間出し切」のなかの一項目と「諸方屋敷入口但宿料差引メ」とについては、詳細を示す補助勘定が「金銀出入寄」のなかに設けられている。

『金銀出入寄』の「預り方」の部の記帳は、資料6-1-2(a)に示したように、前期の『金銀出入寄』より各項目別に残高とその摘要とが書き写される。期中に増減があればその額が『金銀出入帳』より転記され（資料6-1-2(b)参照）た後で期末残高が計算される。『大元方勘定目録』における負債項目の配列順序は『金銀出入寄』におけるそれとほとんど同じである。ただし、『金銀出入寄』の「預り方」は、資本金、勘定を欠くので、『大元方勘定目録』の「預り方」（資本負債の部）では、前期の期末資本が当期の期首資本として直接繰り越される。

『金銀出入寄』の「貸し方」の部の記帳方法および転記方法も、「預り方」の場合と同様である。『大元方勘定目録』の「貸し方」の全項目は『金銀出入寄』の「貸し方」より転記され、その配列順序は両者ほぼ同一である。

『金銀出入寄』の「入方」および「払方」の部の記帳は、「利足入払」「金売之口」「金買之口」（および「諸方下屋敷入口但宿料差引メ」の補助勘定）を除けば、原則として出・入が混ざることがないので、「出」や「入」を記さず、資料6-1-2(b)に示したように頭を揃えて記入する（例外的に出・入が混ざったときは、その数字だけに「入」または「出」の字を冠する）。「利足入払」、「金売之口」および「金買之口」の記帳方法は、資料6-1-2(c)に示したように、『金銀出入帳』の場合と同様、「出」「入」を冠し、「出」取引は書き出しを下げる。

混合勘定である「金売之口」および「金買之口」ではこれぞれ為替差益（損）を計算し、その差益（損）は「利

足入払」に振り替えられる。「利足入払」では収支差額を計算し、その差額が入超であれば、それを『大元方勘定目録』の「入方」に転記する。差額が出超であれば、それは、いったん『金銀出入寄』の「払方」に振り替えられ、それから、『大元方勘定目録』の「払方」に転記される。「大元方台所小払」は台計だけが『大元方勘定目録』の「払方」に転記される。「利足入払」、「金売之口」、「金買之口」、および「大元方台所小払」(および補助勘定)以外の「入方」および「払方」の各項目は、配列順序やその摘要書きも合わせて、ほとんどそのままの形で『大元方勘定目録』の「入方」および「払方」に個別転記される。

ところで、旧稿に、「文化一一年(一八一四)下期は、『金銀出入帳』から『金銀出入寄』への転記手續に不備があり、財産計算と損益計算とは利益額が一致しない」と書いたが(註[1]一八一頁)、この表現はかなり不正確であった。この期ばかりでなく、すでに述べたように、一七九八年上期から一八三三年下期の『大元方勘定目録』にはアーティキュレーションが不在である。ただし、この期のものにはアーティキュレーションの不在の他にも若干の転記ミスがある。この期の『大元方勘定目録』では決算の計算結果としての差額が「貸借対照表部分にはなく、損益計算書部分だけとなっている」(同所)のはこのためであらうと思われる。財産計算と損益計算とによって利益を二面的に確かめることが、手作業簿記ではすべての取引複記の確認のためはかなり重要な手段となることを、この事例が示しているといえよう。なお、アーティキュレーション不在の時期でも他の期では通常、(損益計算結果の利益額とは既述のように大きく異なるが)貸借対照表部分に財産計算結果が表示されている。

資料6-1-2(a) 『金銀出入寄』六元方 文化二年秋季(その1)  
「預り方」(部分)

子春 一、銀拾貫目 ①③	年々(三三) 真如堂方丈 ①③ 普請引宛内元建
一、銀拾老貫貳百五拾餘 又銀百五拾貫 当季分 台銀拾老貫四百貫 ③	右利尼内建横 戊春季迄 ①③
子春 一、銀五貫目 ①③	年々(三三) 東陽院 ①③ 普請引宛内元建
一、銀四貫五百九拾五匁 ① 又銀七拾五匁 当季分 台銀四貫六百七拾匁 ③	右利尼内建横 戊春季迄 ①③
「中略」	
一、銀拾三貫八百八拾五匁 ① 又銀貳貫四百匁 当季分 台銀拾六貫貳百八拾五匁 ③ 六分九厘	三蔵様 六元ノ役料 内建横 ①③ 戊春季迄

(注) ①前(春)期「金銀出入寄」より繰越。  
②当(秋)期「金銀出入寄」より転記。  
③当期「大期方勘定日録」へ転記および次期「金銀出入寄」へ繰越。  
④利率を示す。

資料6-1-2(b) 『金銀出入寄』(その2)  
「旦那衆名役料」(部分)

一、銀四貫八百匁	清蔵様 六元ノ御役料
一、銀四貫八百匁 ①	三蔵様 右同断 内半減末秋季分 内積ニ成ル
一、銀五百拾六匁	八助様 芝口店御名前料

(注) ①役料支払分二貫四百匁と向未支払分二貫四百匁との和が合計転記されている。

資料6-1-2(c) 『金銀出入寄』(その3)  
「利足入払」(部分)

出銀百五拾匁	真如堂方丈普請引当 (十貫)
当	元シブムリ足
入銀百七拾五匁	東陽院 右同断 分
入銀百七拾五匁	歡喜大預り銀り足 元方分
入銀百四拾匁	下川原町 戊秋季 六ヶ月分り足

### 3 初期の帳簿組織（推定）

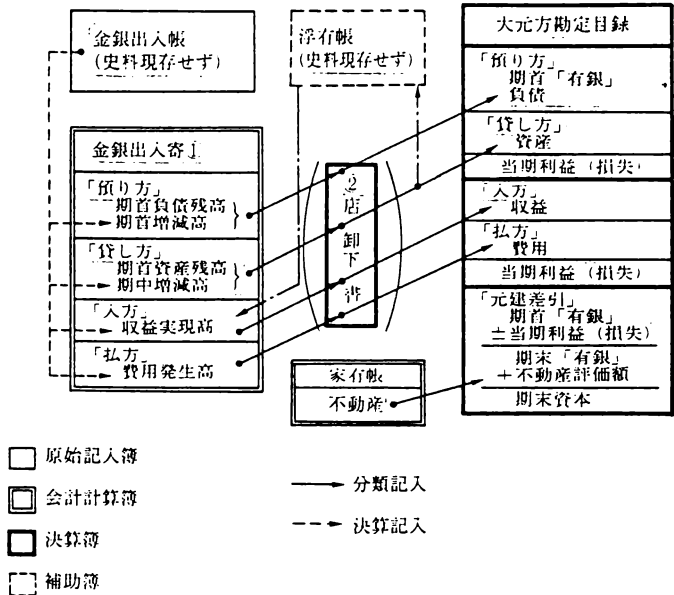
初期の「大元方」の帳簿組織は、資料が揃わないので確かなことはいえないが、図6-12に示したようなものであったと考えられる。『金銀出入帳』は前述のように一八〇九（文化六）年より以前のものが見当たらない。

総勘定元帳にあたる『金銀出入寄』は、初期のものでは現金銀の記載がなく（後のものでは現金銀の期末残高が「貸シ方」に記録されているが、現金銀の増減変化は記録されていない）、また「安永持分け」前は不動産を他の資産から除外して処理したので、不動産勘定も欠いている。

勘定口座の配列順序は毎期ほぼ一定であるが、一七一五（正徳五）年下期以前のもものでは（統五五一四〜統五五二三）、決算報告書である『大元方勘定目録』（統二八五六〜統二八六四）の順序とは大きく異なる。したがって、正徳五年以前には、決算報告書の作成に先だって配列順序の整理や勘定間の振替などが必要なので、中井家の場合や明治の簿記書『商法活用帳合之法』にみられるような、店卸下書による（簿外）決算が行われ（小倉〔1962〕六一、六三頁、〔1977〕七六頁参照）、そこから『大元方勘定目録』に清書されたものと思われる。一七一六（享保元）年上期のものから、『金銀出入寄』（統五五二四以下）と『大元方勘定目録』（統二八六五以下）の配列順序が一致するようになるので、店卸下書は不要になったのではないかと考えられる。

「家有帳」は、「大元方」成立時から「安永持分け」までに「大元方」所有のすべての不動産の台帳である。他の帳簿が毎期一冊ずつ作成されるのとは異なり、六五年分の不動産所有状況が一冊のなかに記されている。同帳で算出された不動産評価額が、で既述したように、『大元方勘定目録』の「元建差引」の部において、「有銀」（不動

図 6-2 大元方の初期の帳簿組織 (推定)



(注) ① 正徳5年以前は図中の配列順序と異なる。  
 ② 実在したかは不明。

産を除外した、資本金) に加算される。

「浮有帳」の現存例が見当たらないが、初期の『大元方勘定目録』には「浮有帳」の名が頻出する。これは簿記体系内の帳簿ではなく、簿外に落とされた不良債権を管理する補助簿と考えられる。三年ごとの多額の「功納外延銀」収益で資産額を着実に増やしていた初期の「大元方」では、保守主義にかなり傾いた処理をしていて、毎期のように不良債権を償却するとともに、「三年勘定」の際に怪しい債権はほとんど損費に落とされた。そして、簿外資産となった不良債権を「浮有帳」に「付出入」ことによって管理したとみられる。初期の『大元方勘定目録』の「入方」(収益の部)には、「浮有物入」という償却済債権取立益が計上されていることがめずらしくない。

#### 4 結 語

「大元方」では、単一仕訳帳・元帳制度といゆる帳簿組織を有していた。ただし、『金銀出入帳』の仕訳記入は、イタリア式簿記法で用いられる貸借複記式の仕訳方法ではなく、日本の銀行簿記や收支簿記法などかつて用いられた現金式仕訳と同様の方法である（ただし横書ではなく縦書）。『金銀出入帳』に記入された取引が、総勘定元帳といった性格の『金銀出入寄』に転記され、そこで『大元方勘定目録』が作成された。『大元方勘定目録』は、決算報告書であるとともに、決算簿も兼ねていて、当期純利益および資本金（有銀）の計算が、『金銀出入寄』によってではなく、『大元方勘定目録』上で行われたのである。「大元方」の『金銀出入帳』と『金銀出入寄』との帳簿組織は、前章でみた「大坂両替店」が『出入帳』と『大福帳』とを主要簿としていたのと、大要は同様といえる。しかし、『金銀出入帳』と『出入帳』とでは、一会計期間中に生じかつ決済された債権・債務や次期繰越の処理の記帳方法などにかんがりの相異がみられる。また、『金銀出入寄』では科目の配列順序が『大元方勘定目録』と同様であったのに対し、交互計算の多い『大福帳』では配列順序が『勘定目録』とはかなり異なっていた。このように、「大元方」と「大坂両替店」とでは、業態の違いによる取引種類・取引数の違いを反映して、記帳方法も含めて帳簿組織が異なっていたのである。

ところで、「わが国会計制度近代化の先駆をなした銀行簿記における『現金式仕訳法』より転化し（もしくは退化）たものであるとみるのが通説」（久野 [註]三五二頁）であるところの收支簿記の起源を、西川孝治郎は福沢諭吉の『帳台の法』（一八七三年）に求めている。すなわち、同書巻之一の「訳者註」に「日本流ノ帳台ニ慣レタル人ニ…

…分り易クスルニハ或ハコレヲ出入ニ書替ヘ……訳者ニモ夫等ノ頓智ハナキニ非ザレドモ……」とある。「頓智」が端初になって、福沢の門下生によって工夫されたというのである(西川(孝) [1951])。しかし、福沢の「頓智」は訳語選択上の(不採用の)案にすぎず、実際には、日本語の慣用とは正反対であった直訳の「借方」(debit)・「貸方」(credit)が使われた。『銀行簿記精法』(大蔵省、一八七三年)の現金式仕訳は、「当時のイギリスの銀行の一部で採用されていたものが、イギリス人銀行家シャンドを介してわが国に導入されたとみる」(久野 [1982] 二四三頁)のが妥当と思われるが、それが日本に定着した理由として、在来帳台法の現金式仕訳が無視できない。そして、それが収支簿記法に「退化」した、もしくは「改良」されたのは、江戸時代に開発された和式簿記との折衷といつてよからう。江戸時代の三井では、DR (debit)に相当する語として「かし」「出」「渡」が、CR (credit)に相当する語として「かり」「入」「預」が、それぞれ互換的に使われていた。ただし、現金にまつてのみはそれが逆転する。それに類した用語法は、江戸時代の中井家の『金銀出入帳』という名の帳簿(小倉 [1982] 八四―九〇頁)、西川(孝)論文に引用されている明治初期の簿記書にもみられる(二〇五―六八頁)。したがって、『銀行簿記精法』に解説されている現金式仕訳法は、……明治時代から産業革命、紡績会社その他の業種の企業が永く現金式仕訳帳制をとっていた(片野 [1983] 三〇七頁)ことも不思議ではなからう。



## 引用文献

- 青木昌彦「日本の科学技術革新力見劣りせず」『日本経済新聞』、一九八八年四月二八日付。
- 天野雅敏「徳川後期における阿波藍商資本の蓄積構造」(一)『愛媛経済論集』第二卷第二号、第三卷第一号(一九八二年一月、一九八三年六月)。
- 『阿波藍経済史研究—近代移行期の産業と経済発展—』吉川弘文館、一九八六年。
- 「阿波藍商奥村家」嘉永四辛亥正月十五日定年々惣勘定帳」について『愛媛経済論集』、第八卷第一号(一九八八年一月)。
- 安藤英義『商法会計制度論—国元書房、一九八五年。
- 行武和博「出島オランダ商館の会計帳簿—その帳簿分析と日蘭貿易の実態把握—」『社会経済史学』、第五七卷第六号(一九九二年三月)。
- 石井寛治『開国と維新』(体系 日本の歴史12)小学館、一九八九年。
- 石井良助『近世取引法史』創文社、一九八二年。
- 井原西鶴『日本永代蔵』岩波文庫、一九五六年(原本一六八八(貞享五)年刊)。
- 泉谷勝美『中世イタリヤ簿記史論』森山書店、一九六四年。
- 『簿式簿記生成史論』森山書店、一九八〇年。
- 今井典子「大元方『家有帳』」『三井文庫叢』、第八号(一九七四年)。
- 「近世住友の決算簿について」『住友修史室報』、第三号(一九七九年五月)。

岩邊見三「杜離宮大福帳と歴史の謎―イタリア式簿記の伝播に関連して―」（埼玉大学）『社会科学論集』、第六三号（一九八八年二月）。

植村正治「播州近藤家の魚問屋経営と帳合法」『大阪大学経済学』、第二六卷第三・四号（一九七七年三月）。

——「近世農村における市場経済の展開」同文館、一九八八年。

Woolf, Arthur H., *A Short History of Accountants and Accountancy*. London: Gee & Co., 1912. [片岡義雄・片岡泰彦

(訳)『ウルフ会計史』法政大学出版局、一九七七年。]

大蔵省(編)『銀行簿記精注』、一八七三年(復刻版、雄松堂、一九七九年)。

大谷寿太郎「江戸時代に於ける織物問屋の帳簿(一)(二)」『会計』、第四一巻第五号・第六号(一九三七年一月・二月)。

大原信久「再び貸借対照表に就て」『東京経済雑誌』、第一六七七号(一九一三年二月)。

大森研造「我國在来の商業帳簿」『経済論叢』、第一二巻第五号(一九二一年五月)。

——「開成簿記の起源に就いて」『経済論叢』、第一四巻第一号(一九二二年一月)。

——「開成簿記の形式と内容」『会計』、第一三巻第一号(一九三三年四月)。

——『大森教授遺稿』大森研造教授記念事業会、一九三七年。

大矢真一「和算以前」『中公新書五七七』、中央公論社、一九八〇年。

岡本幸雄「『イェ』制度と日本の近代化」宮本又次(編)『江戸時代の企業者活動』(『日本経営史講座 第一巻』、日本経済新聞社、

一九七七年、Ⅶ章)。

小川保「京都における三井家の屋敷―集積過程からみた特質―」『三井文庫論叢』、第一四号(一九八〇年)。

奥野高嶺「室町時代における土倉の研究」『史学雑誌』、第四四編第八号(一九三三年)。

小宮榮一郎「江州中井家帳合法の記帳技術―金銀出入帳と大福帳―」『杉根論叢』、第五六号(一九五九年七月)。

——「洋式簿記法輸入後の技が国固有簿記法―村西商店の決算例―」『杉根論叢』、第七〇・七一・七二合併号(一九六〇年

一〇月)。

——「江州中井家帖台の法」『滋賀大学日本経済文化研究所叢書』、ミネルヴ、書房、一九六二年。

- 「経営管理と中井家帳合」『社会経済史学』、第三一巻第六号（一九六六年三月）。
- 「わが国固有簿記法の展望」『彦根論叢』、第一二二・一二三合併号（一九六七年三月）。
- 「近州商人の工業会計」滋賀大学経済学部附属資料館『研究紀要』、第一号（一九六八年三月）。
- 「江戸期の工業会計—中井家押立店の場合—」滋賀大学経済学部附属資料館『研究紀要』、第二号（一九六九年三月）。
- 「わが国固有の会計法の発達と西洋式簿記法」『会計』、第一〇五巻第三号（一九七四年三月）。
- 「和式帳合法発達の段階的考察」『人文科学特集』、第三七号合併号（一九七七年一〇月）。
- 「会計史研究の問題点」『企業会計』、第三三巻第二号（一九八一年二月）。
- 「近世日本商家の企業観—中井家の会計主体—」『会計』、第一一九巻第五号（一九八一年五月）。
- 小倉金之助『日本の数学』（岩波新書、赤一六）（第八刷）岩波書店、一九五〇年（第一刷一九四〇年）。
- 賀川隆行「三井両番店の経営と蓄積」『三井文庫論叢』、第八号（一九七四年）。
- 「近世後期の越後屋の経営」『三井文庫論叢』、第九号（一九七五年）。
- 「近世後期の京都糸綱問屋の経営」『三井文庫論叢』、第一〇号（一九七六年）。
- 「三井両番店の御為普浪裁許と家屋敷」『三井文庫論叢』、第一四号（一九八〇年）。
- 「近世三井経営史の研究」吉川弘文館、一九八五年。
- 「三井の紀州藩大名貨と蓄積処分」『三井文庫論叢』、第二〇号（一九八六年）。
- 郭道揚『会計発展史綱』中央广播視覚大学出版社、一九八四年（津谷原正（中））『中国会計発展史綱（上）』文眞堂、一九八八年。
- 片岡泰彦『イタリヤ簿記史論』森山書店、一九八八年。
- 片野一郎『銀行簿記』神戸大学会計学研究室（編）『第四版 会計学辞典—同文館、一九八四年所収。』
- カロン (François Caron) (幸田成友(中))『日本大王国志』《東洋文庫90》千凡社、一九六七年。
- 河原一夫『江戸時代の帳合法』ぎょうせい、一九七七年。
- 北島正元『江戸商業と伊勢店』吉川弘文館、一九六二年。

木村和郎『日本における簿記会計学の発展』潮流社、一九五〇年（『科学としての会計学（下）』有斐閣、一九七二年に再録）。  
Kemeny, John G., Arthur Schleier, Jr., J. Laurie Snell, and Gerald L. Thompson, *Finite Mathematics with Business Applications*, Prentice-Hall: New Jersey, 1962.

桑田 儀・島山秀樹「三木金物仲買問屋の経営と帳合合法―作屋清右衛門家（黒田家の事例）―」『大阪大学経済学』、第二八巻第四号（一九七九年三月）。

後藤明「イスラームの都市性―都市論再考―」『創文』、第二八九号（一九六八年六月）。

後藤隆之「伊勢商人の世界」三重県良書出版会、一九九〇年。

小原二郎「木は生きている」西岡常一・小原二郎（共著）『法隆寺を支えた木』《NHKブックス318》日本放送出版協会、一九七八年、IV章。

小松和生「近世広島における前期的資本の存在形態―平野屋（松井家）勘定帳―を中心に―」『大阪大学経済学』、第一八巻第一号（一九六八年六月）。

——「近世後期における商人資本の帳合合法―師匠尾道・金屋の諸帳簿について―」『神戸学院経済学論集』、第二巻第二号（一九七〇年一月）。

糸原光太郎「室町御物問屋の経営実態」『家業―京都室町御物問屋の研究―』（立命館大学人文科学研究所紀要第五号）、一九五七年。

作道洋太郎「鴻池両香店の帳合合法」『社会経済史学』、第三二巻第二号（一九六六年六月）。

——『近世封建社会の貨幣金融構造』稿書房、一九七一年。

佐藤倫正「資金会計情報とその開示」飯田修三・早矢仕健司（編著）『会計情報と情報開示』白林書房、一九八六年、第三章。  
柴謙太郎「日本橋区の三井」『日本橋』、第二号（一九三五年七月）。

正田健一郎「江戸時代の都市・流通機構と市場」宮本又次（編）『江戸時代の企業者活動』（日本経営史講座第一巻）日本経済新聞社、一九七七年、III章。

Singer, Charles, "East and West in Retrospect", in Charles Singer, E. J. Homyard, A. R. Hall and Trevor I.

Williams (ed.), *A History of Technology*, Vol. III, London : Oxford University Press, 1956.

〔平田寛(訳)「東西への回顧」C・シンガー他編(平田寛等訳編)『増補 技術の歴史 3 地中海文明と中世下』筑摩書房、一九七八年。〕

新保博「徳川時代の為替取引に関する一考察—御金蔵為替を中心に—」神戸大学『経済学研究年報』、第一五号(一九六八年)。  
 ———「わが国在来帳合法の成立と構造—近世簿記発達史についての一試論—」『国民経済雑誌』、第一二三巻第四号(一九七一年四月)。

木岡照啓「近世後期住友出店の決算簿—住友会計技術の一端—」『住友歴史室報』、第一二号(一九八四年一月)。

徐龍達「韓国固有簿記研究の曙光—尹根楨教授著『四介松都治簿法研究』によせて—」『会計』、第一〇〇巻第六号(一九七一年一月)。

曾根ひろみ「大坂における訴訟と裁判—金銀出入を中心にして—」『ヒストリア』、第一一三号(一九八六年二月)。

孫徳栄「韓国・朝鮮固有簿記—四介松都治簿法—研究の類型的考察」『星陵台論集』、第二〇巻第一号(一九八七年一〇月)。

Sombart, Werner, "Capitalism," in Edwin R. A. Seligman (ed.), *Encyclopedia of Social Sciences*, Vol. III, (pp. 195-208), New York : Macmillan, 1930.

『十六二四五十年史』、六九、一九六七年。

高井家治「バチオリ以前のインドの領式簿記—Bani Khani—」追手門経済論集、第二二第三号(一九八八年三月)。

高寺貞男『会計政策と簿記の展開』ミネルヴァ書房、一九七一年。

———「和式簿記法と様式簿記法との比較会計史」『経済論叢』、第一二二巻第四・五号(一九七八年五月)。

———「初期の三井大元方における簿外不動産追補会計の解析」『経済論叢』、第一二二巻第三・四号(一九七八年一〇月)。

———『会計学アラカルト』同文館、一九八二年。

———『可能性の会計学』三嶺書房、一九八八年。

———「簿記法的设计開発にあらわれたアジア的共通性」『経済論叢』、第一四三巻第六号(一九八九年六月)。

———・隈淵聡(共著)『大企業会計史の研究』同文館、一九七九年。

Takatera, Sadao, "Comparative Analysis of the Old Japanese Bookkeeping Method with the Western Bookkeeping Method," *The Kyoto University Economic Review*, Vol.1, No.1-2, Apr.-Oct., 1980.

Takatera, Sadao and Noboru Nishikawa, "Genesis of Divisional Management and Accounting Systems in the House of Mitsui, 1710-1730", *The Accounting Historians Journal*, Vol.11, No.1, Spring, 1984.

高橋久一「明治期『三〇〇』制度の考察」*中央大学『経営経済研究』*年報「第三号(Ⅱ)(一九七三年八月)。  
竹内一男「山口家の勘定帳——布屋問書店勘定帳の探検——」*三和調査資料*三一九号(一九七三年十二月)。

武田備雄「東西十六世紀商算の対比」*『科学史研究』*第三六号、第三八号(一九五五年一月、一九五六年四月)。  
田中隆雄「三菱合資会社における業務報告——明治後期の管理会計——」*『東京経済大学』*第一六二号(一九八九年九月)。

——「江戸時代後期の三井江戸問書店の経営動向」*『三井文庫論叢』*第三号(一九六九年)。  
——「三井江戸問書店史料補遺——紙背文書『勘定口録』の復原——」*『三井文庫論叢』*第八号(一九七四年)。

谷本雅之「硝子醬油醸造業の経営動向——在来産業と地方産家——」(林祐子編『醬油醸造業史の研究』吉川弘文館、一九九〇年第六号)。

玉城 謙『近代日本における家族構造』酒井書店、一九五六年。  
Chalfield, Michael, *A History of Accounting Thought*, revised ed., New York : Robert E. Krieger Publishing Company, 1977.

「津田正見・加藤順介(原著初版)」『チャットフィールドと会計思想史』文眞堂、一九七八年。  
Chandler, A. D., Jr., *The Visible Hand : The Managerial Revolution in American Business*, Cambridge, Mass. : Harvard University Press, 1977.

「鳥羽欽一郎・小林繁繁治(訳)『経営者の時代』東洋経済新報社、一九七九年。」  
許 繁芳「収支簿記法としての廈門華僑簿記の事例研究——長崎在留の『泰記号』の簿記(一九〇七—一九三四)——」『経営史学』

第三卷第三号(一九八八年一〇月)。

戸田義郎「南支系中国簿記の研究」『支那研究』第三卷第一号(一九四二年五月)。

豊島義一「明治三二・三三年の三菱造船所決算勘定」『東北大学研究年報 経済学』、第四九卷第四号（一九八八年一月）。

中井信彦「共同体的結合の契機としての『血縁』と『支配』——三井家における家法成立過程を素材として——」『三井文庫論叢』

第四号（一九七〇年）。

中田 薫『徳川時代の文学に見えたる私法』岩波文庫、一九八四年。

中田易直『三井高利』《人物叢書》吉川弘文館、一九五九年。

中野 卓『商家同族団の研究——暖簾をめぐる家と家連合の研究——』（第二版）未栄社、（上）一九七八年、（下）一九八一年（初版、一九六四年）。

中部 千子「江戸時代前期における記帳と帳合」『神戸学院経済学論集』、第四卷第三号（一九七二年二月）。

中村 哲「江戸後期における農村工業の発達——日本経済近代化の歴史的前提としての——」『経済論叢』、第一四〇卷第三・四号（一九八七年一〇月）。

九八七年一〇月）。

中村 忠・大森俊哉『対談・簿記の問題点をめぐる』税務経理協会、一九八七年。

西川孝治郎「福沢諭吉と収支簿記法」『会計』、第六六卷第六号（一九五四年一月）。

——『日本簿記発達史の特徴』『会計』、第九八卷第一号（一九六六年一月）。

——『日本固有帳合法の特徴について』『商学集志』、第三八卷第二・三・四合併号（一九六九年二月）。

——「わが国会計史研究について——和式帳合の二重構造——」『会計』、第一〇〇卷第七号（一九七二年二月）。

——『日本簿記史談』同文館、一九七一年。

西川 登「文化期における三井大元方の簿記法」『経営史学』、第一六卷第二号（一九八一年七月）。

——「江戸時代における三井大元方の会計」米川伸一・平田光弘（編）『企業活動の理論と歴史』千倉書房、一九八二年、第八章。

——「元禄期の三井京都御用所における複式決算の成立」『佐賀大学経済論集』、第一五卷第一号（一九八二年七月）。

——「寛政期の三井両替店——巻新元方とその勘定日録——」『佐賀大学経済論集』、第一六卷第三号（一九八三年二月）。

——「三井両替店——巻の会計組織——」『経営史学』、第一九卷第三号（一九八四年一〇月）。

- 『鏡ニシテニューター社会の大学会計教育——伝統的簿記論はこのままでいいのか?——』『佐賀大学経済論集』、第一八巻第一二号（一九八五年九月）。
- 『文政期の三井越後屋呉服店の本支店会計報告制度』『産業経理』、第四六巻第三号（一九八六年一〇月）。
- 『資料 三井越後屋呉服店』『本店』一巻の『決算報告書』類（文政元年下期）『佐賀大学経済論集』、第一九巻第三号（一九八六年一二月）。
- 『三井越後屋呉服店の初期・中期の決算報告書』『商経論叢』、第二三巻第二号（一九八八年一月）。
- 『三井大坂両菅店の帳簿組織』『商経論叢』、第二四巻第四号（一九八九年三月）。
- 『和式複式決算簿記の起源について』『商経論叢』、第二五巻第二号（一九八九年九月）。
- 『資料 三井大元方の総勘定元帳Ⅱ』『金銀出入寄』（文化一一年一八一四年下期）『商経論叢』、第二五巻第四号（一九九〇年七月）。
- 『江戸時代の簿記会計』『会計史学会年報一九九〇年版』、第九号（一九九一年A）。
- 『会計における江戸時代の『遺産』』神奈川大学『経済貿易研究』、第一七号（一九九一年B）。
- 『資料 三井大元方の現金式仕訳帳Ⅱ』『金銀出入帳』——文化一一年一八一四年下期——『商経論叢』、第二七巻第一号（一九九二年月）。
- 『西川四百年史稿本』西川産業、一九六六年。
- 西坂 靖『三井大坂両菅店の抱屋敷管理と代判人・家守』『三井文庫論叢』、第二一号（一九八七年一二月）。
- 『越後屋（本店）一巻』店々審公人数』『三井文庫論叢』、第二三号（一九八九年一二月）。
- 西村 明『中国企業会計の構造と分析』九州大学出版会、一九八九年。
- 日本学士院日本科学史刊行会（編）『明治前 日本数学史 新訂版』（全三巻）野間科学医学研究資料館、一九七九年（初版、岩波書店、一九五四～一九六〇年）。
- 日本経営史研究所（編）『三井両菅店』三井銀行、一九八三年。
- 沼田嘉徳『簿記教科書』（三訂新版）同文館、一九八八年。



根岸 浩『合股の研究』東亜研究所、一九四三年。

Nobes, Christopher W., "The Pre-Facility Indian Double-entry System of Bookkeeping: A Comment", *Abacus*, Vol.23, No.2, 1987.

野口喜久雄『近世九州産業史の研究』吉川弘文館、一九八七年。

長谷川彰『近世における特産物の成立と中央市場—荳野醤油の京都市場進出過程について—』『社会経済史学』、第三八卷第三号（一九七二年八月）。

——『近世中期における播州竜野・円尾家の経営構造—利貸業から醸造業への転換を中心にして—』『桃山学院大学経済経営論集』、第一六卷第一号（一九七四年六月）。

島山秀樹「作清（黒田清右衛門）家の棚卸帳」永島福太郎（編）『三木金物問屋史料』思文閣、一九七八年。

服部俊治（編）『中国簿記の研究—増減記帳法の原理と構造—』同文館、一九八〇年。

テン・ハーウ・ハ（Onko Ien Have）（三代川正秀・訳）『会計史』税務経理協会、一九八七年。

濱田弘作『会計史研究序説—近代英国会計発達の黎明—』多賀出版、一九八三年。

林 玲子「木綿問屋川喜田家資料（Ⅰ）—寛文〜元禄初年を中心に—」『流通経済大学論集』、第一一巻第一号（一九七六年七月）。

——「木綿問屋川喜田家資料（Ⅱ）—元禄五年〜享保五年—」『流通経済大学論集』、第一二巻第二号（一九七七年十一月）。

——「木綿問屋川喜田家資料（Ⅲ）—流通経済大学論集』、第一五巻第二号（一九八〇年一〇月）。

——『江戸店犯科帳』《江戸く選書Ⅷ》、吉川弘文館、一九八二年。

——「銚子醤油醸造業の市場構造」山口和雄・石井寛治（編）『近代日本の商品流通—東京大学出版会、一九八六年。』

原 征士「わが国固有の簿記法研究への一視角—日本会計史研究序説—」法政大学『経営志林』、第一二巻第三号（一九七五年一〇月）。

——「わが国固有の簿記法に関する一考察—固有帳合記と複式簿記との比較—」法政大学『経営志林』、第一三巻第四号（一九七七年一月）。

久野秀男『英米（加）古典簿記の発展史的研究』《学習院大学研究叢書Ⅱ》、学習院大学、一九七四年。

- 「銀行簿記」黒澤清責任編集『会計学辞典』東洋経済新報社、一九八二年。
- 「収支簿記」番場嘉一郎編集代表『会計学大辞典』(第三版) 中央経済社、一九八七年。
- 『わが国財務諸表制度生成史の研究』(学習院大学研究叢書15) 学習院大学、一九八七年。
- 「先駆的株式会社の会計実務の先進性とその退行現象」『発生主義』損益計算への指向とその挫折——『学習院大学経済論集』、第二六巻第一号(一九八九年六月)。
- 平井泰太郎「出雲帳合の性質」『国民経済雑誌』、第六一巻第三号(一九三六年九月)。
- J・ヒルシュマイヤー、由井常彦「日本の経営発展—近代化と企業経営—」東洋経済新報社、一九七七年。
- 福澤諭吉『帳合之法』、一八七三年(復刻版、雄松堂、一九七九年)。
- 『福澤全集』第一巻、時事新報社、一九七七年。
- 藤田貞一郎「町人請負新田の経営的性格—河州鴻池新田について—」『大阪大学経済学』、第一〇巻第三号(一九六一年二月)。
- 「一九八七年の日本経営史」『経営史学』、第二四巻第一号(一九八九年四月)。
- 藤本隆士「村方商人石本家の帳簿組織—天領天草御領村における—」『九州文化史研究』(紀要)、第八・九号(一九六一年三月)。
- ボホナ：(Salomon Roehner)(村田全・記)『科学史における数学』みすず書房、一九七〇年。
- 正木久司『日本の経営財務論』税務経理協会、一九八五年。
- 松本四郎「元禄・享保期における長谷川家の木部問屋経営」北島正元(編著)『江戸商業と伊勢店』吉川弘文館、一九六二年。
- 「幕府末・維新时期における三井大元方の存在形態」『三井文庫論叢』、第二号(一九六八年)。
- 林 瑠子(共著)「元禄の社会」歴史研究学、日本史研究会(編)『講座日本史 第四巻 幕藩制社会』東京大学出版会、一九七〇年。
- 三井高維「江戸時代に於ける特殊商業としての呉服屋と両替屋」『社会経済史学』、第二巻第九号(一九三二年一月)。
- 三井高橋『越後屋反古控』中央公論社、一九八二年。
- 三井高房『町人考見録』稿本三井家資料、第◆巻。
- 三井文庫(編)『三井事業史 資料篇一』三井文庫、一九七三年。

- 三井文庫(編)『三井事業史 本編第一巻』三井文庫、一九八〇年。
- 三井礼子・山口宗藏『宗齋居士古遺言』と『宗三遺言』、『三井文庫論叢』、第三号(一九六九年)。
- 宮本又次『あきなひと商人』ダイヤモンド社、一九四二年。
- 『江戸時代の帳簿と帳合』、『大阪大学経済学』、第六巻第三・四号(一九五七年三月)、『大阪の研究』第三巻、清文堂、一九六九年、『著作集』第三巻、講談社、一九七七年に再録。
- 『南部における小野一族経営の諸相—小野組前史の研究—』、『大阪大学経済学』、第一六巻第二・三号(一九六六年一月)。
- 『小野組の研究』第二巻、大原新社、一九七〇年。
- 『近世商業の展開』藤田貞一郎・宮本又次・長谷川彰『日本商業史』(『有斐閣新書B15』)有斐閣、一九七八年、第I部所収。
- 村上陽一郎『近代科学を越えて』日本経済新聞社、一九七四年。
- 村田 全『日本の数学 西洋の数学—比較数学史の試み—』(『中公新書六一一』)中央公論社、一九八一年。
- 茂木虎雄『日本会計史論の展開と課題—研究史と展望—』、『立教経済学研究』、第二五巻第三号(一九七一年一月)。
- 『和式帳合と洋式簿記—複式簿記法展開の世界史的体系化の問題—』、『立教経済学研究』、第二九巻第四号(一九七六年一月)。
- 安岡重明『前期的資本の蓄積過程—鴻池算用帳の研究の一節—』、『同志社商学』、第一一巻第五号(一九六〇年一月)。
- 『三井家初期の大元方勘定日録』、『近世史研究』、第四〇号(一九六六年六月)。
- 『財閥形成史の研究』、『ミネルヴァ書房』、一九七〇年。
- 『近世京都商人の家業と相続』同志社六学人文科学研究所(編)『京都社会史研究』法律文化社、一九七一年。
- 『三井財閥史 近世・明治編』教育社歴史新書、日本史〇一三六、教育社、一九七九年。
- 『日本財閥経営史 三井財閥』日本経済新聞社、一九八二年。
- 山崎與右衛門『塵劫記の研究 図録編』森北出版、一九六六年。

山下勝治「出雲候合に於ける両面勘定」『珍恨高商論叢』第二〇号（一九三六年二月）。

柳父章「翻譯語成立事情」《岩波新書》黄一八九《岩波書店、一九八二年》。

由井常彦「わが国会社企業の先駆的形態—江戸時代における共同企業的所有形態の研究—」『経営論集』第一〇卷第四号（一九三三年）。

拙木 孝『近世簿記経済史』ミネルヴァ書局、一九六五年。

中 良彦「韓国固有簿記の理論と構造」『会計』第一〇一卷第四号（一九七二年四月）。

——「韓国固有簿記の起源」『会計』第一〇一卷第五号（一九七二年五月）。

——「田介於簿記簿記」の東洋簿記的起源」『会計』第一一一卷第一号（一九七七年一月）。

吉田光由（著）・大穴真一（校訂）『塵劫記』『岩波文庫』一九七七年。

吉田洋一『算の発見—算学の生い立ち—』《岩波新書》赤四九《四二刷》岩波書店、一九六九年（初刷、一九三九年）。

Lall Nigam, R.M., "Balti-Khata: The Pre-Pacioli Indian Double-entry System of Bookkeeping", *Abacus*, Vol.22, No.2, September, 1986.

Littleton, A.C., *Accounting Evolution to 1900*, 2nd ed., New York: Russell & Russell, 1966 (original ed., New York:

American Institute Publishing Co., 1933).

一土崎一郎 (Ed.) 『シヤンマンン算経簿記』一六頁、同文館、一九七三年（初版、一九四二年）。

De Roover, "Partnership Accounts in Twelfth Century", in A.C. Littleton and B.S. Yamey (de.), *Studies in the History of Accounting*, London: Sweet & Maxwell, 1956.

野村 進「和算算珠の簿記」『会計』第四三卷第二号（一九三八年八月）。



## あのしがき

「多くの書を作れば際限がない。多くを学べばからだが疲れる」と、『伝道の書』の著者のようにいう資格は私にはありませんが、この文の殊に後段は今の実感というところで、書き終えてほっとしたというのが正直な気持ちです。そのような拙著ですが、私にとっては多くの人々からの援助と好意なしには考えることもできなかったでしょう。

学部ゼミ以来今日まで指導をして戴いてきた高寺貞男先生から多大の影響を受けていると思います。その御指導に感謝の言葉もあります。三井文庫に足を向け始めたころに同文庫の研究者も兼任していた松本四郎先生に古文書の講義で初歩から手ほどきをして戴きました。同文庫の賀川隆行さんには世話になりっぱなしです。かつて、賀川さんの労作に対する拙書評に、「私がしてきたことは、賀川氏の落ち穂拾い、ないしは氏が解明したことを会計学のJargonに書き換えたものに過ぎない」と記しましたが、『会計史学会年報』一九八五年度版、その感は今もほとんど変化はありません。文庫の樋口知子さん、西坂靖さんにも、史料の難読文字の読みも含め色々教えてもらっています。一九八六年に館長に就任された山口和雄先生には、『三井両替店』(一九八三年刊)に対する拙書評(『経営史学』一九八五年)の抜刷をお送りして以来、励ましのお葉書等を頂戴してきました。

「師の説になづまざる事」という『玉かつま』に記された精神を装って「よくたしかなるよりどころをとらへ、いづくまでもゆきとほりて、たがふ所なく、うごくまじきにあらずは、たやすくは出すまじきわざ也」という面より、「心はやりていひ出ることは、ただ人にまさらむ勝むの心にて」といった面が優っていたような、生意気な

批判を繰り返したにもかかわらず、小倉榮一郎先生、河原一夫先生、(故)西川孝治郎先生、安岡重明先生は、暖かく見守って下さいました。「先駆者はつねにすて石だよ」という言葉に『エースをねらえ』を見ていて感動を覚えたことがあります。笑って捨て石になれる先達のいる世界は捨てたものではありません。

度重なる入退院の日程等についてわがままを聞いてくれた市川総合病院の上野真弓先生、神奈川済生会病院の佐川寛先生、そして看護婦さん達に感謝致します。また、ここには名前を記し切れない大勢の人々のお世話になりました。最後に、「半病人が給料以上に働くことはない」と注意してくれた父・保と兄・均に、そして、一あなたの研究業績に誰も期待していないこと人生には他に大切なものも沢山あることを教えて(思い出させて)くれた妻・順子に感謝し、拙著を亡母・昌子と亡兄・晃の霊前に捧げたいと思います。

一九九二年八月八日

西川 登